

第1編

土地区画整理法

第1章 法 令

条文別索引

◎土地区画整理法

第一章 総 則

第一条（この法律の目的）……………〇
 第二条（定義）……………〇
 第三条（土地区画整理事業の施行）……………一
 第三条の二（独立行政法人都市再生機構の施行する土地区画整理事業）……………一
 第三条の三（地方住宅供給公社の施行する土地区画整理事業）……………二
 第三条の四（都市計画事業として施行する土地区画整理事業）……………二

第二章 施行者

第一節 個人施行者

第四条（施行の認可）……………二
 第五条（規準又は規約）……………三
 第六条（事業計画）……………三
 第七条（宅地以外の土地を管理する者の承認）……………五
 第八条（事業計画に関する関係権利者の同意）……………五
 第九条（施行の認可の基準等）……………六
 第十条（規準又は規約及び事業計画の変更）……………六
 第十一条（施行者の変動）……………七
 第十二条（施行者の権利義務の移転）……………九
 第十三条（土地区画整理事業の廃止又は終了）……………九

第二節 土地区画整理組合

第一款 設 立

第十四条（設立の認可）……………二〇
 第十五条（定款）……………二一
 第十六条（事業計画及び事業基本方針）……………二一
 第十七条（宅地以外の土地を管理する者の承認）……………二三
 第十八条（定款及び事業計画又は事業基本方針に関する宅地の所有者及び借地権者の同意）……………二三
 第十九条（借地権の申告）……………二三
 第十九条の二（事業計画の案の作成及び組合員への周知等）……………二四
 第二十条（事業計画の縦覧及び意見書の処理）……………二四
 第二十一条（設立の認可の基準等及び組合の成立）……………二五
 第二十二条（組合の法人格）……………二六
 第二十三条（名称の使用制限）……………二六
 第二十四条（設立の費用の負担）……………二六

第二款 管 理

第二十五条（組合員）……………二六
 第二十五条の二（参加組合員）……………二七
 第二十六条（組合員の権利義務の移転）……………二七
 第二十七条（役員）……………二七
 第二十八条（役員の仕事）……………二七
 第二十八条の二（理事の代表権の制限）……………二九
 第二十八条の三（理事の代理行為の委任）……………二九
 第二十九条（理事の氏名等の届出）……………二九
 第三十条（総会の組織）……………二九
 第三十一条（総会の議決事項）……………二九

第三十二条（総会の招集）……………三〇
 第三十三条（総会の議長）……………三〇
 第三十四条（総会の会議及び議事）……………三〇
 第三十五条（総会の部会）……………三一
 第三十六条（総代会）……………三一
 第三十七条（総代）……………三一
 第三十八条（議決権及び選挙権）……………三一
 第三十八条の二（議決権のない場合）……………三三
 第三十九条（定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更）……………三三
 第四十条（経費の賦課徴収）……………三五
 第四十条の二（参加組合員の負担金及び分担金）……………三六
 第四十一条（賦課金等の滞納処分）……………三六
 第四十二条（賦課金等の時効）……………三七
 第四十三条（借入金）……………三七
 第四十四条（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）……………三七

第三款 解散及び合併

第四十五条（解散）……………三七
 第四十五条の二（清算中の組合の能力）……………三八
 第四十六条（清算人）……………三八
 第四十六条の二（裁判所による清算人の選任）……………三八
 第四十六条の三（清算人の解任）……………三八
 第四十六条の四（清算人の職務及び権限）……………三八
 第四十七条（清算事務）……………三八
 第四十七条の二（債権の申出の催告等）……………三八
 第四十七条の三（期間経過後の債権の申出）……………三八
 第四十八条（残余財産の処分制限）……………三八
 第四十八条の二（裁判所による監督）……………三八
 第四十九条（決算報告）……………三九
 第四十九条の二（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）……………三九

第四十九条の三（不服申立ての制限）	三九	第五十五条（事業計画の決定及び変更）	五〇
第四十九条の四（裁判所の選任する清算人の報酬）	三九	第五十六条（土地区画整理審議会の設置）	五二
第四十九条の五（即時抗告）	三九	第五十七条（審議会の組織）	五二
第四十九条の六（検査役の選任）	三九	第五十八条（委員）	五二
第五十条（合併）	三九	第五十九条（予備委員）	五八
第五十一条 削除	三九	第六十条（委員の補欠選挙等）	五八
第三節 区画整理会社		第六十一条（審議会の会長）	五八
第五十二条の二（施行の認可）	四〇	第六十二条（審議会の招集、会議及び議事）	五八
第五十二条の三（規準）	四〇	第六十三条（委員の選挙権及び被選挙権）	五八
第五十二条の四（事業計画）	四〇	第六十四条（審議会の会議が開かれない場合等の措置）	五九
第五十二条の五（宅地以外の土地を管理する者の承認）	四二	第六十五条（評価員）	五九
第五十二条の六（規準及び事業計画に関する宅地の所有者及び借地権者の同意）	四二	第五節 国土交通大臣	
第五十二条の七（借地権の申告）	四二	第六十六条（施行規程及び事業計画の決定）	五九
第五十二条の八（規準及び事業計画の縦覧並びに意見書の処理）	四二	第六十七条（施行規程）	五九
第五十二条の九（施行の認可の基準等）	四三	第六十八条（事業計画）	五九
第五十二条の十（規準又は事業計画の変更）	四四	第六十九条（施行規程及び事業計画の決定及び変更）	六一
第五十二条の十一（区画整理会社の合併又は事業の譲渡等）	四六	第七十条（土地区画整理審議会）	六三
第五十二条の十二（承継）	四七	第七十一条（評価員）	六四
第五十二条の十三（土地区画整理事業の廃止又は終了）	四七	第六節 独立行政法人都市再生機構等	
第四節 都道府県及び市町村		第七十一条の二（施行規程及び事業計画の認可）	六四
第五十二条（施行規程及び事業計画の決定）	四七	第七十一条の三（施行規程及び事業計画）	六四
第五十三条（施行規程）	四八	第七十一条の四（土地区画整理審議会）	六八
第五十四条（事業計画）	四八	第七十一条の五（評価員）	六九
		第七十一条の六（審議会の委員及び評価員の公務員たる性質）	六九
		第三章 土地区画整理事業	
		第一節 通 則	
		第七十二条（測量及び調査のための土地の立入り等）	六九
		第七十三条（土地の立入等に伴う損失の補償）	六九
		第七十四条（関係簿書の閲覧等）	七一
		第七十五条（技術的援助の請求）	七一
		第七十六条（建築行為等の制限）	七一
		第七十七条（建築物等の移転及び除却）	七三
		第七十八条（移転等に伴う損失補償）	七四
		第七十九条（土地の使用等）	七四
		第八十条（土地の使用等）	七四
		第八十一条（標識の設置）	七五
		第八十二条（土地の分割及び合併）	七五
		第八十三条（登記所への届出）	七五
		第八十四条（関係簿書の備付け）	七五
		第八十五条（権利の申告）	七五
		第八十五条の二（住宅先行建設区への換地の申出等）	七八
		第八十五条の三（市街地再開発事業区への換地の申出等）	八〇
		第八十五条の四（高度利用推進区への換地の申出等）	八二
		第二節 換地計画	
		第八十六条（換地計画の決定及び認可）	八四
		第八十七条（換地計画）	八四
		第八十八条（換地計画に関する関係権利者の同意、縦覧及び意見書の処理）	八九
		第八十九条（換地）	八九

第六章 雑 則

第二百二十八条(土地区画整理事業の重複施行の制限及び引継ぎ)……………二五
 第二百二十九条(処分、手続等の効力)……………二五
 第二百三十条(宅地の共有者等の取扱い)……………二五
 第二百三十一条(公有水面の取扱)……………二六
 第二百三十二条(債権者の同意の基準)……………二六
 第二百三十三条(書類の送付にかわる公告)……………二六
 第二百三十四条(意見書の提出の期間の計算等)……………二六
 第二百三十五条(他の工事の費用の負担)……………二六
 第二百三十六条(土地区画整理事業と農地等の関係の調整)……………二六
 第二百三十六条の二(権限の委任)……………二七
 第二百三十六条の三(大都市等の特例)……………二八
 第二百三十六条の四(事務の区分)……………二八

第七章 罰 則

第三百三十七条(罰則)……………一九
 第三百三十八条(罰則)……………一九
 第三百三十八条の二(罰則)……………一九
 第三百三十八条の三(罰則)……………一九
 第三百三十九条(罰則)……………一九
 第三百四十条(罰則)……………一九
 第三百四十一条(罰則)……………一九
 第三百四十二条(罰則)……………一九
 第三百四十二条の二(罰則)……………一九
 第三百四十三条(罰則)……………二〇
 第三百四十四条(罰則)……………二〇
 第三百四十五条(罰則)……………二〇
 第三百四十六条(罰則)……………二〇

第四百七十七条(罰則)……………二二〇
 附 則……………二二一

○土地区画整理法施行令

第一章 規 準、規 約、定 款 及 び 施 行 規 程 並 び
 に 事 業 計 画 及 び 事 業 基 本 方 針

第一条(規 準、規 約、定 款 及 び 施 行 規 程 の 記 載
 事項)……………二一三
 第一条の二(施 行 地 区 及 び 設 計 の 概 要 を 表 示 す
 る 図 書 の 縦 覧 に つ い て の 公 告)……………二一七

第二条(定 款 又 は 事 業 計 画 若 し く は 事 業 基 本 方
 針 の 変 更 に 関 す る 特 別 議 決 事 項)……………二二〇
 第三条(事 業 計 画 又 は 規 準 若 し く は 施 行 規 程 の
 縦 覧 に つ い て の 公 告)……………二二四

第四条(縦 覧 手 続 等 を 省 略 す る こ と が で き る 事
 業 計 画 又 は 規 準 若 し く は 施 行 規 程 の 修 止 又 は
 変 更)……………二二四

第四条の二(国 土 交 通 大 臣 又 は 都 道 府 県 知 事 の
 認 可 を 要 し な い 設 計 の 概 要 の 変 更)……………二五二
 第五条(国 土 交 通 大 臣 が 土 地 区 画 整 理 事 業 を 施
 行 す る 場 合 に お け る 関 係 都 道 府 県 知 事 及 び 関
 係 市 町 村 長 に 図 書 を 送 付 す る こ と を 要 し な い
 施 行 地 区 又 は 設 計 の 概 要 の 変 更)……………二六二

第二章 土 地 区 画 整 理 組 合 の 役 員 及 び 総 代
 の 解 任 請 求

第六条(解 任 請 求 代 表 者 証 明 書 の 交 付)……………二二七
 第七条(署 名 の 収 集)……………二二七
 第八条(解 任 請 求 書 の 提 出)……………二二八
 第九条(組 合 員 及 び 組 合 員 名 簿)……………二二八
 第十条(解 任 の 投 票)……………二二八
 第十一条(投 票)……………二二八
 第十二条(解 任 の 投 票 の 結 果 の 公 告)……………二二八
 第十三条(解 任 投 票 録)……………二二八
 第十四条(解 任 の 投 票 又 は 解 任 の 投 票 の 結 果 の
 効 力 に 関 す る 異 議 の 申 出)……………二二八
 第十五条(解 任 請 求 の 禁 止 期 間)……………二二九
 第十六条(都 道 府 県 知 事 の 行 う 解 任 の 投 票)……………二二九
 第十七条(総 代 の 解 任 の 請 求 に 関 す る 特 例)……………二二九

第三章 土地区画整理審議会の委員

第十八条 (土地区画整理審議会の委員の定数の基準) 五三

第十九条 (委員の選挙期日の公告) 五三

第二十条 (選挙人名簿) 五三

第二十一条 (選挙人名簿の縦覧及び異議の申出) 五三

第二十二条 (選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告) 五三

第二十三条 (選挙人) 五三

第二十四条 (立候補制) 五三

第二十五条 (選挙場並びに投票時間及び開票の日時の公告) 五四

第二十六条 (投票を行わない場合) 五四

第二十七条 (選挙管理者及び立会人) 五四

第二十八条 (選挙場の設備及び秩序の維持) 五四

第二十九条 (投票) 五四

第三十条 (投票のできない者) 五四

第三十一条 (退出させられた者の投票) 五四

第三十二条 (開票日) 五四

第三十三条 (開票) 五四

第三十四条 (投票の効力) 五四

第三十五条 (当選人の決定) 五四

第三十六条 (当選人の失格) 五五

第三十七条 (当選の効力の発生) 五五

第三十八条 (当選人がない場合等の公告) 五五

第三十九条 (選挙録) 五五

第四十条 (委員の選挙及び当選の効力に関する異議の申出等) 五六

第四十一条 (再選挙) 五六

第四十二条 (補欠選挙又は再選挙を行わない場合) 五六

第四十二条の二 (災害の場合における選挙の特例)

第四十二条の二 (災害の場合における選挙の特例) 五六

第四十三条 (改選請求代表者証明書の交付) 五六

第四十四条 (署名の収集及び改選請求書の提出) 五六

第四十五条 (施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者及び選挙人名簿) 五七

第四十六条 (改選の投票) 五七

第四十七条 (投票人) 五七

第四十八条 (改選投票管理者及び立会人) 五七

第四十九条 (改選投票所の設備及び秩序の維持) 五七

第五十条 (投票) 五七

第五十一条 (開票) 五七

第五十二条 (改選の投票の結果の公告) 五七

第五十三条 (改選投票録) 五七

第五十四条 (改選の投票又は改選の投票の結果の効力に関する異議の申出) 五八

第五十五条 (改選請求の禁止期間) 五八

第四章 換地計画

第五十五条の二 (換地計画の縦覧についての公告) 八九

第五十六条 (再び縦覧手続を要しない換地計画の修正) 八九

第五十七条 (過小宅地の基準) 九〇

第五十八条 (公共の用に供する施設等) 九二

第五十九条 (縦覧手続を省略することができる換地計画の変更) 九四

第五章 減価補償金及び清算

第六十条 (減価補償金の交付基準) 九九

第六十一条 (清算金の分割徴収又は分割交付) 一〇〇

第五章の二 土地区画整理士技術検定

第六十二条 (方法及び基準) 一〇二

第六十二条の二 (受験資格) 一〇二

第六十二条の三 (試験の免除) 一〇三

第六十二条の四 (合格証明書) 一〇三

第六十二条の五 (合格の決定の取消し) 一〇三

第六十二条の六 (手数料) 一〇八

第六十二条の七 (国土交通省令への委任) 一〇三

第六章 費用の負担等

第六十三条 (国庫負担金) 一〇八

第六十四条 (地方公共団体の分担金) 一〇九

第六十四条の二 (重要な公共施設) 一〇九

第六十四条の三 (公共施設管理者の負担金) 一〇九

第六十五条 (削除) 一一〇

第六十六条 (国庫補助金) 一一〇

第七章 雑 則

第六十七条 (公共施設) 一一

第六十七条の二 (宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て土地区画整理事業を施行することができる者) 一一

第八条(施行地区及び工区の設定に関する基準).....

一四
二四
四一
六〇
六七

第九条(設計の概要の設定に関する基準).....

一四
二四
四一
六〇
六七

第十条(資金計画に関する基準).....

一五
二五
四二
五〇
六〇
六七

第十条の二(土地区画整理事業の施行の方針).....

三三

第三章 住宅先行建設区、市街地再開発事業

区及び高度利用推進区への換地の申出等

第十条の二の二(住宅先行建設区への換地の申出).....

七八

第十条の三(建設計画書).....

七八

第十条の四(法第八十五条の二第五項第二号の国土交通省令で定める工作物).....

七八

第十条の五(市街地再開発事業区への換地の申出).....

八一

第十条の六(高度利用推進区への換地等の申出).....

八二

第十条の七(法第八十五条の四第三項第二号の国土交通省令で定める工作物).....

八四

第四章 換地計画の認可申請手続及び内容

第十一条(換地計画の認可申請手続).....

八四
九四

第十二条(換地設計).....

八四

第十三条(各筆換地明細).....

八五

第十四条(各筆各権利別清算金明細).....

八五

第四章の二 指定検定機関

第十四条の二(指定検定機関の指定の申請).....

〇四

第十四条の三(名称等の変更の届出).....

〇五

第十四条の四(役員を選任又は解任の認可の申請).....

〇五

第十四条の五(検定委員の要件).....

〇五

第十四条の六(検定委員の選任又は解任の届出).....

〇五

第十四条の七(検定事務規程の記載事項).....

〇六

第十四条の八(検定事務規程の認可の申請).....

〇六

第十四条の九(事業計画等の認可の申請).....

〇六

第十四条の十(帳簿).....

〇六

第十四条の十一(検定事務の実施結果の報告).....

〇七

第十四条の十二(検定事務の休廃止の許可).....

〇七

第十四条の十三(検定事務の引継ぎ).....

〇七

第五章 雑 則

第十五条(施行者の変動があつた場合における届出及び都道府県知事の公告事項).....

一八

第十六条(借地権の申告手続).....

二一
三三
四二
四三
四四
四六
七六

第十六条の二(組合員への周知等).....

二〇

第十六条の三(電磁的記録).....

二九

第十七条(賦課金等の督促手数料の額の限度).....

三六

第十八条(決算報告書).....

三九

第十九条(取用委員会に対する裁決申請書の様式).....

七〇

第二十条(標識).....

七五

第二十一条(登記所への届出事項).....

七五

第二十二条(登記所への通知).....

七八

第二十三条(権利申告手続).....

七六

第二十四条(権限の委任).....

七四

附 則

第一条(この省令の施行期日)

第二条(土地区画整理ノ施行二関スル件及び特

別都市計画法施行規則の廃止)

別記

様式第一(第十条の二の二関係).....

七九

様式第二(第十条の三関係).....

七九

様式第三(第十条の五関係).....

八一

様式第四(第十条の六関係).....

八三

様式第五(第十条の八関係).....

八三

様式第六(第十三条関係).....

八五

様式第七(第十四条関係).....

八八

様式第八(第十六条関係).....

二四

様式第九(第十九条関係).....

七〇

様式第十(第二十三条関係).....

七七

様式第十一(第二十三条関係).....

七七

○土地区画整理法の規定に基づき、都市計画区域を指定する件(平成五年建設省告示第五百九十八号).....一五

○土地区画整理法施行規則第十七条の規定に基づく国土交通大臣が定める手数料の額（平成十五年国土交通省告示第二百七十九号）	三六
○土地区画整理法施行令第六十二条の二第四号の規定による同条第一号から第三号までに掲げる者と同等的以上の知識及び経験を有する者（平成十二年建設省告示第三十八号）	一〇三
○土地区画整理法施行令第六十二条の三第二号の規定に基づく土地区画整理士技術検定の学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲（平成十二年建設省告示第一号）	一〇三

◎土地区画整理法

△政・省令対照▽

〔昭和二十九年五月二十日〕
法律第百十九号

改正

昭和三十九年	六月二十五日法律第一八五号
同 三〇年	七月八日同 第五三三号
同 三一年	六月二日同 第一四八号
同 三四年	四月一日同 第九〇号
同 三四年	四月二〇日同 第一四八号
同 三五年	三月三日同 第一四号
同 三七年	九月二五日同 第一六一号
同 三八年	四月一日同 第七五号
同 三八年	七月一日同 第一三四号
同 三九年	六月二日同 第九四号
同 四二年	七月二日同 第七五号
同 四三年	六月二五日同 第一〇一号
同 四五年	四月一日同 第一三三号
同 四五年	六月一日同 第一〇九号
同 四八年	九月二〇日同 第八四号
同 四九年	六月一日同 第六七号
同 四九年	六月一日同 第六九号
同 五〇年	六月二五日同 第七一号
同 五〇年	七月一六日同 第六七号
同 五五年	五月一日同 第三五号
同 五六年	五月二二日同 第四八号
同 五七年	五月二二日同 第五三号
同 五八年	二月二日同 第七八号
同 六二年	九月四日同 第八七号
同 六三年	四月二六日同 第二二号
同 六三年	五月二四日同 第六三三号
平成 三年一〇月	四日同 第九〇号
同 四年	六月五日同 第七六号
同 五年	五月六日同 第三四号
同 五年一二月二日	同 第八九号
同 六年	六月二九日同 第四九号

目次

平成 七年	二月二六日法律第一四号
同 一〇年	六月三日同 第九二号
同 一一年	三月三日同 第二五号
同 一一年	六月二六日同 第七六号
同 一一年	七月一六日同 第八七号
同 一一年	二月八日同 第五一〇号
同 一一年	二月二日同 第六〇号
同 一四年	二月八日同 第一一〇号
同 一四年	三月三日同 第一二二号
同 一四年	四月五日同 第二二二号
同 一四年	七月三日同 第一〇〇号
同 一五年	六月二〇日同 第一〇〇号
同 一六年	六月二八日同 第二四四号
同 一六年	二月一日同 第四七号
同 一六年	二月一日同 第五〇号
同 一七年	四月二七日同 第三四号
同 一七年	七月二六日同 第八七号
同 一八年	六月二日同 第五〇号
同 一三年	五月二五日同 第五三三号
同 一三年	六月二四日同 第七四号
同 一三年	八月三〇日同 第一〇五号

土地区画整理法をここに公布する。

土地区画整理法

第一章 総則(第一条―第三条の四)

第二章 施行者

第一節 個人施行者(第四条―第十三条)

第二節 土地区画整理組合

第一款 設立(第十四条―第二十四条)

第二款 管理(第二十五条―第四十四条)

第三款 解散及び合併(第四十五条―第五十一条)

第三節 区画整理会社(第五十一条の二―第五十一条の十三)

第四節 都道府県及び市町村(第五十二条―第六十五条)

第五節 国土交通大臣(第六十六条―第七十一条)

第六節 独立行政法人都市再生機構等(第七十一条の二―第七十二条の六)

第三章 土地区画整理事業

第一節 通則(第七十二条―第八十五条の四)

第二節 換地計画(第八十六条―第九十七条)

第三節 仮換地の指定(第九十八条―第一百零二条)

第四節 換地処分(第一百零三条―第一百零八条)

第五節 減価補償金(第九九条)

第六節 清算(第一百十條―第一百十二條)

第七節 権利関係の調整(第一百三三條―第一百三七條)

第八節 住宅先行建設区における住宅の建設(第一百三七條の二)

第九節 国土交通大臣の技術検定等(第一百三七條の三―第一百三七條の十九)

第四章 費用の負担等(第一百八条―第二十一条)

第五章 監督(第二百二条―第二百二十七条の二)

第六章 雑則(第二百八条―第二百三十六條の四)

第七章 罰則(第三百七条―第四百七条)

附則

○土地区画整理法施行令

〔昭和三十年三月三十一日〕
政令第四十七号

最近改正

平成三年六月二四日政令第一八一号

○土地区画整理法施行規則

〔昭和三十年三月三十一日〕
建設省令第五号

最近改正

平成二〇年二月一日国土交通省令第九七号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、土地区画整理事業に
関し、その施行者、施行方法、費用の負
担等必要な事項を規定することにより、
健全な市街地の造成を図り、もつて公共
の福祉の増進に資することを目的とす
る。

(定義)

第二条 この法律において「土地区画整理
事業」とは、都市計画区域内の土地につ
いて、公共施設の整備改善及び宅地の利
用の増進を図るため、この法律で定める
ところに従つて行われる土地の区画形質
の変更及び公共施設の新設又は変更に関
する事業をいう。

2 前項の事業の施行のため若しくはその
事業の施行に係る土地の利用の促進た

め必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立若しくは干拓に関する事業が前項の事業にあわせて行われる場合においては、これらの事業は、土地区画整理事業に含まれるものとする。

- 3 この法律において「施行者」とは、土地区画整理事業を施行する者をいう。
- 4 この法律において「施行地区」とは、土地区画整理事業を施行する土地の区域をいう。

5 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場、河川その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

6 この法律において「宅地」とは、公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地をいう。

7 この法律において「借地権」とは、借地借家法(平成三年法律第九十号)にいう借地権をいい、「借地」とは、借地権の目的となつてゐる宅地をいう。

8 この法律において「施行区域」とは、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十二条第二項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域をいう。

(昭四三法一〇一・平三法九〇・一部改)

正) 八旧法V 1項 耕一、都二、一二 5
項一特令二 6項一特二 7項一特二

政令
(公共施設)
第六十七条 法第二条第五項に規定する政令

で定める公共の用に供する施設は、運河、船だまり、水路、堤防、護岸、公共物揚場及び緑地とする。

(昭三四政三四・一部改正)
参照条文 * 都市計画法区域II都市計画法五

(土地区画整理事業の施行)

第三条 宅地について所有権若しくは借地権を有する者又は宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。ただし、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得た者にあつては、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他土地区画整理事業を施行するため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者で政令で定めるものに限る。

2 宅地について所有権又は借地権を有する者が設立する土地区画整理組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

3 宅地について所有権又は借地権を有する者を株主とする株式会社で次に掲げる要件のすべてに該当するものは、当該所有権又は借地権の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。
一 土地区画整理事業の施行を主たる目的とするものであること。

二 公開会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第五項に規定する公開会社をいう。)でないこと。

三 施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、総株主の議決権の過半数を保有していること。

四 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有する借地権の目的となつてゐるその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地権の目的となつてゐる宅地の総地積との合計の三分の二以上であること。この場合において、これらの者が宅地の共有者又は共同借地権者であるときは、当該宅地又は借地権の目的となつてゐる宅地の地積に当該者が有する所有権又は借地権の共有持分の割合を乗じて得た面積を、当該宅地又は借地権の目的となつてゐる宅地について当該者が有する宅地又は借地権の目的となつてゐる宅地の地積とみなす。

4 都道府県又は市町村は、施行区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

5 国土交通大臣は、施行区域の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事情により急務を要すると認められるものうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが必要であると認められるもの又は都道

府県若しくは市町村が施行することが著しく困難若しくは不相当であると認められるものについては自ら施行し、その他のものについては都道府県又は市町村に施行すべきことを指示することができる。

(昭三〇法五三・昭四三法一〇一・昭六三
法六三・平一法七六・平一法八七・平
一法一六〇・平一五法一〇〇・平一七法
三四・平一七法八七・一部改正)
八旧法V 1項 耕三、耕則一 2項一
耕二の二、四一、耕則一 4項一特
一、都三

政令

(宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て土地区画整理事業を施行することができる者)

第六十七条の二 法第三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体
 - 二 日本勤労者住宅協会
 - 三 土地区画整理事業を施行するため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者で次に掲げるもの
 - イ 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人
 - ロ 宅地を造成して賃貸し、又は譲渡する事業を行う法人
- (昭六三政三四・追加)
- (独立行政法人都市再生機構の施行する土地区画整理事業)
第三条の二 独立行政法人都市再生機構

は、国土交通大臣が一体的かつ総合的な住宅市街地その他の市街地の整備改善を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため必要な土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合において、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができ

2 前項に規定するもののほか、独立行政法人都市再生機構は、国土交通大臣が国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備と併せてこれと関連する市街地の整備改善を図るための土地区画整理事業を施行する必要があると認められる場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

(平一法七六・全改、平一法一六〇・平一五法一〇〇・一部改正)

第三條の三 地方住宅供給公社の施行する土地区画整理事業

(地方住宅供給公社は、国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)が地方住宅供給公社の行う住宅の用に供する宅地の造成と一体的に土地区画整理事業を施行しなければ当該宅地を居住環境の良好な集団住宅の用に供する宅地として造成することが著しく困難であると認められる場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

(昭五七法五二・追加、平一法一六〇・一部改正、平一五法一〇〇・旧第三條の四繰上)

第三條の四 施行区域の土地について土地区画整理事業として施行する土地区画整理事業

2 都市計画法第六十條から第七十四條までの規定は、都市計画法として施行する土地区画整理事業には適用しない。

3 施行区域内における建築物の建築の制限に関しては、都市計画法第五十三條第三項中「第六十五條第一項に規定する告示」とあるのは「土地区画整理法第七十六條第一項各号に掲げる告示」と、「当該告示」とあるのは「当該告示」とする。

(昭四三法一〇一・追加、昭四九法六九・旧第三條の三繰下、昭五〇法四五・旧第三條の四繰下、昭五六法四八・旧第三條の五繰上、昭五七法五二・旧第三條の四繰下、平一五法一〇〇・旧第三條の五繰上)

参照条文 *都市計画法四〇

五九

第二章 施行者

第一節 個人施行者

(施行の認可)

第四條 土地区画整理事業を第三條第一項の規定により施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規

準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、土地区画整理事業を施行しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 第三條第一項に規定する者が施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九條第四項に規定する認可とみなす。ただし、同法第七十九條、第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十九條第一項の規定の適用については、この限りでない。

(昭三〇法五三・昭四三法一〇一・昭四九法七一・昭六三法六三・平一法八七・平一法一六〇・一部改正)
△旧法▽ 耕三、耕則一・三二八

参照条文

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請手続)

第一條 土地区画整理法(以下「法」という。) 第四條第一項に規定する認可を申請しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を、数人共同して施行しようとする者にあつては規

約及び事業計画を、認可申請書とともに提出しなければならない。

2 4 (略)
(昭四四建令四九・昭六三建令三三・平一建令九・平二建令一〇・平一七国交令一〇二・一部改正)

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請書の添付書類)

2 12 (略)
(昭四四建令四九・昭五〇建令三三・昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一七国交令一〇二・平一八国交令五八・一部改正)

一 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地の所有者若しくはその区域内の宅地について借地権を有する者若しくはその区域内の水面について公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二條第一項に規定する免許を受けている者又はこれらの者の同意を得た者であることを証する書類

二 認可を申請しようとする者が法第七條の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類

三 認可を申請しようとする者が法第八條第一項の規定により施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

2 12 (略)
(昭四四建令四九・昭五〇建令三三・昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一七国交令一〇二・平一八国交令五八・一部改正)

一 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地について借地権を有する者若しくはその区域内の水面について公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二條第一項に規定する免許を受けている者又はこれらの者の同意を得た者であることを証する書類

二 認可を申請しようとする者が法第七條の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類

三 認可を申請しようとする者が法第八條第一項の規定により施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

2 12 (略)
(昭四四建令四九・昭五〇建令三三・昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一七国交令一〇二・平一八国交令五八・一部改正)

(規準又は規約)

第五条 前条第一項の規準又は規約には、次の各号(規準にあつては、第五号から第七号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 土地区画整理事業の名称
 - 二 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称
 - 三 土地区画整理事業の範囲
 - 四 事務所の所在地
 - 五 費用の分担に関する事項
 - 六 業務を代表して行う者を定める場合においては、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 事業年度
 - 九 公告の方法
 - 十 その他政令で定める事項
- (昭四三法一〇一・昭六三法六三・一部改正)
- 正)
- △旧法▽ 耕則九

政令
項 (規準、規約、定款及び施行規程の記載事項)

第一条 土地区画整理法(以下「法」といふ。)第五号第十号、第十五条第十二号及び第五十一条の三第八号に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 宅地及び宅地について存する権利の価額の評価の方法に関する事項

- 二 地積の決定の方法に関する事項
 - 三 法第二条第二項に規定する工作物その他の物件の設置を行う場合においては、当該工作物その他の物件の管理及び処分に関する事項
 - 四 会計に関する事項
- 略
- (昭三四政三四・昭五七政二八一・昭六三政三四・平一七政三二二・部改正)

(事業計画)

第六条 第四条第一項の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

- 2 住宅の需要の著しい地域に係る都市計画区域で国土交通大臣が指定するものの区域において新たに住宅市街地を造成することを目的とする土地区画整理事業の事業計画においては、施行地区における住宅の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、国土交通省令で定めるところにより、住宅を先行して建設すべき土地の区域(以下「住宅先行建設区」といふ。)を定めることができる。
- 3 住宅先行建設区は、施行地区における住宅の建設を促進する上で効果的であると認められる位置に定め、その面積は、住宅が先行して建設される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

- 4 都市計画法第十二条第二項の規定により市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)について都市計画に定められた施行区域をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、当該施行区域内の全部又は一部について、土地区画整理事業と市街地再開発事業を一体的に施行すべき土地の区域(以下「市街地再開発事業区」といふ。)を定めることができる。
- 5 市街地再開発事業区の面積は、第八十五条の三第一項の規定による申出が見込まれるものについての換地の地積の合計を考慮して相当と認められる規模としなければならない。
- 6 高度利用地区(都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区をいう。以下同じ。)の区域、都市再生特別地区(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区をいう。以下同じ。)の区域又は特定地区計画等区域(都市再開発法第二条の二第一項第三号に規定する特定地区計画等区域をいう。以下同じ。)をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、当該高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域又は特定地区計画等区域内の全部又は一部(市街地再開発事業区が定められた区域を除く。)について、土地の合理的かつ健全な高度利用の推進を図るべき土地

- の区域(以下「高度利用推進区」といふ。)を定めることができる。
- 7 高度利用推進区の面積は、第八十五条の四第一項及び第二項の規定による申出が見込まれるものについての換地の地積及び共有持分を与える土地の地積との合計を考慮して相当と認められる規模としなければならない。
- 8 事業計画においては、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な公共施設及び宅地に関する計画が適正に定められていなければならない。

- 9 事業計画においては、施行地区は施行区域の内外にわたらないように定め、事業施行期間は適切に定めなければならない。
- 10 事業計画は、公共施設その他の施設又は土地区画整理事業に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。
- 11 事業計画の設定について必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

(昭四三法一〇一・平五法三四・平二法二五・平一法一六〇・平四法一一・平一四法二〇・一部改正)

△旧法▽ 1項(耕則八 4項(都三・一〇・一六、都令二)

第五條 (施行地区位置図及び施行地区区域図)
法第六條第一項(法第十六條第一

項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の第三項において準用する場合を含む。以下この条から第十項までにおいて同じ。又は第十六条第二項に規定する施行地区（施行地区を工区分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の施行地区位置図は、縮尺三万分の一以上とし、施行地区の位置、都市計画区域及び市街化区域を表示した地形図でなければならない。ただし、土地区画整理事業が災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められるものである場合において縮尺三万分の一以上の地形図がないときは、施行地区位置図の縮尺は、五万分の一以上であることをもつて足りる。

3 第一項の施行地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、市街化区域界並びに宅地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

（昭四建令四九・昭五七建令一五・平一一建令九・平一七国交令一〇二・一部改正）

(設計の概要に関する図書)

第六条 法第六条第一項に規定する設計の概要、同条第二項（法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の第三項において準用する場合を含む。）に規定する住宅先行建設区、同条第四項（法第十六条第一項、第五十一

条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の第三項において準用する場合を含む。）に規定する市街地再開発事業区及び同条第六項（法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の第三項において準用する場合を含む。）に規定する高度利用推進区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該土地区画整理事業の目的
二 施行地区内の土地の現況
三 土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合
四 保留地の予定地積
五 公共施設の整備改善の方針
六 法第二条第二項に規定する工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立て若しくは干拓に関する事業が行われる場合においては、その事業の概要
七 住宅先行建設区の面積
八 市街地再開発事業区的面積
九 高度利用推進区的面積
3 第一項の設計図は、縮尺千二百分の一以上とし、土地区画整理事業の施行後における施行地区内の公共施設並びに鉄道、軌道、官公署、学校及び墓地の用に供する宅地の位置及び形状を、土地区画整理事業の施行により新設し、又は変更される部分と

既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

（昭三四建令一八・昭四四建令四九・平五建令一五・平一一建令四二・平一四国交令六一・平一七国交令一〇二・一部改正）

(資金計画書)

第七條 法第六条第一項に規定する資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。

第八條 法第六条第一項に規定する施行地区の設定に関する同条第十一項（法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の第三項において準用する場合を含む。）に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 施行地区は、道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適當な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。ただし、当該土地区画整理事業によりこれらの施設の整備改善を図ろうとする場合において、この整備改善により利益を受けることとなる宅地の範囲で施行地区を定める必要がある場合その他特別の事情がある場合においては、この限りでない。
二 施行地区は、当該土地区画整理事業の施行を著しく困難にすると認められる場合を除き、都市計画において定められている公共施設の用に供する土地を避けて定めてはならない。
三 施行地区を工区分ける場合においては、工区と工区との境界は、できる限り

道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適當な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して、又はその中心線により定めなければならない。

四 施行地区を工区分ける場合においては、土地区画整理事業の施行後における工区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における工区内の宅地の地積の合計に対する割合において、各工区間に著しい不均衡を生じないように工区を定めなければならない。

（昭四四建令四九・平一一建令四二・平一四国交令六一・平一七国交令一〇二・一部改正）

(設計の概要の設定に関する基準)

第九條 法第六条第一項に規定する設計の概要の設定に関する同条第十一項（法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の第三項において準用する場合を含む。）に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 設計の概要は、施行地区又は施行地区を含む一定の地域について近隣住区（小学校を中心とする人口一人当たり三十平方メートルから百平方メートルまでの地積を基準とし、人口約一万を収容することができるとされる地区をいう。以下同じ。）を想定し、その住区内に居住することとなる者の生活の利便を促進するように考慮して定めなければならない。
二 設計の概要は、幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少なくなるように考

- 三 区画道路(幹線道路以外の道路をい、裏口道路を除く。)の幅員は、住宅地にあつては六メートル以上、商業地又は工業地にあつては八メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合においては、住宅地にあつては四メートル以上、商業地又は工業地にあつては六メートル以上であることをもつて足りる。
- 四 住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供され難いように配置しなければならない。
- 五 道路(裏口道路を除く。)が交差し、又は屈曲する場合においては、その交差又は屈曲の部分の街角について適当なすみきりをしなければならない。
- 六 設計の概要は、公園の面積の合計が施行地区内に居住することとなる人口について一人当り三平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の三パーセント以上となるように定めなければならない。ただし、施行地区の大部分が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八條第一項第一号の工業専用地域である場合その他特別の事情により健全な市街地を造成するのに支障がないと認められる場合及び道路、広場、河川、堤防又は運河の整備改善を主たる目的として土地区画整理事業を施行する場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、この限りでない。

- 七 設計の概要は、施行地区内の宅地が建築物を建築するのに適当な宅地となるよう必要な排水施設の整備改善を考慮して定めなければならない。
 - 八 設計の概要は、施行地区及びその周辺の地域における環境を保全するため、当該土地区画整理事業の目的並びに施行地区の規模、形状及び周辺の状況並びに施行地区内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行地区における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めなければならない。
- 昭四四建令四九・昭四五建令二七・昭五〇
建令三・平一一建令四二・平一四国交令六
五・平七国交令一〇二・二部改正
- 第十條 (資金計画に関する基準)**
法第六條第一項に規定する資金計画に関する同條第十一項(法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。
- 一 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。
 - 二 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。
- 昭四四建令四九・平一一建令四二・平一七
国交令一〇二・一部改正

- 土地区画整理法の規定に基づき、都市計画区域を指定する件
〔平成五年七月二十六日 建設省告示第千五百九十八号〕
- 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第六條第二項の規定に基づき、建設大臣が指定する都市計画区域は、次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域とする。
- 一 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二條第三項に規定する既成市街地、同條第四項に規定する近郊整備地帯又は同條第五項に規定する都市開発区域
 - 二 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)第二條第三項に規定する既成都市区域、同條第四項に規定する近郊整備区域又は同條第五項に規定する都市開発区域
 - 三 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)第二條第三項に規定する都市整備区域又は同條第四項に規定する都市開発区域
 - 四 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)第三條第四項の規定により指定された新産業都市の区域
 - 五 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)第二條第一項に規定する工業整備特別地域
 - 六 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第三十五号)第五條第五項の規定による承認を受けた開発計画に係る地域
 - 七 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年

- 法律第七十六号)第六條第一項に規定する指定地域
 - 八 東京都の特別区、道府県庁所在の市又は人口二十五万以上の市の区域
 - 九 それぞれ前号に掲げる東京都の特別区の区域又は各市の区域ごとに、公表された最近の国勢調査の結果によるその市町村の就業者数及び通学者数(以下「その市町村の就業者数等」という。)のうちその区域を従業地又は通学地とするものの合計数をその市町村の就業者数等の総数で除して得た数値のうち、最も高いものが百分の五以上である市町村の区域
- 附則**
この告示は、土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第三十四号)附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日(平成五年七月三十日)から施行する。
- (宅地以外の土地を管理する者の承認)**
第七條 第四條第一項の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合においては、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。
- (昭四三法一〇一・一部改正)
△旧法△ 耕則六一・七
- (事業計画に関する関係権利者の同意)**
第八條 第四條第一項に規定する認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地について権

利を有する者がある場合においては、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならぬ。但し、その権利をもつて認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

2 前項の場合において、宅地について権利を有する者のうち所有権又は借地権を有する者以外の者について同意を得られないときは、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第四条第一項に規定する認可を申請することができる。

（昭四三法一〇一・一部改正）
△旧法▽ 耕三一

第九條 施行の認可の基準等

第九條 都道府県知事は、第四条第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号の一に該当する事実があると認めるとき、及び次項の規定に該当するとき以外は、その認可をしなければならぬ。

- 一 申請手続が法令に違反していること。
- 二 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。
- 三 市街地とするのに適當でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入さ

れていること。

四 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。

2 都道府県知事は、都市計画法第七條第一項の市街地調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第四條第十二項に規定する開発行為が同法第三十四條各号の一に該当すると認めるときでなければ、第四條第一項に規定する認可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第四條第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならぬ。

4 市町村長は、第十三條第四項、第百三條第四項又は第百二十四條第三項の公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならぬ。

5 第三條第一項の規定による施行者（以下「個人施行者」という。）は、第三項の公告があるまでは、施行者として、又は

規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

- （昭三八法一三四・昭四三法一〇一・昭四九法六七・昭五〇法六七・昭五五法三五・昭六三法六三・平五五法三四・平五五法八九・平二一法八七・平二一法一六〇・一部改正）

政令

（施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧についての公告）

第一條の二 市町村長は、法第九條第三項（法第十條第三項において準用する場合を含む。）、第二十一條第三項、第三十九條第四項、第五十一條の九第三項（法第五十一條の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五條第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九條第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一條の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付を受けた場合においては、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

（平一政三三二・追加、平一七政三三三・一部改正）

省令

（個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する都道府県知事の公告事項）

第二條 法第九條第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土地区画整理事業の名称
- 二 事務所の所在地

- 三 施行認可の年月日
 - 四 施行者の住所
 - 五 事業年度
 - 六 公告の方法
- 2、12（略）

（昭四四建令四九・昭六三建令二二・平五建令一五・平二一建令九・平二一建令一〇・平二一建令四一・平二一七国交令一〇二・一部改正）

正

（公告の方法）
第四條の四 法第九條第三項（法第十條第三項及び第十三條第四項において準用する場合を含む。）、第十一條第八項、第二十一條第三項若しくは第四項、第三十九條第四項若しくは第五項、第四十五條第五項、第五十一條の九第三項（法第五十一條の十第二項、第五十一條の十一第二項及び第五十一條の十三第四項において準用する場合を含む。）、第五十五條第九項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九條第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一條の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

（昭四四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四條の二繰下・一部改正、昭六三建令二二・平五建令一五・平二一建令九・平二一建令四二・平二一建令一〇・平二一七国交令一〇二・一部改正）

参照条文

*土地区画整理事業以外…定められた区域―都市計画法二二

第十條 （規準又は規約及び事業計画の変更）
個人施行者は、規準若しくは規約

又は事業計画を変更しようとする場合においてはその変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 個人施行者は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

3 第七条の規定は事業計画を変更しようとする個人施行者について、第八条の規定は事業計画の変更についての認可を申請しようとする個人施行者について、前条の規定は第一項に規定する認可の申請があつた場合及びその認可をした場合について準用する。この場合において、第八条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び施行地区となるべき区域」と、前条第三項中「を公告し」とあるのは「」についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」と、同条第五項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替へるものとする。

（昭四三法一〇一・昭六三法六三・平一一法八七・平一法六〇・一部改正）

△旧法▽ 1項 耕三2 2項 耕三2
ただし書、耕則三五2 3項 耕三3、
耕則六2・三五1・2

政令

（施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧についての公告）

第一条の二 市町村長は、法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む）、第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む）、第六十九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む）又は第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付を受けた場合においては、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

（平二政三三二・追加、平一七政三三二・一部改正）

省令

（個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請書の添付書類）

第二条（略）
2 法第十条第一項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 認可を申請しようとする者が法第十条第二項の規定により債権者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
二 認可を申請しようとする者が法第十条

第三項において準用する法第七条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類

三 認可を申請しようとする者が法第十条第三項において準用する法第八条第一項の規定により施行地区及び施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
3 12（略）
（昭四四建令四九・昭五〇建令三三・昭六三建令二二・平五建令一五・平一一建令九・平一七国交令一〇二・平一八国交令五八・一部改正）

（個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する都道府県知事の公告事項）
第三条 法第九条第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 土地区画整理事業の名称
二 事務所所在地
三 施行認可の年月日
四 施行者の住所
五 事業年度
六 公告の方法

2 法第十条第三項において準用する法第九条第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地（これらの事項に関して変更がなされた場合においては、その変更前のものである。）並びに施行認可の年月日
二 前項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる事項に関して変更がなされた場合においては、その変更の内容
三 変更認可の年月日
3 12（略）
（昭四四建令四九・昭六三建令二二・平五建令一五・平一一建令九・平一一建令一〇・平一一建令四一・平一七国交令一〇二・一部改正）

参照条文

*債権者の同意 本法一三三二
△罰則 本法一四三（一）

（施行者の変動）

第十一条 個人施行者について相続、合併その他の一般承継があつた場合において

て、その一般承継人が施行者以外の者であるときは、その一般承継人は、施行者となる。

2 施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を施行者以外の者（前項に規定する一般承継人を除く。）が承継した場合においては、その者は、施行者となる。

3 施行地区内の宅地について個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合（当該借地権についての一般承継に伴う混同により消滅した場合を除く。）において、その借地権の目的となつていた宅地の所有者又はその宅地の賃貸人が施行者以外の者であるときは、その消滅した借地権が地上権である場合にあってはその宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権である場合にあってはその宅地の賃貸人がそれぞれ施行者となる。

4 一人で施行する土地区画整理事業において、前三項の規定により施行者が数人となつた場合においては、その土地区画整理事業は、第三条第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第四条第一項の規定を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 前項の規定による認可の申請は、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

6 数人共同して施行する土地区画整理事業において、当該施行者について一般承継があり、又は施行地区内の宅地につ

て当該施行者の有する所有権若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継若しくは消滅があつたことにより施行者が一人となつた場合においては、その土地区画整理事業は、第三条第一項の規定により一人で施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、その土地区画整理事業について定められていた規約のうち、規程に記載すべき事項に相当する事項は、その土地区画整理事業に係る規程としての効力を有するものとし、その他の事項はその効力を失うものとする。

7 個人施行者について一般承継があり、又は施行地区内の宅地について、個人施行者の有する所有権若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継若しくは消滅があつたことにより施行者に変動を生じた場合（第四項前段に規定する場合を除く。）においては、施行者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して、新たに施行者となつた者の氏名又は名称及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名又は名称を都道府県知事に届け出なければならない。

8 都道府県知事は、第四項後段の規定により定められた規約について認可した場合又は前項の規定による届出を受理した場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

9 個人施行者は、前項の公告があるまで、施行者の変動、第四項後段の規定に

より定められた規約又は第六項後段に規定する規約の一部の失効をもつて第三者に対抗することができない。

- （昭四三法二〇・昭六三法六三・平一一法八七・平一一法二六〇・一部改正）
- 八旧法V 1項―耕五 3項 耕三2、耕則三六 4項―耕則三七 6項 耕三5

省令

（個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する都道府県知事の公告事項）

第二条（略）

3 法第十一条第四項後段の規定により定められた規約について認可した場合における同条第八項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日
- 二 法第十一条第四項後段の規定により規約について認可した旨及びその認可の年月日

4、12（略）

- （昭四四建令四九・昭六三建令二三・平五建令一五・平二建令九・平二建令一〇・平二建令四一・平一七国交令一〇二・一部改正）

（公告の方法）

第四條の四 法第九條第三項（法第十條第三項及び第十三條第四項において準用する場合を含む）、第十一條第八項、第二十一條第三項若しくは第四項、第三十九條第四項若しくは第五項、第四十五條第五項、第五

十一條の九第三項（法第五十一條の十第二項、第五十一條の十一第二項及び第五十一條の十三第四項において準用する場合を含む）、第五十五條第九項（同条第十三項において準用する場合を含む）、第六十九條第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一條の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

- （昭四四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四條の二線下・一部改正、昭六三建令二二・平五建令一五・平二建令九・平一一建令四二・平二建令一〇・平一七国交令一〇二・一部改正）

（施行者の変動があつた場合における届出及び都道府県知事の公告事項）

第十五條 法第十一条第七項の規定により届け出ようとする施行者は、当該変動に係る者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。次項において同じ。）を記載した施行者変動届出書を当該変動の原因である所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことを証する書類を添附して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第十一条第七項の規定による届出を受理した場合における同条第八項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日
- 二 新たに施行者となつた者の氏名及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名

(法人にあつては、その名称)
〔昭三建令三・平二建令一〇・平一二
建令四・一部改正〕

第十二条 個人施行者についての一般承継が

あつた場合においては、その施行者が土地区画整理事業に關して有する権利義務(その施行者がその土地区画整理事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ)は、その一般承継人に移転する。

2 前項に規定する場合を除き、施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者がある場合においては、その施行者がその所有権又は借地権の全部又は一部について土地区画整理事業に關して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

3 第一項に規定する場合を除き、施行地区内の宅地について個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その施行者がその借地権の全部又は一部について土地区画整理事業に關して有する権利義務は、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその借地権の目的となつていた宅地の所有者に、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃借人にそれぞれ移転する。

〔昭六三法六三・一部改正〕
〔旧法〕1項 耕五

第十三条 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合

においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、第六条第二項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地についての第八十七条の二第一項に規定する指定期間(第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地についての指定期間の終期が異なる場合においては、その終期の最も遅いもの。以下この項、第四十五条第三項及び第五十一条の十三第二項において同じ)を経過した後でなければ、前項に規定する土地区画整理事業の終了についての認可をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においても当該認可をすることができ。

3 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債

権者の同意を得なければならない。
〔昭九条第三項(圖書の送付に係る部分を除く。)及び第五項の規定は、第一項に規定する認可をした場合の公告について準用する。この場合において、同条第五項中「施行者として、又は規程若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは、「土地区画整理事業の廃止又は終了をもつて」と読み替えるものとする。〕

(昭四三法一〇一・昭六三法六三・平五法三四・平一法八七・平一法一六〇・平一七法三四・一部改正)
2項 耕三二ただし書、耕則三五二
3
項 耕三・四・五

省令

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に關する認可申請書の添付書類)

第二条 (略)

3 法第十三条第一項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土地区画整理事業を廃止しなければならない理由を記載した書類又は土地区画整理事業の終了を明らかにする書類
- 二 認可を申請しようとする者が法第十三条第三項の規定により債権者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
- 三 法第六条第二項の規定により事業計画に住宅先行建設区を定めている場合にお

いて、事業の終了についての認可を申請しようとするときは、法第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地についての法第八十七条の二第一項に規定する指定期間を経過したことを証する書類又は法第十三条第二項ただし書の規定により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められることを明らかにする書類

(昭四四建令四九・昭五〇建令三・昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一七国交令一〇二・平一八国交令五八・一部改正)
2・3 (略)

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に關する都道府県知事の公告事項)

第三条 (略)

4 法第十三条第四項において準用する法第九條第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日
- 二 土地区画整理事業の廃止又は終了の認可の年月日

第四条の四 (公告の方法)

法第九條第三項(法第十條第三項及び第十三條第四項において準用する場合を含む)、第十一條第八項、第二十一條

第三項若しくは第四項、第三十九条第四項若しくは第五項、第四十五条第五項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項、第五十一条の十一第二項及び第五十一条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第五十五条第九項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

（昭四四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四条の二線下・一部改正、昭六三建令二・平五建令一五・平一建令九・平一一建令四二・平一二建令一〇・平一七国交令一〇・二一部改正）

参照条文 *債権者の同意（本法一三三）

△罰則（本法一四三）

第二節 土地区画整理組合

第一款 設立

第十四条 第三条第二項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、七人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となる

べき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立つて組合を設立する必要があると認められる場合においては、前項の規定にかかわらず、七人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 前項の規定により設立された組合は、都道府県知事の認可を受けて、事業計画を定めるものとする。この場合においては、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

4 組合が施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、第一項又は前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九条第四項に規定する認可とみなす。第四条第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

（昭四三法一〇一・昭四九法七一・平一一法二五・平一法八七・平二法一六〇・一部改正）
△旧法（略） 耕則一・三

省令

（個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請手続）

2 法第十四条第一項に規定する認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画を認

可申請書とともに提出しなければならない。

3 法第十四条第二項に規定する認可を申請しようとする者は、定款及び事業基本方針を認可申請書とともに提出しなければならない。

4 法第十四条第一項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地の所有者若しくはその区域内の宅地について借地権を有する者又はその区域内の水面について公有水面埋立法第二条第一項に規定する免許を受けている者であることを証する書類

二 認可を申請しようとする者が事業計画を定めようとする場合において法第十七条において準用する法第七条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならないときは、その承認を得たことを証する書類

三 法第十八条に規定する同意を得たことを証する書類

四 法第十四条第二項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に前項第一

号及び第三号に掲げる書類を添付しなければならない。

6 法第十四条第三項に規定する認可を申請しようとする土地区画整理組合（以下「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業計画の決定について総会の議決を経たことを証する書類

二 認可を申請しようとする組合が法第十四条において準用する法第七条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類

三 法第十九条の二第一項に規定する説明会の開催の状況を記載した書類

四 法第十九条の二第二項の規定により提出された意見書があつたときは、その意見書の処理の経緯を説明する書類

7 12（略）

（昭四四建令四九・昭五〇建令三・昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一七国交令一〇・平一八国交令五八・一部改正）

（組合員への周知等）

第十六条の二 法第十四条第二項の規定により設立された組合は、同条第三項の事業計画の案を作成したときは、その決定に係る総会の開催日の一月前までに、当該事業計画の案に関する説明会を開催しなければならない。この場合において、組合は、少なくとも説明会の開催日の五日前から第四項の規定により意見書を提出することができる期間の満了の日までの間、当該事業計画の案を主たる事務所に備え付けなければならない。

5 法第十四条第二項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に前項第一

らない。

- 2 説明会は、できる限り、説明会に参加する組合員の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定め、開催するものとする。
- 3 組合は、説明会の開催日の五日前までに、説明会の開催の日時及び場所並びに次項の規定により意見書を提出することができ、その期間を組合員に通知しなければならない。
- 4 組合員は、組合が説明会の開催日の翌日から起算して二週間を下らない範囲内で定める期間が経過する日までの間、当該事業計画の案について、組合に意見書を提出することができる。

(平一七国会令一〇二・追加)

参照条文 *七人―役員数―本法二七②

- ―事業計画―本法六・一六
- ―宅地以外の土地を管理する者の承認―本法七・一七
- ―事業計画修正手続―本法二〇⑤
- ―総会招集―本法三二⑦

(定款)

- 第十五条 前条第一項又は第二項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 組合の名称
 - 二 施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称
 - 三 事業の範囲
 - 四 事務所の所在地
 - 五 参加組合員に関する事項
 - 六 費用の分担に関する事項

七 役員の数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項

- 八 総会に関する事項
- 九 総代会を設ける場合においては、総代及び総代会に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 公告の方法
- 十二 その他政令で定める事項

(昭三三法一〇一・昭三三法六三・平一法八七・一部改正)
△旧法―耕則九

政令

(規程、規約、定款及び施行規程の記載事項)

- 項
- 第一条 土地区画整理法(以下「法」という。)第五十条第十号、第十五条第十二号及び第五十一条の三第八号に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 宅地及び宅地について存する権利の価額の評価の方法に関する事項
 - 二 地積の決定の方法に関する事項
 - 三 法第二条第二項に規定する工作物その他の物件の設置を行う場合においては、当該工作物その他の物件の管理及び処分に関する事項
 - 四 会計に関する事項
- 2 (略)
- (昭三四政三二四・昭五七政二八一・昭六三政三四・平一七政三二二・一部改正)
- 第十六条 (事業計画及び事業基本方針)
第六十条の規定は、第十四条第一項又は第三項の事業計画について準用する。

る。

- 2 第十四条第二項の事業基本方針においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）及び土地区画整理事業の施行の方針を定めなければならない。
- 3 事業基本方針においては、施行地区は、施行区域の内外にわたらないように定めなければならない。
- 4 第十四条第三項の事業計画は、同条第二項の事業基本方針に即したものでなければならない。

(昭四三法一〇一・平一法二五・平一法一六〇・平一七法三四・一部改正)
△旧法―耕則八

省令

- (施行地区位置図及び施行地区区域図)
- 第五条 法第六条第一項(法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十一条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条から第十条までにおいて同じ。)又は第十六条第二項に規定する施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。
- 2 前項の施行地区位置図は、縮尺三万分の一以上とし、施行地区の位置、都市計画区域及び市街化区域を表示した地形図でなければならない。ただし、土地区画整理事業が災害の発生その他特別の事情により急施

を要すると認められるものである場合において縮尺三万分の一以上の地形図がないときは、施行地区位置図の縮尺は、五万分の一以上であることをもつて足りる。

- 3 第一項の施行地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、市街化区域界並びに宅地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(昭四四建令四九・昭五七建令一五・平一建令九・平一七国会令一〇二・一部改正)

第六条 (設計の概要に関する図書)

- 法第六条第一項に規定する設計の概要、同条第二項(法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十一条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する住宅先行建設区、同条第四項(法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十一条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する市街地再開発事業区及び同条第六項(法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十一条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する高度利用推進区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。
- 2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 当該土地区画整理事業の目的
 - 二 施行地区内の土地の現況
 - 三 土地区画整理事業の施行後における施

行地区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合

四 保留地の予定地積

五 公共施設の整備改善の方針

六 法第二条第二項に規定する工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立て若しくは干拓に関する事業が行われる場合においては、その事業の概要

七 住宅先行建設区の面積

八 市街地再開発事業区的面積

九 高度利用推進区的面積

3 第一項の設計図は、縮尺千二百分の一以上とし、土地区画整理事業の施行後における施行地区内の公共施設並びに鉄道、軌道、官公署、学校及び墓地の用に供する宅地の位置及び形状を、土地区画整理事業の施行により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

（昭三四建令一八・昭四四建令四九・平五建令一五・平一建令四二・平一四国交令六

五・平一七国交令一〇二・一部改正）

第八条 (施行地区及び工区の設定に関する基準)

法第六条第一項に規定する施行地区の設定に関する同条第十一項（法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する技術的基準は、次に掲げるものとす。

一 施行地区は、道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適當な

施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。ただし、当該土地区画整理事業によりこれらの施設の整備改善を図ろうとする場合において、この整備改善により利益を受けることとなる宅地の範囲で施行地区を定める必要がある場合その他特別の事情がある場合においては、この限りでない。

二 施行地区は、当該土地区画整理事業の施行を著しく困難にすると認められる場合を除き、都市計画において定められている公共施設の用に供する土地を避けて定めてはならない。

三 施行地区を工区に分ける場合においては、工区と工区との境界は、できる限り道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適當な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して、又はその中心線により定めなければならない。

四 施行地区を工区に分ける場合においては、土地区画整理事業の施行後における工区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における工区内の宅地の地積の合計に対する割合において、各工区間に著しい不均衡を生じないように工区を定めなければならない。

（昭四四建令四九・平一建令四二・平一四国交令六五・平一七国交令一〇二・一部改正）

第九条 (設計の概要の設定に関する基準)

法第六条第一項に規定する設計の概

要の設定に関する同条第十一項（法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する技術的基準は、次に掲げるものとす。

一 設計の概要は、施行地区又は施行地区を含む一定の地域について近隣住区（小学校を中心とする人口一人当り三十平方メートルから百平方メートルまでの地積を基準とし、人口約一万を収容することができるとされる地区をいう。以下同じ。）を想定し、その住区内に居住することとなる者の生活の利便を促進するように考慮して定めなければならない。

二 設計の概要は、幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少なくなるように考慮して定めなければならない。

三 区画道路（幹線道路以外の道路をいい、裏口通路を除く。）の幅員は、住宅地にあつては六メートル以上、商業地又は工業地にあつては八メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合においては、住宅地にあつては四メートル以上、商業地又は工業地にあつては六メートル以上であることをもつて足りる。

四 住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供され難いように配置しなければならない。

五 道路（裏口通路を除く。）が交差し、又は屈曲する場合においては、その交差又は屈曲の部分の街角について適當なすみきりをしなければならない。

六 設計の概要は、公園の面積の合計が施行地区内に居住することとなる人口について一人当り三平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の三パーセント以上となるように定めなければならない。ただし、施行地区の大部分が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の工業専用地域である場合その他特別の事情により健全な市街地を造成するのに支障がないと認められる場合及び道路、広場、河川、堤防又は運河の整備改善を主たる目的として土地区画整理事業を施行する場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、この限りでない。

七 設計の概要は、施行地区内の宅地が建築物を建築するのに適當な宅地となるよう必要排水施設の整備改善を考慮して定めなければならない。

八 設計の概要は、施行地区及びその周辺の地域における環境を保全するため、当該土地区画整理事業の目的並びに施行地区の規模、形状及び周辺の状況並びに施行地区内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行地区における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めなければならない。

（昭四四建令四九・昭四五建令二七・昭五〇建令三・平一建令四二・平一四国交令六

五・平一七国交令一〇二・一部改正）

第十条 (資金計画に関する基準)

法第六条第一項に規定する資金計画に関する同条第十一項（法第十六条第一

項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八條及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。
- 二 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

(昭四四建令四九・平一建令四二・平一七 国交令一〇二・一部改正)

第十條の二 法第十六條第二項に規定する土地区画整理事業の施行の方針は、次に掲げる事項を記載した説明書を作成して定めなければならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる事項については、その概数を記載すれば足りる。

- 一 当該土地区画整理事業の目的
- 二 土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地の地積(保留地の予定地地積を除く。)の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合
- 三 保留地の予定地地積
- 四 事業施行予定期間
- 五 法第十四條第三項に規定する認可を受けるまでの資金計画

第十七條 第七條の規定は、第十四條第一項(宅地以外の土地を管理する者の承認)

項又は第三項の事業計画を定めようとする者について準用する。

(昭四三法一〇一・平一法二五・一部改正) 正

△旧法▽ 耕四三、耕則六一・七一

(定款及び事業計画又は事業基本方針に關する宅地の所有者及び借地権者の同意)

第十八條 第十四條第一項又は第二項に規定する認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画又は事業基本方針について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合において、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてゐるその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地権の目的となつてゐる宅地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

(昭四三法一〇一・平一法二五・一部改正) 正

△旧法▽ 耕五〇

参照条文

- △適用除外▽ 本法一九③④
- △参考▽ 組合員 本法二五
- ― 設立発起人の関係簿書の閲覧等 本法七四

(借地権の申告)

第十九條 前條に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

- 2 市町村長は、前項に規定する申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、遅滞なく、施行地区となるべき区域を公告しなければならない。
- 3 前項の規定により公告された施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、前項の公告があつた日から一月以内に当該市町村長に対し、その借地権の目的となつてゐる宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、国土交通省令で定めるところにより、書面をもつてその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

- 4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、前項の申告の期間を経過した後は、前條の規定の適用については、存しないものとみなす。

(平一法一六〇・一部改正)

政令 (施行地区予定地の公告)

第六十八條 市町村長は、法第十九條第一項(法第三十九條第二項において準用する場合を含む。)又は法第五十一条の七第一項(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定による施行地区となるべき区域又は新たに施行地区となるべき区域の公告の申請があつた場合においては、当該区域に含まれる地域(市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合)においては、その一部の区域内の土地の地番を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(平一七政三三三・一部改正)

省令 (借地権の申告手続)

第十六條 法第十九條第三項(法第三十九條第二項及び第五十一条の七第二項(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により申告しようとする者は、別記様式第八による借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。

- 2 前項の借地権申告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - 一 借地権申告書に署名した者の印を証する印鑑証明
 - 二 借地権が宅地の一部を目的としてゐる場合においては、その部分の位置を明らかにする図面(方位を記載すること)。
- 3 市町村長は、第一項の借地権申告書が借地権を証する書面を添えて提出された場合においてその書面がその借地権を証するに足りないとき、更に必要な書類の提出を求めることができる。

(平五建令一五・平二建令四二・平一四国 交令六五・平一七国交令一〇二・一部改正)

参照条文 △参考▽ 権利の申告 本法八五①②

別記

様式第八(第十六条関係) (昭41建令12・昭50建令20・平成建令3・一部改正、平5建令15・旧様式第三線下、平11建令42・旧様式第五線下、平14国交令65・旧様式第六線下、平17国交令12・一部改正)

借地権申告書

平成 年 月 日

借地権者	住所					
	生年月日		性別		職業	
	氏名	㊟				
土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者	住所					
	生年月日		性別		職業	
	氏名	㊟				

殿

次表の土地の全部 平方メートルについて下記の内容の 権を有することを申告します。

平成 年 月 日登記簿登記事項						
大字	字	地番	地目	地積	摘要	所有者の住所及び氏名

記

備考

- 1 土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者が連署せず、借地権を証する書面を添えて申告する場合には、「土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者」欄は、記載しないこと。
- 2 「土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者」欄は、「土地所有者」及び「申告に係る借地権の目的である権利所有者」のうち連署しない一方を消すこと。
- 3 借地権者、土地所有者又は申告に係る借地権所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」「性別」及び「職業」欄には記載しないこと。

第二十条 (事業計画の縦覧及び意見書の処理)
 都道府県知事は、第十四条第一項又は第三項に規定する認可の申請があった場合においては、政令で定めるところ

第十九条の二 第十四条第二項の規定により設立された組合は、同条第三項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、事業計画の案を作成し、国土交通省令で定めるところにより、説明会の開催その他組合員に当該事業計画の案を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の組合員は、同項の事業計画の案について意見がある場合においては、国土交通省令で定めるところにより、組合に意見書を提出することができる。ただし、事業基本方針において定められた事項については、この限りでない。

3 組合は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その意見書に係る意見を勘案し、必要があると認めるときは、事業計画の案に修正を加えなければならない。

4 組合が成立した後、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第三項の規定による組合の事務は、第十四条第二項の規定による認可を受けた者が行うものとする。

(平一七法三四・追加)

ろにより、施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならぬ。ただし、当該申請に関し明らかに次条第一項各号（第十四条第三項に規定する認可の申請にあつては、次条第一項第三号を除く。）の一に該当する事実があり、認可すべきでないと思える場合又は同条第二項の規定により認可をしてはならないことが明らかであると認める場合においては、この限りでない。

2 当該土地区画整理事業に係る土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に係る水面について権利を有する者（以下「利害関係者」という。）は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日（翌日から起算して二週間を経過する日）までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見に係る意見を採択すべきであると認めるときは、第十四条第一項又は第三項に規定する認可を申請した者に対し事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見に係る意見を採択すべきでないと思えるときは、その旨を意見書を提出した者に

通知しなければならない。
4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

5 第十四条第一項又は第三項に規定する認可を申請した者が、第三項の規定による事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に本条に規定する手続を行うべきものとする。
（昭三七法一六一・昭四三法一〇一・平一
一法二五・平一法八七一部改正）
△旧法△ 附六（参考）

政令

（事業計画又は規準若しくは施行規程の縦覧についての公告）

第三条 市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣は、法第二十条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）、又は第七十一条の三第四項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画又は規準若しくは施行規程を公衆の縦覧に供しようとする場合においては、あらかじめ、縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

（昭三七政三九・昭四四政一五八・昭五七政二八一・平一政三五二・平二政三一二・平七政三三一部改正）
*処分についての異議申立〓行政不服審査法三・六・四五〇四八

参照条文

（設立の認可の基準等及び組合の成立）
第二十一条 都道府県知事は、第十四条第一項から第三項までに規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号（同項に規定する認可の申請にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。
一 申請手続が法令に違反していること。

二 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項の規定による都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。
三 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。

四 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。
2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の市街地調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区

域内において土地区画整理事業として行われる同法第四条第十二項に規定する開発行為が同法第三十四条各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第十四条第一項又は第二項に規定する認可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第十四条第一項又は第三項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

4 都道府県知事は、第十四条第二項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。
5 組合は、第十四条第一項又は第二項に規定する認可により成立する。
6 市町村長は、第四十五条第五項又は第百三条第四項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第三項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

7 組合は、第十四条第一項の認可に係る第三項の公告があるまでは組合の成立又は

は定款若しくは事業計画をもつて、第四項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第三項の公告があるまでは事業計画をもつて、組合員その他の第三者に対抗することができない。

- （昭三八法二三四・昭四三法一〇一・昭四九法六七・昭五〇法六七・昭五五法三五・昭六三法六三・平五法三四・平一法二五〇・平一法八七・平一法一六〇・平一七法三四・一部改正）
- △旧法▽ 3項―耕五二二 4項―耕四二・五一 6項―耕五二3

政令

（施行地区及び設計の概要を表示する図書
の縦覧についての公告）

第一条の二 市町村長は、法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付を受けた場合においては、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

省令

（平一政三五一・追加、平一七政三二二・一部改正）

（個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する都道府県知事の公告事項）

第三条（略）
2～4（略）

5 法第二十一条第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、法第十四条第一項に規定する認可に係る公告にあつては第一号から第四号まで、同条第三項に規定する認可に係る公告にあつては第一号、第二号及び第五号に掲げるものとす。

- 一 事務所所在地
- 二 設立認可の年月日
- 三 事業年度
- 四 公告の方法
- 五 事業計画の認可の年月日

6 法第二十一条第四項に規定する国土交通省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げるもの及び事業施行予定期間とする。

- 7～12（略）
- （昭四四建令四九・昭六三建令三三・平五建令一五・平一建令九・平一二建令一〇・平一二建令四一・平一七国交令一〇二・一部改正）

（公告の方法）

第四条の四 法第九条第三項（法第十条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）、第十一条第八項、第二十一条第三項若しくは第四項、第三十九条第四項若しくは第五項、第四十五条第五項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項、第五十一条の十一第二項及び第五十一条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第五十五条第九項（同条第十三項に

おいて準用する場合を含む。）、第六十九条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

- （昭四四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四条の二繰下二部改正、昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一一建令四二・平一二建令一〇・平一七国交令一〇二・一部改正）

参照条文

△参考▽ 一般社団法人の対抗要件 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律二二・二九九

（組合の法人格）
第二十二條 組合は、法人とする。

参照条文

△参考▽ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用 本法四四

（名称の使用制限）

第二十三條 組合は、その名称中に土地区画整理組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に土地区画整理組合という文字を用いてはならない。

△旧法▽ 耕四六

△罰則▽ 本法一四七

（設立の費用の負担）

第二十四條 組合の設立に関する費用は、その組合の負担とする。但し、組合が成立しなかつた場合においては、その費用は、その設立について認可を申請した者の負担とする。

△旧法▽ 耕五二

第二款 管理

（組合員）

第二十五條 組合が施行する土地区画整理事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。

2 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第十九条第三項又は第八十五条第一項の規定による申告があつたものうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前項の規定の適用については、存しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第十九条第三項又は第八十五条第一項の規定による申告があつたものうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。

△旧法▽ 1項―耕二ノ二四五

(参加組合員)

第二十五条の二 前条第一項に規定する者のほか、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他政令で定める者であつて、組合が都市計画事業として施行する土地区画整理事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。
(昭六三法六三・追加、平一一法七六・一部改正)

政令

(参加組合員)

第六十八条の二 法第二十五条の二の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体
- 二 特別の法律により設立された法人で国又は地方公共団体が出資金額を全額を出資しているもの(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人に限る。)
- 三 地方公共団体が基本財産たる財産の全部を拠出している一般財団法人で、宅地を造成して賃貸し、又は譲渡する事業を行うもの

(昭三政三三四・追加、平一九政三九二一部改正)

(組合員の権利義務の移転)

第二十六条 施行地区内の宅地について組合員の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者がある場合においては、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について組合員に対して有

する権利義務は、その承継した者に移転する。

2 施行地区内の宅地について組合員の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その組合員がその借地権の全部又は一部について組合員に対して有する権利義務は、その消滅した借地権が地上権である場合にあってはその借地権の目的となつていた宅地の所有者に、その消滅した借地権が賃借権である場合にあってはその宅地の賃借人にそれぞれ移転する。
△旧法△ 耕五

(役員)

第二十七条 組合に、役員として、理事及び監事を置く。

- 2 理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上とし、それぞれ定款で定める。
- 3 理事及び監事は、定款で定めるところにより、組合員(法人にあつては、その役員)のうちから総会で選挙する。ただし、特別の事情がある場合においては、定款で定めるところにより、組合員以外の者のうちから総会で選任することができる。
- 4 前項本文の規定により選挙された理事若しくは監事が組合員でなくなつたとき、又はその理事若しくは監事が組合員である法人の役員である場合において、その法人が組合員でなくなつたとき、若しくはその理事若しくは監事がその法人の役員でなくなつたときは、その理事又は監事は、その地位を失う。

5 理事及び監事の任期は、五年をこえない範囲内において定款で定める。補充の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
7 組合員は、組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から理由を記載した書面を組合員に提出して、理事又は監事の解任を請求することができる。
8 前項の規定による請求があつた場合においては、理事は、直ちにその請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならぬ。

9 理事又は監事は、前項の規定による投票において過半数の同意があつた場合においては、その地位を失う。
10 前三項に定めるものの外、理事及び監事の解任の請求及び第八項の規定による投票に關し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法九〇・昭六三法六三・一部改正)
△旧法△ 1項3項 耕七三・七六、耕則五八

政令

(解任請求代表者証明書の交付)

第六八条 法第二十七条第七項又は法第三十七条第四項において準用する法第二十七条第七項の規定により土地区画整理組合(以下「組合」という。)の理事若しくは監事又は総代の解任を請求しようとする組合員の代表者(以下「解任請求代表者」とい

う。)は、次の各号に掲げる事項を記載した解任請求書を添え、当該組合に対し、文書をもつて解任請求代表者証明書の交付を請求しなければならない。

- 一 その解任を請求しようとする理事若しくは監事又は総代の氏名
- 二 解任の請求の理由
- 三 解任請求代表者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

2 前項の請求があつた場合においては、当該組合は、解任請求代表者が組合員であることを確認した上、直ちにこれに解任請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を公告するとともに、あわせて当該組合の主たる事務所のある市町村の長に通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による通知があつた場合においては、直ちに次条第一項の規定による署名の収集の際に立ち合わせるため、その職員のうちから立会人を指名し、これを解任請求代表者及び組合員に通知しなければならない。

4 組合は、第二項の規定による公告の際あわせて組合員の三分の一の数を公告しなければならない。

(署名の収集)

第七七条 解任請求代表者は、あらかじめ、場所及び前条第二項の公告があつた日から二週間をこえない範囲内において日時を定めて、署名簿に解任請求書又はその写及び解任請求代表者証明書又はその写を添え、組合員に対し、署名簿に署名し、印を押すことを求めなければならない。

2 解任請求代表者は、前項の場所及び日時を定めた場合においては、その日前二日までに立会人に通知しなければならない。

3 署名しようとする者は、組合員名簿に記載された者であるかどうかについて立会人の確認を受けた上、署名簿に署名し、印を押すものとする。

4 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が署名し、印を押すものとし、かつ、当該法人が組合員名簿に記載された者であるかどうか及び当該署名し、印を押す者が当該法人の指定する者であるかどうかについて立会人の確認を受けるものとする。

(解任請求書の提出)

第八条 解任請求代表者は、署名簿に署名し、印を押した者の数が第六条第四項の規定により公告された数以上の数となつた場合においては、署名期間満了の日から五日以内に、立会人の証明を経た署名簿を添えて、解任請求書を組合に提出しなければならない。

2 前項の立会人の証明は、署名簿の末尾にその旨を記載した上、署名し、印を押すことによつて行ふものとする。

(組合員及び組合員名簿)

第九条 第六条第二項及び第四項並びに第七条第一項及び第四項において「組合員」とは、第六条第二項の公告があつた日の前日現在における組合員名簿に記載された者をいう。

2 第七条第三項及び第四項において「組合員名簿」とは、前項の組合員名簿をいう。

(解任の投票)

第十条 法第二十七条第八項又は法第三十七条第四項において準用する法第二十七条第八項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票(以下「解任の投票」という。)

1 解任の投票は、第八条第一項の規定による解任請求書の提出があつた日から二週間以内に行われなければならない。

2 前項の場合において、理事は、解任投票所並びに投票の期日及び時間を定め、これらの事項を、その解任を請求された理事若しくは監事又は総代の氏名及びその請求の要旨とともに、投票の期日の少くとも五日前に公告しなければならない。

(投票)

第十一条 解任の投票における投票は、前条第二項の公告があつた日現在における組合員名簿(以下第七項において「組合員名簿」という。)に記載された組合員(以下本条第二項、第三項、第六項、第九項及び第十一项並びに第十四条第一項において「組合員」という。)が投票用紙に解任に対する同意又は不同意の旨を記載してするものとする。

2 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が同項の投票をするものとする。

3 組合員(法人を除く。以下本項において同じ。)は、代理人をもつて第一項に規定する投票をすることができ、この場合において、代理人は、同時に十人以上の組合員を代理することができない。

4 第二項又は前項の場合において、法人の指定する者又は代理人は、それぞれ投票の際その権限を証する書面を理事に提出しなければならぬ。

1 投票は、無記名により行ふものとする。

2 投票は、一人一票に限る。

3 投票用紙は、理事が、投票日の当日、解任投票所において組合員に交付しなければならない。

4 組合員名簿に記載されていない者、組合員名簿に記載された者であつても組合員名簿に記載されることができない者及び投票の当日組合員でない者は、投票をすることができない。

5 理事は、投票をしようとする者が明らかに本人でないと認められる場合においては、その投票を拒否することができる。

6 前二項の場合において、投票の拒否は、理事が立会人(理事が組合員のうちから本人の承諾を得て選任した者一人及び解任請求代表者が組合員のうちから本人の承諾を得て理事に届け出た者一人とする。以下本章において同じ。)の意見を聞いて定めなければならない。

7 理事は、立会人の立会の下に投票を点検し、同意又は不同意の別に有効投票数を計算しなければならない。

8 前項の場合においては、理事は、立会人の意見を聞いて投票の効力を決定するものとする。その決定に当つては、次項の規定に反しない限りにおいて、その投票をした組合員の意思が明らかであれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

9 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの
- 二 同意又は不同意の旨以外の事項を記載

したものの
三 同意又は不同意の旨の記載のないもの

四 同意又は不同意の旨を確認し難いもの

(解任の投票の結果の公告)

第十二条 解任の投票の結果が判明した場合においては、組合は、直ちにこれを公告しなければならない。

2 理事若しくは監事又は総代は、解任の投票において過半数の同意があつた場合においては、前項の公告があつた日にその地位を失う。

(解任投票録)

第十三条 理事は、解任投票録を作り、解任の投票に関する次第を記載し、立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 解任投票録は、組合において、その解任を請求された理事若しくは監事又は総代の任期間保存しなければならない。

(解任の投票又は解任の投票の結果の効力に関する異議の申出)

第十四条 組合員は、解任の投票又は解任の投票の結果の効力に関し異議がある場合においては、第十二条第一項の公告があつた日から二週間以内に、組合に対し、文書をもつて異議を申し出ることができる。

2 においては、前項の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から二週間以内にこれを決定しなければならない。この場合において、決定は、文書をもつて、理由を附けて申出人に交付することにも、その要旨を公告しなければならない。

3 組合は、第一項の規定により解任の投票の効力に関する異議の申出があつた場合において、解任の投票に関する規定に違反す

ることがあるときは、投票の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、その解任の投票の全部又は一部の無効を決定しななければならない。

4 組合は、第一項の規定により解任の投票の結果の効力に関する異議の申出があつた場合においても、その解任の投票が前項の場合に該当するときは、その解任の投票の全部又は一部の無効を決定しななければならない。

(昭和三十九・一部改正)
第十五条 法第二十七條第七項又は法第三十七條第四項において準用する法第二十七條第七項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の請求は、その就任の日から六月間及び法第二十七條第八項若しくは法第三十七條第四項において準用する法第二十七條第八項又は法第二百二十五條第六項の規定によるその解任の投票の日から六月間は、することができない。

(平六政三〇三・一部改正)
参考条文
参考) 解任請求 地方自治法八一
―都道府県知事による投票―本法
二二五(七) 本法施行令一六

第二十八條 (役員)の職務
理事は、定款で定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。
2 定款に別段の定めがある場合を除くほか、組合の業務は、理事の過半数で決する。

3 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

4 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認める場合においては、その旨を総会に報告しななければならない。

5 組合が理事と契約する場合においては、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

6 理事は、事業報告書、収支決算書及び財産目録を毎事業年度作成し、監事の意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

7 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

8 理事は、毎事業年度、通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録を当該承認を得た日から二週間以内に、都道府県知事に提出しなければならない。

9 理事は、組合員から総組合員の十分の一以上の同意を得て会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写の請求があつた場合においては、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

10 理事は監事と、監事は理事又は組合の職員と兼ねてはならない。
(平一六法二五〇・平一七法三四・一部改正)
旧法V 1項3項 耕七四・七六三・
7項 耕則五八2

省令
(電磁的記録)
第十六條の三 法第二十八條第七項の国土交通省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものとす。

(平一七国交令二五・追加、平一七国交令一〇二・旧第十六條の二繰下)
参考条文
罰則) 本法一三七・一三八・一四四(一)
参考) 代表権の制限 本法二八の二
―臨時総会の招集―本法三三(六)

(理事の代表権の制限)
第二十八條の二 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
(平一八法五〇・追加)

(理事の代理行為の委任)
第二十八條の三 理事は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
(平一八法五〇・追加)

(理事の氏名等の届出)
第二十九條 組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して、理事の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、これを公告しなければならない。

3 組合は、前項の公告があるまでは、理事の代表権をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。
(平二八法八七・一部改正)
旧法V 耕七三3、6

(総会の組織)
第三十條 組合の総会は、総組合員で組織する。

(総会の議決事項)
第三十一條 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
一 定款の変更
二 事業計画の決定
三 事業計画又は事業基本方針の変更
四 借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法
五 経費の収支予算
六 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約
七 賦課金の額及び賦課徴収方法
八 換地計画
九 仮換地の指定

十 保留地の処分方法
 十一 事業の引継ぎについての同意
 十二 その他定款で総会の議決を経なければならぬものと定めた事項
 (平一法二五・二部改正)
 △旧法▽ 耕六一

参照条文

*総会の議決 事業報告書等の承認 本法
 二八⑥
 一 解散 本法四五⑤
 一 清算事務の承認 本法四七
 一 合併 本法五〇①

△特例▽ 本法三五①
 (総会の招集)
 第三十二条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要と認める場合においては、いつでも臨時総会を招集することができる。
 3 組合員が組合員の五分の一以上の同意を得て会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求した場合においては、理事は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 4 理事の職務を行う者がいない場合においては、総会の招集は、監事が行う。
 5 第三項の規定による請求があつた場合において、理事が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集

しななければならない。
 6 第二十八条第四項の規定により総会に報告しなければならないと認める場合においては、監事は、臨時総会を招集することができる。
 7 第十四条第一項又は第二項に規定する認可を受けた者は、その認可の公告があつた日から一月以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなければならない。

8 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、二日前までにこれらの事項を組合員に通知して、総会を招集することができる。

9 理事は、少なくとも通常総会の会議を開く日の五日前からその会議を開く日までの間、当該通常総会の承認を求めようとする事業報告書、収支決算書及び財産目録を主たる事務所に備え付けておかななければならない。

10 理事は、組合員から前項の書類の閲覧又は謄写の請求があつた場合においては、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 (昭四三法一〇一・平一法二五・平一七法三四・一部改正)

△旧法▽ 1項 耕則五五 2項 耕六一
 3項 耕六五② 7項 耕則四
 5 8項 耕五六

参照条文

△参考▽ 都道府県知事による招集 本法一二五⑤
 一 議事制限 本法三四③
 △罰則▽ 本法一四六
 △適用除外▽ 本法三六⑤
 △罰則▽ 本法一四四
 △参考▽ 書面代理人による議決権・選挙権 本法三八③

(総会の議長)
 第三十三条 総会に、議長を置く。
 2 議長は、組合員(法人にあつては、その役員)のうちから総会で選挙する。
 3 議長は、総会の議事を主宰する。
 4 議長は、組合員として総会の議決に加わることができる。但し、次条第二項の規定による議決については、この限りでない。
 (昭六三法六三・一部改正)
 △旧法▽ 耕則六一

(総会の会議及び議事)
 第三十四条 総会の会議は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合員の半数以上が出席しなければならないが、その議事は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、出席組合員の過半数で決し、可否同数の場合においては、議長が決するところによる。
 2 第三十一条及び第三号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項、同条第十一号に掲げる事項並びに組合の解散及び合併の決定に関する総会の議事

は、前項の規定にかかわらず、組合員の三分の二以上が出席し、施行地区内の宅地について所有権を有する出席組合員及びその地区内の宅地について借地権を有する出席組合員のそれぞれの三分の二以上で決する。第十八条後段の規定は、この場合について準用する。
 3 総会においては、第三十二条第八項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。
 (平一法二五・平一七法三四・一部改正)
 △旧法▽ 1項 耕六八一 2項 耕六八二

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更に関する特別議決事項)
 第二条 定款の変更のうち法第三十四条第二項に規定する政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。
 一 参加組合員に関する事項の変更
 二 費用の分担に関する事項の変更
 三 総代会の新設又は廃止
 2 事業計画又は事業基本方針の変更のうち法第三十四条第二項に規定する政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。
 一 施行地区の変更
 二 工区の新設、変更又は廃止
 (昭六三政三四・平一政二六・平一七政三二・一部改正)

△参考▽ 宅地の所有者及び借地権者の同

参照条文

意 本法一八

(総会の部会)

第三十五条 組合は、施行地区が工区に分れている場合においては、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を設け、工区内の宅地に関し第三十一条第八号から第十号までに掲げる総会の権限をその部会に行わせることができる。

2 総会の部会は、その部会の設けられる工区に関係のある組合員で組織する。

3 第三十二条第二項から第五項まで及び第八項、第三十三条第一項から第三項まで及び第四項本文並びに前条第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。この場合において、これらの規定中「臨時総会」とあるのは「総会」とあるのは「総会の部会」と、「組合員」とあるのは「当該部会を組織する組合員」と読み替えるものとする。

(平六三法六三・平一一法二五・一部改)

参照条文

*工区―換地計画の決定―本法八六③

(総代会)

第三十六条 組合員の数が百人をこえる組合は、総代会に代つてその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。但し、組合員の総数が五百人を

こえる組合にあつては、五十人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総代会に代つて行う権限は、左の各号に掲げる事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一 理事及び監事の選挙及び選任
二 第三十四条第二項の規定に従つて議決しなければならない事項

4 第三十二条第一項から第六項まで及び第八項、第三十三条第一項から第三項まで及び第四項本文並びに第三十四条第一項及び第三項の規定は、総代会について準用する。この場合において、これらの規定中「通常総会」とあるのは「通常総代会」と、「臨時総会」とあるのは「臨時総代会」と、「総会」とあるのは「総代会」と、「組合員」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

5 総代会が設けられた組合においては、理事は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、通常総会を招集することを要しない。

△旧法▽ 1項 第七一、第八四九 3
項 耕則五一 4項 第七七、耕則五三

(総代)

第三十七条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員(法人にあつては、その役員)のうちから選挙する。

2 総代が組合員でなくなつたとき、又はその総代が組合員である法人の役員である場合において、その法人が組合員でなくなつたとき、若しくはその総代がその

法人の役員でなくなつたときは、その総代は、その地位を失う。

3 総代の任期は、五年をこえない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第二十七条第七項から第十項までの規定は、総代の解任の請求及び解任の投票について準用する。この場合において、施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めるときについての特例は、政令で定める。

(昭三四法九〇・昭六三法六三・一部改)

△旧法▽ 1項 耕則五〇

政令

(解任請求代表者証明書の交付)

第六条 法第二十七条第七項又は法第三十七条第四項において準用する法第二十七条第七項の規定により土地区画整理組合(以下「組合」という。)の理事若しくは監事又は総代の解任を請求しようとする組合員の代表者(以下「解任請求代表者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した解任請求書を添え、当該組合に対し、文書をもつて解任請求代表者証明書の交付を請求しなければならない。

- 一 その解任を請求しようとする理事若しくは監事又は総代の氏名
- 二 解任の請求理由
- 三 解任請求代表者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所

(の所在地)

2 前項の請求があつた場合においては、当該組合は、解任請求代表者が組合員であることを確認した上、直ちにこれに解任請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を公告するとともに、あわせて当該組合の主たる事務所のある市町村の長に通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による通知があつた場合においては、直ちに次条第一項の規定による署名の収集の際に立ち合わせるため、その職員のうちから立会人を指名し、これを解任請求代表者及び組合に通知しなければならない。

4 組合は、第二項の規定による公告の際あわせて組合員の三分の一の数を公告しなければならない。

(署名の収集)

第七条 解任請求代表者は、あらかじめ、場所及び前条第二項の公告があつた日から二週間をこえない範囲内において日時を定めて、署名簿に解任請求書又はその写及び解任請求代表者証明書又はその写を添え、組合員に対し、署名簿に署名し、印を押すことを求めなければならない。

- 2 解任請求代表者は、前項の場所及び日時を定めた場合においては、その日前二日までに立会人に通知しなければならない。
- 3 署名しようとする者は、組合員名簿に記載された者であるかどうかについて立会人の確認を受けた上、署名簿に署名し、印を押すものとする。
- 4 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が署名し、印を

押すものとし、かつ、当該法人が組合員名簿に記載された者であるかどうか及び当該署名し、印を押す者が当該法人の指定する者であるかどうかについて立会人の確認を受けるものとする。

(解任請求書の提出)

2 前項の立会人の証明は、署名簿の末尾にその旨を記載した上、署名し、印を押すことによつて行うものとする。

(組合員及び組合員名簿)

2 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が同項の投票をするものとする。

3 組合員(法人を除く。以下本項において同じ。)は、代理人をもつて第一項に規定する投票をすることができ、この場合において、代理人は、同時に十人以上の組合員を代理することができない。

4 第二項又は前項の場合において、法人の指定する者又は代理人は、それぞれ投票の際その権限を証する書面を理事に提出しなければならない。

5 投票は、無記名により行うものとする。投票は、一人一票に限る。

6 投票用紙は、理事が、投票日の当日、解任投票所において組合員に交付しなければならない。

7 組合員名簿に記載されていない者、組合員名簿に記載された者であっても組合員名簿に記載されることができない者及び投票

の当日組合員でない者は、投票をすることができない。

8 理事は、投票をしようとする者が明らかに本人でないことを認められる場合においては、その投票を拒否することができる。

9 前二項の場合において、投票の拒否は、理事が立会人(理事が組合員のうちから本人の承諾を得て選任した者一人及び解任請求代表者が組合員のうちから本人の承諾を得て理事に届け出た者一人とする。以下本章において同じ。)の意見を聞いて定めなければならない。

10 理事は、立会人の別々に有効投票数を計算しなければならない。

11 前項の場合においては、理事は、立会人の意見を聞いて投票の効力を決定するものとする。その決定に当つては、次項の規定に反しない限りにおいて、その投票をした組合員の意思が明らかであれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

12 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの
- 二 同意又は不同意の旨以外の事項を記載したもの
- 三 同意又は不同意の旨の記載のないもの
- 四 同意又は不同意の旨を確認し難いもの

らの事項を、その解任を請求された理事若しくは監事又は総代の氏名及びその請求の要旨とともに、投票の期日の少くとも五日前に公告しなければならない。

(投票)

2 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が同項の投票をするものとする。

3 組合員(法人を除く。以下本項において同じ。)は、代理人をもつて第一項に規定する投票をすることができ、この場合において、代理人は、同時に十人以上の組合員を代理することができない。

4 第二項又は前項の場合において、法人の指定する者又は代理人は、それぞれ投票の際その権限を証する書面を理事に提出しなければならない。

5 投票は、無記名により行うものとする。投票は、一人一票に限る。

6 投票用紙は、理事が、投票日の当日、解任投票所において組合員に交付しなければならない。

7 組合員名簿に記載されていない者、組合員名簿に記載された者であっても組合員名簿に記載されることができない者及び投票

の当日組合員でない者は、投票をすることができない。

いては、前項の公告があつた日にその地位を失う。

(解任投票録)

2 解任投票録は、組合員において、その解任を請求された理事若しくは監事又は総代の任期間保存しなければならない。

(解任の投票又は解任の投票の結果の効力に関する異議の申出)

2 組合は、前項の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から二週間以内にこれを決定しなければならない。この場合において、決定は、文書をもつてし、理由を附けて申出人に交付することとし、その要旨を公告しなければならない。

の当日組合員でない者は、投票をすることができない。

11 前項の場合においては、理事は、立会人の意見を聞いて投票の効力を決定するものとする。その決定に当つては、次項の規定に反しない限りにおいて、その投票をした組合員の意思が明らかであれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

12 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの
- 二 同意又は不同意の旨以外の事項を記載したもの
- 三 同意又は不同意の旨の記載のないもの
- 四 同意又は不同意の旨を確認し難いもの

ない。

(昭和三十九・一部改正)

(解任請求の禁止期間)

第十五条 法第二十七條第七項又は法第三十七條第四項において準用する法第二十七條第七項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の請求は、その就任の日から六月間及び法第二十七條第八項若しくは法第三十七條第四項において準用する法第二十七條第八項又は法第二百二十五條第六項の規定によるその解任の投票の日から六月間は、することができない。

(平六政三〇三・一部改正)

(都道府県知事の行う解任の投票)

第十六条 法第二百二十五條第六項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票(以下「都道府県知事の行う解任の投票」という。)は、同項に規定する組合員の申出があつた日から二週間以内に行われなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、解任投票所並びに投票の期日及び時間を定め、これらの事項を、その解任を請求された理事若しくは監事又は総代の氏名及びその請求の要旨とともに、投票の期日の少くとも五日前に公告しなければならない。

3 第十一条から第十四条までの規定は、都道府県知事の行う解任の投票について準用する。この場合において、第十一条第一項中「前条第二項」とあるのは、「第十六条第一項」と、第十一条第四項、第六項及び第八項から第十一項まで並びに第十三条第一項中「理事」とあるのは、「都道府県知事が指名するその職員」と、第十二条第一項、

第十三条第二項及び第十四条中「組合」とあるのは「都道府県知事」と、第十四条第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第十六条第三項において準用する第十二条第一項」と読み替えるものとする。

(平六政三〇三・一部改正)

(総代の解任の請求に関する特例)

第十七条 施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めている場合における法第三十七條第四項において準用する法第二十七條第七項及び第八項、法第二百二十五條第六項後段並びに第六條、第七條、第九條、第十一條(前条第三項において準用する場合を含む。)、第十四條(前条第三項において準用する場合を含む。)、及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「組合員」とあるのは、「施行地区内の宅地の所有者である組合員又は施行地区内の宅地について借地権を有する者である組合員」と読み替えるものとする。

(平六政三〇三・一部改正)

参照条文

△罰則▽本法一三七・一三八

第三十八条 組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地についての所有権と借地権とをともに有する組合員は、第三十四条第二項の規定による議決について、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び

宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ一箇の議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めた場合におけるその選挙に係る選挙権についても、同様とする。

3 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて議決権及び選挙権を行うことができる。

4 前項の規定により議決権及び選挙権を行う者は、第三十四条第一項(第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。)、及び第二項の規定の適用については、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に十人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

△旧法▽1項 耕六七 3項 耕五四
・六九1 4項 耕六九2 6項 耕五七

第三十八条の二 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

(平一八法五〇・追加)

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

第三十九条 組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 第七条の規定は事業計画を変更しようとする組合について、第十八条の規定は新たに施行地区となるべき区域がある場合における事業計画又は事業基本方針の変更についての認可を申請しようとする組合について、第十九条の規定はこの項において準用する第十八条の規定とする同意を得ようとする組合及び新たに施行地区となるべき区域の公告があつた場合における借地権の申告について、第十九条の二の規定は事業基本方針の変更についてその認可を受けて事業計画を定めようとする組合について、第二十条の規定は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。))について前項に規定する認可の申請があつた場合について、第二十一条第一項、第二項及び第六項の規定は前項に規定する認可の申請があつた場合又は同項に規定する認可をした場合について準用する。この場合において、第十八条及び第十九条中「施行地区となるべき区域」とあるのは「新たに施行地区となるべき区域」と、第二十条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、

「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第二十一条第六項中「第三項」とあるのは「第三十九条第四項」と読み替えるものとする。

3 組合は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、第一項に規定する認可（第十四条第一項又は第三項に規定する認可に係る定款又は事業計画の変更については、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区及び工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）その他国土交通省令で定める事項）についての変更に係る事項を公告し、かつ、施行区域の土地については、国土交通大臣及び関係市町村長に変更に係る施行地区又は設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項に規定する認可（第十四条第二項に規定する認可に係る定款又は事業基本方針の変更についてのもにに限る。）をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他国土交通省令で定める事項についての変更に係る事項を公告しなければならない。

6 組合は、前二項の公告があるまでは、定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更をもつて、その変更について第一項に規定する認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の第三者に対抗することができない。

- （昭四三平一〇・平一法・五・平一）
- 法八七・平一法・二六〇・平一七法三三〇
- 一部改正
- （昭四五） 2項 耕五五・五六 3項
- （昭四五） 1ただし書 4項 耕五四・二
- 5項 耕五七

政令

（施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧についての公告）

第一条の二 市町村長は、法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む）、第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む）、第六十九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む）又は第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付を受けた場合においては、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

（事業計画又は規準若しくは施行規程の縦覧についての公告）

第二条

市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣は、法第二十条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む）、第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む）、第五十五条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む）、第六十九条第一項（同条第十項において準用する場合を含む）又は第七十一条の三第四項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画又は規準若しくは施行規程を公衆の縦覧に供しようとする場合においては、あらかじめ、縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

- （昭三七政三九一・昭四四政一五八・昭五七）
- 政二八一・平一政三三二・平一二政三二
- 二・平七政三三〇・一部改正

（縦覧手続等を省略することができる事業計画又は規準若しくは施行規程の修正又は変更）

第四条 事業計画の修正又は変更のうち法第五十五条第六項、第六十九条第五項若しくは第七十一条の三第十項又は第三十九条第二項、第五十一条の十第二項、第五十五条第十三項、第六十九条第十項（事業計画を変更しようとする場合に係る部分に限る。）若しくは第七十一条の三第十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

- 一 都市計画において定められた都市施設その他の事項で当該都市計画の変更に伴うもの
- 二 都市計画において定められた都市施設に関する都市計画事業の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの
- 三 施行地区の変更に伴う設計の概要の変更で、施行地区から除外される区域についての設計を廃止したにとどまると認められるもの
- 四 事業施行期間の修正又は変更
- 五 幅員四メートル以下の道路の廃止又は当該道路に代わるべき道路で幅員四メートル以下のものの新設
- 六 道路又は水路の起点又は終点の修正又は変更を伴わない位置の修正又は変更で、修正又は変更後の道路又は水路の中心線の当初事業計画において定めようとし、又は定めた中心線からの振れが当該道路又は水路の幅員以下のもの
- 七 道路の幅員の縮小で、縮小後の道路の幅員が四メートル未満とならず、かつ、当初事業計画において定めようとし、又は定めた幅員から二メートル以下を減ずることとなるもの
- 八 公園、広場又は緑地の区域の縮小で、縮小された区域の面積の合計が当該施設の当初事業計画において定めようとし、又は定めた面積からその十分の一を減ずることとならないもの
- 九 資金計画の修正又は変更

2・3（略）

（施行地区予定地の公告）
第六十八条 市町村長は、法第十九条第一項

(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)又は法第五十一条の七第一項(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定による施行地区となるべき区域又は新たに施行地区となるべき区域の公告の申請があつた場合においては、当該区域に含まれる地域の名称(市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合)においては、その一部の区域内の土地の地番を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(平七政三三・一部改正)

省令

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行)に関する認可申請書の添付書類)

第二条(略)

2(略)

7 法第三十九条第一項に規定する認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款の変更又は事業計画若しくは事業基本方針の変更について総会又は総代会の議決を経たことを証する書類

二 認可を申請しようとする組合が法第三十九条第二項において準用する法第七条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類

三 認可を申請しようとする組合が法第三十九条第二項において準用する法第十八条の規定により新たに施行地区となるべき区域内の宅地の所有者及びその区域の宅地について借地権を有する者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

四 認可を申請しようとする組合が法第三十九条第三項の規定により債権者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

8(略)

き区域の宅地の所有者及びその区域の宅地について借地権を有する者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

8(略)

(昭四四建令四九・昭五〇建令三・昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一七国交令一〇二・平一八国交令五八・一部改正)

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行)に関する都道府県知事の公告事項)

第三条(略)

2(略)

5 法第二十一条第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、法第十四条第一項に規定する認可に係る公告にあつては第一号から第四号まで、同条第三項に規定する認可に係る公告にあつては第一号、第二号及び第五号に掲げるものとする。

一 事務所のある地

二 設立認可の年月日

三 事業年度

四 公告の方法

五 事業計画の認可の年月日

6(略)

7 法第三十九条第四項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする

一 組合の名称及び事務所の所在地(これらの事項に関して変更がなされた場合に

おいては、その変更前のものとする。)

並びに設立認可の年月日

二 第五項各号(第二号を除く。)に掲げる事項に関して変更がなされた場合においては、その変更の内容

三 変更認可の年月日

8 法第三十九条第五項に規定する国土交通省令で定める事項は、前項各号に掲げるもの及び事業施行予定期間とする。

9(略)

(昭四四建令四九・昭六三建令三・平五建令一五・平一建令九・平一七国交令一〇二・平一七国交令一〇二・一部改正)

(公告の方法)

第四條の四 法第九條第三項(法第十條第三項及び第十三條第四項において準用する場合を含む。)、第十一條第八項、第二十一條第三項若しくは第四項、第三十九條第四項若しくは第五項、第四十五條第五項、第五十一條の九第三項(法第五十一條の十第二項、第五十一條の十一第二項及び第五十一條の十三第四項において準用する場合を含む。)、第五十五條第九項(同条第十三項において準用する場合を含む。)、第六十九條第七項(同条第十項において準用する場合を含む。))又は第七十一條の三第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む。))の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

(昭四四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四條の二様下・一部改正、昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一建令四二・平二建令一〇・平一七國交令一〇

(二・一部改正)

(借地権の申告手続)

第十六條 法第十九條第三項(法第三十九條第二項及び第五十一條の七第二項(法第五十一條の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により申告しようとする者は、別記様式第八による借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。

2 前項の借地権申告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 借地権申告書に署名した者の印を証する印鑑証明

二 借地権が宅地の一部を目的としている場合においては、その部分の位置を明らかにする図面(方位を記載すること。)

3 市町村長は、第一項の借地権申告書が借地権を証する書面を添えて提出された場合においてその書面がその借地権を証するに足りないとき認めるときは、更に必要な書類の提出を求めることができる。

(平五建令一五・平二建令四二・平一四国交令六五・平一七國交令一〇二・一部改正)

参照条文 *債権者の同意 本法一三三

△罰則 本法一四四(△)

△特例 本法五〇⑥

(経費の賦課徴収)

第四十條 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

2 賦課金の額は、組合員が施行地区内に

有する宅地又は借地の位置、地積等を考

3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができる。

4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠つた場合においては、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。

(昭六三法六三・二部改正)
(昭六三法六三・一部改正)
△旧法▽ 1項 耕七八

(参加組合員の負担金及び分担金)
第四十条の二 参加組合員は、政令で定めるところにより、換地計画において定めるところにより取得することとなる宅地の価額に相当する額の負担金及び組合の事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。

(昭六三法六三・二部改正)

改正
(参加組合員の負担金及び分担金の納付)
第六十八条の三 参加組合員が法第四十条の二第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限、各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、定款で定めるものとする。この場合において、最終の納付期限は、法第百三条第四項の公告の日から一月を超えてはならない。

2 参加組合員以外の組合員が賦課金を納付すべき場合においては、参加組合員は、分担金を納付するものとする。

3 分担金の額は、参加組合員の納付する負担金の額及び参加組合員以外の組合員が施行地区内に有する宅地又は借地権の価額を考慮して、賦課金の額と均衡を失しないように定めるものとし、分担金の納付方法は、賦課金の賦課徴収の方法の例によるものとする。

(昭六三政三四・追加)

(賦課金等の滞納処分)
第四十一条 組合は、賦課金、負担金、分担金又は過怠金を滞納する者がある場合においては、督促状を発して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。

2 組合は、前項の督促をする場合においては、定款で定めるところにより、督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下の督促手数料を徴収することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による申請があつた場合においては、地方税の滞納処分の例により滞納処分をする。この場合においては、組合は、市町村長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

4 市町村長が第一項の規定による申請を受けた日から三十日以内に滞納処分着手せず、又は九十日以内にこれを終了しない場合においては、組合の理事は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞

納処分の例により、滞納処分をすることができる。

5 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(昭三四法一四八・昭五七法五二・昭六三法六三・平一法二六〇・平一四法一〇〇・一部改正)
△旧法▽ 耕七九

(賦課金等の督促手数料の額の限度)
第十七条 法第四十一条第二項及び第百十条第四項に規定する国土交通省令で定める額は、督促状一通につき郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第六十七条第二項第三号に規定する定形郵便物の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。

(昭五七建令一五・追加、平五建令一五・一部改正、平二建令一〇・旧第十七条の二繰上、平二建令四一・平一五国交令三八・平一九国交令七五・一部改正)

省令
参照条文 * 地方税の滞納処分 地方税法六八 国税徴収法一五章

告示
土地区画整理法施行規則第十七条の規定に基づく国土交通大臣が定める手数料の額

(平成十五年三月二十八日 国土交通省告示第二百七十九号)

改正
平成一九年八月三日 国土交通省 示 第二二六二号
土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設

省令第五号)第十七条の規定に基づき、国土交通大臣が定める手数料の額を次のように定める。

土地区画整理法施行規則第十七条の規定により国土交通大臣が定める額は、督促状一通につき、次の各号に定める額のうち最も低い額とする。

一 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第六十七条第二項第三号に規定する定形郵便物の料金の額

二 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者(以下「一般信書事業者」という。)が同法第十六条第一項の規定により届け出た料金のうち、大きさ及び形状が民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第二十七号)第二十二条で定める基準に適合する信書郵便物であつて、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額(一般信書事業者が複数であるときは、当該料金の額のうち最も低い額)

三 民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第九項に規定する特定信書事業者(以下「特定信書事業者」という。)が定める同法第二条第七項に規定する特定信書便役務に関する料金の額(特定信書便事業者が複数であるときは、当該料金の額のうち最も低い額)(土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三条第二項から第五項まで又は第三条の二及び第三条の三の規定による施行者が同法第四十一条第二項又は第百十条第四項の規定による督促状の送付をするために当該特定信書便役務

省令第五号)第十七条の規定に基づき、国土交通大臣が定める手数料の額を次のように定める。

土地区画整理法施行規則第十七条の規定により国土交通大臣が定める額は、督促状一通につき、次の各号に定める額のうち最も低い額とする。

一 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第六十七条第二項第三号に規定する定形郵便物の料金の額

二 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者(以下「一般信書事業者」という。)が同法第十六条第一項の規定により届け出た料金のうち、大きさ及び形状が民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第二十七号)第二十二条で定める基準に適合する信書郵便物であつて、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額(一般信書事業者が複数であるときは、当該料金の額のうち最も低い額)

三 民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第九項に規定する特定信書事業者(以下「特定信書事業者」という。)が定める同法第二条第七項に規定する特定信書便役務に関する料金の額(特定信書便事業者が複数であるときは、当該料金の額のうち最も低い額)(土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三条第二項から第五項まで又は第三条の二及び第三条の三の規定による施行者が同法第四十一条第二項又は第百十条第四項の規定による督促状の送付をするために当該特定信書便役務

を利用することができる場合に限る。

附則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

附則

〔平成一九年八月三二日
国土交通省告示第一六二号〕

この告示は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

第四十二条 賦課金等の時効

怠金及び督促手数料を徴収する権利は、五年間行わない場合においては、時効により消滅する。

2 前条第一項の督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（昭六三法六三・二部改正）

（借入金）

第四十三条 組合は、その事業を行うため必要がある場合においては、借入金を借り入れることができる。

（昭三八法七五・一部改正）

△旧法▽ 耕八〇・一

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第四十四条 一般社団法人及び一般財団法人

人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、組合について準用する。

（平一八法五〇・全改）

△旧法▽ 耕七五

第三款 解散及び合併

（解散）

第四十五条 組合は、左の各号に掲げる事由に因り解散する。

- 一 設立についての認可の取消
- 二 総会の議決
- 三 定款で定めた解散事由の発生
- 四 事業の完成又はその完成の不能
- 五 合併
- 六 事業の引継

2 組合は、前項第二号から第四号までの一に掲げる事由により解散しようとする場合においては、その解散について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

3 都道府県知事は、第十六条第一項において準用する第六条第二項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第八十五条の第二項の規定により指定された宅地についての第百七十七条の二第一項に規定する指

定期間を経過した後でなければ、前項に規定する認可（事業の完成の不能による解散その他事業の廃止による解散についての認可を除く。）をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においてもその認可をすることができる。

4 組合は、第一項第二号から第四号までの一に掲げる事由に因り解散しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その解散についてはその債権者の同意を得なければならない。

5 都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消した場合又は第二項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

（平五法三四・平二法二五・平二法八七・平一法一六〇・一部改正）
△旧法▽ 1項 耕五三、耕則六六・六七
2項 耕五四 5項 耕五七

（個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請書の添付書類）

第二條 (略)
2、7 (略)

8 法第四十五条第二項に規定する認可を申

請しようとする組合は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 次に掲げるいずれかの書類
- イ 解散の認可に関する総会の議決があつたことを証する書類
- ロ 定款で定めた解散事由の発生を証する書類
- ハ 事業の完成又はその完成の不能を明らかにする書類

二 認可を申請しようとする組合が法第四十五条第四項の規定により債権者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

三 法第十六条第一項において準用する法第六條第二項の規定により事業計画に住宅先行建設区を定めている場合において、事業の完成の不能による解散その他事業の廃止による解散以外の解散についての認可を申請しようとするときは、法第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地についての法第百七条の二第一項に規定する指定期間を経過したことを証する書類又は法第四十五条第三項ただし書の規定により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められることを明らかにする書類

9、12 (略)

（昭四四建令四九・昭五〇建令三・昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一七国交令一〇二・平一八国交令五八・一部改

（公告の方法）

第四條の四 法第九条第三項（法第十条第三項及び第十三条第四項において準用する場

合を含む)、第十一条第八項、第二十一条第三項若しくは第四項、第三十九条第四項若しくは第五項、第四十五条第五項、第五十一条の九第三項(法第五十一条の十第二項、第五十一条の十一第二項及び第五十一条の十三第四項において準用する場合を含む)、第五十五条第九項(同条第十三項において準用する場合を含む)、第六十九條第七項(同条第十項において準用する場合を含む)。又は第七十一条の三第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む)の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

(昭四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四条の二繰下・一部改正、昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一一建令四二・平二建令一〇・平一七国交令一〇二・一部改正)

参照条文 *合併―都道府県知事の認可―本法一四・五〇② *事業の引継―当然解散―本法二二八④ *債権者の同意―本法三九③・一三二
△罰則―本法一四四(四)

(清算中の組合の能力)
第四十五条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(平一八法五〇・追加)

(清算人)
第四十六条 組合が第四十五条第一項第一

号から第四号までのいずれかに掲げる事由により解散した場合においては、理事がその清算人となる。ただし、総会で他の者を選任した場合においては、この限りでない。

(平一八法五〇・一部改正)
△旧法― 第六〇

参照条文 *清算人―一般社団法人及び一般財団法人に関する法律二〇六・二〇七・二〇九

(裁判所による清算人の選任)

第四十六条の二 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(平一八法五〇・追加)

(清算人の解任)

第四十六条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(平一八法五〇・追加)

(清算人の職務及び権限)

第四十六条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。
一 現務の終了
二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し
2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

(清算事務)

第四十七条 清算人は、就職の後、遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法について総会の承認を求めなければならない。

参照条文

△罰則―本法一四四(四)

(債権の申出の催告等)

第四十七条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。
3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
4 第一項の公告は、官報に掲載してす

る。

(平一八法五〇・追加)

(期間経過後の債権の申出)

第四十七条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

(残余財産の処分制限)

第四十八条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができる。

参照条文 *残余財産を処分―土地改良法七〇会社法六六四

△罰則―本法一四四(四)

(裁判所による監督)

第四十八条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
4 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(平一八法五〇・追加)

(決算報告)

第四十九条 清算人は、清算事務が終了した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

(平一法二六〇・一部改正)
△旧法V 耕則六六・六七・六九

(省令)

(決算報告書)

第十八条 法第四十九条に規定する決算報告書は、次の各号に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

- 一 組合の解散の時における財産及び債務の明細
- 二 債権の取立及び債務の弁済の経緯
- 三 残余財産の処分の明細

参照条文

△罰則V 本法、四四〇

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第四十九条の二 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(平一八法五〇・追加)

(不服申立ての制限)

第四十九条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

い。

(平一八法五〇・追加)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十九条の四 裁判所は、第四十六条の規定により清算人を選任した場合に、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

(即時抗告)

第四十九条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

*平成二三年法律五三号で平成二五年五月二四日を超えない範囲内において政令で定める日から本条は削られる。
(平一八法五〇・追加)

(検査役の選任)

第四十九条の六 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十九条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

*平成二三年法律五三号で平成二五年五月

二四日を超えない範囲内において政令で定める日から—の部分「前二条」に改まり、くくりの部分は「前条」に改まり、本条は第四十九条の五に繰り上がる。
(平一八法五〇・追加)

(合併)

第五十条 組合は、合併しようとする場合においては、総会においてその旨を議決しなければならない。

2 事業計画を決定している組合は、事業計画を決定していない組合と合併することができない。

3 合併によつて組合を設立しようとする場合においては、関係各組合の総会で組合員のうちから選挙された者が、第十四条第一項又は第二項に規定する認可を申請する者となり、設立に必要な行為をしなければならない。この場合において、認可の申請は、関係各組合の合併の議決書を添えてしなければならない。

4 合併をする組合の一方が合併後存続する場合においては、その組合は、関係各組合の合併の議決書を添えて、定款及び事業計画又は事業基本方針の変更について第三十九条第一項に規定する認可を受けなければならない。

5 組合は、合併しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その合併についてその債権者の同意を得なければならない。

6 第三項の場合においては、組合の設立に関して第十七条において準用する第七條に規定する手続を行うことを要しない。

7 第三項又は第四項に規定する認可があつた場合においては、その認可の公告前においても、第二十一条第七項又は第三十九条第五項の規定にかかわらず、合併により新たに設立された組合はその成立並びに定款及び事業計画又は事業基本方針をもつて、合併後存続する組合は事業計画又は事業基本方針及び定款の変更をもつて、合併により解散した組合はその解散をもつて、関係組合の組合員に対抗することができる。

8 組合が合併した場合においては、合併に因り新たに設立された組合又は合併後存続する組合は、合併に因り消滅した組合の権利義務(その組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(昭四三法二〇一・平一法二五二・一部改正)
△旧法V 1項 耕五四 6項 耕五七 7項 耕五八、耕則六八

参照条文

*議決V 本法三四② *債権者の同意V 本法三九③・四五④・一三三
△罰則V 本法一四四①

第五十一条

削除 (平一八法五〇)

39

第三節 区画整理会社

(平一七法三四・追加)

第五十一条の二 (施行の認可)

第三項の規定により施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の申請は、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

省令

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請手続)

第一条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十一条の二第一項に規定する認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

(昭四四建令四九・昭六三建令二二・平一一建令九・平一二建令一〇・平一七国交令一〇 二・一部改正)

(個人施行、組合施行及び区画整理会社社

行に関する認可申請書の添付書類

第二条 (略)

2・8 (略)

9 法第五十一条の二第一項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の写し
二 株主名簿の写し
三 法第三条第三項第四号前段の要件を満たしていることを証する書類
四 認可を申請しようとする者が法第五十一条の五において準用する法第七条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類
五 法第五十一条の六に規定する同意を得たことを証する書類
10 12 (略)

第五十一条の三 (規準)

- 一 土地区画整理事業の名称
二 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称
三 土地区画整理事業の範囲
四 事務所所在地
五 費用の分担に関する事項
六 事業年度

- 七 公告の方法
八 その他政令で定める事項

政令

(規準、規約、定款及び施行規程の記載事項)

- 第一条 土地区画整理法(以下「法」という。)第五条第十号、第十五条第十二号及び第五十一条の三第八号に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 宅地及び宅地について存する権利の価額の評価の方法に関する事項
二 地積の決定の方法に関する事項
三 法第二条第二項に規定する工作物その他の物件の設置を行う場合においては、当該工作物その他の物件の管理及び処分に関する事項
四 会計に関する事項

第五十一条の四 (事業計画)

第六条の規定は、第五十一条の二第一項の事業計画について準用する。

省令

(施行地区位置図及び施行地区区域図)

第五条 法第六条第一項(法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十一条及び第七十一条の三第二項において準

用する場合を含む。以下この条から第十條までにおいて同じ。)又は第十六条第二項に規定する施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。

- 2 前項の施行地区位置図は、縮尺三万分の一以上とし、施行地区の位置、都市計画区域及び市街化区域を表示した地形図でなければならない。ただし、土地区画整理事業が災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められるものである場合において縮尺三万分の一以上の地形図がないときは、施行地区位置図の縮尺は、五万分の一以上であることをもつて足りる。
3 第一項の施行地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、市街化区域界並びに宅地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(昭四四建令四九・昭五七建令一五・平一一建令九・平一七国交令一〇二・一部改正)

第六条 法第六條第一項に規定する設計の概要、同条第二項(法第十六條第一項、第五十一条の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する住宅先行建設区、同条第四項(法第十六條第一項、第五十一条の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一条の三第二項において準用する場合を

用する場合を含む。以下この条から第十條までにおいて同じ。)又は第十六条第二項に規定する施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。

- 二 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当該土地区画整理事業の目的
 - 二 施行地区内の土地の現況
 - 三 土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合
 - 四 保留地の予定地積
 - 五 公共施設の整備改善の方針
 - 六 法第二条第二項に規定する工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立て若しくは干拓に関する事業が行われる場合においては、その事業の概要
 - 七 住宅先行建設区の面積
 - 八 市街地再開発事業区的面積
 - 九 高度利用推進区的面積
- 三 第一項の設計図は、縮尺千二百分の一以上とし、土地区画整理事業の施行後における施行地区内の公共施設並びに鉄道、軌道、官公署、学校及び墓地の用に供する宅地の位置及び形状を、土地区画整理事業の施行により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

- （昭三四建令一八・昭四四建令四九・平五建令一五・平一・建令四二・平一四国交令六五・平七国交令一〇二・一部改正）
- （施行地区及び工区の設定に関する基準）
- 第八条 法第六条第一項に規定する施行地区の設定に関する同条第十一項（法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定は、次に掲げるものとする。
 - 一 施行地区は、道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適當な位置が変更しないものに接して定めなければならない。ただし、当該土地区画整理事業によりこれらの施設の整備改善を図ろうとする場合において、この整備改善により利益を受けることとなる宅地の範囲で施行地区を定める必要がある場合その他特別の事情がある場合においては、この限りでない。
 - 二 施行地区は、当該土地区画整理事業の施行を著しく困難にすると認められる場合を除き、都市計画において定められておる公共施設の用に供する土地を避けて定めるなければならない。
 - 三 施行地区を工区分ける場合においては、工区と工区との境界は、できる限り道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適當な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して、又はその中心線により定めなければならない。
 - 四 施行地区を工区分ける場合において

- は、土地区画整理事業の施行後における工区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における工区内の宅地の地積の合計に対する割合において、各工区間に著しい不均衡を生じないように工区を定めなければならない。
- （昭四四建令四九・平一建令四二・平一四国交令六五・平一七国交令一〇二・一部改正）
- （設計の概要の設定に関する基準）
- 第九条 法第六条第一項に規定する設計の概要の設定に関する同条第十一項（法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。
 - 一 設計の概要は、施行地区又は施行地区を含む一定の地域について近隣住区（小学校を中心とする人口一人当り三十平方メートルから百平方メートルまでの地積を基準とし、人口約一万を収容することができるとされる地区をいう。以下同じ。）を想定し、その住区内に居住することとなる者の生活の利便を促進するように考慮して定めなければならない。
 - 二 設計の概要は、幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少なくなるように考慮して定めなければならない。
 - 三 区画道路（幹線道路以外の道路をいい、裏口通路を除く。）の幅員は、住宅地にあつては六メートル以上、商業地又は工業地にあつては八メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情

- により、やむを得ないと認められる場合においては、住宅地にあつては四メートル以上、商業地又は工業地にあつては六メートル以上であることをもつて足りる。
- 四 住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供され難いように配置しなければならない。
- 五 道路（裏口通路を除く。）が交差し、又は屈曲する場合においては、その交差又は屈曲の部分の街角について適當なすみきりをしなければならない。
- 六 設計の概要は、公園の面積の合計が施行地区内に居住することとなる人口について一人当り三平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の三パーセント以上となるように定めなければならない。ただし、施行地区の大部分が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の工業専用地域である場合その他特別の事情により健全な市街地を造成するのに支障がないと認められる場合及び道路、広場、河川、堤防又は運河の整備改善を主たる目的として土地区画整理事業を施行する場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、この限りでない。
- 七 設計の概要は、施行地区内の宅地が建築物を建築するのに適當な宅地となるよう必要な排水施設の整備改善を考慮して定めなければならない。
- 八 設計の概要は、施行地区及びその周辺の地域における環境を保全するため、当該土地区画整理事業の目的並びに施行地

区の規模、形状及び周辺の状況並びに施行地区内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行地区における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めなければならない。

(昭四建令四九・昭四五建令二七・昭五〇
建令三・平二建令四二・平一四国交令六
五・平一七国交令一〇二・二部改正)

第十條 (資金計画に関する基準)

第十條 法第六條第一項に規定する資金計画に関する同條第十一項(法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実である認められる金額を収入金として計上しなければならない。
- 二 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

(昭四建令四九・平一建令四二・平一七
国交令一〇二・一部改正)

第五十一條の五 (宅地以外の土地を管理する者の承認)

第五十一條の五 第七條の規定は、第五十一條の二第一項の事業計画を定めようとする者について準用する。

(平一七法三四・追加)

(規準及び事業計画に関する宅地の所有)

者及び借地権者の同意

第五十一條の六 第五十一條の二第一項に規定する認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれ三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてゐるその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地権の目的となつてゐる宅地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

(平一七法三四・追加)

(借地権の申告)

第五十一條の七 前條に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 第十九條第二項から第四項までの規定は、前項に規定する申請があつた場合について準用する。この場合において、同條第四項中「前条」とあるのは、「第五十一條の六」と読み替へるものとする。

(平一七法三四・追加)

政令

(施行地区予定地の公告)

第六十八條 市町村長は、法第十九條第一項

(法第三十九條第二項において準用する場合を含む。)又は法第五十一條の七第一項(法第五十一條の十第二項において準用する場合を含む。)の規定による施行地区となるべき区域又は新たに施行地区となるべき区域の公告の申請があつた場合においては、当該区域に含まれる地域の名称(市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合においては、その一部の区域内の土地の地番)を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(平一七政三三・一部改正)

省令

(借地権の申告手続)

第十六條 法第十九條第三項(法第三十九條第二項及び第五十一條の七第二項(法第五十一條の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合(法第五十一條の七)の規定により申告しようとする者は、別記様式第八による借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。

2 前項の借地権申告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 借地権申告書に署名した者の印を証する印鑑証明
- 二 借地権が宅地の一部を目的としてゐる場合においては、その部分の位置を明らかにする図面(方位を記載すること。)

3 市町村長は、第一項の借地権申告書が借地権を証する書面を添えて提出された場合においてその書面がその借地権を証するに

足りないとき、更に必要な書類の提出を求めることができる。

(平五建令一五・平二建令四二・平一四国
交令六五・平一七国交令一〇二・二部改正)

(規準及び事業計画の縦覧並びに意見書の処理)

第五十一條の八 都道府県知事は、第五十一條の二第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかにか次条第一項各号のいずれかに該当する事実があり、認可すべきでないとする場合又は同條第二項の規定により認可をしてはならないことが明らかであると認める場合においては、この限りでない。

2 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された規準及び事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、第五十一條の二第一項に規定する認可を申請した者に対し規準及び事業計画に必要

な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでない」と認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異義申立ての審理に関する規定を準用する。

5 第五十一条の二第二項に規定する認可を申請した者が、第三項の規定により規準及び事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。

(平一七法三四・追加)

政令

(事業計画又は規準若しくは施行規程の縦覧についての公告)

第三条 市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣は、法第二十条第一項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む)、第五十一条の八第一項(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む)、第五十五条第一項(同条第十三項において準用する場合を含む)、第六十九条第一項(同条第十項において準用する場合を含む)の規定により事業計画又は規準若しくは施行規程を公衆の縦覧に供しようとする場合において、あらかじめ、縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

ない。

(昭三七政三九・昭四四政一五八・昭五七政二八一・平一政三五二・平二政三一・平七政三三・一部改正)

(施行の認可の基準等)

第五十一条の九 都道府県知事は、第五十一条の二第二項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。

一 申請者が第三条第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社でないこと。

二 申請手続が法令に違反していること。

三 規準又は事業計画の決定手続又は内容が法令(前条第三項の規定による都道府県知事の命令を含む)に違反していること。

四 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。

五 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の市街地調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第四条第十二項に規定する開発行為が同法第三十四条各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第五十一条の二第二項に規定する認可をしなければならない。

都道府県知事は、第五十一条の二第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ)その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

3 都道府県知事は、第五十一条の二第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ)その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

4 市町村長は、第五十一条の十三第四項において準用する前項、第一百三十三条第四項又は第二百二十五条の二第五項の公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

5 第三条第三項の規定による施行者(以下「区画整理会社」という。)は、第三項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

(平一七法三四・追加、平一七法八七二・一部改正)

(施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧についての公告)

第一条の二 市町村長は、法第九条第三項(法第十条第三項において準用する場合を含む)、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む)、第五十五条第八項(同条第十三項において準用する場合を含む)、第六十九条第六項(同条第十項において準用する場合を含む)又は第七十一条の三第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む)の規定による図書の送付を受けた場合においては、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

(平一政三五二・追加、平一七政三三二・一部改正)

省令

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する都道府県知事の公告事項)

第三条(略)

2/5(略)

9 法第五十一条の九第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土地区画整理事業の名称
二 事務所所在地
三 施行認可の年月日
四 事業年度
五 公告の方法

(昭四四建令四九・昭六三建令三二・平五建令一五・平一建令九・平二建令一〇・平二建令四一・平一七国交令一〇二・一部改正)

正

(公告の方法)

第四條の四 法第九條第三項(法第十條第三項及び第十三條第四項において準用する場合を含む)、第十一條第八項、第二十一條第三項若しくは第四項、第三十九條第四項若しくは第五項、第四十五條第五項、第五十一條の九第三項(法第五十一條の十第二項、第五十一條の十一第二項及び第五十一條の十三第四項において準用する場合を含む)、第五十五條第九項(同條第十三項において準用する場合を含む)、第六十九條第七項(同條第十項において準用する場合を含む)。又は第七十一條の三第十一項(同條第十五項において準用する場合を含む)の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

昭四四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四條の二繰下・一部改正、昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一一建令四二・平二建令一〇・平一七国令一〇二・一部改正

第五十一條の十 区画整理会社は、規準又は事業計画を変更しようとする場合において、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、区画整理会社がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たな施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 第七條の規定は事業計画を変更しようとする区画整理会社について、第五十一條の六の規定は規準又は事業計画の変更についての認可を申請しようとする区画整理会社について、第五十一條の七の規定は新たに施行地区となるべき区域がある場合にこの項において準用する第五十一條の六に規定する同意を得ようとする区画整理会社及び新たに施行地区となるべき区域の公告があつた場合における借地権の申告について、第五十一條の八の規定は規準又は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について前項に規定する認可の申請があつた場合について、前條の規定は同項に規定する認可の申請があつた場合又は同項に規定する認可をした場合について準用する。この場合において、第五十一條の六、第五十一條の七第一項及び第五十一條の八第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第五十一條の六中「者及び」とあるのは「者並びに」と、第五十一條の七第二項中「第五十一條の六」とあるのは「第五十一條の十第二項において準用する第五十一條の六」と、前條第一項第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とする」と、同條第三項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事業を公告し」と、「施行地区及び設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又

は設計の概要」と、同條第五項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

3 区画整理会社は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規準又は事業計画を変更しようとする場合において、その区画整理会社に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

(平一七法三四・追加)

政令

(施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧についての公告)

第一條の二 市町村長は、法第九條第三項(法第十條第三項において準用する場合を含む)、第二十一條第三項、第三十九條第四項、第五十一條の九第三項(法第五十一條の十第二項において準用する場合を含む)、第五十五條第八項(同條第十三項において準用する場合を含む)、第六十九條第六項(同條第十項において準用する場合を含む)又は第七十一條の三第十一項(同條第十五項において準用する場合を含む)の規定による図書の送付を受けた場合においては、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

(平一政三五二・追加、平一七政三三二・一部改正)

(事業計画又は規準若しくは施行規程の縦

縦覧についての公告)

第三條 市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣は、法第二十條第一項(法第三十九條第二項において準用する場合を含む)、第五十一條の八第一項(法第五十一條の十第二項において準用する場合を含む)、第五十五條第一項(同條第十三項において準用する場合を含む)、第六十九條第一項(同條第十項において準用する場合を含む)又は第七十一條の三第四項(同條第十五項において準用する場合を含む)の規定により事業計画又は規準若しくは施行規程を公衆の縦覧に供しようとする場合においては、あらかじめ、縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

昭三七政三九一・昭四四政一五八・昭五七政二八一・平一政三五二・平一二政三二二・平一七政三三二・一部改正

第四條 事業計画の修正又は変更のうち法第五十五條第六項、第六十九條第五項若しくは第七十一條の三第十項又は第三十九條第二項、第五十一條の十第二項、第五十五條第十三項、第六十九條第十項(事業計画を変更しようとする場合に係る部分に限る)若しくは第七十一條の三第十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

一 都市計画において定められた都市施設その他の事項で当該都市計画の変更に伴うもの

二 都市計画において定められた都市施設に関する都市計画事業の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの

三 施行地区の変更に伴う設計の概要の変更で、施行地区から除外される区域についての設計を廃止したにとどまると認められるもの

四 事業施行期間の修正又は変更

五 幅員四メートル以下の道路の廃止又は当該道路に代わるべき道路で幅員四メートル以下のものの新設

六 道路又は水路の起点又は終点の修正又は変更を伴わない位置の修正又は変更で、修正又は変更後の道路又は水路の中心線の当初事業計画において定めようとし、又は定めた中心線からの振れが当該道路又は水路の幅員以下のもの

七 道路の幅員の縮小で、縮小後の道路の幅員が四メートル未満とならず、かつ、当初事業計画において定めようとし、又は定めた幅員から二メートル以下を減ずることとなるもの

八 公園、広場又は緑地の区域の縮小で、縮小された区域の面積の合計が当該施設の当初事業計画において定めようとし、又は定めた面積からその十分の一を減ずることとなるもの

九 資金計画の修正又は変更

2 規準の変更のうち法第五十一条の第十二項に規定する政令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のもとする。

一 費用の分担に関する事項の変更

二 法第八十五条第四項の規定による申告又は届出の受理の停止に関する事項の新

設、変更又は廃止

三 地積の決定の方法に関する事項の変更 (略)

政一五八・昭五七政二八一・平一政三五
二・平一七政三三三・一部改正

(施行地区予定地の公告)

第六十八条 市町村長は、法第十九条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)又は法第五十一条の七第一項(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定による施行地区となるべき区域又は新たに施行地区となるべき区域の公告の申請があつた場合においては、当該区域に含まれる地域の名称(市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合においては、その一部の区域内の土地の地番)を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(平一七政三三三・一部改正)

省令
(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行)に関する認可申請書の添付書類

第二条 (略)

2 8 (略)

9 法第五十一条の二第二項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款の写し
二 株主名簿の写し
三 法第三条第三項第四号前段の要件を満たしていることを証する書類

四 認可を申請しようとする者が法第五十一条の五において準用する法第七条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類

五 法第五十一条の六に規定する同意を得たことを証する書類

10 法第五十一条の十第一項に規定する認可を申請しようとする区画整理会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる書類

二 認可を申請しようとする区画整理会社が法第五十一条の十第二項において準用する法第七条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類

三 法第五十一条の十第二項において準用する法第五十一条の六に規定する同意を得たことを証する書類

四 認可を申請しようとする区画整理会社が法第五十一条の十第三項の規定により債権者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

11 12 (略)

(昭四四建令四九・昭五〇建令三・昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一七国交令一〇二・平一八国交令五八・一部改正)

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行)に関する都道府県知事の公告事項

第三条 (略)

2 8 (略)

9 法第五十一条の九第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 土地区画整理事業の名称

二 事務所所在地

三 施行認可の年月日

四 事業年度

五 公告の方法

10 法第五十一条の十第二項において準用する法第五十一条の九第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地(これらの事項に関して変更がなされた場合においては、その変更前のものである。)並びに施行認可の年月日

二 前項各号(第三号を除く。)に掲げる事項に関して変更がなされた場合においては、その変更の内容

三 変更認可の年月日

11 12 (略)

(昭四四建令四九・昭六三建令三・平五建令一五・平一建令九・平二建令一〇・平二建令四一・平一七国交令一〇二・一部改正)

(公告の方法)

第四条の四 法第九条第三項(法第十条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。)、第十一條第八項、第二十一條第三項若しくは第四項、第三十九條第四項若しくは第五項、第四十五條第五項、第五十一條の九第三項(法第五十一条の十第二

項、第五十一条の十一第二項及び第五十一条の十三第四項において準用する場合を含む。)、第五十五条第九項(同条第十三項において準用する場合を含む。)、第六十九条第七項(同条第十項において準用する場合を含む。))又は第七十一条の三第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む。))の公告は、官報、公報その他所定の手段により行われなければならない。

(昭四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四条の二繰下・一部改正、昭六三建令二・平五建令一五・平一建令九・平一建令四二・平二建令一〇・平一七国交令一〇二・一部改正)

(借地権の申告手続)
第十六条 法第十九条第三項(法第三十九条第二項及び第五十一条の七第二項(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により申告しようとする者は、別記様式第八による借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。

2 前項の借地権申告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
一 借地権申告書に署名した者の印を証する印鑑証明

二 借地権が宅地の一部を目的としている場合においては、その部分の位置を明らかにする図面(方位を記載すること。)

3 市町村長は、第一項の借地権申告書が借地権を証する書面を添えて提出された場合においてその書面がその借地権を証するに足りないとき認めるときは、更に必要な書類の提出を求めることができる。

(平五建令一五・平一建令四二・平一四国交令六五・平一七国交令一〇二・一部改正)

第五十一条の十一 区画整理会社の合併若しくは分割又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受けは、都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 第五十一条の二第二項後段の規定は前項に規定する認可の申請をしようとする者について、第五十一条の規定は同項に規定する認可の申請があつた場合又は同項に規定する認可をした場合について準用する。この場合において、第五十一条の二第二項後段中「施行地区」とあるのは「施行地区」とあるのは「次」の各号のいづれかに該当する事実があると認めるとき」とあるのは「次の各号(第三号及び第四号を除く。)のいづれかに該当する事実があると認めるとき又は規準若しくは事業計画の変更を伴うとき」と、同項第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区」とあるべき区域」とあるのは、「施行地区」とする」と読み替えるものとする。

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請書の添付書類)

11 法第五十一条の十一第一項に規定する認可を申請しようとする区画整理会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併後存続する会社、合併により設立される会社若しくは会社分割により土地区画整理事業を承継する会社又は土地区画整理事業の全部を譲り受ける会社若しくは土地区画整理事業の一部を譲り渡す会社及び当該事業の一部を譲り受ける会社(以下この項において「合併会社等」という。)に係る定款の写し

二 合併会社等に係る株主名簿の写し

三 法第三条第三項第四号前段の要件を満たしていることを証する書類

四 合併若しくは会社分割又は土地区画整理事業の譲渡及び譲受けを必要とする理由を記載した書類

五 合併契約書、分割計画書若しくは分割契約書又は事業の譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

(昭四建令四九・昭五〇建令三・昭六三建令二・平五建令一五・平一建令九・平一七国交令一〇二・平一八国交令五八・一部改正)

12 略

(昭四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四条の二繰下・一部改正、昭六三建令二・平五建令一五・平一建令九・平一建令四二・平二建令一〇・平一七国交令一〇二・一部改正)

11 法第五十一条の十一第一項に規定する認可を申請しようとする区画整理会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併後存続する会社、合併により設立される会社若しくは会社分割により土地区画整理事業を承継する会社又は土地区画整理事業の全部を譲り受ける会社若しくは土地区画整理事業の一部を譲り渡す会社及び当該事業の一部を譲り受ける会社(以下この項において「合併会社等」という。)に係る定款の写し

二 合併会社等に係る株主名簿の写し

三 法第三条第三項第四号前段の要件を満たしていることを証する書類

四 合併若しくは会社分割又は土地区画整理事業の譲渡及び譲受けを必要とする理由を記載した書類

五 合併契約書、分割計画書若しくは分割契約書又は事業の譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

(昭四建令四九・昭五〇建令三・昭六三建令二・平五建令一五・平一建令九・平一七国交令一〇二・平一八国交令五八・一部改正)

12 略

(昭四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四条の二繰下・一部改正、昭六三建令二・平五建令一五・平一建令九・平一建令四二・平二建令一〇・平一七国交令一〇二・一部改正)

11 法第五十一条の十一第一項に規定する認可を申請しようとする区画整理会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日

二 区画整理会社の名称に関し変更がされたときは、その変更の内容

(昭四建令四九・昭六三建令三・平五建令一五・平一建令九・平二建令一〇・平二建令四二・平一七国交令一〇二・一部改正)

12 略

(昭四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四条の二繰下・一部改正、昭六三建令二・平五建令一五・平一建令九・平一建令四二・平二建令一〇・平一七国交令一〇二・一部改正)

12 略

(昭四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四条の二繰下・一部改正、昭六三建令二・平五建令一五・平一建令九・平一建令四二・平二建令一〇・平一七国交令一〇二・一部改正)

第五十一条の十二 区画整理会社の合併若

しくは分割(当該土地区画整理事業の全部を承継させるものに限る。)又は区画整理会社の施行する土地区画整理事業の全部の譲渡があつた場合においては、合併後存続する会社、合併により設立された会社若しくは分割により土地区画整理事業を承継した会社又は土地区画整理事業の全部を譲り受けた者は、土地区画整理事業の施行者の地位及び従前の区画整理会社が土地区画整理事業に関して有する権利義務(従前の区画整理会社がその土地区画整理事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を、承継する。

(平一七法三四・追加)

第五十一条の十三 区画整理会社は、土地

区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、区画整理会社はその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、第五十一条の四において準用する第六条第二項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第八十五条の第二項の規定により指定された宅地についての第百七十七条の二第一項に規定する指

定期間を経過した後でなければ、前項に規定する土地区画整理事業の終了についての認可をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においても当該認可をすることができ。

3 区画整理会社は、土地区画整理事業を廃止しようとする場合において、その区画整理会社に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。

4 第五十一条の九第三項(図書の送付に係る部分を除く。)及び第五項の規定は、第一項に規定する認可をした場合の公告について準用する。この場合において、同条第五項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて」とあるのは、「土地区画整理事業の廃止又は終了をもつて」と読み替えるものとする。

(平一七法三四・追加)

省令

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行)に関する認可申請書の添付書類

第二条 (略)

2 11 (略)

12 法第五十一条の十三第一項に規定する認可を申請しようとする区画整理会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地区画整理事業を廃止しなければならない

らない理由を記載した書類又は土地区画整理事業の終了を明らかにする書類

二 認可を申請しようとする区画整理会社が法第五十一条の十三第三項の規定により債権者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

三 法第五十一条の四において準用する法第六條第二項の規定により事業計画に住宅先行建設区を定めている場合において、事業の終了についての認可を申請しようとするときは、法第八十五条の第二項の規定により指定された宅地についての法第百七十七条の二第一項に規定する指定期間を経過したことを証する書類又は法第五十一条の十三第二項ただし書の規定により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められることを明らかにする書類

(昭四四建令四九・昭五〇建令三・昭六三建令二二・平五建令一五・平一一建令九・平一七国交令一〇二・平一八国交令五八・一部改正)

正)

(個人施行、組合施行及び区画整理会社施行)に関する都道府県知事の公告事項

第三条 (略)

2 11 (略)

12 法第五十一条の十三第四項において準用する法第五十一条の九第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日

二 土地区画整理事業の廃止又は終了の認可の年月日

可の年月日

(昭四四建令四九・昭六三建令二二・平五建令一五・平一一建令九・平一一建令一〇・平一一建令四一・平一七国交令一〇二・一部改正)

正)

第四節 (公告の方法)

第四條の四 法第九條第三項(法第十條第三項及び第十三條第四項において準用する場合を含む。)、第十一條第八項、第二十一條第三項若しくは第四項、第三十九條第四項若しくは第五項、第四十五條第五項、第五十一條の九第三項(法第五十一條の第十項、第五十一條の十一第二項及び第五十一條の第十三第四項において準用する場合を含む。)、第五十五條第九項(同条第十三項において準用する場合を含む。)、第六十九條第七項(同条第十項において準用する場合を含む。))又は第七十一條の三第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む。))の公告は、官報、公報その他の所定手段により行わなければならない。

(昭四四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四條の二繰下・一部改正、昭六三建令二二・平五建令一五・平一一建令九・平一一建令一〇・平一一建令一〇・平一七国交令一〇二・一部改正)

第四節 都道府県及び市町村

第五十二条 都道府県又は市町村は、第三

条第四項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施

行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、その事業計画において定める設計の概要について、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 都道府県又は市町村が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業について事業計画を定めた場合においては、都道府県にあつては前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九条第二項に規定する認可と、市町村にあつては前項に規定する認可をもつて同条第二項に規定する認可とみなす。第四条第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(昭四三法一〇一・昭四九法七一・平一一
法一六〇・平一七法三四・一部改正)
△旧法▽1項―都令一五、一七

省令

(地方公共団体施行に関する認可申請手続)
第三条の二 法第五十二条第一項、又は第五十五条第十二項に規定する認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を提出しなければならない。

- 一 施行者の名称及び事業施行期間
- 二 資金計画
- 三 土地区画整理事業の範囲
- 四 都道府県が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の縦覧及び意見書の処理の経過

五 法第五十四条において準用する法第六條第二項、第四項又は第六項の規定により事業計画に住宅先行建設区、市街地再開発事業区又は高度利用推進区を定めようとするときは、住宅先行建設区的位置及び面積
(昭四四建令四九・追加、平五建令一五・平一一建令一〇・平一四国交令六五・一部改正)

参照条文 *事業計画―本法六・五四
△参考▽変更―本法五五⑫

(施行規程)

第五十三条 前条第一項の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

2 前項の施行規程には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 土地区画整理事業の名称
- 二 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称
- 三 土地区画整理事業の範囲
- 四 事務所のある地
- 五 費用の分担に関する事項
- 六 保留地を定めようとする場合においては、保留地の処分方法に関する事項
- 七 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。)
- 八 その他政令で定める事項
(昭三四法九〇・昭四三法一〇一・一部改正)

政令

(規準、規約、定款及び施行規程の記載事項)
第一条(略)

2 法第五十三条第二項第八号(法第六十七条第二項及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める事項は、地積の決定の方法に関する事項とする。
(昭三四政三四・昭五七政八八・昭六三政三四・平一七政三三・一部改正)

参照条文 *委員の報酬及び費用弁償に関する事項―地方公共団体の委員の報酬及び費用に関する一般条例

(事業計画)
第五十四条 第六条の規定は、第五十二条第一項の事業計画について準用する。
(昭四三法一〇一・一部改正)

省令

(施行地区位置図及び施行地区区域図)
第五条 法第六条第一項(法第十六條第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六八條及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条から第十條までにおいて同じ。又は第十六條第二項に規定する施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。))は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の施行地区位置図は、縮尺三万分の一以上とし、施行地区の位置、都市計画法

域及び市街化区域を表示した地形図でなければならない。ただし、土地区画整理事業が災害の発生その他特別の事情により忽施を要すると認められるものである場合において縮尺三万分の一以上の地形図がないときは、施行地区位置図の縮尺は、五万分の一以上であることをもつて足りる。

3 第一項の施行地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画法区域界、市街化区域界並びに宅地の地番及び形状を表示したものでなければならない。
(昭四四建令四九・昭五七建令一五・平一一建令九・平一七国交令一〇二・一部改正)

(設計の概要に関する図書)
第六条 法第六條第一項に規定する設計の概要、同条第二項(法第十六條第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六八條及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。))に規定する住宅先行建設区、同条第四項(法第十六條第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六八條及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。))に規定する市街地再開発事業区及び同条第六項(法第十六條第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六八條及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。))に規定する高度利用推進区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該土地区画整理事業の目的
 - 二 施行地区内の土地の現況
 - 三 土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合
 - 四 保留地の予定地積
 - 五 公共施設の整備改善の方針
 - 六 法第二条第二項に規定する工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立て若しくは干拓に関する事業が行われる場合においては、その事業の概要
 - 七 住宅先行建設区の面積
 - 八 市街地再開発事業区的面積
 - 九 高度利用推進区的面積
- 3 第一項の設計図は、縮尺千二百分の一以上とし、土地区画整理事業の施行後における施行地区内の公共施設並びに鉄道、軌道、官公署、学校及び墓地の用に供する宅地の位置及び形状を、土地区画整理事業の施行により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに別して表示したものでなければならない。

（昭三四建令一八・昭四四建令四九・平五建令一五・平一建令四二・平一四国交令六五・平一七国交令一〇二・一部改正）

第八條 法第六條第一項に規定する施行地区の設定に関する同条第十一項（法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 施行地区は、道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適當な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。ただし、当該土地区画整理事業によりこれらの施設の整備改善を図ろうとする場合において、この整備改善により利益を受けることとなる宅地の範囲で施行地区を定める必要がある場合その他特別の事情がある場合においては、この限りでない。
- 二 施行地区は、当該土地区画整理事業の施行を著しく困難にすると認められる場合を除き、都市計画において定められている公共施設の用に供する土地を避けて定めてはならない。
- 三 施行地区を工区分ける場合においては、工区と工区との境界は、できる限り道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適當な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して、又はその中心線により定めなければならない。
- 四 施行地区を工区分ける場合においては、土地区画整理事業の施行後における工区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における工区内の宅地の地積の合計に対する割合において、各工区間に著しい不均衡を生じないように工区を定めなければならない。

（設計の概要の設定に関する基準）

第九條 法第六條第一項に規定する設計の概要の設定に関する同条第十一項（法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 設計の概要は、施行地区又は施行地区を含む一定の地域について近隣住区（小学校を中心とする人口一人当り三十平方メートルから百平方メートルまでの地積を基準とし、人口約一万を収容することができるとされる地区をいう。以下同じ。）を想定し、その住区内に居住することとなる者の生活の利便を促進するように考慮して定めなければならない。
- 二 設計の概要は、幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少なくなるように考慮して定めなければならない。
- 三 区画道路（幹線道路以外の道路をいい、裏口通路を除く。）の幅員は、住宅地にあつては六メートル以上、商業地又は工業地にあつては八メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合においては、住宅地にあつては四メートル以上、商業地又は工業地にあつては六メートル以上であることをもつて足りる。
- 四 住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供され難いように配置しなければならない。
- 五 道路（裏口通路を除く。）が交差し、

又は屈曲する場合においては、その交差又は屈曲の部分の街角について適當なすみきりをしなければならぬ。

- 六 設計の概要は、公園の面積の合計が施行地区内に居住することとなる人口について一人当り三平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の三パーセント以上となるように定めなければならない。ただし、施行地区の大部分が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号の工業専用地域である場合その他特別の事情により健全な市街地を造成するのに支障がないと認められる場合及び道路、広場、河川、堤防又は運河の整備改善を主たる目的として土地区画整理事業を施行する場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、この限りでない。
- 七 設計の概要は、施行地区内の宅地が建築物を建築するのに適當な宅地となるよう必要な排水施設の整備改善を考慮して定めなければならない。
- 八 設計の概要は、施行地区及びその周辺の地域における環境を保全するため、当該土地区画整理事業の目的並びに施行地区の規模、形状及び周辺の状況並びに施行地区内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行地区における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めなければならない。

(資金計画に関する基準)

第十條 法第六條第一項に規定する資金計画に関する同條第十一項(法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。
一 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。
二 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

(昭四四建令四九・平一建令四二・平一七
国交令一〇二・一部改正)

(事業計画の決定及び変更)

第五十五條 都道府県又は市町村が第五十二條第一項の事業計画を定めようとする場合においては、都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。
2 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、これを都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県都市計画審議会が前項の意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見書を探択すべきであると議決した場合においては、都道府県が定めようとする事業計画については自ら必要な修正を加え、市町村が定めようとする事業計画についてはその市町村に対し必要な修正を加えるべきことを求め、都道府県都市計画審議会がその意見書に係る意見書を探択すべきでないとして議決した場合においては、その旨を意見書提出した者に通知しなければならない。

5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

6 都道府県知事又は市町村が第四項の規定により事業計画に修正を加えた場合(政令で定める軽微な修正を加えた場合を除く。)においては、その修正に係る部分について、更に第一項から本項までに規定する手続を行うべきものとする。
7 第五十二條第一項に規定する認可を申請する場合においては、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)及び設計の概要を表示する図書を提出しなければならない。

8 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五十二條第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通大臣にあつては関係市町村長に、都道府県知事にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に前項の図書の写しを送付しなければならない。

9 都道府県又は市町村が第五十二條第一項の事業計画を定めた場合においては、都道府県知事又は市町村長は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

10 市町村長は、前項の公告の日から第三條第四項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第八項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

11 都道府県又は市町村は、第九項の公告があるまでは、事業計画をもつて第三者に対抗することができない。
12 都道府県又は市町村は、第五十二條第一項の事業計画において定めた設計の概要の変更をしようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)においては、その変更について、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

13 第一項から第七項までの規定は、第五十二條第一項の事業計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)について、第八項の規定は、設計の概要の変更の認可をした場合について、第九項から第十一

項までの規定は、同條第一項の事業計画の変更をした場合について準用する。この場合において、第七項及び第八項中「第五十二條第一項」とあるのは「第五十五條第十二項」と、第七項中「を表示する」とあるのは「についての変更を表示する」と、第九項中「を公告し」とあるのは「についての變更に係る事項を公告し」と、第十一項中「事業計画をもつて」と読み替へるものとする。
(昭三四法九〇・昭三七法一六・昭四三
法一〇一・平一七法七六・平一七法八七・
平一七法一六〇・一部改正)
八旧法一 都令一七

政令

(施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧についての公告)
第一條の二 市町村長は、法第九條第三項(法第十條第三項において準用する場合を含む)、第二十一條第三項、第三十九條第四項、第五十一條の九第三項(法第五十一條の十第二項において準用する場合を含む)、第五十五條第八項(同条第十三項において準用する場合を含む)、第六十九條第六項(同条第十項において準用する場合を含む)又は第七十一條の三第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む)の規定による図書の送付を受けた場合においては、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。
(平一政三五二・追加、平一七政三三三)

一部改正

（事業計画又は規準若しくは施行規程の縦覧についての公告）

第三条 市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣は、法第二十条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第四項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画又は規準若しくは施行規程を公衆の縦覧に供しようとする場合においては、あらかじめ、縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

（昭三七政三九・昭四四政一五八・昭五七政二八・平一政三五二・平一二政三二二・平一七政三三二・一部改正）

（縦覧手続等を省略することができる事業計画又は規準若しくは施行規程の修正又は変更）

第四条 事業計画の修正又は変更のうち法第五十五条第六項、第六十九条第五項若しくは第七十一条の三第十項又は第三十九条第二項、第五十一条の十第二項、第五十五条第十三項、第六十九条第十項（事業計画を変更しようとする場合に係る部分に限る。）若しくは第七十一条の三第十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

一 都市計画において定められた都市施設

その他の事項で当該都市計画の変更に伴うもの

二 都市計画において定められた都市施設に関する都市計画事業の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの

三 施行地区の変更に伴う設計の概要の変更で、施行地区から除外される区域についての設計を廃止したにとどまると認められるもの

四 事業施行期間の修正又は変更

五 幅員四メートル以下の道路の廃止又は当該道路に代わるべき道路で幅員四メートル以下のものの新設

六 道路又は水路の起点又は終点の修正又は変更を伴わない位置の修正又は変更で、修正又は変更後の道路又は水路の中心線の当初事業計画において定めようとし、又は定めた中心線からの振れが当該道路又は水路の幅員以下のもの

七 道路の幅員の縮小で、縮小後の道路の幅員が四メートル未満とならず、かつ、当初事業計画において定めようとし、又は定めた幅員から二メートル以下を減ずることとなるもの

八 公園、広場又は緑地の区域の縮小で、縮小された区域の面積の合計が当該施設の当初事業計画において定めようとし、又は定めた面積からその十分の一を減ずることとならないもの

九 資金計画の修正又は変更

2・3（略）

（昭三四政三四・昭三七政三九一・昭四四政一五八・昭五七政二八・平一政三五二・平一七政三三二・一部改正）

（国土交通大臣又は都道府県知事の認可を要しない設計の概要の変更）

第四条の二 法第五十五条第十二項に規定する政令で定める軽微な設計の概要の変更は、前条第一項各号（第四号及び第九号を除く。）に掲げるものとする。

（昭四四政一五八・追加・平一二政三五二・平一二政三三二・一部改正）

（地方公共団体施行に関する認可申請手続）

第二条の二 法第五十二条第一項又は第五十五条第十二項に規定する認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を提出しなければならない。

一 施行者の名称及び事業施行期間

二 資金計画

三 土地区画整理事業の範囲

四 都道府県が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の縦覧及び意見書の処理の経過

五 法第五十四条において準用する法第六十条第二項、第四項又は第六項の規定により事業計画に住宅先行建設区、市街地再開発事業区又は高度利用推進区を定めようとするときは、住宅先行建設区、市街地再開発事業区又は高度利用推進区の位置及び面積

（昭四四建令四九・追加・平五建令一五・平一二建令一〇・平一四国交令六五・一部改正）

（地方公共団体施行及び国土交通大臣施行に関する公告事項）

第七項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 土地区画整理事業の名称

二 事務所所在地

三 事業計画の決定の年月日

2 法第五十五条第十三項において準用する同条第九項及び法第六十九条第十項において施行規程又は事業計画を変更した場合の公告について準用する同条第七項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地（これらの事項に関して変更がなされた場合においては、その変更前のものである。）並びに事業計画の決定の年月日

二 前項各号（第三号を除く。）に掲げる事項に関して変更がなされた場合においては、その変更の内容

三 変更の年月日

（昭三七建令二六・昭四四建令四九・平一二建令一〇・平一二建令四一・一部改正）

（公告の方法）

第四条の四 法第九条第三項（法第十条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第八項、第二十一条第三項若しくは第四項、第三十九条第四項若しくは第五項、第四十五条第五項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項、第五十一条の十一第二項及び第五十一条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第五十五条第九項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第七項（同条第十項において準用する場合

を含む。又は第七十一条の第三十一項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

- (昭四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四条の二繰下、一部改正、昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一二建令四二・平二建令一〇・平一七国交令一〇
- 二・一部改正

参照条文 *都道府県都市計画審議会市計画法七七 都道府県都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令

(土地区画整理審議会の設置)

第五十六条 都道府県又は市町村が第三項第四項の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、都道府県又は市町村に、土地区画整理審議会(以下この節において「審議会」という。)を置く。

2 施行地区を工区に分けた場合においては、審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 審議会は、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項についてこの法律に定める権限を行う。

4 審議会は、その任務を終了した場合においては、廃止されるものとする。

- (昭三四法九〇・平一七法七六・平一七法三四・一部改正)
- △旧法V 1項3項特一〇・一一、特則一〇

参照条文 *工区 本法八六③ *換地計画

本法八八⑥・九一〜九三・九五・九六

*仮換地の指定 本法九八③ *減価補償金の交付 本法一〇九② *この法律に定める権限 本法八八⑥・九一②④⑤・九二③④・九三①②・九五⑦・九六③・九八③・一〇九②

(審議会の組織)

第五十七条 審議会は、十人から五十人までの範囲内において、政令で定める基準に従って施行規程で定める数の委員をもつて組織する。

- △旧法V 特一・二

政令

(土地区画整理審議会の委員の定数の基準)

第十八条 土地区画整理審議会の委員(以下本章において「委員」という。)の定数は、次の各号に掲げる基準に従わなければならない。

- 一 面積五十ヘクタール未満の施行地区(工区ごとに土地区画整理審議会を置く場合においては、工区。以下本章において同じ。) 十人
 - 二 面積五十ヘクタール以上五百五十ヘクタール未満の施行地区 十五人以下
 - 三 面積五百五十ヘクタール以上五百ヘクタール未満の施行地区 二十人以下
 - 四 面積五百ヘクタール以上千五百ヘクタール未満の施行地区 三十人以下
 - 五 面積千五百ヘクタール以上の施行地区 五十人以下
- 2 施行地区の縮小があつた場合において、委員の定数が前項の基準に適合しなくなつ

たときは、当該委員の任期中に限り、同項の規定を適用せず、従前の定数をもつて定数とする。

3 法第五十八条第三項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから委員を選任することと施行規程で定める場合においては、併せて当該選任すべき委員の数及び法第五十八条第一項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により選任すべき委員の数を施行規程で定めなければならない。

参照条文

*委員 地方公務員法三③(四)

②

(委員)

第五十八条 委員は、政令で定めるところにより、施行地区(工区ごとに審議会を置く場合においては、工区。以下本節において同じ。)内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者が、それぞれのうちから各別に選任される。この場合において、それぞれ選任される委員の数は、施行地区内の宅地の所有者の総数と施行地区内の宅地について借地権を有する者の総数との割合におおむね比例しなければならない。

2 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前項の規定の適用については、存

しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告があつたもののうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。

3 都道府県知事又は市町村長は、土地区画整理事業の施行のため必要があると認める場合においては、第一項前段の規定にかかわらず、施行規程で定めるところにより、委員の定数の五分の一をこえない範囲内において、土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから委員を選任することができる。

4 施行地区内の宅地の所有者のうちから選任された委員と施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちから選任された委員とは、相兼ねてはならない。

5 施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちからそれぞれ選任された委員が当該権利を有しなくなった場合及び委員が第六十三条第四項第二号又は第三号に掲げる者となつた場合においては、委員は、その地位を失う。

6 委員の任期は、五年をこえない範囲内において施行規程で定める。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 施行地区内の宅地について借地権を有する者は、それぞれの総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から理由を

政令

- 記載した書面を都道府県知事又は市町村長に提出して、それぞれそれらの者の選挙に係る委員の改選を請求することができる。
- 8 前項の規定による請求があつた場合においては、都道府県知事又は市町村長は、直ちにその請求の要旨を公表し、これを施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の投票に付さなければならぬ。
- 9 委員は、前項の規定による投票において過半数の同意があつた場合においては、その地位を失う。この場合においては、その委員について置かれる予備委員も、その地位を失う。
- 10 前三項に定めるものの外、委員の改選の請求及び第八項の規定による投票に關し必要な事項は、政令で定める。
(昭三四法九〇・一部改正)
△旧法▽ 1項・特一・一三、特令一六・一八、特則九 2項・特令二〇 3項・特則六・一二 4項・特令二八・二 5項・特令三二

政令 (土地区画整理審議会の委員の定数の基準)

- 第十八条 (略)
- 2 (略)
- 3 法第五十八條第三項(法第七十條第三項及び第七十一條の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから委員を選任することと施行規程で定め

る場合においては、併せて当該選任すべき委員の数及び法第五十八條第一項(法第七十條第三項及び第七十一條の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により選挙すべき委員の数を施行規程で定めなければならない。
(昭五七政二八・一部改正)

委員の選挙期日の公告

第十九条 委員の選挙を行う場合においては、市町村長等(国土交通大臣が土地区画整理事業を施行する場合における国土交通大臣、都道府県が土地区画整理事業を施行する場合における都道府県知事、市町村が土地区画整理事業を施行する場合における市町村長、独立行政法人都市再生機構が土地区画整理事業を施行する場合における独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社が土地区画整理事業を施行する場合における地方住宅供給公社理事長をいう。以下この章において同じ。)は、あらかじめ、選挙期日を定め、これを公告しなければならない。この場合において、選挙期日は、その公告の日から百日以内としなければならない。
(昭五七政二八・平一政二五六・平一政三五一・平二政三二二・平一六政一六〇・一部改正)

(選挙人名簿)

第二十条 市町村長等は、前条の公告をした場合においては、その公告をした日から起算して二十日を経過した日現在における施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者で当該選挙において選挙をなすべきものの氏名、住

所、性別及び生年月日(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した名簿(以下「選挙人名簿」という。)を作成しなければならない。

(選挙人名簿の縦覧及び異議の申出)

第二十一条 市町村長等は、選挙人名簿を作成した場合においては、これを二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

第三条の規定は、前項の規定による縦覧について準用する。

3 第十九条の公告があつた日から起算して二十日を経過した日現在における施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者で当該選挙において選挙をなすべきものは、前項の規定により縦覧に供された選挙人名簿に記載の漏れ又は誤りがあると認める場合においては、縦覧期間内に、文書で市町村長等に異議を申し出ることができる。

4 市町村長等は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から二週間以内に、その申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その申出を正当であると決定した場合においては、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、あわせてこれを公告しなければならない。その申出を正当でないとして決定した場合においては、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。
(昭三七政三九・一部改正)

数の公告

第二十二条 市町村長等は、前条第一項の規定による縦覧期間内に異議の申出がなかつ

たとき、又は同条第三項の規定によるすべての異議について決定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告は、選挙期日の少くとも二十日前にしなければならない。

3 選挙人名簿は、第一項の公告があつた日において確定するものとする。

4 市町村長等は、第一項の公告をする場合においては、併せて施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者が当該選挙において選挙すべき委員の数を公告しなければならない。この場合において、当該選挙が法第五十八條第一項(法第七十條第三項及び第七十一條の四第三項において準用する場合を含む。)の選挙であるときは、当該選挙において選挙すべき委員の数は、前項の規定により確定した選挙人名簿(以下「確定選挙人名簿」という。)に記載されている施行地区内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者の数に基づいて市町村長等が定めた数とする。
(昭三七政三九・昭五七政二八・一部改正)

(選挙人)

第二十三条 委員は、確定選挙人名簿に記載された者(以下第三十四条を除き、本章において「選挙人」という。)がこれらの者のうちから選挙する。

(立候補制)

第二十四条 委員は、施行規程で定められた場合においては、候補者のうちから選挙するものとすることができる。

2 前項の規定により委員を候補者のうちか

ら選挙するものと施行規程で定めている場合においては、選挙人は、第二十二條第一項の公告があつた日から十日以内、立候補届を市町村長等に提出して候補者となり、又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届を市町村長等に提出してその選挙人を候補者として提出することができる。

3 前項の立候補届又は立候補推薦届の様式その他必要な事項は、市町村長等が定める。

4 第一項の規定により委員を候補者のうちから選挙するものと施行規程で定めている場合においては、施行地区内の宅地の所有者のうちから選挙される委員の候補者となつた者は、同時に、施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の候補者となることができず、施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の候補者となつた者は、同時に、施行地区内の宅地の所有者のうちから選挙される委員の候補者となることができない。

5 第一項の規定により委員を候補者のうちから選挙するものと施行規程で定めている場合においては、市町村長等は、第二項の期間を経過した日において、同項の規定により届出のあつた候補者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公告しなければならぬ。

(選挙場並びに投票時間及び開票の日時の公告)
第二十五條 市町村長等は、選挙場並びに投票時間及び開票の日時を定め、選挙期日の

少くとも五日前に、これらの事項を公告しなければならない。

(投票を行わない場合)
第二十六條 第二十四條第一項の規定により委員を候補者のうちから選挙するものと施行規程で定めている場合において、同條第二項の規定による届出のあつた候補者の数が当該選挙において選挙すべき委員の数をこえないとき、又はこえなくなつたときは、投票を行わないものとし、市町村長等は、直ちにその旨を公告しなければならない。

(選挙管理者及び立会人)
第二十七條 市町村長等は、選挙場ごとに、投票及び開票に関する事務を担当させるため、その職員のうちから選挙管理者を任命しなければならない。

2 市町村長等は、選挙場ごとに、施行地区内の宅地の所有者である選挙人二人及び施行地区内の宅地について借地権を有する者である選挙人二人を立会人として選任しなければならない。ただし、当該選挙が施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者のいずれか一方のうちから委員を選挙するものである場合においては、当該選挙における選挙二人を選任するものとする。

(選挙場の設備及び秩序の維持)
第二十八條 選挙管理者は、選挙人が投票の記載をする際に他人がその投票を見ることがないようにするために、選挙場に相当の設備をしなければならない。

2 選挙場において、演説討論をし、若しくは騒ぎ、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他選挙場の秩序をみだす者がある場合においては、選挙管理者は、これを制止し、その指示に従わないときは、選挙場外に退出させることができる。

(投票)
第二十九條 委員の選挙は、無記名投票によつて行うものとする。

2 選挙人は、選挙の当日、自ら選挙場に行き、確定選挙人名簿又はその抄本の対照を経て、投票用紙に選挙すべき者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて投票をしなければならない。

3 前項の場合において、選挙人が法人であるときは、その法人の指定する者が同項の投票をするものとする。この場合において、法人の指定する者は、投票の際その権限を証する書面を選挙管理者に提出しなければならない。

4 投票用紙は、選挙の当日、選挙場において選挙人に交付しなければならない。

(投票のできない者)
第三十條 確定選挙人名簿に記載されていない者、確定選挙人名簿に記載された者であっても確定選挙人名簿に記載されることのできない者及び選挙の当日選挙権を有しない者は、投票をすることができない。

2 選挙管理者は、投票をしようとする者が明らかに本人でないと認められる場合においては、その投票を拒否することができる。

3 前二項の場合において、投票の拒否は、選挙管理者が立会人の意見を聞いて定めなければならない。

(退出させられた者の投票)
第三十一條 第二十八條第二項の規定により選挙場外に退出させられたため投票をすることができなかった者は、最後になつて投票をすることができる。ただし、選挙管理者は、選挙場の秩序をみだすおそれがないと認める場合においては、投票をさせることを妨げない。

(開票日)
第三十二條 開票は、選挙場において、投票の当日又は翌日に行う。

(開票)
第三十三條 選挙管理者は、立会人の立会の下に、投票を点検しなければならない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、立会人の意見を聞いて、投票の効力を決定するものとする。その決定に当つては、次條の規定に反しない限りにおいて、その投票をした選挙人の意思が明らかであれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

3 投票の点検が終つた場合においては、選挙管理者は、有効投票を得た者ごとにその得票数を計算し、直ちにその結果を市町村長等に報告しなければならない。

4 選挙人は、選挙場における開票の参観を求めることができる。

(投票の効力)
第三十四條 委員の選挙については、次の各号の一に該当する投票は、無効とする。
一 所定の投票用紙を用いないもの
二 確定選挙人名簿に記載された者（以下本条において「被選挙人」という。）でない者の氏名（法人の名称を含む。以下

本項において同じ。)を記載したもの

三 投票用紙に二人以上の被選挙人の氏名を記載したもの

四 被選挙権のない者の氏名を記載したものの

五 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したものの。ただし、職業、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

六 被選挙人の氏名を自書しないもの

七 被選挙人の何人に記載したかを確認し難いもの

八 第二十四条第一項の規定により委員を候補者のうちから選挙するものと施行規程で定めている場合において候補者でない者の氏名を記載したもの

九 選挙が補欠選挙である場合において現に委員である者の氏名を記載したものの

2 同一の氏名、氏又は名(法人の名称又は名称の一部を含む。以下本項において同じ。)の被選挙人(第二十四条第一項の規定により委員を候補者のうちから選挙するものと施行規程で定めている場合においては、候補者)が二人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前項七号の規定にかかわらず、有効とする。

3 前項の有効投票は、当該被選挙人のその他の有効投票に応じてあん分し、それぞれこれに加えるものとする。

第三十五条 市町村長等は、第三十三条第三項の規定による報告を受けた場合においては、直ちに有効投票を得た者ごとにその得票総数を計算し、当選人を定めなければならない。

3 前二項の場合においては、施行規程で定める数(法第五十九条第一項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。))の規定により委員で定めている場合においては、法第五十九条第三項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。))の施行規程で定める数。以下この条において同じ。)以上の得票を得た者のうち得票数の多い者から順次当選人を定めるものとし、得票数が同じであるときは、市町村長等がくじで当選人を定めるものとする。

4 第二十四条第一項の規定により委員を候補者のうちから選挙するものと施行規程で定めている場合において、同条第二項の規定による届出のあった候補者の数が当該選挙において選挙すべき委員の数を超えないとき、又はこえなくつたときは、市町村長等は、その選挙期日後直ちにその候補者をもつて当選人と定めなければならない。

5 第一項、第二項又は前項の規定により当選人を定めた場合においては、市町村長等は、直ちに当選人の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を公告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。

6 委員を候補者のうちから選挙するものと施行規程で定めない場合においては、当選人は、当選を辞退することができる。この場合においては、前項の公告があつた日から十日以内に、その旨を市町村長等に申し出なければならない。

7 当選人が前項の期間内に同項の規定による申出をしない場合においては、当選を承諾したもののみとする。この場合において、施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者からともに選挙されて当選人となつた者が双方の当選を承諾したものとみなされるときは、市町村長等がくじでいずれの当選を承諾したものとみなすかを定める。

8 委員を候補者のうちから選挙するものと施行規程で定めない場合において、当選人の辞退、次条の規定による当選人の失格又は当選人の死亡により、当選人の数が当該選挙において選挙すべき委員の数に達しなくなつたときは、市町村長等は、第六項の期間内においては、当選人とならなかつた者で第三項の施行規程で定める数以上の得票数を得たもの(以下次項において「補充予定者」という。)のうちあらかじめ当選を承諾すべき旨の意思を表示した者について当選人を定めるものとする。この場合においては、得票数の多い者から順次に当選人を定めるものとし、得票数が同じであるときは、市町村長等がくじで当選人を定めるものとする。

9 前項の場合においては、市町村長等は、あらかじめ必要と認められる範囲内の補充予定者について、当選を承諾するかどうかを照会しなければならない。

10 市町村長等は、第七項の規定により当選を承諾したものとみなされた者及び第八項の規定により当選人と定めた者については、第六項の期間経過後直ちにこれらの者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を公告しなければならない。

政二八・一部改正
第三十六条 当選人は、選挙期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

(当選の効力の発生)
第三十七条 当選人の当選の効力は、第二十四条第一項の規定により委員を候補者のうちから選挙するものと施行規程で定めている場合においては第三十五条第五項の公告があつた日、委員を候補者のうちから選挙するものと施行規程で定めない場合においては同条第十項の公告があつた日から生ずるものとする。

(当選人がない場合等の公告)
第三十八条 第三十五条の場合において当選人がないとき、又は当選人がなくなつたときは、市町村長等は、直ちにその旨を公告しなければならない。

(選挙録)
第三十九条 選挙管理者は、選挙録を作り、投票及び開票に関する次第を記載し、立会人とともに、これに署名しなければならない。

第三十条 選挙管理者は、選挙録を作り、投票及び開票に関する次第を記載し、立会人とともに、これに署名しなければならない。

第三十一条 選挙管理者は、選挙録を作り、投票及び開票に関する次第を記載し、立会人とともに、これに署名しなければならない。

第三十二条 選挙管理者は、選挙録を作り、投票及び開票に関する次第を記載し、立会人とともに、これに署名しなければならない。

第三十三条 選挙管理者は、選挙録を作り、投票及び開票に関する次第を記載し、立会人とともに、これに署名しなければならない。

第三十四条 選挙管理者は、選挙録を作り、投票及び開票に関する次第を記載し、立会人とともに、これに署名しなければならない。

第三十五条 市町村長等は、第三十三条第三項の規定による報告を受けた場合においては、直ちに有効投票を得た者ごとにその得票総数を計算し、当選人を定めなければならない。

第三十六条 市町村長等は、第三十三条第三項の規定による報告を受けた場合においては、直ちに有効投票を得た者ごとにその得票総数を計算し、当選人を定めなければならない。

第三十七条 市町村長等は、第三十三条第三項の規定による報告を受けた場合においては、直ちに有効投票を得た者ごとにその得票総数を計算し、当選人を定めなければならない。

第三十八条 市町村長等は、第三十三条第三項の規定による報告を受けた場合においては、直ちに有効投票を得た者ごとにその得票総数を計算し、当選人を定めなければならない。

第三十九条 市町村長等は、第三十三条第三項の規定による報告を受けた場合においては、直ちに有効投票を得た者ごとにその得票総数を計算し、当選人を定めなければならない。

第四十条 市町村長等は、第三十三条第三項の規定による報告を受けた場合においては、直ちに有効投票を得た者ごとにその得票総数を計算し、当選人を定めなければならない。

第四十一条 市町村長等は、第三十三条第三項の規定による報告を受けた場合においては、直ちに有効投票を得た者ごとにその得票総数を計算し、当選人を定めなければならない。

第四十二条 市町村長等は、第三十三条第三項の規定による報告を受けた場合においては、直ちに有効投票を得た者ごとにその得票総数を計算し、当選人を定めなければならない。

2 選挙管理者は、第三十三条第三項の規定による報告をする場合においては、あわせて前項の選挙録及び投票を市町村長等に送付しなければならない。この場合において、投票は、有効無効を区別するものとする。

3 市町村長等は、選挙録及び投票の送付を受けた場合においては、選挙録に当選人の決定の次第を記載し、選挙録及び投票を当該選挙に係る委員の任期間、保存しなければならない。

(委員の選挙及び当選の効力に関する異議の申出等)

第四十条 選挙人又は当選しなかつた者は、選挙又は当選の効力に関する異議(選挙人名簿の記載に関する異議を除く。)がある場合においては、選挙に関する選挙期日、当選に関しては第三十七条の規定により当選の効力が発生した日又は第三十八条の公告があつた日から二週間以内、市町村長等に対し、文書をもつてこれを申し出ることができる。

2 市町村長等は、前項の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から二週間以内にこれを決定しなければならない。この場合において、決定は、文書をもつてし、理由を附けて申出人に交付するとともに、その要旨を公告しなければならない。

3 市町村長等は、第一項の規定により選挙の効力に関する異議の申出があつた場合において、選挙に関する規定に違反することがあるときは、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、その選挙の全部

又は一部の無効を決定しなければならない。

4 市町村長等は、第一項の規定により当選の効力に関する異議の申出があつた場合においても、その選挙が前項の場合に該当するときは、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

5 委員は、選挙又は当選の効力に関する異議の申出又は訴訟の提起に対する決定又は判決が確定するまでは、その職を失わな

い。
(昭三〇政三三・昭三四政三四・昭三七政三九・一部改正)

(再選挙)

第四十一条 選挙又は当選の効力に関する異議の申出又は訴訟の結果選挙の全部又は一部が無効となつた場合においては、再選挙を行わなければならない。

2 再選挙の選挙期日は、第十九条後段の規定にかかわらず、選挙期日の公告の日から五十日以内としなければならない。

3 再選挙の選挙期日を公告した場合における第二十条及び第二十一条第三項の規定の適用については、第二十条中「その公告」とあり、又は第二十一条第三項中「第十九条の公告」とあるのは、「再選挙を必要とするに至つた選挙の選挙期日の公告」と読み替へるものとする。
(昭三七政三九・一部改正)

(補欠選挙又は再選挙を行わない場合)

第四十二条 補欠選挙又は再選挙は、これを行うべき必要が当該委員の任期の終る前六ヶ月以内に生じた場合においては、行わな

(災害の場合における選挙の特例)

第四十二条の二 災害の発生により急務を要する土地区画整理事業であつて、法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定をすみやかに行うことが特に必要であり、かつ、国土交通大臣が適当と認めて指定したものに係る土地区画整理審議会の委員の選挙に關し第二十条、第二十一条第一項及び第三項、第二十二條並びに第二十四条第二項の規定を適用する場合には、第二十条及び第二十一条第三項中「二十日」とあるのは「二週間」と、第二十一条第一項中「二週間」とあるのは「一週間」と、第二十二條第二項中「二十日前」とあるのは「十日前」と、第二十四條第二項中「十日」とあるのは「五日」とする。

2 前項の規定による国土交通大臣の指定があつた場合においては、市町村長等は、第十九条の公告をする前にその旨を公告しなければならない。
(昭三〇政三三・追加 平二政三二・一部改正)

(改選請求代表者証明書の交付)

第四十三条 法第五十八条第七項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により委員の改選を請求しようとする施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の代表者(以下「改選請求代表者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した改選請求書を添え、市町村長等に対し、文書をもつて改選請求代表者証明書の交付を請求しなければならない。

一 その改選を請求しようとする委員が施行地区内の宅地の所有者の選挙した委員であるか又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の選挙した委員であるかの別

二 改選の請求の理由

三 改選請求代表者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所(所在地)の所在地)

2 前項の請求があつた場合においては、市町村長等は、その改選を請求しようとする委員の別に應じて改選請求代表者が施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者であることを確認した上、直ちにこれに改選請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を公告しなければならない。

3 市町村長等は、前項の規定により改選請求代表者証明書を交付した場合においては、直ちに次条において準用する第七条第一項の規定による署名の収集の際に立ち会わせるため、その職員のうちから立会人を指名し、これを改選請求代表者に通知しなければならない。

4 市町村長等は、第二項の規定による公告の際あわせて施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の三分の一の数を公告しなければならない。
(昭五七政二八一・昭六三政三四・一部改正)

(署名の収集及び改選請求書の提出)

第四十四条 第七条及び第八条の規定は、改選請求代表者の行う署名の収集及び改選請

求書の提出について準用する。この場合において、第七条第一項中「前条第二項」とあるのは「第四十三條第二項」と、「解任請求書」とあるのは「改選請求書」と、「解任請求代表者証明書」とあるのは「改選請求代表者証明書」と、「組合員」とあるのは「施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地に於いて借地権を有する者」と、同条第三項及び第四項中「組合員名簿」とあるのは「選挙人名簿」と、同条第四項中「組合員」とあるのは「施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地に於いて借地権を有する者」と、第八条第一項中「第六條第四項」とあるのは「第四十三條第四項」と、「組合」とあるのは「市町村長等」と読み替えるものとする。

第四十五條 第四十三條第二項及び第四項並びに前条において「施行地区内の宅地の所有者」又は「施行地区内の宅地に於いて借地権を有する者」とは、その改選を請求しようとする委員の選挙に係る確定選挙人名簿で第四十三條第一項の規定による改選請求代表者証明書の交付の請求のあつた日前最も近く作成されたものに記載された者を含む。

2 前条において「選挙人名簿」とは、前項の確定選挙人名簿をいう。

(改選の投票)

第四十六條 法第五十八條第八項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による委員

の改選の投票(以下「改選の投票」という。)は、第四十四條において準用する第八條第一項の規定による改選請求書の提出があつた日から二週間以内に行われなければならない。

2 前項の場合において、市町村長等は、改選投票所並びに投票及び開票の日時を定め、これらの事項を、その改選を請求された委員が施行地区内の宅地の所有者の選挙した委員であるか又は施行地区内の宅地に於いて借地権を有する者の選挙した委員であるかの別及びその請求の要旨とともに、投票の期日の少くとも五日前に公告しなければならない。

(昭五七政一八一・一部改正)

(投票人)

第四十七條 改選の投票は、第四十五條第一項の確定選挙人名簿に記載された者(以下「投票人」という。)が行うものとする。

(改選投票管理者及び立会人)

第四十八條 市町村長等は、改選投票所ごとに、投票及び開票に関する事務を担当させるため、その職員のうちから改選投票管理者を任命しなければならない。

2 市町村長等は、改選投票所ごとに、投票人のうちから本人の承諾を得て立会人二人を選任しなければならない。この場合において、市町村長等は、土地区画整理審議会又は改選請求代表者が立会人として選任されるべき者を投票の期日の二日前までに届け出たときは、それぞれ届け出た者のうちから各一人を選任しなければならない。

(改選投票所の設備及び秩序の維持)

第四十九條 第二十八條の規定は、改選投票

所の設備及び秩序の維持について準用する。この場合において、同条中「選挙管理者」とあるのは「改選投票管理者」と、「選挙人」とあるのは「投票人」と読み替えるものとする。

(投票)

第五十条 改選の投票における投票は、投票人が投票用紙に改選に対する同意又は不同意の旨を記載して行うものとする。

2 第十一条第二項及び第四項から第九項までの規定は、改選の投票における投票について準用する。この場合において、第十一条第二項、第六項及び第七項中「組合員」とあるのは「投票人」と、同条第四項、第六項、第八項及び第九項中「理事」とあるのは「改選投票管理者」と、同条第六項中「解任投票所」とあるのは「改選投票所」と、同条第七項中「組合員名簿」とあるのは「第四十五條第一項の確定選挙人名簿」と読み替えるものとする。

3 第三十一条の規定は、前条において準用する第二十八條第二項の規定により改選投票所外に退出させられたために投票することができなかつた者について準用する。この場合において、第三十一条ただし書中「選挙管理者」とあるのは「改選投票管理者」と、「選挙場」とあるのは「改選投票所」と読み替えるものとする。

(開票)

第五十一条 改選の投票における開票は、改選投票所において、投票の当日又はその翌日に行う。

2 改選投票管理者は、立会人の立会のもとに、投票を点検しなければならない。

3 第十一条第十一項及び第十二項の規定は、改選の投票における投票の効力について準用する。この場合において、同条第十一項中「理事」とあるのは「改選投票管理者」と、「組合員」とあるのは「投票人」と読み替えるものとする。

4 投票の点検が終つた場合においては、改選投票管理者は、改選に対する同意又は不同意の別に有効投票数を計算し、直ちにその結果を市町村長等に報告しなければならない。

5 投票人は、改選投票所における開票の参観を求めることができる。

(改選の結果の公告)

第五十二条 市町村長等は、前条第四項の規定による報告を受けた場合においては、改選に対する同意又は不同意の別に有効投票の総数を計算しなければならない。

2 改選の投票の結果が判明した場合においては、市町村長等は、直ちにこれを公告しなければならない。

3 委員は、改選の投票において過半数の同意があつた場合においては、前項の公告があつた日にその地位を失う。

(改選投票録)

第五十三条 第三十九條の規定は、改選投票録について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「選挙管理者」とあるのは「改選投票管理者」と、同条第二項中「第三十三條第三項」とあるのは「第五十一条第四項」と、同条第三項中「当選人の決定の次第」とあるのは「改選の投票の結果」と、「当該選挙に係る」とあるのは「その改選を請求された」と読み替える

ものとする。

(改選の投票又は改選の投票の結果の効力に関する異議の申出)

第五十四条 第十四条の規定は、改選の投票又は改選の結果の効力に関する異議の申出について準用する。この場合において、同条第一項中「組合員又はその解任を請求された理事、監事若しくは総代」とあるのは「投票人又はその改選を請求された委員」と、「第十二条第一項」とあるのは「第五十二条第二項」と、同条中「組合」とあるのは「市町村長等」と読み替えるものとする。

(昭三七政三九一・一部改正)

(改選請求の禁止期間)

第五十五条 法第五十八条第七項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による委員の改選の請求は、法第五十八条第一項の規定による選挙により選挙された委員の就任の日から六月間及び法第五十八条第八項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による委員の改選の場合から六月間は、することができない。

(昭五七政二八一・一部改正)

参照条文

△参考▽委員の数―本法施行令一八③

(予備委員)

第五十九条 審議会に、施行規程で定めるところにより、施行地区内の宅地の所有者から選挙される委員及び施行地区内の宅地について借地権を有する者から選挙

される委員についての予備委員をそれぞれ置くことができる。

2 予備委員の数は、施行規程で定めるところとし、その数は、それぞれ施行地区内の宅地の所有者から選挙すべき委員の数の又は施行地区内の宅地について借地権を有する者から選挙すべき委員の数の半数をこえてはならない。但し、選挙すべき委員の数が一人の場合においては、一人とする。

3 予備委員には、前条第一項に規定する選挙において、当選人を除いて、施行規程で定める数以上の有効投票を得た者がある場合において、施行規程で定めるところにより、得票数の多い者から順次なるものとする。

4 前条第五項の規定は、予備委員について準用する。

5 前条第一項の規定により選挙された委員に欠員を生じた場合においては、施行規程で定めるところにより、予備委員をもつてこれを補充する。

6 予備委員の任期は、委員の任期による。

(昭三四法九〇・一部改正)

△旧法▽1項―特令三一 5項―特令三三

参照条文

△参考▽補欠選挙―本法六〇 本法施行令一九〇四二の二

令一九〇四二の二

(委員の補欠選挙等)

第六十条 第五十八条第一項の規定により

選挙された委員の欠員の数が施行規程で定める数をこえるに至つた場合において、前条第五項の規定により委員となるべき予備委員がないときは、政令で定めるところにより、補欠選挙を行わなければならない。

2 第五十八条第三項の規定により選任された委員に欠員を生じた場合においては、施行規程で定めるところにより、委員を選任しなければならない。

△旧法▽1項―特令三三

政令

第十九条、第四十二条の二(本法五八条関係参照)

参照

(審議会の会長)

第六十一条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員が選挙する。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長は、委員として審議会の議決に加わることができる。

5 会長に事故がある場合においては、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

△旧法▽1項―特一一二 2項―特一一三前段 3項―特一二 5項―特則二二

一三前段 3項―特則二 5項―特則二二

二二

(審議会の招集、会議及び議事)

第六十二条 審議会は、都道府県知事又は

市町村長が招集する。

2 審議会を招集するには、少くとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を委員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合においては、二日前までにこれらの事項を委員に通知して、審議会を招集することができる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによる。

(委員の選挙権及び被選挙権)

第六十三条 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、委員の選挙について、各一箇の選挙権及び被選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地についての所有権と借地権とをともに有する者は、前項の規定にかかわらず、宅地の所有者として、及び宅地について借地権を有する者として、それぞれ一箇の選挙権及び被選挙権を有する。

3 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前二項の規定の適用については、存しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告があつたもののうち同条第三項の規定による届出

のないものは、その届出のない限り、前二項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。

4 次の各号のいずれかに掲げる者は、第一項の規定にかかわらず、委員の被選挙権を有しない。
一 未成年者
二 成年被後見人又は被保佐人
三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(平一法二五・一部改正)

△旧法▽ 1項 特令二八・二五 3項

1特令二〇 4項 特令二七

参照条文

*未成年者 民法四・五・八一八
*成年被後見人 民法七・一〇 *被保佐人 民法一一・一四 *禁錮以上の刑 刑法九・一〇①

(審議会の会議が開られない場合等の措置)

第六十四条 都道府県又は市町村は、審議会の意見を聞いて処分又は決定をすべき場合において、審議会が同一議題について再度招集されても、正当な理由がなく、会議を開かず、又は意見を提出しないときは、その意見を聞かずに処分又は決定をすることができるものとし、審議会の同意を得て処分又は決定をすべき場合において、審議会が同一議題について再度招集されても、正当な理由がなく、会議を開かないときは、その同意を得ない

で処分又は決定をすることができるものとする。

△旧法▽ 特則一

(評価員)

第六十五条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県又は市町村が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、土地又は建築物の評価について経験を有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。

2 前項の評価員は、非常勤とする。

3 都道府県又は市町村は、換地計画において清算金若しくは保留地を定めようとする場合又は第九十九条第一項の規定による減価補償金を交付しようとする場合において、土地及び土地について存する権利の価額並びに第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により定められる建築物の部分の価額を評価しなければならないものとし、その評価については、第一項の規定により選任された評価員の意見を聴かなければならない。

(昭三四法九〇・昭四三法一〇一・平一一七法七六・平一七法三四・一部改正)

参照条文

*評価員 地方公務員法三③④

四②

第五節 国土交通大臣

(平一一法八七・平一一法一六〇・改称、平一七法三四・旧第四節繰下)

(施行規程及び事業計画の決定)

第六十六条 国土交通大臣は、第三条第五項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。

2 国土交通大臣が第三条第五項の規定により施行する土地区画整理事業について事業計画を定めた場合においては、事業計画の決定をもつて都市計画法第五十九条第三項に規定する承認とみなす。第四条第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(昭四三法一〇一・昭四九法七一・平一一法八七・平一一法二六〇・平一七法三四・一部改正)

△旧法▽ 特令一一

(施行規程)

第六十七条 前条第一項の施行規程は、国土交通省令で定める。

2 第五十三条第二項の規定は、前項の施行規程について準用する。

(昭四三法一〇一・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

政令

(規準、規約、定款及び施行規程の記載事項)

2 法第五十三条第二項第八号(法第六十七条第二項及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令

で定める事項は、地積の決定の方法に関する事項とする。

(昭三四政三三四・昭五七政三八一・昭六三政三四・平一七政三三二・一部改正)

(事業計画)

第六十八条 第六条の規定は、第六十六条第一項の事業計画について準用する。

(昭四三法一〇一・一部改正)
△旧法▽ 耕則八

省令

(施行地区位置図及び施行地区区域図)

第五十五条 法第六十六条第一項(法第六十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)以下この条から第十条までにおいて同じ。又は第十六条第二項に規定する施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の施行地区位置図は、縮尺三万分の一以上とし、施行地区の位置、都市計画区域及び市街化区域を表示した地形図でなければならない。ただし、土地区画整理事業が災害の発生その他特別の事情により急務を要すると認められるものである場合においては縮尺三万分の一以上の地形図がないときは、施行地区位置図の縮尺は、五万分の一以上であることをもつて足りる。
3 第一項の施行地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行地区の区域並びに

その区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、市街化区域界並びに宅地の地番及び形状を表示したものでなければならぬ。

(昭四建令四九・昭五七建令一五・平一一建令九・平一七国交令一〇二・一部改正)

設計の概要に関する図書

第六條 法第六條第一項に規定する設計の概要、同條第二項(法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。)(に規定する住宅先行建設区、同條第四項(法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。)(に規定する市街地再開発事業区及び同條第六項(法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。)(に規定する高度利用推進区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該土地区画整理事業の目的
- 二 施行地区内の土地の現況
- 三 土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地の地積(保留地の予定地積を除く。)(の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合
- 四 保留地の予定地積
- 五 公共施設の整備改善の方針

- 六 法第二條第二項に規定する工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立て若しくは干拓に関する事業が行われる場合においては、その事業の概要
- 七 住宅先行建設区の面積
- 八 市街地再開発事業区的面積
- 九 高度利用推進区的面積

3 第一項の設計図は、縮尺千二百分の一以上とし、土地区画整理事業の施行後における施行地区内の公共施設並びに鉄道、軌道、官公署、学校及び墓地の用に供する宅地の位置及び形状を、土地区画整理事業の施行により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

(昭三四建令一八・昭四四建令四九・平五建令一五・平一一建令四二・平一四国交令六五・平一七国交令一〇二・一部改正)

第八條 法第六條第一項に規定する施行地区の設定に関する同條第十一項(法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。)(に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 施行地区は、道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適當な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。ただし、当該土地区画整理事業によりこれらの施設の整備改善を図ろうとする場合において、この整備改善により利益を受けることとなる宅地

の範囲で施行地区を定める必要がある場合その他特別の事情がある場合においては、この限りでない。

- 二 施行地区は、当該土地区画整理事業の施行を著しく困難にすると認められる場合を除き、都市計画において定められている公共施設の用に供する土地を避けて定めてはならない。
- 三 施行地区を工区分ける場合においては、工区と工区との境界は、できる限り道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適當な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して、又はその中心線により定めなければならない。
- 四 施行地区を工区分ける場合においては、土地区画整理事業の施行後における工区内の宅地の地積(保留地の予定地積を除く。)(の合計の土地区画整理事業の施行前における工区内の宅地の地積の合計に対する割合において、各工区間に著しい不均衡を生じないように工区を定めなければならない。

(昭四四建令四九・平一一建令四二・平一四国交令六五・平一七国交令一〇二・一部改正)

第九條 (設計の概要の設定に関する基準)

法第六條第一項に規定する設計の概要の設定に関する同條第十一項(法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。)(に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 設計の概要は、施行地区又は施行地区を含む一定の地域について近隣住区(小学校を中心とする人口一人当り三十平方メートルから百平方メートルまでの地積を基準とし、人口約一万を収容することができるとされる地区をいう。以下同じ。)(を想定し、その住区内に居住することとなる者の生活の利便を促進するように考慮して定めなければならない。
- 二 設計の概要は、幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少なくなるように考慮して定めなければならない。
- 三 区画道路(幹線道路以外の道路をいい、裏口通路を除く。)(の幅員は、住宅地にあつては六メートル以上、商業地又は工業地にあつては八メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合においては、住宅地にあつては四メートル以上、商業地又は工業地にあつては六メートル以上であることをもつて足りる。
- 四 住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供され難いように配置しなければならない。
- 五 道路(裏口通路を除く。)(が交差し、又は屈曲する場合においては、その交差又は屈曲の部分の街角については適當なすみきりをしなければならぬ。
- 六 設計の概要は、公団の面積の合計が施行地区内に居住することとなる人口について一人当り三平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の三パーセント以上となるように定めなければならない。ただし、施行地区の大部分が都市計

画法(昭和四十三年法律第百号)第八条
第一項第一号の工業専用地域である場合
その他特別の事情により健全な市街地を
造成するのに支障がないと認められる場
合及び道路、広場、河川、堤防又は運河
の整備改善を主たる目的として土地区画
整理事業を施行する場合その他特別の事
情によりやむを得ないと認められる場合
においては、この限りでない。

七 設計の概要は、施行地区内の宅地が建
築物を建築するのに適当な宅地となるよ
う必要な排水施設の整備改善を考慮して
定めなければならない。

八 設計の概要は、施行地区及びその周辺
の地域における環境を保全するため、当
該土地区画整理事業の目的並びに施行地
区の規模、形状及び周辺の状況並びに施
行地区内の土地の地形及び地盤の性質を
勘案して、施行地区における植物の生育
の確保上必要な樹木の保存、表土の保全
その他の必要な措置が講ぜられるように
定めなければならない。

(昭四四建令四九・昭四五建令二七・昭五〇
建令三・平一建令四二・平一四国交令六
五・平一七国交令一〇二・二部改正)

第十條 (資金計画に関する基準)

法第六條第一項に規定する資金計画
に関する同条第十一項(法第十六條第一
項、第五十一條の四、第五十四條、第六十
八條及び第七十一條の三第二項において準
用する場合を含む。)に規定する技術的基
準は、次に掲げるものとする。

一 資金計画のうち収入予算においては、
収入の確実であると認められる金額を収

入金として計上しなければならない。
二 資金計画のうち支出予算においては、
適正かつ合理的な基準によりその経費を
算定し、これを支出金として計上しなけ
ればならない。
(昭四四建令四九・平一建令四二・平一七
国交令一〇二・一部改正)

更) (施行規程及び事業計画の決定及び変
更)

第六十九條 国土交通大臣は、第六十六條
第一項の施行規程及び事業計画を定めよ
うとする場合においては、政令で定める
ところにより、施行規程及び事業計画を
二週間公衆の縦覧に供しなければならない
。

2 利害関係者は、前項の規定により縦覧
に供された施行規程及び事業計画につい
て意見がある場合においては、縦覧期間
満了の日の翌日から起算して二週間を経
過する日までに、国土交通大臣に意見書
を提出することができる。ただし、都市
計画において定められた事項について
は、この限りでない。

3 国土交通大臣は、前項の規定により意
見書の提出があつた場合においては、そ
の内容を審査し、その意見書に係る意見
を採択すべきであると認めるときは、施
行規程及び事業計画に必要な修正を加
え、その意見書に係る意見を採択すべ
きでないとき、その旨を意見書
を提出した者に通知しなければならない
。この場合において、国土交通大臣
は、意見書の内容を審査しようとする

きは、施行地区となるべき区域の属する
都道府県に置かれる都道府県都市計画審
議会の意見を聴かなければならない。
4 前項の規定による意見書の内容の審査
については、行政不服審査法中処分につ
いての異議申立ての審理に関する規定を
準用する。

5 国土交通大臣が第三項の規定により施
行規程及び事業計画に修正を加えた場合
(政令で定める軽微な修正を加えた場合
を除く。)においては、その修正に係る
部分について、更に第一項から第三項ま
でに規定する手続を行うべきものとす
る。

6 国土交通大臣は、その施行する土地
区画整理事業について事業計画を定めた場
合においては、遅滞なく、施行地区(施
行地区を工区に分ける場合においては、
施行地区及び工区。以下この条において
同じ。)及び設計の概要を表示する図書
を関係都道府県知事及び関係市町村長に
送付しなければならない。

7 前項の場合においては、国土交通大臣
は、遅滞なく、国土交通省令で定めると
ころにより、施行者の名称、事業施行期
間、施行地区その他国土交通省令で定め
る事項を公告しなければならない。

8 市町村長は、前項の公告の日から第百
三条第四項の公告の日まで、政令で定め
るところにより、第六項の図書を当該市
町村の事務所において公衆の縦覧に供し
なければならない。

9 国土交通大臣は、第七項の公告がある
までは、事業計画をもつて第三者に対抗

することができない。
10 第一項から第五項までの規定は、第六
十六條第一項の施行規程又は事業計画を
変更しようとする場合(政令で定める軽
微な変更をしようとする場合を除く。)
については、第六項の規定は、同条第一項
の事業計画の変更をした場合(政令で定
める軽微な変更をした場合を除く。)に
ついて、第七項から前項までの規定は、
同条第一項の事業計画を変更した場合に
ついて準用する。この場合において、第
六項中「施行地区」とあるのは「変更
に係る施行地区」と、「及び設計の概
要を」とあるのは「又は設計の概要を」
と、第七項中「を公告し」とあるのは
「についての変更に係る事項を公告し」
と、前項中「事業計画をもつて」とある
のは「事業計画の変更をもつて」と読み
替えるものとする。

(平一法八七・金改平一法一六〇・
一部改正)
△旧法▽特令六六

政令

(施行地区及び設計の概要を表示する図書
の縦覧についての公告)
第一条の二 市町村長は、法第九條第三項
第一條の二 市町村長は、法第九條第三項
(法第十條第三項において準用する場合を
含む。)、第二十一條第三項、第三十九條第
四項、第五十一條の九第三項(法第五十一
條の十第二項において準用する場合を含む。)
、第五十五條第八項(同条第十三項に
おいて準用する場合を含む。)、第六十九條
第六項(同条第十項において準用する場合

を含む。又は第七十一条の第三十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付を受けた場合においては、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

（平一政三五二・追加、平一七政三三二・一部改正）

（事業計画又は規程若しくは施行規程の縦覧についての公告）

第三条 市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣は、法第二十条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の八第一項（法第五十一条の十五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第四項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画又は規程若しくは施行規程を公衆の縦覧に供しようとする場合においては、あらかじめ、縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

（昭三七政三九・昭四四政一五八・昭五七政二八一・平一政三五二・平一七政三三二・平一七政三三三・一部改正）

（縦覧手続等を省略することができる事業計画又は規程若しくは施行規程の修正又は変更）

第四条 事業計画の修正又は変更のうち法第五十五条第六項、第六十九条第五項若しくは第七十一条の三第十項又は第三十九条第

二項、第五十一条の十第三項、第五十五条第十三項、第六十九条第十項（事業計画を変更しようとする場合に係る部分に限る。）若しくは第七十一条の三第十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

一 都市計画において定められた都市施設その他の事項で当該都市計画の変更に伴うもの

二 都市計画において定められた都市施設に関する都市計画事業の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの

三 施行地区の変更に伴う設計の概要の変更で、施行地区から除外される区域についての設計を廃止したにとどまると認められるもの

四 事業施行期間の修正又は変更

五 幅員四メートル以下の道路の廃止又は当該道路に代わるべき道路で幅員四メートル以下のものの新設

六 道路又は水路の起点又は終点の修正又は変更を伴わない位置の修正又は変更で、修正又は変更後の道路又は水路の中心線の当初事業計画において定めようとし、又は定めた中心線からの振れが当該道路又は水路の幅員以下のもの

七 道路の幅員の縮小で、縮小後の道路の幅員が四メートル未満とならず、かつ、当初事業計画において定めようとし、又は定めた幅員から二メートル以下を減ずることとなるもの

八 公園、広場又は緑地の区域の縮小で、縮小された区域の面積の合計が当該施設の当初事業計画において定めようとし、

又は定めた面積からその十分の一を減ずることとならないもの

九 資金計画の修正又は変更

3 施行規程の修正又は変更のうち法第六十九条第五項若しくは第七十一条の三第十項又は第六十九条第十項若しくは第七十一条の三第十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 費用の分担に関する事項の修正又は変更

二 土地区画整理審議会の委員の選挙又は選任に関する事項の修正又は変更

三 法第八十五条第四項の規定による申告又は届出の受理の停止に関する事項の新設、修正、変更又は廃止

四 地積の決定の方法に関する事項の修正又は変更

（昭三四政三四・昭三七政三九一・昭四四政一五八・昭五七政二八一・平一七政三五二・平一七政三三三・一部改正）

（国土交通大臣が土地区画整理事業を施行する場合における関係都道府県知事及び関係市町村長に図書を送付することを要しない施行地区又は設計の概要の変更）

第五条 法第六十九条第十項（事業計画の変更をした場合に係る部分に限る。）に規定する政令で定める軽微な変更は、第四条第一項各号に掲げるもの及び設計の概要の変更を伴わない施行地区の変更とする。

（平一七政三五二・旧第五条の二繰上・一部改正、平一七政三三二・一部改正）

（地方公共団体施行及び国土交通大臣施行に関する公告事項）

第四条 法第五十五条第九項及び第六十九条第七項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 土地区画整理事業の名称

二 事務所所在地

三 事業計画の決定の年月日

2 法第五十五条第十三項において準用する同条第九項及び法第六十九条第十項において施行規程又は事業計画を変更した場合の公告について準用する同条第七項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地（これらの事項に関して変更がなされた場合においては、その変更前のものとする。）並びに事業計画の決定の年月日

二 前項各号（第三号を除く。）に掲げる事項に関して変更がなされた場合においては、その変更の内容

三 変更の年月日

（昭三七建令二六・昭四四建令四九・平二二建令一〇・平二建令四一・一部改正）

（公告の方法）

第四条の四 法第九条第三項（法第十条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）、第十四条第八項、第二十一条第三項若しくは第四項、第三十九条第四項若しくは第五項、第四十五条第五項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第十二項、第五十一条の十一第二項及び第五十一条の十三第四項において準用する場合を含む。）

（昭三七建令二六・昭四四建令四九・平二二建令一〇・平二建令四一・一部改正）

む)、第五十五条第九項(同条第十三項において準用する場合を含む)、第六十九条第七項(同条第十項において準用する場合を含む)又は第七十一条の第三十一項(同条第十五項において準用する場合を含む)の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

(昭四七建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四条の二繰下・一部改正、昭六三建令二二・平五建令一五・平一建令九・平一一建令四二・平二建令一〇・平一七国交令一〇二・一部改正)

(土地区画整理審議会)

第七十条 国土交通大臣が施行する土地区画整理事業ごとに、国土交通省に土地区画整理審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 施行地区を工区に分けた場合においては、審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用する。この場合において、第五十八條第三項、第七項及び第八項並びに第六十二條第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあり、又は第六十四条中「都道府県又は市町村」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

(昭五七法五二・昭五八法七八・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)
△旧法V 1項(特一〇・一一、特則一〇)

3項(特一、特令六)

政令

(土地区画整理審議会の委員の定数の基準)

第十八条(略)

2(略)

3 法第五十八条第三項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む)の規定により土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから委員を選任することと施行規程で定める場合においては、併せて当該選任すべき委員の数及び法第五十八条第一項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む)の規定により選任すべき委員の数を施行規程で定めなければならない。

(昭五七政二八一・一部改正)

数の公告

第二十二條 市町村長等は、前条第一項の規定による縦覧期間内に異議の申出がなかつたとき、又は同条第三項の規定によるすべての異議について決定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告は、選挙期日の少くとも二十日前にしなければならない。

3 選挙人名簿は、第一項の公告があつた日において確定するものとする。

4 市町村長等は、第一項の公告をする場合においては、併せて施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権

を有する者が当該選挙において選挙すべき委員の数を公告しなければならない。この場合において、当該選挙が法第五十八条第一項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む)の選挙であるときは、当該選挙において選挙すべき委員の数は、前項の規定により確定した選挙人名簿(以下「確定選挙人名簿」という。)に記載されている施行地区内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者の数に基づいて市町村長等が定めた数とする。

(昭三七政三九一・昭五七政二八一・一部改正)

正

(改選請求代表者証明書の交付)

第四十三條 法第五十八条第七項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む)の規定により委員の改選を請求しようとする施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の代表者(以下「改選請求代表者」という)は、次の各号に掲げる事項を記載した改選請求書を添え、市町村長等に対し、文書をもつて改選請求代表者証明書の交付を請求しなければならない。

一 その改選を請求しようとする委員が施行地区内の宅地の所有者の選挙した委員であるか又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の選挙した委員であるかの別

二 改選の請求の理由

三 改選請求代表者の氏名及び住所(法人

にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

2 前項の請求があつた場合においては、市町村長等は、その改選を請求しようとする委員の別に応じて改選請求代表者が施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者であることを確認した上、直ちにこれに改選請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を公告しなければならない。

3 市町村長等は、前項の規定により改選請求代表者証明書を交付した場合においては、直ちに次条において準用する第七条第一項の規定による署名の収集の際に立ち会わせるため、その職員のうちから立会人を指名し、これを改選請求代表者に通知しなければならない。

4 市町村長等は、第二項の規定による公告の際あわせて施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の三分の一の数を公告しなければならない。

(昭五七政二八一・昭六三政三四・一部改正)

正

(改選の投票)

第四十六條 法第五十八条第八項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む)の規定による委員の改選の投票(以下「改選の投票」という)は、第四十四条において準用する第八條第一項の規定による改選請求書の提出があつた日から二週間以内に行われなければならない。

2 前項の場合において、市町村長等は、改選投票所並びに投票及び開票の日時を定め、これらの事項を、その改選を請求された委員が施行地区内の宅地の所有者の選挙した委員であるか又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の選挙した委員であるかの別及びその請求の要旨とともに、投票の期日の少くとも五日前に公告しななければならない。

(昭五七政二八一・一部改正)

(改選請求の禁止期間)

第五十五条 法第五十八条第七項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による委員の改選の請求は、法第五十八条第一項の規定による選挙により選挙された委員の就任の日から六月間及び法第五十八条第八項(法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による委員の改選の投票の日から六月間は、することができない。

(昭五七政二八一・一部改正)

参照条文

*土地区画整理審議会(地方自治法二〇二の三)

(評価員)

第七十一条 第六十五条の規定は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあり、並びに同項及び同条第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは「国土交通大臣」と、同第一項中「第三条第四項」とあるのは「第三条第五項」と読

み替えるものとする。

(平一法七六・平一法八七・平一法一六〇・平一七法三四・一部改正)

第六節 独立行政法人都市再生機構等

(昭五七法五二・追加 平一法七六・平一五法一〇〇改称 平一七法三四・旧第五節繰下)

(施行規程及び事業計画の認可)

第七十一条の二 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)は、第三条の二又は第三条の三の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。)で市のみが設立したものにあっては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。

2 機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業については、独立行政法人都市再生機構にあつては前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九条第三項に規定する承認と、市のみが設立した地方公社にあつては前項に規定する認可をもつて同条第一項に規定する認可と、その他の地方公社にあつては前項に規定する認可をもつて同条第二項に規定する認可とみなす。第四条第二項ただし書の規定は、この場

合に準用する。

(昭五七法五二・追加 平一法七六・平一法一六〇・平一五法一〇〇・一部改正)

留意

(地方住宅供給公社施行に関する認可申請書の添付書類)

第四十一条の二 法第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項に規定する認可を申請しようとする地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)は、法第三百三十六条の規定により都道府県農業会議及び土地改良区の意見を聴いた場合においては、当該意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

(昭五七建令五・追加)

(施行規程及び事業計画)

第七十一条の三 機構等は、前条第一項に規定する認可の申請をしようとする場合においては、第三項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

2 第五十三条第二項の規定は、前条第一項の施行規程について、第六条の規定は、同項の事業計画について準用する。
3 機構等は、前条第一項の事業計画を定めようとする場合においては、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
4 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項に規定する認可の申請があつた

場合においては、政令で定めるところにより、施行規程及び事業計画を二週間公表の縦覧に供しなければならない。

5 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された施行規程及び事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

6 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、遅滞なく、当該意見書について都道府県都市計画審議会の意見を聴き、その意見を付して、これを国土交通大臣に送付しなければならない。ただし、当該意見書が市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係るものである場合においては、これを国土交通大臣に送付することを要しない。

7 都道府県知事は、第五項の期間内に機構等(市のみが設立した地方公社を除く。)が定めた施行規程及び事業計画について意見書の提出がなかつた場合においては、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

8 国土交通大臣(市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係る意見書については、都道府県知事)は、第五項の規定により提出された意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合においては、機構等に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命

じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないとする場合においては、その旨を意見書を出した者に通知しなければならない。

9 前項に規定する意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

10 機構等が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えた場合（政令で定める軽微な修正を加えた場合を除く。）においては、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

11 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係都道府県知事及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

12 市町村長は、第百三条第四項の公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

13 機構等は、第十一項の公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

14 機構等は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合において、

ては、国土交通大臣（市のみが設立した地方公団にあつては、都道府県知事）の認可を受けなければならない。

15 第一項の規定は、前項に規定する認可の申請をしようとする場合について、第三項から第十項までの規定は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について、第十一項から第十三項までの規定は、前項に規定する認可をした場合について準用する。この場合において、第一項、第三項、第四項及び第十一項中「前条第一項」とあるのは「第十四項」と、第十一項中「を公告し」とあるのは「」についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要を」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要を」と、第十三項中「施行規程及び事業計画をもつて」とあるのは「施行規程又は事業計画の変更をもつて」と読み替へるものとする。

（昭三四政三四・昭五七政八二・昭六三政三四・平一七政三三二）
（施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧についての公告）
第一條の二 市町村長は、法第九條第三項（法第十條第三項において準用する場合を含む。）、第二十一條第三項、第三十九條第四項、第五十一條の九第三項（法第五十一條の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五條第八項（同條第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九條第六項（同條第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一條の三第十一項（同條第十五項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付を受けた場合においては、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。
（平一七政三五二・追加 平一七政三三二）
一部改正

政令

（標準、規約、定款及び施行規程の記載事項）

第一條（略）

2 法第五十三條第二項第八号（法第六十七條第二項及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事項は、地積の決定の方法に関する事項とする。

（昭三七政三九一・昭四四政一五八・昭五七政二八一・平一七政三五二・平一二政三一）
（縦覧手続等を省略することができる事業計画又は規程若しくは施行規程の修正又は変更）

第四條 事業計画の修正又は変更のうち法第五十五條第六項、第六十九條第五項若しくは第七十一條の三第十項又は第三十九條第二項、第五十一條の十第二項、第五十五條第十三項、第六十九條第十項（事業計画を変更しようとする場合に係る部分に限る。）、若しくは第七十一條の三第十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

- 一 都市計画において定められた都市施設その他の事項で当該都市計画の変更に伴うもの
- 二 都市計画において定められた都市施設に関する都市計画事業の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの
- 三 施行地区の変更に伴う設計の概要の変更で、施行地区から除外される区域についての設計を廃止したにとどまると認められるもの
- 四 事業施行期間の修正又は変更
- 五 幅員四メートル以下の道路の廃止又は当該道路に代わるべき道路で幅員四メートル以下のものの新設
- 六 道路又は水路の起点又は終点の修正又は変更を伴わない位置の修正又は変更で、修正又は変更後の道路又は水路の中心線の当初事業計画において定めようとする

第三條（事業計画又は規程若しくは施行規程の縦覧についての公告）

第三條 市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣は、法第二十條第一項（法第三十九條第二項において準用する場合を含む。）、第五十一條の八第一項（法第五十一條の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項（同條第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九條第一項（同條第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一條の三第四項（同條第十五項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画又は規程若しくは施行規程を公衆の縦覧に供しようとする場合においては、あらかじめ、縦覧開始の日、縦

し、又は定めた中心線からの振れが当該道路又は水路の幅員以下のもの
七 道路の幅員の縮小で、縮小後の道路の幅員が四メートル未満とならず、かつ、当初事業計画において定めようとし、又は定めた幅員から二メートル以下を減ずることとなるもの

八 公園、広場又は緑地の区域の縮小で、縮小された区域の面積の合計が当該施設の当初事業計画において定めようとし、又は定めた面積からその十分の一を減ずることとならないもの

九 資金計画の修正又は変更

2 (略)

3 施行規程の修正又は変更のうち法第六十九條第五項若しくは第七十一條の第三十項又は第六十九條第十項若しくは第七十一條の第三十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 費用の分担に関する事項の修正又は変更
- 二 土地地区画整理審議会の委員の選挙又は選任に関する事項の修正又は変更
- 三 法第八十五條第四項の規定による申告又は届出の受理の停止に関する事項の新設、修正、変更又は廃止
- 四 地積の決定の方法に関する事項の修正又は変更

(昭三四政二四・昭三七政三九一・昭四四政一五八・昭五七政二八一・平一政三五二・平一七政三三二・一部改正)

省令 (地方住宅供給公社施行に関する認可申請書の添付書類)

第四條の二 法第七十一條の二第一項又は第七十一條の三第十四項に規定する認可を申請しようとする地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)は、法第三百三十六條の規定により都道府県農業会議及び土地改良区の意見を聴いた場合においては、当該意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

(昭五七建令一五・追加)

(機構等施行に関する公告事項)

第四條の三 法第七十一條の三第十一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 土地地区画整理事業の名称
 - 二 事務所所在地
 - 三 施行規程及び事業計画の認可の年月日
- 2 法第七十一條の三第十五項において準用する同条第十一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 土地地区画整理事業の名称及び事務所の所在地(これらの事項に関して変更がなされた場合においては、その変更前のも)の並びに施行規程及び事業計画の認可の年月日
- 二 前項第一号又は第二号に掲げる事項に関して変更がなされた場合においては、その変更の内容
- 三 変更認可の年月日

(昭五七建令一五・追加、平一一建令四一・平一二建令四一・平一六国交令七〇・一部改正)

(公告の方法) 第四條の四 法第九條第三項(法第十條第三項及び第十三條第四項において準用する場

合を含む)、第十一條第八項、第二十一條第三項若しくは第四項、第三十九條第四項若しくは第五項、第四十五條第五項、第五十一條の九第三項(法第五十一條の十第十二項、第五十一條の十一第二項及び第五十一條の十三第四項において準用する場合を含む)、第五十五條第九項(同条第十三項において準用する場合を含む)、第六十九條第七項(同条第十項において準用する場合を含む)又は第七十一條の三第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む)の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

(昭四四建令四九・追加、昭五七建令一五・旧第四條の二繰下・一部改正、昭六三建令二二・平五建令二五・平一二建令九・平一一建令四二・平一二建令一〇・平一七国交令一〇二・一部改正)

第五條 (施行地区位置図及び施行地区区域図)

第五條 法第六條第一項(法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。以下この条から第十條までにおいて同じ。)又は第十六條第二項に規定する施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の施行地区位置図は、縮尺三万分の一以上とし、施行地区の位置、都市計画区域及び市街化区域を表示した地形図でなければならない。ただし、土地地区画整理事業が災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められるものである場合にお

いて縮尺三万分の一以上の地形図がないときは、施行地区位置図の縮尺は、五万分の一以上であることをもつて足りる。

3 第一項の施行地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、市街化区域界並びに宅地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(昭四四建令四九・昭五七建令一五・平一一建令九・平一七国交令一〇二・一部改正)

第六條 (設計の概要に関する図書)

第六條 法第六條第一項に規定する設計の概要、同条第二項(法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する住宅先行建設区、同条第四項(法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む)に規定する市街地再開発事業区及び同条第六項(法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む)に規定する高度利用推進区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

- 2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 当該土地地区画整理事業の目的
- 二 施行地区内の土地の現況
- 三 土地地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地の地積(保留地の予定地積を除く。)の合計の土地地区画整理事業

入金として計上しなければならない。
二 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

(昭四建令四九・平一建令四二・平一七
国交令一〇二・一部改正)

第七十一条の四 機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、機構等に土地区画整理審議会(以下この節において「審議会」という。)を置く。

2 施行地区を工区に分けた場合においては、審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用する。この場合において、第五十八條第三項、第七項及び第八項並びに第六十二條第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理事長」と、第六十四條中「都道府県又は市町村」とあるのは「機構等」と読み替えるものとする。

(昭五七法五二・追加、平二法七六・平
一五法一〇〇・一部改正)

政令

(土地区画整理審議会の委員の定数の基準)
第十八条 (略)

2 (略)

3 (法第五十八條第三項(法第七十條第三項及び第七十一條の四第三項において準用する場合を含む。))の規定により土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから委員を選任することと施行規程で定める場合においては、併せて当該選任すべき委員の数及び法第五十八條第一項(法第七十條第三項及び第七十一條の四第三項において準用する場合を含む。))の規定により選任すべき委員の数を施行規程で定めなければならない。

(昭五七政二八一・一部改正)

(選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告)
第二十二條 市町村長等は、前条第一項の規定による縦覧期間内に異議の申出がなかつたとき、又は同条第三項の規定によるすべての異議について決定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告は、選挙期日の少くとも二十日前にしなければならない。

3 選挙人名簿は、第一項の公告があつた日において確定するものとする。

4 市町村長等は、第一項の公告をする場合においては、併せて施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者が当該選挙において選挙すべき委員の数を公告しなければならない。この場合において、当該選挙が法第五十八條第一項(法第七十條第三項及び第七十一條の四第三項において準用する場合を含む。))の選挙であるときは、当該選挙により選定すべき委員の数は、前項の規定により確定した選挙人名簿(以下「確定選挙人名簿」という。))に記載されている施行地区内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者の数に基づいて市町村長等が定めた数とする。

(昭三七政三九一・昭五七政二八一・一部改正)

4 市町村長等は、第二項の規定によるすべての異議について決定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告は、選挙期日の少くとも二十日前にしなければならない。

3 選挙人名簿は、第一項の公告があつた日において確定するものとする。

4 市町村長等は、第一項の公告をする場合においては、併せて施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者が当該選挙において選挙すべき委員の数を公告しなければならない。この場合において、当該選挙が法第五十八條第一項(法第七十條第三項及び第七十一條の四第三項において準用する場合を含む。))の選挙であるときは、当該選挙により選定すべき委員の数は、前項の規定により確定した選挙人名簿(以下「確定選挙人名簿」という。))に記載されている施行地区内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者の数に基づいて市町村長等が定めた数とする。

簿」という。))に記載されている施行地区内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者の数に基づいて市町村長等が定めた数とする。

(改選請求代表者証明書の交付)

第四十三條 法第五十八條第七項(法第七十條第三項及び第七十一條の四第三項において準用する場合を含む。))の規定により委員の改選を請求しようとする施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の代表者(以下「改選請求代表者」という。))は、次の各号に掲げる事項を記載した改選請求書を添え、市町村長等に対し、文書をもつて改選請求代表者証明書の交付を請求しなければならない。

(昭五七政二八一・一部改正)

一 その改選を請求しようとする委員が施行地区内の宅地の所有者の選挙した委員であるか又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の選挙した委員であるかの別

二 改選の請求の理由

三 改選請求代表者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

2 前項の請求があつた場合においては、市町村長等は、その改選を請求しようとする委員の別に依りて改選請求代表者が施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者であることを確認した上、直ちにこれに改選請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を公告しなければならない。

3 市町村長等は、前項の規定により改選請求代表者証明書を交付した場合においては、直ちに次条において準用する第七條第一項の規定による署名の収集の際に立ち会わせるため、その職員のうちから立会人を指名し、これを改選請求代表者に通知しなければならない。

4 市町村長等は、第二項の規定による公告の際あわせて施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の三分の一の数を公告しなければならない。

(昭五七政二八一・昭六三政三四・一部改正)

(改選の投票)
第四十六條 法第五十八條第八項(法第七十條第三項及び第七十一條の四第三項において準用する場合を含む。))の規定による委員の改選の投票(以下「改選の投票」という。))は、第四十四條において準用する第八條第一項の規定による改選請求書の提出があつた日から二週間以内に行われなければならない。

2 前項の場合において、市町村長等は、改選投票所並びに投票及び開票の日時を定め、これらの事項を、その改選を請求された委員が施行地区内の宅地の所有者の選挙した委員であるか又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の選挙した委員であるかの別及びその請求の要旨とともに、投票の期日及びその請求の要旨ととも、公告しなければならない。

(昭五七政二八一・一部改正)

(改選請求の禁止期間)
第五十五條 法第五十八條第七項(法第七十

条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。の規定による委員の改選の請求は、法第五十八條第一項の規定による選挙により選挙された委員の就任の日から六月間及び法第五十八條第八項（法第七十條第三項及び第七十一條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による委員の改選の投票の日から六月間は、することができない。
（昭五七政二八・一部改正）

（評価員）

第七十一条の五 第六十五条の規定は、機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理事長」と、「第三条第四項」とあるのは「第三条の二又は第三条の三」と、同項及び同条第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは「機構等」と読み替えるものとする。

（昭五七法五二・追加、平一七法七六・平一五法一〇〇・平一七法三四・一部改正）

（審議会の委員及び評価員の公務員たる性質）

第七十一条の六 審議会の委員及び前条において準用する第六十五条第一項の規定により選任される評価員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事

する職員とみなす。
（昭五七法五二・追加）

第三章 土地区画整理事業

第一節 通則

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第七十二条 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長（以下「機構理事長等」という。）は、第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入つて測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第三項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合において、同様とする。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならぬ。ただ

し、同項前段に掲げる者にあつては、通知することが著しく困難である場合においては、公告をもつてその通知に代えることができる。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で閉まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合は、立入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならぬ。
4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者がその場所にないため、その承諾を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、同項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者（その命じた者又は委任した者を含む。）は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならぬ。

7 第一項の規定により他人の占有する土

地に立ち入ろうとする者又は前項の規定により植物若しくはかき、さく等を伐除しようとする者は、その身分を示す証票又は市町村長の認可証を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならぬ。
（昭五七法五二・平一七法七六・平一七法一六〇・平一五法一〇〇・平一七法三四・一部改正）
△旧法▽ 1項・耕七・八 2項・耕七・3、耕則四 6項・耕八

参照条文

△類似▽ 道路法六六 測量法

△罰則▽ 本法一三九

― 面罰規定 本法一四一

（土地の立入等に伴う損失の補償）

第七十三条 国、都道府県、市町村若しくは機構等又は前条第一項後段に掲げる者は、同項又は同条第六項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならぬ。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならぬ。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

4 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは機構理事等又は前条第一項後段に掲げる者は、同項又は同条第六項の規定による行為を自らし、又はその命じた者若しくは委任した者にさせた場合において、その行為により他人に損失を与えたと認めるときは、その損失の程度を証するために必要な資料を作成しておかなければならない。
(昭五七法五二・平一法七六・平一法一六〇・平一五法一〇〇・一部改正)
△旧法▽ 1項「耕七」ただし書

政令

(収用委員会の裁決申請手続)

第六十九条 法第七十三条第三項（法第七十八条第三項、第一百一条第四項、第一百四十四条第四項及び第一百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同法同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。
(平二政三二二・一部改正)

省令

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第十九条 土地区画整理法施行令（第二十四条において「令」という。）第六十九条に規定する国土交通省令で定める様式は、別記様式第九とする。

(平五建令一五・平一建令四二・平一二建令四一・平一四国交令六五・一部改正)

別記

様式第九（第十九条関係）（昭50建令20・平元建令3・一部改正、平5建令15・旧様式第四線下、平11建令9・一部改正、平11建令42・旧様式第六線下、平14国交令65・旧様式第七線下）

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住 所
氏 名
相手方 住 所
氏 名

土地区画整理法第 条第 項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により、裁決を申請いたします。

記

- 1 土地区画整理事業の名称
- 2 損失の事実
- 3 損失の補償の見積り及びその内訳
- 4 協議の経過

平成 年 月 日

裁決申請者 住 所
氏 名

印

収用委員会 御中

備考

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 5 裁決申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(関係簿書の閲覧等)

第七十四條 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは機構理事長等又は第七十二条第一項後段に掲げる者は、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、施行地区となるべき区域又は施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。

(昭五七法五二・平一法七六・平一法一六〇・平一法八七・平一法一六〇・平一法二〇〇・平一法三四・一部改正)
一六〇・平一法一〇〇・平一法二二四
・一部改正
△旧法▽ 耕九

(技術的援助の請求)

第七十五條 第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第三項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社は都道府県知事及び市町村長に対し、市町村(同条第四項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三条第一項、第二百二十六条及び第二百二十七条の二第一項において同じ。)は国土交通大臣及び都道府県知事に対し、都道府県(第三条第四項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百三十三条第四項、第二百二十三

条第一項、第二百二十六条及び第二百二十七条の二第一項において同じ。)は国土交通大臣に対し、機構等(第三条の二又は第三条の三の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十七条の二第一項において同じ。)は国土交通大臣、都道府県知事及び市町村長に対し、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員が技術的援助を求めることができる。

(昭五七法五二・平一法一五五・平一法七六・平一法八七・平一法一六〇・平一法二〇〇・平一法三四・一部改正)

省令

(権限の委任)

第二十四條 法及び令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第七十五条、第二百二十三条及び第二百二十六条第一項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三十三条第五項の規定により指示すること。
- 二 法第三条の二の規定により土地区画整理事業を施行する必要があると認めるところ。
- 三 法第六条第二項の規定により住宅の需要の著しい地域に係る都市計画区域を指定すること。
- 四 法第六十六条第一項の規定により施行規程及び事業計画を定めること。

五 法第六十九条第一項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により施行規程及び事業計画を公衆の縦覧に供し、同条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による意見書を受理し、同条第三項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により意見書の内容を審査し、必要な修正を加え、又は通知し、及び都道府県都市計画審議会の見解を聴き、同条第六項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により図書を送付し、並びに同条第七項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により公告すること。

六 法第七十一条の二第一項の規定による施行規程及び事業計画の認可をすること(独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業(以下「機構施行事業」という。)に係るものに限る。)

七 法第七十一条の三第四項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により施行規程及び事業計画を公衆の縦覧に供し、同条第六項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による意見書若しくは同条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受理し、同条第八項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により意見書の内容を審査し、必要な修正を命じ、又は通知し、同条第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により公告し、及び図書を送付し、並びに同

条第十四項の規定による認可をすること(機構施行事業に係るものに限る。)

八 法第三章第九節に規定する権限

九 法百十九條第一項の規定により土地区画整理事業に要する費用の一部を負担させ、及び同条第二項の規定により意見を聞くこと。

十 法百十九條の二第三項の規定により裁定し、当事者の意見を聴き、及び総務大臣と協議すること(機構施行事業に係るものに限る。)

十一 法百二十七條の二の規定による審査請求又は再審査請求に対して裁決をすること。

十二 令第三条の規定により公告すること(国土交通大臣が施行する土地区画整理事業及び機構施行事業に係るものに限る。)

十三 令第四十二条の二第一項の規定による指定をすること(機構施行事業に係るものに限る。)

十四 令第五章の二及び第六章に規定する権限

○平一建令四一・追加、平一六国交令七〇・平一七国交令二二・一部改正

参照条文 *建設省令「土地区画整理士技術検定規則」

第七十六條 (建築行為等の制限)

次に掲げる公告があつた日以後、第七十三条第四項の公告がある日まで、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の

工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告

二 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第二十一条第三項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

三 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

四 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第三条第四項又は第五項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

五 機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可

をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復を命じ、又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しく

は除却しないときは、国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨をあらかじめ公告しなければならない。

(昭四三法一〇・昭五七法五二・平五法八九・平一法二五・平一法七六・平一法八七・平一法二六〇・平一五法一〇〇・平一七法三四・二部改正)
〇・平一七法三四・二部改正
△旧法▽ 一項・耕二九
*平成三三年法律一〇五号で平成二四年四月一日から本条は次のように改まる。

第七十六条 次に掲げる公告があつた日後、第三十三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更に若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内においては個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第三十三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長、以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。

一 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」とい

う。)についての認可の公告

二 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第二十一条第三項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

三 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

四 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第三条第四項又は第五項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

五 機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

2 都道府県知事等は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利

を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に對する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復を命じ、又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなく、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣又は都道府県知事等は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、国土交通大臣若しくは都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨をあらかじめ公告しなければならぬ。

政令

(設置又はたい積の制限を受ける物件)

第七十条 法第七十六条第一項に規定する政令で定める移動の容易でない物件は、その重量が五トンを超える物件(容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ五トン以下となるものを除く。)とする。

参照条文

△罰則Ⅴ―本法一四〇
―両罰規定―本法一四一

(建築物等の移転及び除却)

第七十七条 施行者は、第九十八条第一項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合、第百条第一項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合又は公共施設の変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合において、従前の宅地又は公共施設の用に供する土地に存する建築物その他の工作物又は竹木土石等(以下これらをこの条及び次条において「建築物等」と総称する。)を移転し、又は除却することが必要となつたときは、これらの建築物等を移転し、又は除却することができる。

2 施行者は、前項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合においては、相当の期限を定め、その期限後においてはこれを移転し、又は除却する旨をその建築物等の所有者及び占有者に対し通知するとともに、その期限までに自ら移転し、又は除却する意思の有無をその所有者に対し照会しなければならぬ。

3 前項の場合において、住居の用に供している建築物については、同項の相当の期限は、三月を下つてはならない。ただし、建築物の一部について政令で定める軽微な移転若しくは除却をする場合又は前条第三項の規定に違反し、若しくは同条第四項の規定により付された条件に違反して建築されている建築物で既に同条第四項若しくは第五項の規定により移転

若しくは除却が命ぜられ、若しくはその旨が公告されたものを移転し、若しくは除却する場合については、この限りでない。

4 第一項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合において、施行者は、過失がなく、建築物等の所有者を確知することができないときは、これに対し第二項の通知及び照会をしないで、過失がなく、占有者を確知することができないときは、これに対し同項の通知をしないで、移転し、又は除却することができる。この場合においては、相当の期限を定め、その期限後においてはこれを移転し、又は除却する旨の公告をしなければならない。

5 前項後段の公告は、官報その他政令で定める定期刊行物に掲載して行ふほか、その公告すべき内容を政令で定めるところにより当該土地区画整理事業の施行地区内の適当な場所に掲示して行わなければならない。この場合において、施行者は、公告すべき内容を当該土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村長に通知し、当該市町村長は、当該掲示がされている旨の公告をしなければならない。

6 第三項の規定は、第四項後段の規定により公告をする場合における期限について準用する。

7 施行者は、第二項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第四項後段の規定により公告された期限後において、いつでも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転さ

せ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。

8 前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。

9 第七項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする者は、その身分を示す証票又は市町村長の認可証を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

政令

(三月の予告期間を要しない建築物の軽微な移転又は除却)

第七十一条 法第七十七条第三項ただし書に規定する建築物の一部について行ふ政令で定める軽微な移転は、物置、ガレージその他これらに類するものについて行ふ移転とし、同法同条同項ただし書に規定する建築物の一部について行ふ政令で定める軽微な除却は、ひさし、屋外階段その他これらに類するものについて行ふ除却とする。

(建築物等の移転又は除却の通知等に代わるべき公告)

△旧法Ⅴ―1項―耕二七、特一五
正) 平一法八七・平一七法三四・一部改

第七十二条 法第七十七条第五項（法第百三十三條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める定期刊行物は、公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙とする。

2 法第七十七条第五項の掲示は、同項後段の規定により市町村長が行う公告のあつた日から十日間しなければならぬ。
（平二政三三二一部改正）

参照条文 *仮換地指定—仮換地指定の効果
|| 本法九九① *市町村長の認可|| 本法七二⑥

(移転に伴う損失補償)

第七十八条 前条第一項の規定により施行者が建築物等を移転し、若しくは除却したことにより他人に損失を与えた場合又は同条第二項の照会を受けた者が自ら建築物等を移転し、若しくは除却したことによりその者が損失を受け、若しくは他人に損失を与えた場合においては、施行者（施行者が国土交通大臣である場合においては国。次項、第百一条第一項から第三項まで及び第百四条第十一項において同じ。）は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前条第一項の規定により施行者が移転し、若しくは除却した建築物等又は同条第二項の照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等が、第七十六条第四項若しくは第五項、都市計画法第八十一条第一項若しくは第二項又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）

第九條の規定により移転又は除却を命ぜられてゐるものである場合においては、施行者は、前項の規定にかかわらず、これらの建築物等の所有者に対しては、移転又は除却により生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第一項の規定に於けるこれらの建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。

3 第七十三条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第四項中「国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは機構理事長等又は前条第一項後段に掲げる者」とあるのは「施行者」と、「同項又は同条第六項」とあるのは「第七十七条第一項」と読み替へるものとする。

4 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定は施行者（個人施行者、組合及び区画整理会社を除く。）が第二項の規定により費用を徴収する場合について、第四十一条の規定は組合又は区画整理会社が同項の規定により徴収する徴収金を滞納する者がある場合について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「組合」とあるのは「組合又は区画整理会社」と、同条第二項中「定款」とあるのは「定款又は規準」と、同条第四項中「組合の理事」とあるのは「組合の理事又は区画整理会社の代表者」と読み替へるものとする。

5 施行者は、前条第一項の規定により除却した建築物等に対する補償金を支払う場合において、その建築物等については先取特権、質権又は抵当権があるときは、その補償金を供託しなければならない。ただし、先取特権、質権又は抵当権を有する債権者から供託をしないでよい旨の申出があつた場合においては、この限りでない。

6 前項に規定する先取特権、質権又は抵当権を有する債権者は、同項の規定により供託された補償金についてその権利を行うことができる。
（昭四三法二〇一・昭五七法五二・平五法八九・平一法七六・平二法八七・平一法一六〇・平一五法二〇〇・平一七法三四一部改正）
△旧法▽ 1項・特二五2 2項 耕二七ただし番・二九、特令三五 5項 耕二五1・3、特二七 6項 耕二五4

政令

(収用委員会の裁決申請手続)

第六十九条 法第七十三条第三項（法第七十八条第三項、第百一条第四項、第百十四条第四項及び第百十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同法同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を取用委員会に提出しなければならない。
（平二政三二一部改正）

参照条文 *供託|| 供託法一

〔参考〕—代執行—行政代執行法二

(土地の使用等)

第七十九条 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、移転し、又は除却しなければならぬ建築物に居住する者を一時的に収容するために必要な施設、公共施設に関する工事の施行のために必要な材料置場等の施設その他土地区画整理事業の施行のために欠くことのできない施設を設置するため必要がある場合においては、土地収用法で定めるところに従い、土地を使用することができる。

2 前項の規定により施行地区内の土地を使用する場合においては、土地収用法第二十八条の三及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「土地区画整理法第七十六条第一項」とする。
（昭三四法九〇・昭四二法七五・昭五七法五二・平一法七六・平一五法一〇〇・平一七法三四一部改正）

参照条文

〔参考〕—土地の収用及び使用—都市計画法六九 土地収用法四

(土地の使用等)

第八十条 第九十八条第一項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合又は第百条第一項の規定により従前の宅地若しくはその部分につ

いて使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、それらの処分に因り使用し、又は収益することができなくなるに至つた従前の宅地又はその部分については、施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、その宅地の所有者及び占有者の同意を得ることなく、土地区画整理事業の工事を行うことができる。

(昭三四法九〇・一部改正)

(標識の設置)

第八十一条 施行者は、土地区画整理事業の施行に必要な測量を行うため、又は仮換地若しくは換地の位置を表示するため必要がある場合においては、国土交通省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、第百三条第四項の公告がある日までは、前項の規定により設けられた標識を施行者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくはき損してはならない。

(平一法二六〇・一部改正)

△旧法▽ 2項 耕九〇

省令

(標識)

第二十條 法第八十一条第一項に規定する国土交通省令で定める標識は、標示杭に土地区画整理事業の名称及び施行者の氏名(法人にあつては、その名称)を表示したものとす。

(平二建令四一・一部改正)

参照条文

△罰則▽ 本法一四二

(土地の分割及び合併)

第八十二条 施行者は、土地区画整理事業の施行のために必要がある場合においては、所有者に代つて土地の分割又は合併の手続をすることができる。

2 施行者は、次条の規定による届出をする場合において、一筆の土地が施行地区の内外又は二以上の工区にわたるときは、その届出とともに、その土地の分割の手続をしなければならない。

(昭三五法二四・一部改正)

△旧法▽ 1項 耕四二ノ二 2項 耕一〇ノ二

(登記所への届出)

第八十三条 施行者は、第七十六条第一項各号に掲げる公告があつた場合においては、当該施行地区を管轄する登記所に、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

(平一法二六〇・一部改正)

△旧法▽ 耕則一〇

省令

(登記所への届出事項)

第二十一条 施行者が法第八十三条の規定により登記所に届け出なければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)に含まれる土地の名称(町名若しくは字名及び地番)又は公有水面埋立法第二条第一

項に規定する免許を受けた水面の位置及び範囲

二 法第七十六条第一項各号の一に掲げる公告のあつた年月日

三 第五条第一項に規定する施行地区区域

四

換地処分の子定時期

(昭五〇建令三二・一部改正)

(関係簿書の備付け)

第八十四条 施行者は、規準、規約、定款又は施行規程並びに事業計画又は事業基本方針及び換地計画に関する図書その他政令で定める簿書を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧又は謄写の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(昭六三法六三・平一法二五・平一七法三四・一部改正)

△旧法▽ 耕七七 耕則二・三

政令

(事務所備付簿書)

第七十三条 法第八十四条第一項に規定する政令で定める簿書は、次に掲げるものとする。

- 一 土地区画整理事業に関し、当該施行者が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類
- 二 組合にあつては、組合員名簿、総会及び総代会の会議の議事録並びに通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録

三区画整理会社にあつては、株主名簿、株主総会の議事録、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

四 法第三条第一項から第三項までの規定により土地区画整理事業を施行する者以外の施行者にあつては、確定選挙人名簿及び土地区画整理審議会の意見(同意又は不同意の意見を含む)を記載した書類

五 施行地区内の宅地について権利を有する者(個人施行者にあつては施行者に対抗することのできない権利を有する者を含む)のものとし、その他の施行者にあつては所有権以外の登記のない権利で法第八十五条第一項の規定による申告(同条第二項の規定により同条第一項の規定による申告があつたものとみなされる申告を含む)のないもの又は所有権以外の登記のない権利で同条第三項の規定による移転、変更又は消滅の届出のないものを有する者を含むものとする。

(昭三〇政一四・平一七政三三・平一八政一八一・一部改正)

参照条文

△罰則▽ 本法一四三(三)・一四四(四)一四五(三)

△参考▽ 利害関係者 本法二〇②

(権利の申告)

第八十五条 施行地区(個人施行者の施行する土地区画整理事業に係るものを除く)内の宅地についての所有権以外の権利で登記のないものを有し、又は有す

ることとなつた者は、当該権利の存する宅地の所有者若しくは当該権利の目的である権利を有する者と連署し、又は当該権利を証する書類を添えて、国土交通省令で定めるところにより、書面をもつてその権利の種類及び内容を施行者に申告しなければならない。

2 第十九条第三項(第三十九条第二項及び第五十一条の七第二項(第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による申告があつた未登記の借地権は、前項の規定による申告があつたものとみなす。

3 第一項の規定による申告に係る登記のない権利(前項の規定により第一項の規定による申告があつたものとみなされた借地権を含む。))の移転、変更又は消滅があつた場合においては、当該移転、変更又は消滅に係る当事者の双方又は一方は、連署し、又は当該移転、変更若しくは消滅があつたことを証する書類を添えて、国土交通省令で定めるところにより、書面をもつてその旨を施行者に届け出なければならない。

4 個人施行者以外の施行者は、議決権又は選挙権を行う者を確定するため必要がある場合においては借地権について、換地計画の決定又は仮換地の指定のため必要がある場合においては宅地についての所有権以外の権利について、その必要な限度において、第一項又は前項の規定にかかわらず、定款、規程又は施行規程で定めるところにより、一定期間第一項の申告又は前項の届出を受理しないことと

することができる。

5 個人施行者以外の施行者は、第一項の規定により申告しなければならない権利でその申告のないもの(第二項の規定により第一項の規定による申告があつたものとみなされた借地権を除く。))については、その申告がない限り、これを存しないものとみなして、次条第五項、第八十五条の三第四項、第八十五条の四第五項及び本章第二節から第六節までの規定による処分又は決定をすることができるものとし、第一項の規定による申告があつた施行地区内の宅地について存する登記のない権利(第二項の規定により第一項の規定による申告があつたものとみなされた借地権を含む。))で第三項の規定による届出のないものについては、その届出のない限り、その権利の移転、変更又は消滅がないものとみなして、次条第五項、第八十五条の三第四項、第八十五条の四第五項及び本章第二節から第六節までの規定による処分又は決定をすることができる。

6 組合が成立した後、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項又は第三項の規定により組合に対してされた申告又は届出は、第十四条第一項又は第二項に規定する認可を受けた者が受理するものとする。

(昭三四九法一〇・昭四三法一〇一・平五法三
四・平一法二五・平一法六〇・平一五法
一〇〇・平一七法三四(一部改正)
△旧法V 5項(特令四五)

(借地権の申告手続)

第十六条 法第十九条第三項(法第三十九条第二項及び第五十一条の七第二項(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により申告しようとする者は、別記様式第八による借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。

2 前項の借地権申告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 借地権申告書に署名した者の印を証する印鑑証明
二 借地権が宅地の一部を目的としている場合においては、その部分の位置を明らかにする図面(方位を記載すること。)

3 市町村長は、第一項の借地権申告書が借地権を証する書面を添えて提出された場合においてその書面がその借地権を証するに足りないとき、更に必要な書類の提出を求めることができる。

(平五建令一五・平一建令四二・平一四国
交令六五・平一七国交令一〇二(一部改正)

第二十三条 第十六条の規定は、法第八十五条第一項の規定により登記のない借地権について申告しようとする者について準用する。この場合において、第十六条第一項及び第三項中「市町村長」とあるのは、「施行者」と読み替えるものとする。

2 法第八十五条第一項の規定により所有権及び借地権以外の権利で登記のないものについて申告しようとする者は、別記様式第十による借地権以外の権利の申告書を施行者に提出しなければならない。

3 前項の借地権以外の権利の申告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 借地権以外の権利の申告書に署名した者の印を証する印鑑証明

二 当該権利が法第百条の二の規定により施行者が管理する宅地又はその部分を目的としている場合においては、当該宅地又はその部分の位置を明らかにする図面(方位を記載すること。)

三 当該権利が宅地(前号の宅地以外のものに限る。))の一部を目的としている場合においては、その部分の位置を明らかにする図面(方位を記載すること。)

4 施行者は、第二項の借地権以外の権利の申告書が当該権利を証する書面を添えて提出された場合においてその書面が当該権利を証するに足りないとき、更に必要な書類の提出を求めることができる。

5 法第八十五条第三項の規定により届けようとする者は、別記様式第十一による権利変動届出書を施行者に提出しなければならない。

6 第三項の規定は前項の権利変動届出書について、第四項の規定は前項の権利変動届出書が提出された場合について準用する。この場合において、第三項中「借地権以外の権利の申告書」とあるのは「権利変動届出書」と、第四項中「第二項の借地権以外の権利の申告書」とあるのは「前項の権利変動届出書」と読み替えるものとする。

(昭三〇建令二四(旧第二二条繰下、昭三
四建令一八・平五建令一五・平一一建令四
二・平一四国交令六五・平一七国交令一〇
二(一部改正)

別記
様式第十（第二十三条関係）（昭41建令12・昭50建令20・平元建令3・一部改正、平5建令15・旧様式第五條下、平11建令42・旧様式第七條下、平14国交令65・旧様式第八條下、平17国交令12・平17国交令102・一部改正）

借地権以外の権利の申告書

平成 年 月 日

権 利 者	住 所	
	氏 名	㊦
土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者	住 所	
	氏 名	㊦

次表の土地の全部 平方メートルについて下記の内容の 権を有することを申告します。

平成 年 月 日	登記簿登記事項	記 事
大 字	地 番 地 目 地 積 摘 要	所有者の住所及び氏名

記 記

- 備考
- 1 土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者が連署せず、当該権利を証する書面を添えて申告する場合には、「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者」欄は、記載しないこと。
 - 2 「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者」欄は、「土地所有者」及び「申告に係る権利の目的である権利所有者」のうち連署しない一方を消すこと。
 - 3 権利者、土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
 - 4 土地が法第百条の二の規定により施行者が管理する宅地又はその部分である場合においては、登記簿登記事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないことができる。

（※585 東京都港区豊洲）

様式第十一（第二十三条関係）（昭50建令20・平元建令3・一部改正、平5建令15・旧様式第六條下、平11建令42・旧様式第九條下、平14国交令65・旧様式第九條下、平17国交令12・平17国交令102・一部改正）

権 利 変 動 届 出 書

平成 年 月 日

住 所			
生年月日	性別	職業	
氏 名		㊦	
住 所			
生年月日	性別	職業	
氏 名		㊦	

次表の土地について平成 年 月 日申告に係る 権について下記のとおり変更消滅がありましたので届け出ます。

平成 年 月 日	登記簿登記事項	記 事
大 字	地 番 地 目 地 積 摘 要	所有者の住所及び氏名

記 記

- 備考
- 1 借地権以外の権利に関する変動届の場合においては、「生年月日」、「性別」及び「職業」は、記載しないこと。
 - 2 届出者又は土地所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」、「性別」及び「職業」欄には記載しないこと。
 - 3 土地が法第百条の二の規定により施行者が管理する宅地又はその部分である場合においては、登記簿登記事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないことができる。

参照条文

△参考▽申告のない者―本法二五②・五八②・六三③・七〇③

（住宅先行建設区への換地の申出等）
第八十五条の二 第六条第二項（第十六条

第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画において住宅先行建設区が定められたときは、施行地区内の宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅を先行して建設しようとするものは、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を住宅先行建設区内に定めるべき旨の申出をすることができ、

2 前項の規定による申出をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、施行者に、当該申出に係る宅地についての換地に建設しようとする住宅の建設に関する計画（次項及び第五項並びに第一百七十二条の二第一項及び第二項において「建設計画」という。）を提出しななければならない。

3 第一項の規定による申出に係る宅地について住宅の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出及び建設計画についてその者の同意がなければならぬ。

4 第一項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならない。

一 事業計画が定められた場合（第七十六条第一項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。））

二 事業計画の変更により新たに住宅先行建設区が定められた場合（当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告）

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い住宅先行建設区の面積が拡張された場合（当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告）

5 施行者は、第一項の規定による申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に同じ旨を決定しななければならない。

一 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物（容易に移転し、又は除却することができ）もので国土交通省令で定めるものを除く。）が存しないこと。

二 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。

三 当該申出に係る宅地についての換地に、第一百七十二条の二第一項に規定する指定期間を経過する日までに、建設計画に従つて住宅が建設されることが確実であると見込まれること。

6 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

7 施行者は、第五項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

8 施行者が第十四条第一項の規定により設立された組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の規定による申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

（平五法三四・追加、平一法二五・平一
一法一六〇・平一七法三四・一部改正）

省令

（住宅先行建設区への換地の申出）

第十条の二の二 法第八十五条の二第一項の申出は、別記様式第一の申出書を提出してするものとする。

2 前項の申出書には、法第八十五条の二第三項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（平五建令一五・追加、平二建令九・旧第二十條の二繰下）

（建設計画書）

第十条の三 法第八十五条の二第二項の建設計画は、別記様式第二の建設計画書を作成して提出しなければならない。

2 前項の建設計画書には、建設計画を明らかにするために施行者が必要と認める書類を添付しなければならない。

（平五建令一五・追加）

（法第八十五条の二第五項第一号の国土交通省令で定める工作物）

第十条の四 法第八十五条の二第五項第一号の国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

（平五建令一五・追加、平二建令四一・一部改正）

(土地区画整理法 第85条の2)

別記

様式第一 (第十条の二の二関係) (平5建令15・追加、平11建令9・一部改正)
住宅先行建設区換地申出書

年 月 日

殿

申出人 住所
氏名 ㊟

土地区画整理法第85条の2第1項の規定により、下記の宅地についての換地を住宅先行建設区内に定めるべき旨の申出をします。

記

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積

備考

- 1 申請人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 申出人の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第二 (第十条の三関係) (平5建令15・追加、平11建令9・一部改正)

建 設 計 画 書

申 出 人	住 所	
	氏 名	㊟

1 建設を予定する住宅の棟数

建設を予定する住宅の棟数	戸 建 て 住 宅	専 用 住 宅	棟
		併 用 住 宅	棟
	共 同 住 宅	専 用 住 宅	棟
		併 用 住 宅	棟
合 計			

2 建設を予定する住宅の概要

番 号				
建築物の概要	住宅の種別	(戸)		
	階 数	階	延べ面積の見込み	
居住の用に供する部分以外の概要		用途	建築物に占める割合の見込み	
資 金 計 画	概算事業費			
	うち自己資金			
建 設 時 期	工事着手見込時期			
	工事完了見込時期			

建 築 主	氏 名	
	住 所	
	申出人との関係	

備考

- 1 申出人又は建築主が法人である場合においては、住所及び氏名の欄には、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 申出人又は建築主の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建設を予定する住宅の概要は、複数棟の住宅の建設を計画している場合には、各棟ごとに作成すること。
- 4 住宅の種別の欄には、戸建て住宅、共同住宅の別及び専用住宅、併用住宅の別を示すこと。ただし、共同住宅の場合には、その戸数についても記載すること。
- 5 概算事業費の欄には、住宅先行建設区への換地の申出を行う時期における見込みを記載すること。
- 6 自己資金の欄は、建築主が個人の場合にのみ記載すること。
- 7 建築主が申出人と同一の場合は、その旨を記載すること。

(市街地再開発事業区への換地の申出等)

第八十五条の三 第六条第四項（第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画において市街地再開発事業区が定められたときは、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、施行者に対し、国土交通省令定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を市街地再開発事業区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

2 前項の規定による申出をしようとする者は、申出に係る宅地（市街地再開発事業区外のものに限る。）について、当該申出をする者以外に所有権若しくは地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、若しくは収益することができる権利（地役権を除く。）又は当該宅地に存する建築物その他の工作物の所有権若しくは賃借権その他の当該工作物を使用し、若しくは収益することができる権利を有する者があるときは、当該申出についてこれらの者の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならない。

一 事業計画が定められた場合（第七十六条第一項各号に掲げる公告（事業計

画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。）

二 事業計画の変更により新たに市街地再開発事業区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い市街地再開発事業区的面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

4 施行者は、第一項の規定による申出があつた場合においては、前項の期間の経過後遅滞なく、第一号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地として指定し、第二号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区的面積を超えないこととなる場合

二 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区的面積を超えることとなる場合

5 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨

- 6 施行者は、第四項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 7 施行者が第十四条第一項の規定により設立された組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の規定による申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。
(平一法二五・追加、平一法一六〇・平一七法三四・一部改正)
- 省令**
(市街地再開発事業区への換地の申出)
第十条の五 法第八十五条の三第一項の申出は、別記様式第三の申出書を提出してするものとする。
- 2 前項の申出書には、法第八十五条の三第二項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。
(平二建令四二・追加)

別記

様式第三 (第十条の五関係) (平11建令42・追加、平12建令9・平14国交令65・一部改正)

市街地再開発事業区換地申出書

年 月 日

殿

申出人 住所
氏名

印

土地区画整理法第85条の3第1項の規定により、下記の宅地についての換地を市街地再開発事業区内に定めるべき旨の申出をします。

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積	権利の種類

備考

- 1 申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 申出人の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 「権利の種類」欄には、所有権又は借地権の別を記載すること。

（高度利用推進区への換地の申出等）
第八十五条の四 第六条第六項（第十六条

第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定により事業計画において高度利用推進区が定められたときは、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、一人で、又は数人共同して、換地計画において当該宅地についての換地を高度利用推進区内に定めるべき旨の申出をすることができる。この場合において、借地権を有する者にあつては、当該借地権の目的となつてゐる土地の所有権を有する者と共同でなければならない。

2 第六条第六項の規定により事業計画において高度利用推進区が定められたときは、施行地区内の宅地について所有権を有する者は、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、数人共同して、換地計画において当該宅地について換地を定めないう高度利用推進区内の土地の共有持分を与えるように定めるべき旨の申出をすることができる。

3 前二項の申出は、次に掲げる要件のすべてに該当するものでなければならない。

一 当該申出に係る宅地について、当該申出をする者以外に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利

（地役権を除く。）が存しないこと。
二 当該申出に係る宅地について、建築物その他の工作物（容易に移転し、又は除却することができるもので国土交通省令で定めるものを除く。）の所有権又は賃借権その他の当該工作物を使用し、若しくは収益することができる権利を有する者があるときは、これらの者の同意（当該申出をした者が、新たに高度利用推進区において高度利用地区、都市再生特別地区又は特定地区計画等区域の都市計画に適合する建築物を建築することについての同意を含む。）が得られていること。

三 当該申出に係る宅地の地積（数人共同して申出をする場合にあつては、当該申出に係る宅地の地積の合計）が、高度利用地区、都市再生特別地区又は特定地区計画等区域の都市計画において定められた建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）の最高限度及び建築物の建築面積の最低限度を勘案して、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るのに必要な地積の換地又は共有持分を与える土地を定めることができるものとして規準、規約、定款又は施行規程で定める規模以上であること。

4 第一項及び第二項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならない。

一 事業計画が定められた場合 第七十

六条第一項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。）

二 事業計画の変更により新たに高度利用推進区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い高度利用推進区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

5 施行者は、第一項又は第二項の規定による申出があつた場合において、前項の期間の経過後遅滞なく、第一号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定めらるべき宅地として指定し、第二号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 換地計画において、第一項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第二項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えないこととなる場合

二 換地計画において、第一項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第二項の規定による申

出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えることとなる場合

6 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項又は第二項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

7 施行者は、第五項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

8 施行者が第十四条第一項の規定により設立された組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項又は第二項の規定による申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

（平一四法一一・追加 平 四法三二・平 一七法三四・一部改正）

【省令】

（高度利用推進区への換地等の申出）
第十條の六 法第八十五条の四第一項の申出は、別記様式第四の申出書を提出してするものとする。

2 法第八十五条の四第二項の申出は、別記様式第五の申出書を提出してするものとする。

3 前二項の申出書には、法第八十五条の四第三項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（平一四国交令六五・追加）

別記
様式第四 (第十条の六関係) (平14国交令65・追加)

高度利用推進区換地申出書

年 月 日

殿

申出人 住所
氏名 ④
住所
氏名 ④

土地区画整理法第85条の4第1項の規定により、下記の宅地についての換地を高度利用推進区内に定めるべき旨の申出をします。

記

所有者又は借地権者の氏名	所在及び地番	地目	地積	権利の種類

備考

- 1 申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 申出人の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 「権利の種類」の欄には、所有権又は借地権の別を記載すること。

(4) 第85条の14
土地区画整理法

様式第五 (第十条の八関係) (平14国交令65・追加)

高度利用推進区宅地共有化申出書

年 月 日

殿

申出人 住所
氏名 ④
住所
氏名 ④

土地区画整理法第85条の4第2項の規定により、下記の宅地について高度利用推進区内の土地の共有持分を与えるように定めるべき旨の申出をします。

記

所有者の氏名	所在及び地番	地目	地積	換地処分後の共有持分の割合

備考

- 1 申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 申出人の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 「地積」欄の最下段に地積の合計を記載すること。
- 4 「換地処分後の共有持分の割合」欄は、従前の宅地の価額の割合と異なる割合を定めることを希望する場合にのみ記載すること。

(法第八十五条の四第三項第二号の国土交通省令で定める工作物)

第十條の七 法第八十五条の四第三項第二号の国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

(平一四国交令六五・追加)

第二節 換地計画

(換地計画の決定及び認可)

第八十六條 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 個人施行者、組合又は区画整理会社が前項の規定による認可の申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 3 施行地区が工区に分かれている場合において、第一項の換地計画は、工区ごとに定めることができる。
- 4 都道府県知事は、第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があるとき認めるとき以外は、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反していること。
二 換地計画の決定手続又は内容が法令

に違反していること。
三 換地計画の内容が事業計画の内容と抵触していること。

5 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区(都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区をいう。)が含まれている場合においては、当該市街地再開発事業の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、第一項に規定する認可をしてはならない。

(昭五七法五二・平一法二五・平一法七六・平一法八七・平一法一六〇・平一五法一〇〇・平一七法三四・一部改正)
△旧法▽ 耕三〇、耕則三・一五

省令

(換地計画の認可申請手続)

第十一條 法第八十六條第一項又は第九十七條第一項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 認可を申請しようとする者が個人施行者である場合において、法第八十八條第一項又は第九十七條第二項において準用する法第八條第一項の規定により換地計画に係る区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならないときは、その同意を得たことを証する書類
- 二 認可を申請しようとする者が組合である場合においては、換地計画の決定又は変更についての総会若しくはその部会又は総代会の議決を経たことを証する書類

三 認可を申請しようとする者が区画整理会社である場合においては、法第八十八條第一項又は第九十七條第三項において準用する法第五十一条の六に規定する同意を得たことを証する書類

四 認可を申請しようとする者が個人施行者、組合又は区画整理会社以外の施行者である場合においては、法第八十八條第六項(法第九十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定による土地区画整理審議会の意見書

五 認可を申請しようとする者が個人施行者以外の施行者である場合において、法第八十八條第三項(法第九十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出された意見書があつたときは、その意見書の処理の経緯を説明する書類(法第八十八條第六項又は第七項(法第九十七條第三項において準用する場合を含む。))の規定による土地区画整理審議会又は農業委員会の意見書を含む。

(昭三〇建令三三・平五建令一五・平一二建令一〇・平一七国交令二〇二・一部改正)

参照条文

*工区ごと 本法三五―土地区画整理審議会 本法五六②・七〇②

(換地計画)

第八十七條 前条第一項の換地計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 換地設計

二 各筆換地明細
三 各筆各権利別清算金明細
四 保留地その他の特別の定めをする土地の明細

2 施行者は、清算金の決定に先立つて前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を定める必要があると認める場合においては、これらの事項のみを定める換地計画を定めることができる。

3 施行者は、前項の換地計画を定めた場合には、第百三条第一項の規定による換地処分を行うまでに、当該換地計画に第一項第三号に掲げる事項を定めなければならない。

(平一法二三五・平一法一六〇・平三三法一〇五・一部改正)

省令

(換地設計)

第十二條 法第八十七條第一項第一号に掲げる換地設計は、換地図を作成して定めなければならない。

- 2 前項の換地図は、縮尺千二百分の一以上とし、次に掲げる土地の位置及び形状を表示し、土地区画整理事業の施行後における町又は字の区域及び各筆の土地ごとの予定地番を記入したものでなければならない。
- 一 従前の宅地及び換地(従前の宅地について所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限がある場合においては、これらの権利又は処分目的の目的となつていない宅地又はその部分及び換地について定めたこれらの権利又は処分目的の目的となるべき宅地又はその部分を含む。)

(土地区画整理法 第87条)

二 保留地

三 法第八十九条の四又は法第九十一条第三項の規定により換地計画において施行地区内の土地の共有持分を与えるように定める場合におけるその土地

四 法第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により換地計画において建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める場合におけるその建築物の存する土地

五 法第九十五条の二の規定により換地計画において施行地区内の土地を参加組合員に対して与えるべき宅地として定める場合におけるその宅地

(昭三四建令一八・昭三建令三三・平一建令四二・平一四国交令六五・一部改正)

正

(各筆換地明細)

第十三条 法第八十七条第一項第二号に掲げる各筆換地明細及び同条第四号に掲げる保留地その他の特別の定めをする土地の明細は、別記様式第六により定めなければならない。

(平五建令一五・平一建令四二・平一四国交令六五・一部改正)

(各筆各権利別清算金明細)

第十四条 法第八十七条第一項第三号に掲げる各筆各権利別清算金明細は、別記様式第七により定めなければならない。

(平五建令一五・平一建令四二・平一四国交令六五・一部改正)

別記

様式第六 (第十三条関係) (昭63建令22・全改、平5建令15・旧様式第一繰下・一部改正、平11建令42・旧様式第三繰下・一部改正、平14国交令65・旧様式第四繰下・一部改正、平17国交令12・平17国交令102・一部改正)

換 地 明 細 書

(一) 換地明細

所有者の住所 及び 氏名	従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地							記 事		
	所有権 の登記 の有無	郡 市		町 村 区		街 区 番 号	郡 市		町 村 区		所有権以外の権利 又は処分の制限で 既登記のもの			
		町又は 字	地番	地目	地積		町又は 字	地番	地目	地積	種別		部分	符号

(二) 法第89条の4の規定により換地を定めない処分の明細

イ 従前の土地及び借地権

所有権又は借地権の登記の有無	土 地 の 表 示	土地について存する権利の種類別	権利者の住所及び氏名	摘 要

ロ 換地処分後の換地

表題登記又は所有権の登記の有無	土 地 の 表 示	所有者の住所及び氏名	持 分	摘 要	登記の順位番号

(三) 法第91条第3項の規定による処分の明細

イ 従前の土地

所有権の登記の有無	土 地 の 表 示	所有者の住所及び氏名	摘 要

ロ 換地処分後の土地

表題登記又は所有権の登記の有無	土 地 の 表 示	所有者の住所及び氏名	持 分	摘 要	登記の順位番号

四 法第93条の規定による処分の明細

イ 従前の土地及び借地権

所有権又は借地権の登記の有無	土地の表示	土地について存する権利の種類	権利者の住所及び氏名	摘	要

ロ 換地処分後の土地

表題登記又は所有権の登記の有無	土地の表示	所有者の住所及び氏名	持	分	摘	要	登記の順位番号

ハ 換地処分後の建物

表題登記又は所有権の登記の有無	建物の表示		従前の土地について存する権利の種類	所有者の住所及び氏名	持	分	摘	要	登記の順位番号
	所在	区分所有の部分の表示							

備考

- 1 「所有者の住所及び氏名」欄には、所有者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 従前の土地に係る郡市区町村並びに「町又は字」、「地番」、「地目」及び「地積」の各欄は、登記簿に登記された表示により記載すること。
- 3 「街区番号」欄には、換地図に記載された街区番号を記載すること。
- 4 換地処分後の土地に係る各欄には、換地（換地とみなされるものを含む。）、参加組合員に対して与えるべき宅地、保留地及び換地処分後の公共施設の用に供する土地について、該当事項を記載すること。
なお、換地を定めない従前の土地に対応する換地処分後の土地に係る各欄は、空欄にしておくこと。
- 5 「種別」、「部分」及び「符号」の各欄には、従前の土地について存する所有権以外の権利又は処分の制限で換地処分後の土地について存することとなるものについて、該当事項を記載すること。この場合において、「種別」欄には、その登記簿に登記された順位番号を冠記し、「部分」欄には、その目的となつている土地の部分の位置及び地積を記載すること。
なお、地役権については、「部分」及び「符号」の各欄を空欄とし、「記事」欄に土地区画整理登記令（昭和30年政令第221号）第5条の申請情報においてその内容を明らかにした旨を記載すること。
- 6 「記事」欄には、従前の土地又は換地処分後の土地につき、下記の場合に、それぞれその旨及び当該事項に関する換地処分の効果等について記載すること。
 - (1) 法第89条の2、法第89条の3又は法第89条の4の規定により換地を定める場合
 - (2) 法第89条の4、法第90条、法第91条第3項若しくは第4項若しくは法第95条第6項の規定により換地を定めない場合又は法第93条第3項の規定により金銭により清算する場合
 - (3) 法第92条第3項の規定により従前の土地について存する借地権の目的となるべき土地若しくはその部分を定めない場合又は法第93条第3項の規定により金銭により清算する場合
 - (4) 法第91条第1項若しくは第5項の規定により換地を定める場合又は法第92条第1項若しくは第4項の規定により借地権の目的となるべき土地若しくはその部分を定める場合
 - (5) 法第95条第1項の規定により換地を定める場合
 - (6) 法第95条第3項の規定により同条第1項第1号から第5号までに掲げる施設の用に供すべき土地として定める場合
 - (7) 法第95条の2の規定により参加組合員に対して与えるべき宅地として定める場合
 - (8) 法第96条第1項又は第2項の規定により保留地として定める場合
 - (9) 法第104条第5項の規定により地役権が消滅する場合
 - (10) 法第105条第1項又は第3項の規定により所有権が国又は地方公共団体に帰属する場合
 - (11) 法第105条第2項の規定により従前の権利が消滅する場合

(土地区画整理法 第87条)

- 7 (イ)及び(ロ)のイの調書中「土地の表示」欄には、従前の土地及び従前の借地権の目的となつている土地について、その所在、地番、地目及び地積を登記簿に登記された表示により記載すること。
- 8 「土地について存する権利の種別」欄には、従前の土地について存する所有権、地上権及び賃借権についてその種別を記載すること。この場合において、既登記の借地権については、その登記簿に登記された順位番号を冠記すること。
- 9 「権利者の住所及び氏名」欄には、権利者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 10 (イ)のイ及び(ロ)のイの調書中「摘要」欄には、従前の土地又は借地権について既登記の先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めを登記若しくは処分の制限の登記が存するときは、登記簿に登記された順位番号を冠記し、その権利の種別を記載すること。
- 11 「登記の順位番号」欄は空欄にしておくこと。
- 12 (イ)のロ及び(ロ)のイの調書中「土地の表示」欄には、その所在、地番、地目及び地積を記載すること。
- 13 (イ)のロ及び(ロ)のイの調書中「摘要」欄には、既登記の先取特権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めを登記若しくは処分の制限の登記が存するときは、登記簿に登記された順位番号を冠記し、その権利の種別を記載すること。
- 14 (ロ)のロの調書中「土地の表示」欄には、建物の存する土地が2筆以上で、各筆の共有者及びそれぞれの共有持分の割合が相互に同一であるときは、各筆の土地の表示を連記すること。
- 15 (ロ)のロの調書中「摘要」欄には、換地処分後の土地の共有持分を与えられた従前の土地又は借地権について既登記の先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めを登記若しくは処分の制限の登記が存するときは、登記簿に登記された順位番号を冠記し、その権利の種別を記載すること。
- 16 (ロ)のハの調書は、建物一棟ごとに作成し、その最下段に共用部分について記載すること。
- 17 「全体の表示」欄には、建物の全体の構造及び床面積を記載すること。
- 18 「区分所有の部分の表示」欄には、家屋番号並びに区分所有の部分の構造、種類、床面積及び建物の番号があるときは、建物の番号を記載すること。
- 19 「従前の土地について存する権利の種別」欄の記載については、8の例によること。
- 20 (ロ)のハの調書中「摘要」欄の記載については、15の例によること。
- 21 共用部分の記載については、「区分所有の部分の表示」欄に共用部分の家屋番号、構造、種類及び床面積を記載すること。
- 22 電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜組み替え、又は新たに欄を設けることができるものとする。

様式第七 (第十四条関係) (昭63建令22・全改、平5建令15・旧様式第二線下、平10建令32・一部改正、平11建令42・旧様式第四線下、平14国交令65・旧様式第五線下、平17国交令12・平17国交令102・一部改正)

各筆各権利別清算金明細書

(一) 各筆各権利別清算金明細

権利者の住所及び氏名	従前の土地				換地処分後の土地				清算金、仮清算金及び清算金精算額		供託すべき金額	記事					
	市区町村及び町又は字	地番	地目	地積	所有権以外の権利又は処分の制限	権利価額	街区番号	市区町村及び町又は字	地番	地目			地積	所有権以外の権利又は処分の制限	権利価額	徴収	交付

(二) 法第89条の4又は第91条第3項の規定により換地を定めない処分に係る各筆各権利別清算金明細

権利者の住所及び氏名	従前の土地				換地処分後の土地				清算金、仮清算金及び清算金精算額		供託すべき金額					
	市区町村及び町又は字	地番	地目	地積	所有権以外の権利又は処分の制限	権利価額	街区番号	市区町村及び町又は字	地番	地目		地積	共有持分	権利価額	徴収	交付

(三) 法第93条の規定による処分に係る各筆各権利別清算金明細

権利者の住所及び氏名	従前の土地				換地処分後の土地及び建物				清算金、仮清算金及び清算金精算額		供託すべき金額	摘要	
	市区町村及び町又は字	地番	地目	地積	所有権以外の権利又は処分の制限	権利価額	建物の表示	建物の区分所有の部分、共用部分及びその共有持分並びに共有土地及び共有持分の表示	権利価額	徴収			交付

備考

- 「権利者の住所及び氏名」欄には、権利者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 従前の土地に係る「市区町村及び町又は字」、「地番」、「地目」及び「地積」の各欄は、登記簿に登記された表示により記載すること。この場合において、「地積」欄には、登記簿に登記された地積が換地を定めるときの基準となる従前の地積（以下「基準地積」という。）と異なるときは、当該基準地積を併記すること。
- 従前の土地について存する所有権以外の権利又は処分の制限に係る「種別」、「部分」、「符号」及び「地積」の各欄には、既登記のもの及び申告又は届出があつたものについて、該当事項を記載すること。この場合において、「種別」欄には、既登記のものについては、その登記簿に登記された順位番号を冠記し、「地積」欄には、登記又は申告若しくは届出に係る地積が基準地積と異なるときは、当該基準地積を併記すること。
- (一)の調書中「権利価額」欄並びに(二)及び(三)の調書中従前の土地に係る「権利価額」欄には、土地若しくは借地権又は先取特権、質権、抵当権若しくは処分の制限の存する土地の部分の価額を記載すること。
- 「街区番号」欄には、換地図に記載された街区番号を記載すること。
- 換地処分後の土地に係る「部分」、「符号」及び「地積」の各欄には、従前の土地に存する所有権以外の権利又は処分の制限で換地処分後の土地について存することとなるものについて、該当事項を記載すること。
- 法第95条第5項の規定による特別の定めをする土地については、「清算金、仮清算金及び清算金精算額」欄に当該特別の定めをしない場合において清算すべき金額を併記し、「記事」欄に特別の定めによる旨を記載すること。
- 「記事」欄には、従前の土地について、様式第六備考6の例により記載すること。
- 「建物の表示」欄には、建物の全体の構造及び床面積を記載すること。
- 電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜組み替え、又は新たに欄を設けることができるものとする。

(換地計画に関する関係権利者の同意、縦覧及び意見書の処理)

- 第八十八条 第八十八条の規定は換地計画について認可を申請しようとする個人施行者について、第五十一条の六の規定は換地計画について認可を申請しようとする区画整理会社について準用する。この場合において、第八十八条第一項及び第五十一条の六中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「換地計画に係る区域」と読み替えるものとする。
- 2 個人施行者以外の施行者は、換地計画を定めようとする場合においては、政令で定めるところにより、その換地計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された換地計画について意見がある場合においては、縦覧期間内に、施行者に意見書を提出することができる。
- 4 施行者は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは換地計画に必要な修正を加え、その意見書に係る意見を採用すべきでないとき認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。
- 5 施行者が前項の規定により換地計画に必要な修正を加えた場合においては、その修正に係る部分について更に第二項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。ただし、その修正が政令で

定める軽微なもの又は形式的なものである場合においては、この限りでない。

- 6 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、第二項の規定により縦覧に供すべき換地計画を作成しようとする場合及び第四項の規定により意見書の内容を審査する場合においては、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 施行者は、第四項の規定により意見書の内容を審査する場合において、その意見書が農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)にいう農地又は採草放牧地に係るものであり、かつ、その意見書を提出した者が当該換地計画に係る区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者以外の者であるときは、その農地又は採草放牧地を管轄する農業委員会の意見を聴かなければならない。

政令

(事業計画又は規程若しくは施行規程の縦覧についての公告)

- 第三条 市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣は、法第二十条第一項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む)、第五十一条の八第一項(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む)、第五十五条第一項(同条第十三項において準用する場合を含む)、第六十九条第一項

(同条第十項において準用する場合を含む。)又は第七十一条の三第四項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画又は規程若しくは施行規程を公衆の縦覧に供しようとする場合においては、あらかじめ、縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

- (昭三七政三九一・昭四四政一五八・昭五七政二八一・平一一政三三二・平一二政三二二・平七政三三三・一部改正)

(換地計画の縦覧についての公告)

- 第五十五条の二 第三条の規定は、法第八十八条第二項(法第九十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により換地計画を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。

- (昭三四政三四四・追加、昭五七政二八一・旧第五十五条の二繰下、平一二政二九七・旧第五十五条の九繰上)

(再び縦覧手続を要しない換地計画の修正)

- 第五十六条 法第八十八条第五項に規定する政令で定める形式的な修正は、宅地について権利を有する者又は宅地についての権利の内容に関する換地計画書の明らかな記載の誤りの修正とする。

参照条文

- *農地：採草放牧地||農地法二律三・六
- *農業委員会||農業委員会等に関する法律三・六

(換地)

- 第八十九条 換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地

の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならない。

- 2 前項の規定により換地を定める場合において、従前の宅地について所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限があるときは、その換地についてこれらの権利又は処分の制限の目的となるべき宅地又はその部分を前項の規定に準じて定めなければならない。

- (昭三五法三三〇 2項 耕三三)

参照条文

- △適用除外||本法九〇・九一③・九三③
- △参考||清算金||本法九四
- *処分の制限||永小作権の譲渡禁止の特約 ||民法二七二
- ||共有物の不分割特約||民法二五六

(住宅先行建設区への換地)

- 第八十九条の二 第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を住宅先行建設区内に定めなければならない。

- (平五法三四・追加)

(市街地再開発事業区への換地)

- 第八十九条の三 第八十五条の三第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を市街地再開発事業区内に定めなければならない。

- (平二法三五・追加)

(高度利用推進区への換地等)

第八十九条の四 第八十五条の四第五項の規定により指定された宅地については、換地計画において、換地を高度利用推進区内に定め、又は換地を定めないうで高度利用推進区内の土地の共有持分を与えるように定めなければならない。
(平一四法二一・追加)

(所有者の同意により換地を定めない場合)

第九十条 宅地の所有者の申出又は同意があつた場合においては、換地計画において、その宅地の全部又は一部について換地を定めないうことができる。この場合において、施行者は、換地を定めないう宅地又はその部分について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者があるときは、換地を定めないうことについてこれらの者の同意を得なければならない。
△旧法▽ 特六

(宅地地積の適正化)

第九十一条 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、災害を防止し、及び衛生の向上を図るため宅地の地積の規模を適正にする特別な必要があると認められる

場合においては、その換地計画に係る区域内の地積が小である宅地について、過小宅地とならないうように換地を定めることができる。

2 前項の過小宅地の基準となる地積は、政令で定める基準に従い、施行者が土地区画整理審議会の同意を得て定める。

3 第一項の場合において、同項に規定する地積が小である宅地の所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の申出があつたときは、当該申出に係る宅地について、換地計画において換地を定めないうで、施行地区内の土地の共有持分を与えらるるよう定めらるる。ただし、当該申出に係る宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利(地役権を除く。)が存する場合においては、この限りでない。

4 第一項の場合において、土地区画整理審議会の同意があつたときは、地積が著しく小であるため地積を増して換地を定めることが適当でないとして認めらるる宅地について、換地計画において換地を定めないうことができる。

5 第一項の規定により宅地が過小宅地とならないうように換地を定めるため特別な必要があると認めらるる場合において、土地区画整理審議会の同意があつたときは、地積が大余裕がある宅地について、換地計画において地積を特に減じて換地を定めることができる。
(昭五七法五二・昭六三法三三・平一四法七六・平一五法一〇〇・平一七法三四・一)

政令

(過小宅地の基準)

第五十七条 施行者は、換地計画に係る区域の全域について、又はその区域を二以上の区域に分ち、それぞれの区域について、法第九十一条第二項に規定する過小宅地の基準となる地積を定めることができる。

2 法第九十一条第二項に規定する過小宅地の基準となる地積は、百平方メートル以上でなければならないう。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八十一条第一号の近隣商業地域若しくは商業地域又は同項第五号の防火地域若しくは準防火地域において、六十五平方メートル以上であることをもつて足りる。

3 次に掲げる宅地については、前項の規定にかかわらず、過小宅地の基準となる地積を別に定めることができる。

- 一 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する公益上必要な施設の用に供する宅地で、百平方メートル(前項ただし書に規定する地域については、六十五平方メートル。以下本項において同じ。)以上の宅地とならないうに換地を定める必要がないと認めらるるもの
- 二 法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定後の分筆により生じた宅地で、事業計画を変更しなければ百平方メートル以上の宅地とならないうに換地を定めることが困難なもの

部改正
△旧法▽ 1項 特七 2項 特九、特
令二三 3項 特七、1 4項 特七、2

三 法第九十一条第四項の規定による土地区画整理審議会の同意が得られなかつた宅地

四 換地技術上百平方メートル以上の宅地とならないうに換地を定めることが困難であると都道府県知事が認めた宅地
(昭四四政一五八・昭四五政三三三・昭六三政三四一・一部改正)

(借地地積の適正化)

第九十二条 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、災害を防止し、及び衛生の向上を図るため借地の地積の規模を適正にする特別な必要があると認めらるる場合においては、その換地計画に係る区域内の地積が小である借地の借地権について、過小借地とならないうに当該借地権の目的となるべき宅地又はその部分(前項の過小借地の基準となる地積は、前条第二項の規定により定めらるる地積とする)を定めることができる。

3 第一項の場合において、土地区画整理審議会の同意があつたときは、地積が著しく小であるため地積を増して借地権の目的となるべき宅地又はその部分(前項の過小借地の目的となるべき宅地又はその部分)を定めることができる。
4 第一項の規定により借地が過小借地とならないうに借地権の目的となるべき

政令で定めるもの用に供している宅地

二 病院、療養所、診療所その他の医療事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

三 養護老人ホーム、救護施設その他の社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

四 電気工作物、ガス工作物その他の公益事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

五 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

六 公共施設の用に供している宅地

七 その他特別の事情のある宅地で政令で定めるもの

2 工区ごとに換地計画を定める場合において必要があるときは、一の工区において換地を定めないとされる宅地について、その宅地を他の工区にあるものとみなして、当該他の工区に係る換地計画において換地を定めることができる。

3 第一項第一号から第五号までに掲げる施設で主として当該換地計画に係る区域内に居住する者の利便に供するもの用に新たに供すべき土地については、換地計画において、一定の土地を換地として定めないうで、その土地を当該施設の用に供すべき宅地として定めることができる。この場合においては、この土地は、換地計画において、換地とみなされるも

のとする。

4 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により重要文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物その他の土地の定着物でその文化財としての性質上これを移転することが適当でないものの所在する宅地については、これらの定着物の移転の必要を生じないよう、換地計画において換地を定めなければならない。

5 第一項第一号から第五号までに掲げる施設で主として当該換地計画に係る区域内に居住する者の利便に供するもの用に供している宅地又はその用に供すべき土地については、換地計画において、金銭により清算すべき額に関し特別の定めをすることができる。

6 第一項第六号に掲げる宅地については、土地区画整理事業の施行により当該宅地に存する公共施設に代わるべき公共施設が設置され、その結果、当該公共施設が廃止される場合その他特別の事情のある場合においては、換地計画において、当該宅地について換地を定めないうで、換地計画において、換地とみなされるも

7 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、前各項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合においては、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。

（昭三四九〇・昭五七法五一・平一一法七六・平一五法一〇〇・平一七法三四・一部改正）

（旧法）耕三〇二 6項 特零四四

政令（公共の用に供する施設等）

第五十八條 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に應ずるもの用に供する施設

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項の規定により同法が適用される軌道及び同法第三十一条の規定により同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

三 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により設置する飛行場及び航空保安施設で公共の用に供するもの

四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）にいう港湾施設（公共施設を除く。）で港湾管理者又は国若しくは地方公共団体が設置するもの及び漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百七十七号）にいう漁港施設（公共施設を除く。）で国、地方公共団体又は水産業協同組合が設置するもの

五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百四十四条に規定する専修学校及び同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校

六 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条の規定により設置される公民館

七 図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）にいう図書館及び国が設置する図書館

八 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）にいう博物館（同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設を含む。）及び国が設置する博物館

九 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）にいう中央卸売市場及び地方公共団体が設置する市場

十 畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）にいうと畜場及び化学製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）にいう死亡獣畜取扱場

十一 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）にいう墓地及び火葬場

十二 地方公共団体が設置する公衆便所、ごみ処理施設及びし尿浄化槽

十三 都市計画において定められた防火施設及び市町村が設置する消防施設

十四 都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）の規定による水防管理団体が設置する水防に必要な機械、器具及び資材を格納する施設

十五 砂防法（明治三十年法律第二十九号）にいう砂防設備及び同法第三条の規定により同法が準用される砂防のための施設

十六 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する水道、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する工業用水道及び下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）にいう下水道

十七 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)による公園事業により設置された施設(公共施設を除く。)

十八 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)にいう航路標識及び港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第五条第二項又は第三項の規定により港長がびょう地を指定する場合において港長が設置する船舶交通に関する信号施設

十九 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)にいう基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者がその事業の用に供する無線通信施設

二十 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)にいう一般自動車道及び同法にいう専用自動車道(同法にいう一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)にいう一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)

二十一 駐車場法(昭和三十二年法律第六号)にいう路外駐車場

二十二 森林法(昭和二十六年法律第二十四号)第二十五条第二項又は第二十五条の二第一項前段若しくは第二項前段の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が指定した保安林

二十三 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設
法第九十五条第一項第二号に規定する政令で定める施設は、国、都道府県、市町村、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人

国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、法律組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条の規定により厚生労働大臣の定める者が設置する病院、診療所及び助産所並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十三条第一項第六号に掲げる療養の給付(同項第五号に掲げるものを除く。)をするのに必要な施設とする。

三 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとす
一 生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第三十八条に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設
一の二 老人福祉法(昭和三十八年法律第一百三十三号)第五条の三に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)にいう児童福祉施設
三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)にいう身体障害者社会参加支援施設で国、地方公共団体、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの
四 前各号に掲げる施設のほか、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に

う社会福祉事業の施設で国、地方公共団体又は社会福祉法人が設置するもの
五 国、地方公共団体、更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第四十五条(認可を受けて継続保護事業を営む者又は同法第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む者が、同法の規定により行う更生保護事業の用に供する施設

四 法第九十五条第一項第四号に規定する政令で定める施設は、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する電気工作物及びガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)にいうガス工作物とする。

五 法第九十五条第一項第五号に規定する政令で定める施設は、庁舎、工場、倉庫、研究所、試験所、職員研修施設、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、留置施設、通信施設、気象観測所、水路観測所、検潮所、営舎、演習場、射撃場、飛行場、体育館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂、動物園、植物園及び職務上常駐を必要とする職員の話所とする。

六 法第九十五条第一項第七号に規定する政令で定める特別の事情のある宅地は、次に掲げるものとする。
一 建築物その他の工作物で、構造上移転若しくは除却の著しく困難なもの又は学術上若しくは芸術上移転若しくは除却の適当でないもの存する宅地
二 学術上又は宗教上特別の価値ある宅地

政三三六・昭三二政三四〇・昭三三政一〇二

- 五・昭三政二九一・昭三四政一四七・昭三四政二三四・昭四四政一五八・昭四六政二二一・昭五〇政三八一・昭五三政二八二・昭五七政二八一・昭六〇政三一・昭六二政五四・昭六三政二六四・平二政一五・平二政二一四・平二政四二七・平六政二八二・平七政三二五九・平八政四二七・平九政三五五・平一〇政四二二・平一〇政三二五・平一一政四三二・平一二政三三四・平一四政六〇・平一四政一九四・平一四政三八五・平一四政三八六・平一五政三五〇・平一五政五二六・平一六政五九一・平一七政三二二・平一八政三三〇・平一九政三九一・平一九政一六八・平一九政二二五・平一九政三六三・平二〇政二九六・平二〇政四一・平二三政一八一・一部改正

参照条文

参考―取得者・取得の日―本法一〇四⑨

〔特別の宅地に関する措置〕
第九十五条の二 第三条第二項の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、組合の定款で施行地区内の土地が参加組合員に与えられるように定められているときは、一定の土地を換地として定めないうで、その土地を当該参加組合員に対して与えるべき宅地として定めなければならない。
(昭六三法六三・追加)

参照条文

参考―取得者・取得の日―本法一〇四⑩
(保留地)

第九十六条 第三条第一項から第三項まで

の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、又は規準、規約若しくは定款で定める目的のため、一定の土地を換地として定めないうで、その土地を保留地として定めることができる。

2 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、その土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額（第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める場合においては、当該建築物の価額を含むものとする。以下同じ。）がその土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額を超える場合においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、その差額に相当する金額を超えない価額の一定の土地を換地として定めないうで、その土地を保留地として定めることができる。

3 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、前項の規定により保留地を定めようとする場合においては、土地区画整理審議会の同意を得なければならぬ。

（昭三四法九〇・昭五七法五二・昭六三法六三・平一七法七〇・平一五法一〇〇・平一七法三四・一部改正）
△旧法▽ 耕三〇・二

参照条文

△参考▽ 取得者・取得の日 本法一〇四 ①

（換地計画の変更）

第九十七条 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社はその申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 第八条の規定は換地計画を変更しようとする個人施行者について、第八十六条第四項及び第五項の規定は個人施行者から前項に規定する認可の申請があつた場合について準用する。この場合において、第八十六条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「換地計画に係る区域」と読み替へるものとする。

3 第五十一条の六の規定は換地計画を変更しようとする区画整理会社について、第八十六条第四項及び第五項の規定は個人施行者以外の施行者から第一項に規定する認可の申請があつた場合について、第八十八条第二項から第七項までの規定は個人施行者以外の施行者が換地計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な又は形式的な変更をしようとする場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十一条の六中「施行地

区となるべき区域」とあるのは「換地計画に係る区域」と、第八十八条第二項中「その換地計画」とあるのは「その換地計画の変更に係る部分」と読み替へるものとする。

（昭五七法五二・平二法二五・平一法七六・平一法八七・平二法六〇・平一五法一〇〇・平一七法三四・一部改正）

政令

（換地計画の縦覧についての公告）

第五十五条の二 第三条の規定は、法第八十八条第二項（法第九十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により換地計画を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。

（昭三四政三四 追加 昭五七政二八一・旧第五十五条の二 繰下、平一政二九七・旧第五十五条の九繰上）

（縦覧手続を省略することができる換地計画の変更）

第五十九条 法第九十七条第三項に規定する形式的な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 換地設計、各筆換地明細及び各筆各種別清算金明細の変更で、従前の宅地の分合筆又は従前の宅地について存する権利の変更に伴うもの
- 二 換地設計、各筆換地明細及び各筆各種別清算金明細の変更で、地域の名称の変更又は地番の変更に伴うもの

省令

（換地計画の認可申請手続）

第十一条 法第八十六条第一項又は第九十七

条第一項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 認可を申請しようとする者が個人施行者である場合において、法第八十八条第一項又は第九十七条第二項において準用する法第八十一条の規定により換地計画に係る区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならないときは、その同意を得たことを証する書類
- 二 認可を申請しようとする者が組合である場合においては、換地計画の決定又は変更についての総会若しくはその部会又は総代会の議決を経たことを証する書類
- 三 認可を申請しようとする者が区画整理会社である場合においては、法第八十八条第一項又は第九十七条第三項において準用する法第五十一条の六に規定する同意を得たことを証する書類
- 四 認可を申請しようとする者が個人施行者、組合又は区画整理会社以外の施行者である場合においては、法第八十八条第六項（法第九十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地区画整理審議会の意見書
- 五 認可を申請しようとする者が個人施行者以外の施行者である場合において、法第八十八条第三項（法第九十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された意見書があつたときは、その意見書の処理の経緯を説明する書類（法第八十八条第六項又は第七項（法第九十七条第三項において準用する

場合を含む。の規定による土地区画整理審議会又は農業委員会の意見書を含む。

(昭三〇建令三三・平五建令一五・平一二建令〇・平一七国交令一〇二一部改正)

第三節 仮換地の指定

(仮換地の指定)

第九十八条 施行者は、換地処分を行う前において、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。この場合において、従前の宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者があるときは、その仮換地について仮にそれらの権利の目的となるべき宅地又はその部分を指定しなければならない。

2 施行者は、前項の規定により仮換地を指定し、又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定する場合においては、換地計画において定められた事項又はこの法律に定める換地計画の決定の基準を考慮してしなければならない。
3 第一項の規定により仮換地を指定し、又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定しようとする場合においては、あらかじめ、

その指定について、個人施行者は、従前の宅地の所有者及びその宅地について同項後段に規定する権利をもつて施行者に対抗することができる者並びに仮換地となるべき宅地の所有者及びその宅地についての同項後段に規定する権利をもつて施行者に対抗することができる者の同意を得なければならず、組合は、総会若しくはその部会又は総代会の同意を得なければならぬものとし、第三條第四項若しくは第五項、第三條の二又は第三條の三の規定による施行者は、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならないものとする。

4 区画整理会社は、第一項の規定により仮換地を指定し、又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その指定について、施行地区内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれ三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてゐるその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地権の目的となつてゐる宅地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。
5 第一項の規定による仮換地の指定は、その仮換地となるべき土地の所有者及び従前の宅地の所有者に対し、仮換地の位置及び地積並びに仮換地の指定の効力発

生の日を通知してするものとする。

6 前項の規定により通知をする場合において、仮換地となるべき土地について地上権、永小作権、賃借権その他の土地を使用し、又は収益することができる権利を有する者があるときは、これらの者に仮換地の位置及び地積並びに仮換地の指定の効力発生の日を、従前の宅地についてこれらの権利を有する者があるときは、これらの者にその宅地に対する仮換地となるべき土地について定められる仮にこれらの権利の目的となるべき宅地又はその部分及び仮換地の指定の効力発生の日を通知しなければならない。

7 第一項の規定による仮換地の指定又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分の指定については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。
(昭五七法五二・平五法八九・平一法七六・平一五法一〇〇・平一七法三四一部改正)
旧法V 1項 耕則九、特一三 2項
特一四2 3項 特則一四

政令

(災害の場合における選挙の特例)

第四十二条の二 災害の発生により急務を要する土地区画整理事業であつて、法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定をすみやかに行うことが特に必要であり、かつ、国土交通大臣が適当と認めて指定したものに係る土地区画整理審議会の委員の選挙に関し第二十条、第二十一条第一項及び

第三項、第二十二條第二項並びに第二十四条第二項の規定を適用する場合には、第二十条及び第二十一条第三項中「二十日」とあるのは「二週間」と、第二十一条第一項中「二週間」とあるのは「一週間」と、第二十二條第二項中「二十日前」とあるのは「十日前」と、第二十四条第二項中「十日」とあるのは「五日」とする。

2 前項の規定による国土交通大臣の指定があつた場合においては、市町村長等は、第十九條の公告をする前にその旨を公告しなければならない。
(昭三〇政三二三・追加、平一二政三二二一部改正)

参照条文 *換地計画の決定の基準 本法八九・九〇、九六

特例V 本法九九②

(仮換地の指定の効果)

第九十九条 前条第一項の規定により仮換地が指定された場合においては、従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、仮換地の指定の効力発生の日から第三條第四項の公告がある日まで、仮換地又は仮換地について仮に使用し、若しくは収益することができるとする。従前の宅地若しくはその部分について、従前の宅地について有する権利の内容である使用又は収益と同じ使用又は収益をすることができるものとし、従前の宅地については、使用し、又は収益することができないものとする。

2 施行者は、前条第一項の規定により仮

換地を指定した場合において、その仮換地に使用又は収益の障害となる物件が存在するときその他特別の事情があるときは、その仮換地について使用又は収益を開始することができる日と同条第五項に規定する日と別に定めることができる。この場合においては、同項及び同条第六項の規定による通知に併せてその旨を通知しなければならない。

3 前二項の場合においては、仮換地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、前条第五項に規定する日（前項前段の規定によりその仮換地について使用又は収益を開始することができる日を別に定めた場合においては、その日）から第百三条第四項の公告がある日まで、当該仮換地を使用し、又は収益することができる。

（平一七法三四・二部改正）
△旧法▽ 1項―特二四1 2項―特一四3 3項―特一四4

（使用収益の停止）

第百条 施行者は、換地処分を行う前に、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、換地計画において換地を定めないうこととされる宅地の所有者又は換地について権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定めないうこととされる権利を有する者に対して、期日を定めて、そ

の期日からその宅地又はその部分について使用し、又は収益することを停止させることができる。この場合においては、その期日の相当期間前に、その旨をこれらの者に通知しなければならない。

2 前項の規定により宅地又はその部分について使用し、又は収益することが停止された場合においては、当該宅地又はその部分について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、同項の期日から第百三条第四項の公告がある日まで、当該宅地又はその部分について使用し、又は収益することができる。

3 第一項の規定による宅地又はその部分について使用又は収益の停止については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（平五法八九・二部改正）

参照条文

*換地を定めないうこととされる権利を有する者 本法九〇・九二③・九三①③

（仮換地に指定されない土地の管理）

第百条の二 第九十八条第一項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合又は前条第一項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、それらの処分について使用し、又は収益することができる者にならないう従前の宅地又はその部分については、当該処分により当該宅地又

はその部分を使用し、又は収益することができる者にならないう時から第百三条第四項の公告がある日まで、施行者がこれを管理するものとする。

（昭三四法九〇・追加）

（仮換地の指定等に伴う補償）

第百一条 従前の宅地の所有者及びその宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者が、第九十九条第二項の規定によりその仮換地について使用又は収益を開始することができる日を別に定められたため、従前の宅地について使用し、又は収益することができなくなつたことにより損失を受けた場合においては、施行者は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 仮換地の所有者及びその仮換地について地上権、永小作権、賃借権その他の土地を使用し、又は収益することができる権利を有する者が、第九十九条第三項の規定によりその仮換地を使用し、又は収益することができなくなつたことにより損失を受けた場合においては、施行者は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 従前の宅地の所有者及びその宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者が、第百条第二項の規

定によりその従前の宅地を使用し、又は収益することができなくなつたことにより損失を受けた場合においては、施行者は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 第七十三条第二項及び第三項の規定は、前各号の規定による損失の補償について準用する。

5 第七十八条第五項及び第六項の規定は、施行者が第一項から第三項までの規定による補償金を支払う場合について準用する。この場合において、同条第五項中「その建築物等について」とあるのは、「当該宅地又はその宅地について存する権利について」と読み替えるものとする。

（昭三四法九〇・平一七法八七・二部改正）
△旧法▽ 1項―特一四5 2項―特一四4

政令

（収用委員会の裁決申請手続）

第六十九条 法第七十三条第三項（法第七十八条第三項、第一百一条第四項、第百十四條第四項及び第百十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同法同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(平二政三二・一部改正)

(仮清算)

第百二条 施行者は、第九十八条第一項の規定により仮換地を指定した場合又は第百条第一項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第九十条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。

2 第百十二条の規定は、施行者が前項の規定により仮清算金を交付する場合において、宅地又は宅地について存する権利について先取特権、質権又は抵当権があるときについて準用する。

△旧法▽ 1項―特三四ノ二

参照条文

△参考▽ 清算金確定日〓本法一〇四⑧

第四節 換地処分

(換地処分)

第百三条 換地処分は、関係権利者に換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

2 換地処分は、換地計画に係る区域の全部について土地区画整理事業の工事が完了した後において、遅滞なく、しななければならない。ただし、規準、規約、定款又は施行規程に別段の定めがある場合においては、換地計画に係る区域の全部に

ついて工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

3 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

5 換地処分の結果、市町村の区域内の町又は字の区域又は名称について変更又は廃止をすることが必要となる場合においては、前項の公告に係る換地処分の効果及びこれらの変更又は廃止の効力が同時に発生するように、その公告をしななければならない。

6 換地処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(昭五七法五二・昭六三法六三・平五法八

九・平一七法七六・平一七法八七・平一

法一六〇・平一五法二〇〇・平一七法三四

・一部改正)

△旧法▽ 1項―耕三〇、特令二五 2

項―耕三二、特五二 3項―耕三〇・三、

特令一五 4項―耕三〇・4

参照条文

*市町村の区域内の：変更又は廃止〓地方自治法二六〇同法施行令一七九

(換地処分の効果)

第百四条 前条第四項の公告があつた場合

においては、換地計画において定められた換地は、その公告があつた日の翌日から従前の宅地とみなされるものとし、換地計画において換地を定めなかつた従前の宅地について存する権利は、その公告があつた日が終了した時において消滅するものとする。

2 前条第四項の公告があつた場合においては、従前の宅地について存した所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限について、換地計画において換地について定められたこれらの権利又は処分の制限の目的となるべき宅地又はその部分は、その公告があつた日の翌日から従前の宅地について存したこれらの権利又は処分の制限の目的である宅地又はその部分とみなされるものとし、換地計画において換地について目的となるべき宅地の部分を定められなかつたこれらの権利は、その公告があつた日が終了した時において消滅するものとする。

3 前二項の規定は、行政上又は裁判上の処分で従前の宅地に専属するものに影響を及ぼさない。

4 施行区域内の宅地について存する地役権は、第一項の規定にかかわらず、前条第四項の公告があつた日の翌日以後においても、なお従前の宅地の上に存する。

5 土地区画整理事業の施行に因り行使する利益がなくなつた地役権は、前条第四項の公告があつた日が終了した時において消滅する。

6 第八十九条の四又は第九十一条第三項の規定により換地計画において土地の共

有持分を与えられるように定められた宅地を有する者は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。この場合において、従前の宅地について存した先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め若しくは処分があつた日の翌日以後においては、その土地の共有持分の上に存するものとする。

7 第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により換地計画において建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えられるように定められた宅地又は借地権を有する者は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を取得するものとする。前項後段の規定は、この場合について準用する。

8 第九十四条の規定により換地計画において定められた清算金は、前条第四項の公告があつた日の翌日において確定する。

9 第九十五条第二項又は第三項の規定により換地計画において定められた換地は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、当該換地の所有者となるべきものとして換地計画において定められた者が取得する。

10 第九十五条の二の規定により換地計画

において参加組合員に対して与えるべきものとして定められた宅地は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、当該宅地の所有者となるべきものとして、当該計画において定められた参加組合員が取得する。

11 第九十六条第一項又は第二項の規定により換地計画において定められた保留地は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、施行者が取得する。

(昭三四法九〇・昭五七法五五・昭六三法六三・平一法七六・平二法八七・平一四法一一・一部改正)
△旧法▽ 1項―耕一七 3項―耕一七
2 4項―耕三三

参照条文

*所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限△本法八九② *宅地の部分を定められなかつた：権利△本法九二③
*行政上：処分―地域・地区の指定△建築基準法四八・四九・四九の二

第百五条 (公共施設の用に供する土地の帰属)
換地計画において換地を宅地以外の土地に定めた場合において、その土地に存する公共施設が廃止されるときは、これに代るべき公共施設の用に供する土地は、その廃止される公共施設の用に供していた土地が国の所有する土地である場合においては国に、地方公共団体の所有する土地である場合においては地方公共団体に、第百三条第四項の公告があつた日の翌日においてそれぞれ帰属する。

2 換地計画において換地を宅地以外の土地に定めた場合においては、その土地について存する従前の権利は、第百三条第四項の公告があつた日が終了した時に消滅する。

3 土地区画整理事業の施行により生じた公共施設の用に供する土地は、第一項の規定に該当する場合を除き、第百三条第四項の公告があつた日の翌日において、その公共施設を管理すべき者(当該公共施設を管理すべき者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(以下単に「第一号法定受託事務」といふ。)として管理する地方公共団体であるときは、国)に帰属するものとする。

(平一法八七・一部改正)
△旧法▽ 1項―耕二二 2項―耕一
1 1 3項―都一五ノ三、都令二〇ノ三・二〇ノ四

第百六条 (土地区画整理事業の施行により設置された公共施設の管理)
土地区画整理事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第百三条第四項の公告があつた日の翌日において、その公共施設の所在する市町村の管理に属するものとする。ただし、管理すべき者については、他の法律又は規程、規約、定款若しくは施行規程に別段の定めがある場合においては、この限りでない。

2 施行者は、第百三条第四項の公告がある日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理する者となるべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者は、第百三条第四項の公告があつた日の翌日において、公共施設に関する工事を完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。但し、当該公共施設のうち工事を完了した部分についてその管理を引き継ぐことができると認められる場合においては、この限りでない。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者からその公共施設について管理の引継の申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画において定められた設計の概要に適合しない場合の外、その引継を拒むことができない。

正

参照条文

*他の法律―河川法 道路法等

第百七条 (換地処分に伴う登記等)

2 施行者は、第百三条第四項の公告があつた場合においては、直ちに、その旨を換地計画に係る区域を管轄する登記所に通知しなければならない。

つた場合において、施行地区内の土地及び建物について土地区画整理事業の施行に因り変動があつたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その変動に係る登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

3 第百三条第四項の公告があつた日後においては、施行地区内の土地及び建物に関しては、前項に規定する登記がされるまでは、他の登記をすることができない。但し、登記の申請人が確定日付のある書類によりその公告前に登記原因が生じたことを証明した場合においては、この限りでない。

4 施行地区内の土地及びその土地に存する建物の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の特例を定めることができる。

正

△旧法▽ 1項―耕三〇四 2項―耕三
六 3項―耕地整理登記令八ノ五 4
項―耕三七

省令

第二十二條 (登記所への通知)

2 施行者は、第百七条第一項の規定による通知は、その通知書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- 一 法第八十六条第一項の規定による認可書の謄本
 - 二 第十二条第一項に規定する換地図
 - 三 第十三条に規定する換地明細書
- 2 前項第二号及び第三号の書類は、当該土

地区画整理事業の施行地区（法第八十六条第三項の規定により工区ごとに換地計画を定めるときは、工区）が二以上の登記所の管轄にわたる場合には、それぞれの登記所の管轄に属する地域ごとに分割したものをもつてこれに代えることができる。ただし、一登記所の管轄に属する従前の土地に対する換地が他の登記所の管轄に属する土地であるときは、それぞれこれらの土地に照応する換地又は従前の土地を当該分割書類に表示しなければならぬ。

参照条文

* 政令 土地区画整理登記令

（昭三〇建令二四・追加、平一七国交令一〇二・一部改正）

（保留地等の処分）

第八八条 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、第百四条第十一項の規定により取得した保留地を、当該保留地を定めた目的のために、当該保留地を定めた目的に従つて処分しなければならない。この場合において、施行者が国土交通大臣であるときは国の、都道府県であるときは都道府県の、市町村であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

界の、市町村であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

（昭三四法九〇・昭五七法五二・昭六三法六三・平一七法七六・平二二法八七・平一七法一六〇・平一五法一〇〇・平一七法三二四・一部改正）

第五節 減価補償金

（減価補償金）

第九九条 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、土地区画整理事業の施行により、土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額より減少した場合において、その差額に相当する金額を、その公告があつた日における従前の宅地の所有者及びその宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、減価補償金として交付しなければならない。

2 施行者は、前項の規定による減価補償金を交付しようとする場合においては、各権利者別の交付額について、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならない。

（昭五七法五二・平一七法七六・平一五法一〇〇・平一七法三二四・一部改正）
△旧法V 1項 特一六 2項 特令三六

政令

（減価補償金の交付基準）

第六十条 法第九九条第一項に規定する土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額より減少した旨の公告は、国土交通大臣が土地区画整理事業を施行する場合にあつては国土交通大臣が、その他の者が土地区画整理事業を施行する場合にあつては都道府県知事がそれぞれ法第九九条第四項の公告にあわせて行うものとする。

2 法第九九条第一項の規定により減価補償金として交付すべき額は、同法同条同項に規定する差額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を同法同条同項の公告があつた日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乘じて得た額とする。

参照条文

△参考V 清算金 本法九四

第六節 清算

（清算金の徴収及び交付）

第一百条 施行者は、第百三条第四項の公告があつた場合においては、第百四条第八項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第百二条第一項の規定により徴収し、又は

交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

2 前項の規定により徴収し、又は交付すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を付して、分割徴収し、又は分割交付することができる。

3 第三条第二項から第五項まで、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を付した場合においては、その利子を含む。以下同じ。）を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

4 前項の督促をする場合においては、第三条第二項の規定による施行者は定款で定めるところにより、同条第三項の規定による施行者は規程で定めるところにより、同条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は施行規程で定めるところにより、督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下の督促手数料及び年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 第三項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、国税滞納処分の例によ

り、第三項に規定する清算金並びに前項に規定する督促手数料及び延滞金を徴取することができる。この場合における清算金並びに督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 督促手数料及び延滞金は、清算金に先立つものとする。

7 第四十一条第一項及び第三項から第五項までの規定は、第三項第二項又は第三項の規定による施行者の徴取に係る第三項に規定する清算金並びに第四項に規定する督促手数料及び延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者があつた場合について準用する。この場合において、第四十一条第一項及び第三項中「組合」とあるのは「組合又は区画整理会社」と、同条第四項中「組合の理事」とあるのは「組合の理事又は区画整理会社の代表者」と読み替へるものとする。

8 第四十二条の規定は、第三項第二項から第五項まで、第三項の二又は第三項の三の規定による施行者が第三項に規定する清算金並びに第四項に規定する督促手数料及び延滞金を徴取する権利について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第百十条第三項」と読み替へるものとする。

- 昭三四五九〇・昭三四四一四八・昭四五
- 法一三・昭五七法五二・昭六三法六三・平
- 一一・法七六・平一法一六〇・平一四法一
- 〇〇・平一五法一〇〇・平一七法三四・一
- 部改正

- △旧法V 1項 耕三〇一、特六・七一
- 2・八1・3・二四ノ二 2項 特二
- 3項 特二六 5項 耕七九

政令

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第六十一条 法第百十条第三項の規定により清算金(法第百十一条の規定により相殺することができる場合においては、その相殺をした後の残額。以下本条において同じ。)を分割徴収し、又は分割交付する場合同じにおいて当該清算金に付すべき利子の利率は、年六パーセント(分割徴収する場合にあつては、年六パーセント以内で規程、規約、定款又は施行規程で定める率)とし、第一回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

2 法第百十条第二項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金の徴収又は交付を完了すべき期限は、第一回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算して、五年以内とする。ただし、当該清算金を納付すべき者の資力が乏しいため当該清算金を五年以内に納付することが困難であると認められるときは、当該清算金の徴収を完了すべき期限は、十年以内とすることができる。

3 法第百十条第二項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該分割徴収又は分割交付に関し必要な事項は、前項に定めるもののほか、規程、規約、定款又は施行規程で定めるものとする。

- 昭四五政四八・昭四八政三六五・平一一政

省令

(賦課金等の督促手数料の額の限度)

第十七条 法第四十一条第二項及び第百十条第四項に規定する国土交通省令で定める額は、督促状一通につき郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第六十七条第二項第三号に規定する定形郵便物の料金の額を越えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。

- 昭五七建令一五・追加 平五建令一五
- 一部改正 平二建令一〇・旧第一七条の
- 二繰上 平二建令四一・平一五国交令三
- 八・平一九国交令七五・一部改正

告示

*手数料の額―国土交通省告示二七九号

……本法第四十一条参照

(清算金等の相殺)

第百十一条 施行者は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金又は減価補償金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその他の者に交付すべき清算金又は減価補償金とを相殺することができる。

2 施行者は、減価補償金が次条第一項の規定により供託する必要があるものである場合において、その減価補償金は、前項の規定にかかわらず、その減価補償金に係る宅地又はその宅地について存する権利について徴収すべき清算金とのみ相殺することができる。

△旧法V 特一〇

(抵当権等が存する場合の清算金等の供託)

第百十二条 施行者は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金又は減価補償金を交付する場合において、当該宅地又は権利について先取特権、質権又は抵当権があるときは、その清算金又は減価補償金を供託しなければならぬ。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する債権者から供託しなくてもよい旨の申出があつた場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する先取特権、質権又は抵当権を有する債権者は、同項の規定により供託された清算金又は減価補償金についてその権利を行うことができる。

参照条文

△参考V―供託規定―本法七八⑤⑥

第七節 権利関係の調整

(地代等の増減の請求等)

第百十三条 土地区画整理事業の施行に因り地上権、永小作権、賃借権その他の土地を使用し、若しくは収益することができる権利の目的である土地又は地役権についての承役地の利用が増し、又は妨げられるに至つたため、従前の地代、小作料、賃貸借料その他の使用料又は地役権

の対価が不当となつた場合においては、当事者は、契約の条件にかかわらず、将来に向つてこれらの増減を請求することができる。

2 前項の規定により従前の地代、小作料、賃貸料その他の使用料又は地役権の対価の増額の請求があつた場合において、同項に掲げる権利を有する者は、その権利を放棄し、又は契約を解除してその義務を免れることができる。

△旧法V 1項 耕一九二〇I 2項 一耕二〇二

参照条文

△参考V—地代等の増額請求—土地改良法六二

*その他の：権利—農地法二六① 採石法四①等 *地役権—換地処分の特例—本法二〇四④

△参考V—地役権の設定の請求—本法一一五

(権利の放棄等)

第百十四條 土地区画整理事業の施行に因り地上権、永小作権、賃借権その他の土地について使用し、若しくは収益するることができる権利又は地役権を設定した目的を達することができなくなつた場合においては、これらの権利を有する者は、その権利を放棄し、又は契約を解除することができる。

2 前項の規定により権利を放棄し、又は契約を解除しようとする者は、当該宅地(地役権については、当該要役地)を他

の者に使用させ、又は収益させている場合においては、その者の同意を得なければならぬ。

3 第一項の規定により権利を放棄し、又は契約を解除した者は、その権利を放棄し、又は契約を解除したことに因り生じた損失の補償を施行者に対して請求することができる。この場合において、施行者が損失の補償をしたときは、施行者は、当該宅地(地役権については、当該承役地。以下本項において同じ。)の所有者又は当該宅地をその損失の補償を受けた者に使用させ、若しくは収益させていた者に対して、その者が受ける利益の限度において求償することができる。

4 第七十三條第二項及び第三項の規定は、前項前段の規定による損失の補償について準用する。この場合において、これらの規定中「損失を与えた者」とあるのは、「施行者」と読み替へるものとする。

△旧法V 1項 耕一八二二 3項 一耕一八二

政令 (収用委員会の裁決申請手続)

第六十九條 法第七十三條第三項(法第七十八條第三項、第一百一條第四項、第一百十四條第四項及び第一百十六條第五項において準用する場合を含む。)の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四條第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従ひ、同法同条第三項各号(第三号を除

く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(平二政三二二一部改正)

参照条文

△参考V—権利の放棄—土地改良法六二

(地役権の設定の請求)

第百十五條 土地区画整理事業の施行に因り従前と同一の利益を受けることができなくなつた地役権者は、その利益を保存する範囲内において、地役権の設定を請求することができる。但し、第一百三條第一項の規定による請求に基づく地役権の対価の減額があつた場合においては、この限りでない。

△旧法V 耕三三

(移転建築物の賃貸借料の増減の請求等)

第百十六條 土地区画整理事業の施行に因り建築物が移転された結果、その建築物の利用が増し、又は妨げられるに至つたため、従前の賃貸借料が不当となつた場合においては、当事者は、契約の条件にかかわらず、将来に向つて賃貸借料の増減を請求することができる。

2 前項の規定により賃貸料の増額の請求があつた場合においては、建築物について賃貸借を有する者は、その契約を解除してその義務を免れることができる。

3 土地区画整理事業の施行に因り建築物が移転された結果、その建築物を賃借した目的を達することができなくなつた場

合においては、建築物について賃借権を有する者は、その契約を解除することができる。

4 前項の規定により契約を解除した者は、施行者に対し、その契約を解除したことに因り生じた損失の補償を請求することができる。この場合において、施行者が損失の補償をしたときは、施行者は、当該建築物の賃貸人に対して、その者が受ける利益の限度において求償することができる。

5 第七十三條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、これらの規定中「損失を与えた者」とあるのは、「施行者」と読み替へるものとする。

政令 (収用委員会の裁決申請手続)

第六十九條 法第七十三條第三項(法第七十八條第三項、第一百一條第四項、第一百十四條第四項及び第一百十六條第五項において準用する場合を含む。)の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四條第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従ひ、同法同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(平二政三二二一部改正)

(請求の期限)

第百十七條 第一百三條第四項の公告があつ

た日から起算して二月を経過した日以後は、第百十三条第一項の規定による地代等の増減の請求、第百十四条第一項の規定による権利の放棄若しくは契約の解除、第百十五条の規定による地役権の設定の請求、前条第一項の規定による賃貸借料の増減の請求又は同条第三項の規定による契約の解除の請求は、することができない。

△旧法＞ 耕四

第八節 住宅先行建設区における住宅の建設

〔平五法三四・追加〕

（住宅先行建設区における住宅の建設） 第百十七条の二 第八十五条の二第五項の

規定により指定された宅地について所有権又は住宅の所有を目的とする借地権を有する者は、換地計画において当該宅地についての換地が住宅先行建設区内に定められた場合においては、第百三条第四項の公告があつた日の翌日から起算して指定期間（その期間内にこれらの者が建設計画に従つて住宅を建設すべきものとして規準、規約、定款又は施行規程で定められたものをいう。次項において同じ。）を経過する日までに、当該宅地についての換地に、建設計画に従つて住宅を建設しなければならない。

2 前項に規定する場合において、第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地について、第九十八条第一項の規定により換地計画に基づき当該宅地につい

ての換地となるべき住宅先行建設区内の土地に仮換地が指定されたときは、当該宅地について所有権又は住宅の所有を目的とする借地権を有する者は、前項の規定にかかわらず、同条第五項に規定する日（第九十九条第二項前段の規定により当該仮換地について使用又は収益を開始することができる日を別に定めた場合においては、その日）から起算して指定期間を経過する日までに、当該仮換地（第百三条第四項の公告があつた場合においては、当該公告があつた日の翌日以後は当該宅地についての換地。次項において同じ。）に、建設計画に従つて住宅を建設しなければならない。

3 施行者は、住宅先行建設区における住宅建設の適切な遂行を確保する上で支障があると認めるときは、第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地について所有権又は住宅の所有を目的とする借地権を有する者に対し、相当の期限を定めて、当該宅地についての換地（前項の場合にあつては、当該宅地について指定された仮換地）における住宅の建設のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 施行者は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第八十五条の二第五項の規定による指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。

（平五法三四・追加 平一七法三四・一部改正）

第九節 国土交通大臣の技術検定等

（平一法二五・追加 平一法二六〇・改称）

（国土交通大臣の技術検定等） 第百十七条の三 国土交通大臣は、仮換地の

指定及び換地処分の適正な実施その他土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、広く当該事業に関する専門的知識の維持向上に努めるものとする。

2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を図るため必要な技術検定を行うことができる。

（平一法二五・追加 平一法二六〇・一部改正）

（政令） （方法及び基準）

第六十二条 法第百十七条の三第二項の規定による技術検定（以下「土地区画整理士技術検定」という。）は、換地計画に関する専門的技術についての基礎的知識を有するかどうかを判定するための学科試験及び当該技術を用いて実務を適正に実施するために必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定するための実地試験によつて行う。

2 実地試験は、その回の土地区画整理士技術検定における学科試験を受験した者及び学科試験の全部の免除を受けた者について行うものとする。

3 学科試験及び実地試験の科目及び基準

は、国土交通省令で定める。

（平一政二九七・全改、平二政三二二・一部改正）

（受験資格） 第六十二条の二 学科試験又は実地試験を受

けることができる者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）を卒業した後土地区画整理事業に関し三年（在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者にあつては、一年）以上の実務経験を有する者

二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した後土地区画整理事業に関し四年（在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者にあつては、二年）以上の実務経験を有する者

三 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した後土地区画整理事業に関し五年（在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者にあつては、三年）以上の実務経験を有する者

四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

五 土地区画整理事業に関し八年以上の実務経験を有する者

（平一政二九七・追加 平二政三二二・

平七政三三・一部改正

(試験の免除)

第六十二条の三 次の各号に掲げる者については、申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。

- 一 学科試験に合格した者 次回の土地区画整理士技術検定の学科試験の全部
- 二 前条各号のいずれかに該当する者のうち他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者 国土交通大臣の定める学科試験の全部又は一部

〔平二政一九七・追加、平二政三二二・一部改正〕

(合格証明書)

第六十二条の四 国土交通大臣は、土地区画整理士技術検定に合格した者の申請により、その申請者に対して、合格証明書を交付する。

- 2 合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書を滅失し、又は損傷したときは、合格証明書の再交付を申請することができる。
- 3 合格証明書の交付を受けた者は、その記載事項に変更を生じたときは、当該合格証明書の書換え交付を申請することができる。

〔平二政一九七・追加、平二政三二二・一部改正、平二政四七・一部改正〕

(合格の決定の取消)

第六十二条の五 国土交通大臣は、土地区画整理士技術検定の合格者が不正の方法によつて土地区画整理士技術検定を受けたことが明らかになつたときは、その者に係る合

格の決定を取り消さなければならない。
2 合格の決定を取り消された者は、合格証明書を国土交通大臣に返付しなければならぬ。

〔平二政一九七・追加、平二政三二二・一部改正〕

(国土交通省令への委任)

第六十二条の七 この政令で定めるものは、土地区画整理士技術検定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

〔平二政一九七・追加、平二政三二二・一部改正〕

告示

土地区画整理法施行令第六十二条の二第四号の規定による同条第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

〔平成十二年一月十三日建設省告示第三十八号〕

改正

平成二年二月七日建設省第三九五号告示

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第六十二条の二第四号の規定により、同条第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者次のように定める。

- 一 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学予科及び旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校の高等科を卒業した後土地区画整理事業に関し四年(在学中に土地区画整理士技術検定規則(昭和五十七年建設省令第十六

号)第一条の二で定める学科を修めた者にあつては、二年)以上の実務経験を有する者

- 二 旧専門学校卒業程度検定規程(昭和十八年文部省令第四十六号)による検定に合格した後土地区画整理事業に関し四年以上の実務経験を有する者
- 三 旧高等学校令による高等学校の尋常科、旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)による青年学校本科、旧師範教育令(昭和十八年勅令第九十九号)による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した後土地区画整理事業に関し五年(在学中に土地区画整理士技術検定規則第一条の二で定める学科を修めた者にあつては、三年)以上の実務経験を有する者
- 四 旧実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文部省令第三十号)による検定に合格した後土地区画整理事業に関し五年以上の実務経験を有する者
- 五 大学入学資格検定規定(昭和二十六年文部省令第十三号)による検定、旧専門学校入学資格検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正八年文部省令第九号)による試験に合格した後土地区画整理事業に関し五年以上の実務経験を有する者
- 六 沖繩の学校教育に関する法令の規定による学校を卒業した者で土地区画整理法施行令第六十二条の二第一号から第三号までに定める学歴及び実務経験に相当する学歴及び実務経験を有するもの
- 七 技術士法(昭和五十八年法律第二十五

号)による第二次試験のうちで、技術部門を建設部門とし、選択科目を都市及び地方計画とするものに合格した者で、土地区画整理事業に関し一年以上の実務経験を有するもの

- 八 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補で、土地区画整理事業に関し二年以上の実務経験を有する者
- 九 その他国土交通大臣が土地区画整理法施行令第六十二条の二第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

附則

- 1 この告示は、公布の日より施行する。
- 2 昭和五十七年建設省告示第八百二十四号は、廃止する。

附則

〔平成十二年二月七日建設省告示第二九五号〕
この告示は、平成十三年一月六日から施行する。

土地区画整理法施行令第六十二条の三第二号の規定に基づく土地区画整理士技術検定の学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲

〔平成十二年一月七日建設省告示第一号〕

改正

平成二年二月七日建設省第三九五号告示

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第

四十七号)第六十二条の三第二号の規定に基づき、土地区画整理士技術検定の学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を次のように定める。

土地区画整理法施行令第六十二条の三第二号の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者及び同号の国土交通大臣の定める学科試験の全部又は一部は次の表の上欄及び下欄に定めるとおりとする。

免除を受けることのできる者	免除の範囲
技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうちで技術部門を建設部門(選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。)とするものに合格した者	全部
不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)による第二次試験に合格した者	学科試験のうち土地評価及び法規

附則

- この告示は、公布の日より施行する。
- 昭和五十八年建設省告示第二百十号は、廃止する。

3 財団法人全国建設研修センターの行う土地区画整理技術者試験に合格した者については、平成十二年度、平成十三年度及び平成十四年度に限り、学科試験の全部を免除する。

附則 (平成十二年二月七日 建設省告示第三九五号)

この告示は、平成十三年一月六日から施行する。

(指定検定機関の指定)

第百十七条の四 国土交通大臣は、その指定する者(以下「指定検定機関」という。)に、前条第二項の技術検定の実施に関する事務(以下「検定事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、一を限り、検定事務を行おうとする者の申請により行う。

3 国土交通大臣は、指定検定機関に検定事務を行わせるときは、当該検定事務を行わないものとする。

(平一法二五・追加、平二法二六〇・一部改正)

省令 (指定検定機関の指定の申請)

第十四条の二 法第百十七条の四第二項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 名称及び住所
- 検定事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 行おうとする検定事務の範囲

四 検定事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一定款及び登記事項証明書
- 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 申請に係る意思の決定を証する書類
- 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 検定事務を行おうとする事務所ごとの検定用設備の概要及び整備計画を記載した書類
- 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 検定事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 法第百十七条の八第一項に規定する検定委員の選任に関する事項を記載した書類
- 法第百十七条の五第二項第四号イ又はロの規定に関する役員誓約書
- その他参考となる事項を記載した書類

(平二建令四二・追加、平二建令四一・平一七国交令二二・平二〇国交令九七・一部改正)

(指定の基準)

第百十七条の五 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

- 職員、設備、検定事務の実施の方法その他の事項についての検定事務の実施に関する計画が検定事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 前号の検定事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 検定事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて検定事務が不公正になるおそれがないこと。
- 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。
- 第百十七条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者
ロ 第百十七条の七第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者
(平一法二五・追加、平一法一六〇・平一八法五〇・一部改正)

(指定の公示等)

第百十七条の六 国土交通大臣は、第百十七条の四第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定検定機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(平一法二五・追加、平一法一六〇・一部改正)

省令

(名称等の変更の届出)

第十四条の三 指定検定機関は、法第百十七条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定検定機関の名称又は主たる事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日

三 変更の理由
(平一建令四二・追加、平一建令四一・一部改正)

(役員の選任及び解任)

第百十七条の七 指定検定機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、指定検定機関の役員が、第百十七条の十第一項の検定事務規程に違反する行為をしたとき、又は検定事務に著しく不適当な行為をしたときは、指定検定機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
(平一法二五・追加、平一法一六〇・一部改正)

省令

(役員の選任又は解任の認可の申請)

第十四条の四 指定検定機関は、法第百十七条の七第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴
- 2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第百十七条の五第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならない。

(平一建令四二・追加、平一建令四一・一部改正)

(検定委員)

第百十七条の八 指定検定機関は、国土交通省令で定める要件を備える者のうちから検定委員を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

2 指定検定機関は、前項の検定委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の検定委員の解任について準用する。
(平一法二五・追加、平一法一六〇・一部改正)

省令

(検定委員の要件)

第十四条の五 法第百十七条の八第一項の国土交通省令で定める要件は、土地区画整理士技術検定に関し識見を有する者であつて、換地計画について専門的な技術又は学識経験を有するものであることとする。
(平一建令四二・追加、平一建令四一・一部改正)

(検定委員の選任又は解任の届出)

第十四条の六 指定検定機関は、法第百十七条の八第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 検定委員の氏名

二 選任又は解任の理由
三 選任の場合にあつては、その者の略歴
(平一建令四二・追加、平一建令四一・一部改正)

(秘密保持義務等)

第百十七条の九 指定検定機関の役員若しくは職員(前条第一項の検定委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、検定事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 検定事務に従事する指定検定機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(平一法二五・追加)

(検定事務規程)

第百十七条の十 指定検定機関は、国土交通省令で定める検定事務の実施に関する事項について検定事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした検定事務規程が検定事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定検定機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。
(平一法二五・追加、平一法一六〇・一部改正)

省令

(検定事務規程の記載事項)

第十四条の七 法第百七十七条の十第一項の国土交通省令で定める検定事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 検定事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 検定事務を行う事務所及び検定地に関する事項
- 三 検定事務の実施の方法に関する事項
- 四 検定手数料の収納の方法に関する事項
- 五 検定委員の選任又は解任に関する事項
- 六 検定事務に関する秘密の保持に関する事項
- 七 検定事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 八 その他検定事務の実施に関し必要な事項

(平一建令四二・追加、平二建令四一・一部改正)

(検定事務規程の認可の申請)

第十四条の八 指定検定機関は、法第百七十七条の十第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る検定事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 指定検定機関は、法第百七十七条の十第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(平一建令四二・追加、平二建令四一・一部改正)

(事業計画等)

第百七十七条の十一 指定検定機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第百七十七条の四第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(平一法二五・追加、平二法一六〇・一部改正)

省令

(事業計画等の認可の申請)

第十四条の九 指定検定機関は、法第百七十七条の十一第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 指定検定機関は、法第百七十七条の十一第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由 (平一建令四二・追加、平二建令四一・一部改正)

(帳簿の備付け等)

第百七十七条の十二 指定検定機関は、国土交通省令で定めるところにより、検定事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(平一法二五・追加、平二法一六〇・一部改正)

省令

(帳簿)

第十四条の十 法第百七十七条の十二の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検定年月日
- 二 検定地
- 三 受検者の受検番号、氏名、生年月日及び可否の別
- 四 合格した者に書面でのその旨を通知した日(以下「合格通知日」という。)
- 2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第百七十七条の十二に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 法第百七十七条の十二に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、検定事務を廃止するまで保存しなければならない。

(平一建令四二・追加、平二建令四一・一部改正)

(検定事務の実施結果の報告)

第十四条の十一 指定検定機関は、検定事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 検定年月日
- 二 検定地
- 三 受検申請者数
- 四 受検者数
- 五 合格者数
- 六 合格通知日
- 2 前項の報告書には、合格者の受検番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

(平一建令四二・追加、平二建令四一・一部改正)

(監督命令)

第百七十七条の十三 国土交通大臣は、検定事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定検定機関に対して、検定事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(平二法二五・追加、平二法一六〇・一部改正)

(報告及び検査)

第百七十七条の十四 国土交通大臣は、検定

事務の適正な実施を確保するため必要があるとき認めるときは、指定検定機関に対して、検定事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定検定機関の事務所に立ち入り、検定事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平一法二五・追加、平二法一六〇・一部改正)

事務の適正な実施を確保するため必要があるとき認めるときは、指定検定機関に対して、検定事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定検定機関の事務所に立ち入り、検定事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平一法二五・追加、平二法一六〇・一部改正)

（検定事務の休廃止）
第百十七条の十五 指定検定機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、検定事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(平一法二五・追加、平二法一六〇・一部改正)

（検定事務の休廃止の許可）
第十四条の十二 指定検定機関は、法第百十七条の十五第一項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載

した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする検定事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

(平二建令四二・追加、平二建令四一・一部改正)

（指定の取消し等）
第百十七条の十六 国土交通大臣は、指定検定機関が第百十七条の五第二項各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、当該指定検定機関の指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定検定機関に対して、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第百十七条の五第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第百十七条の六第二項、第百十七条の八第一項若しくは第二項、第百十七条の十一、第百十七条の十二又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第百十七条の七第二項（第百十七条の八第三項において準用する場合を含む。）、第百十七条の十第二項又は第百十七条の十三の規定による命令に違反したとき。

四 第百十七条の十第一項の規定により

認可を受けた検定事務規程によらないで検定事務を行つたとき。

五 不正な手段により第百十七条の四第一項の規定による指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(平一法二五・追加、平二法一六〇・一部改正)

（国土交通大臣による検定事務の実施）
第百十七条の十七 国土交通大臣は、指定検定機関が第百十七条の十五第一項の規定により検定事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定検定機関に対して検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定検定機関が天災その他の事由により検定事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第百十七条の四第三項の規定にかかわらず、当該検定事務の全部又は一部を行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により検定事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている検定事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により検定事務を行うこととし、第百十七条の十五第一項の規定により検定事務の廃止

を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における検定事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(平二法二五・追加、平二法一六〇・一部改正)

（検定事務の引継ぎ）
第十四条の十三 指定検定機関は、法第百十七条の十七第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 検定事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。

二 検定事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(平一建令四二・追加、平二建令四一・一部改正)

（手数料）
第百十七条の十八 技術検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定検定機関が行う試験を受けようとする者は、指定検定機関）に納めなければならない。

2 前項の規定により指定検定機関に納められた手数料は、指定検定機関の収入とする。

(平二法二五・追加)

を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における検定事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(平二法二五・追加、平二法一六〇・一部改正)

政令

(手数料)

第六十二条の六 土地区画整理士技術検定を受けようとする者は、学科試験を受けようとする場合にあつては九千円（第六十二条の三第二号の規定により学科試験の一部を免除を受ける者については、九千円から国土交通大臣が定める額を減じた額）を、実地試験を受けようとする場合にあつては九千円を、手数料として納めなければならない。

2 合格証明書の交付、再交付又は書換え交付を受けようとする者は、手数料として千九百円を納めなければならない。

3 前二項の手料は、国に納める場合にあつては国土交通省令で定めるところにより収入印紙をもつて納めるものとし、法第七十七条の四第一項の指定検定機関に納める場合にあつては法第七十七条の十第一項の検定事務規程で定めるところにより納めるものとし、これを納めた後においては返還しない。

(平一政二九七・追加、平二政三二二・平二五政四七・一部改正)

請求

(指定検定機関がした処分等に係る審査請求)
第七十七条の十九 指定検定機関が行う検定事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができ

(平一法二五・追加、平一法一六〇・一部改正)

第四章 費用の負担等

(昭三八七五・改称)

(費用の負担)

第六十八條 第三条第一項から第四項まで、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業に要する費用は、施行者が負担する。

2 第三条第五項の規定により国土交通大臣が施行する土地区画整理事業に要する費用は、国が負担する。

3 国は、第三条第五項の規定により国土交通大臣の指示を受けて都道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業については、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担する。

(昭五七法五二・平一法七六・平二法八七・平一法一六〇・平一五法一〇〇・平一七法三四・一部改正)
△旧法▽ 1項―耕二六・七八 3項―特四

政令 (国庫負担金)

第六十三條 法第六十八條第三項の規定により国が負担する費用の額は、土地区画整理事業に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

- 一 公共施設（第六十七条に規定する運河及び公共物揚場については、国土交通大臣が特に重要と認めて指定したものに限る。）の新設及び変更の工事に要する費用

用

二 法第七十七条第一項の規定による建設物等の移転及び除却の工事に要する費用
三 整地工事に要する費用
四 法第九十三条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する建築物の建築工事に要する費用

五 前各号に掲げる工事に要する機械器具費

六 第一号から第四号までに掲げる工事、事業計画の設定、換地計画の作成及び仮換地の指定に必要な測量に要する費用

七 法第七十三条の規定による土地の立入等に伴う損失の補償、法第七十八条の規定による建築物等の移転に伴う損失の補償及び法第九十一条の規定による仮換地の指定等に伴う損失の補償に要する費用

八 国土交通大臣が必要と認める法第九十一条第一項に規定する減価補償金に充てる費用

九 権利調査、土地等の評価、換地設計書の作成、仮換地の指定、登記、市町村の区域内の町又は字の名称及び地番の整理並びに清算金の徴収及び交付に要する費用

2 土地区画整理事業が法第二十條第一項の規定により公共施設管理者にその事業に要する費用の全部又は一部を負担させるものである場合においては、法第六十八條第三項の規定により国が負担する費用の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる費用の額から公共施設管理者に負担させる費用の額を控除した額に二分の一を

乗じて得た額とする。

3 土地区画整理事業が法第九十六条第二項の規定により保留地を定めることができるもの又は都市計画法第七十五条第一項の規定により当該事業によつて著しく利益を受ける者にその事業に要する費用の一部を負担させることができるものであると国土交通大臣が認めた場合においては、法第六十八條第三項の規定により国が負担する費用の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出された金額を当該土地区画整理事業に要する費用の額（法第六十二条第一項の規定により公共施設管理者にその事業に要する費用の全部又は一部を負担させる場合においては、当該土地区画整理事業に要する費用の額からその負担させる費用の額を控除した額）で除して得た数値を国土交通大臣が定める保留地の価額又は当該事業によつて著しく利益を受ける者に負担させる費用の額に乘じて得た額をこえぬ額を、これらの規定により算出された金額から控除した額とすることができ

(昭三四政三二四、昭四四政一五八、昭五七政二八一・平二政三二二・平三政七八・一部改正)

請求

(地方公共団体の分担金)
第七十九条 都道府県知事は、第三条第四項の規定により都道府県が施行する土地区画整理事業の施行により利益を受ける市町村に対し、国土交通大臣は、同条第五項の規定により施行する土地区画整理事業の施行により利益を受ける地方公共

事業の施行により利益を受ける地方公共

団体に對し、その利益を受ける限度において、政令で定めるところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2 都道府県知事又は国土交通大臣は、前項の規定により、利益を受ける市町村又は地方公共団体に対し、土地区画整理事業に要する費用の一部を負担せよとする場合においては、あらかじめ、当該市町村又は地方公共団体の意見を聴かなければならない。
(平一法八七・平一法一六〇・平一七
法三四・一部改正)

政令

(地方公共団体の分担金)

第六十四条 法第十九条第一項の規定により都道府県が施行する土地区画整理事業について市町村に負担させる費用の額は、負担基本額の二分の一(法第三条第五項の規定により国土交通大臣の指示を受けて施行するものにあつては、負担基本額から法第九十六条第三項の規定により国が負担する費用の額を控除した額の二分の一)を超えてはならず、法第十九条第一項の規定により国土交通大臣が施行する土地区画整理事業について都道府県及び市町村に負担させる費用の総額は、負担基本額の二分の一を超えてはならない。

業によつて著しく利益を受ける者にその事業に要する費用の一部を負担させるものである場合においては保留地の価額又は当該事業によつて著しく利益を受ける者に負担させる費用の額を、法第二十條第一項の規定により公共施設管理者にその事業に要する費用の全部又は一部を負担させるものである場合においては公共施設管理者に負担させる費用の額を、法第二十一条の規定により補助金の交付を受けて都道府県が施行するものである場合においては補助金の額をそれぞれ当該土地区画整理事業に要する費用の額から控除するものとする。
(昭三四政三四・昭四四政一五八・昭五七
政二八一・平一政三五二・平一二政三一
二・平一七政三三・一部改正)

(地方公共団体の分担金)

第二百九条の二 機構等は、第三条の二又は第三条の三の規定により機構等が施行する土地区画整理事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、機構等と地方公共団体とが協議して定める。

3 前項に規定する協議が成立しない場合においては、当事者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。この場合において、国土交通大臣は、当事者の意見を聴くとともに、総務大臣と協議しなければならない。

ならない。

(昭五七法五二・追加、平一法七六・平一
一法一六〇・一部改正)

(公共施設管理者の負担金)

第二十條 都市計画において定められた幹線街路その他の重要な公共施設で政令で定めるもの用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業を施行する場合においては、施行者は、他の法律の規定に基づき当該公共施設の新設又は変更に関する事業を行うべき者(以下本条において「公共施設管理者」という。)に対し、当該公共施設の用に供する土地の取得に要すべき費用の額の範囲内において、政令で定めるところにより、その土地区画整理事業に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

2 施行者は、前項の規定により公共施設管理者に対し、土地区画整理事業に要する費用の全部又は一部を負担することを求めようとする場合においては、あらかじめ、当該公共施設管理者と協議し、その者が負担すべき費用の額及び負担の方法を事業計画において定めておかなければならない。
(昭三四法九〇・追加、昭四三法一〇一・
一部改正、昭五七法五二・旧法第十九条の
二繰下・一部改正)

△旧法▽1項 土令六五

(重要な公共施設)

第六十四条の二 法第二十條第一項に規定する政令で定める重要な公共施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 都市計画において定められた幹線道路、運河、水路、公園、緑地又は広場
- 二 道路法(昭和二十七年法律第八十号)にいう道路
- 三 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)にいう河川
- 四 港湾法にいう港湾施設又は漁港漁場整備法にいう漁港施設である公共施設
- 五 運河法(大正二年法律第十六号)にいう運河(これに附属する公共施設を含む。)
- 六 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)にいう海岸保全施設である公共施設

(昭三四政二三四・追加、昭四〇政一四・昭四四政一五八・昭五七政二八一・平一四政六〇・一部改正)

(公共施設管理者の負担金)

第六十四条の三 土地区画整理事業が法第九十六条第二項の規定により保留地を定めるもの又は都市計画法第七十五条第一項の規定により当該事業によつて著しく利益を受ける者にその事業に要する費用の一部を負担させるものである場合においては、法第二十條第一項の規定により公共施設管理者に負担させる費用の額は、当該土地区画整理事業に要する費用の額から保留地の価額又は当該事業によつて著しく利益を受ける者に負担させる費用の額を控除した額をこえてはならない。
(昭三四政二三四・追加、昭四四政一五八・

昭五七政二八一・一部改正

(補助金)

第二百一十一条 国は、第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業が規模な公共施設の新設若しくは変更に係るものである場合又は災害その他の特別の事情により施行されるものである場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるため、その費用の二分の一以内を施行者に対し補助金として交付することができる。

(平一七法三四・一部改正)

△旧法▽ 特令八・九

政令

(国庫負担金)

第六十三条 法第十八条第三項の規定により国が負担する費用の額は、土地区画整理事業に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

- 一 公共施設(第六十七条に規定する運河及び公共物揚場については、国土交通大臣が特に重要と認めて指定したものに限る。)の新設及び変更の工事に要する費用
- 二 法第七十七条第一項の規定による建設物の移転及び除却の工事に要する費用
- 三 整地工事に要する費用
- 四 法第九十三条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する建築物の建築工事に要する費用

に要する費用
五 前各号に掲げる工事に要する機械器具費

六 第一号から第四号までに掲げる工事、事業計画の設定、換地計画の作成及び仮換地の指定に必要な測量に要する費用

七 法第七十三条の規定による土地の立入等に伴う損失の補償、法第七十八条の規定による建築物等の移転等に伴う損失の補償及び法第九十一条の規定による仮換地の指定等に伴う損失の補償に要する費用

八 国土交通大臣が必要と認める法第九十一条第一項に規定する減価補償金に充てる費用

九 権利調査、土地等の評価、換地設計書の作成、仮換地の指定、登記、市町村の区域内の町又は字の名称及び地番の整理並びに清算金の徴収及び交付に要する費用

2 土地区画整理事業が法第二十條第一項の規定により公共施設管理者にその事業に要する費用の全部又は一部を負担させるものである場合においては、法第十八条第三項の規定により国が負担する費用の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる費用の額から公共施設管理者に負担させる費用の額を控除した額に二分の一を乗じて得た額とする。

担させることができるものであると国土交通大臣が認めた場合においては、法第十八条第三項の規定により国が負担する費用の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出された金額を当該土地区画整理事業に要する費用の額(法第九十一条第一項の規定により公共施設管理者にその事業に要する費用の全部又は一部を負担させる場合においては、当該土地区画整理事業に要する費用の額からその負担させる費用の額を控除した額)で除して得た数値を国土交通大臣が定める保留地の価額又は当該事業によつて著しく利益を受ける者に負担させる費用の額に乘じて得た額をこえない額を、これらの規定により算出された金額から控除した額とすることができる。

(昭三四政三・四・昭四四政一五八・昭五七政二八一・平二政三二・平三政七八・一部改正)

(国庫補助金)

第六十六条 法第二十一条の規定により国が交付する補助金の額は、次の各号のいずれかに該当する土地区画整理事業で国土交通大臣が指定するものについては、第六十三条第一項各号に掲げる費用の額に二分の一以内において国土交通大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 都市計画において定められた幹線道路又は駅前広場の新設又は変更を目的とするもの
- 二 前号に掲げるものを除くほか、都市計画において定められた施設で国土交通大臣が特に重要と認めて指定したものの新設又は変更を目的とするもの
- 三 河川法にいう河川の改修を目的とするもの
- 四 港湾法にいう国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の後背地区の整備を目的とするもの
- 五 重要な官庁地帯の整備を目的とするもの
- 六 国の補助、出資又は融資を受けて建設する一団地の住宅の敷地の造成を目的とするもの
- 七 被災地の面積が十ヘクタール以上であり、かつ、その被災戸数が五百戸以上の火災、震災、風水害その他の災害による被災地の復興を目的とするもの

2 前項の規定により国が交付する補助金の額の算出について準用する。この場合において、第六十三条第二項中「前項」とあるのは「第六十六条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第六十六条第一項各号」と、「二分の一」とあるのは「第六十六条第一項の規定により国土交通大臣が定められた割合」と、同条第三項中「前二項」又は「これらの規定」とあるのは「第六十六条第一項及び同条第二項において準用する第六十六条第二項」と読み替えるものとする。

(昭三四政三・四・昭四四政一五八・昭四四政一五八・平二政三二・平三政七八・平三政八九・一部改正)

参照条文

*補助金 道路整備費の財源等の特例に関する法律四 同法施行令三・四

第五章 監督

第二百二十二条 削除 (昭四三法二〇一)

△旧法▽ 3項上令七四

(報告、勧告等)

第二百二十三条 国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は個人施行者、組合、区画整理会社又は市町村に対し、市町村長は個人施行者、組合又は区画整理会社に対し、それぞれその施行する土地区画整理事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第三条の二の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十六条において同じ。)に対し、その施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。
(平一法八七・平一法一六〇・平一五
法一〇〇・平一七法三四・一部改正)
△旧法▽ 耕八四

省令

(権限の委任)

第二十四条 法及び令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のも
のは、地方整備局長及び北海道開発局長に

委任する。ただし、法第七十五条、第二百二十三条及び第二百二十六条第一項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
一 法第三条第五項の規定により指示すること。
二 法第三条の二の規定により土地区画整理事業を施行する必要があると認めること。
三 法第六条第二項の規定により住宅の需要の著しい地域に係る都市計画区域を指定すること。
四 法第六十六条第一項の規定により施行規程及び事業計画を定めること。
五 法第六十九条第一項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により施行規程及び事業計画を公衆の縦覧に供し、同条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による意見書を受理し、同条第三項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により意見書の内容を審査し、必要な修正を加え、又は通知し、及び都道府県都市計画審議会の意見を聴き、同条第六項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により図書を送付し、並びに同条第七項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により公告すること。
六 法第七十一条の二第一項の規定による施行規程及び事業計画の認可をすること(独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業(以下「機構施行事業」という。)に係るものに限る。)

七 法第七十一条の三第四項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により施行規程及び事業計画を公衆の縦覧に供し、同条第六項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による意見書若しくは同条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受理し、同条第八項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により意見書の内容を審査し、必要な修正を命じ、又は通知し、同条第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により公告し、及び図書を送付し、並びに同条第十四項の規定による認可をすること(機構施行事業に係るものに限る。)

八 法第三章第九節に規定する権限

九 法第十九条第一項の規定により土地区画整理事業に要する費用の一部を負担させ、及び同条第二項の規定により意見を聞くこと。

十 法第十九条の二第三項の規定により裁定し、当事者の意見を聴き、及び総務大臣と協議すること(機構施行事業に係るものに限る。)

十一 法第二十七条の二の規定による審査請求又は再審査請求に対して裁決をすること。

十二 令第三条の規定により公告すること(国土交通大臣が施行する土地区画整理事業及び機構施行事業に係るものに限る。)

十三 令第四十二条の二第一項の規定による指定をすること(機構施行事業に係るものに限る。)

十四 令第五章の二及び第六章に規定する権限

(平一二建令四一・追加、平一六国交令七〇・平一七国交令二〇二・一部改正)

(個人施行者に対する監督)

第二百三十四条 都道府県知事は、個人施行者の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律(これに基づく命令を含む。以下この章において同じ。)若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認める場合においては、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わない場合においては、その施行者に対する土地区画整理事業の施行についての認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消した場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

4 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消に因る土地区画整理事業の廃止をもつて第三者に対抗することが

できない。

(昭六三法六三・平五法八九・一部改正)

△旧法▽ 1項 耕八二・八四 2項 1

耕八三4項 耕八九

参照条文

△罰則▽ 本法二四三(四)

〔組合に対する監督〕

第二百五条

都道府県知事は、組合の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づき行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反すると認める場合は、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2

都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づき行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求した場合には、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3

都道府県知事は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づき行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消、変更若しくは停止、又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わない場合又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から一月を経過してもなお總會を招集しない場合においては、その組合の設立についての認可を取り消すことができる。

4

都道府県知事は、第三十二条第三項の規定により組合員から總會の招集の請求があつた場合において、理事及び監事が總會を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、總會を招集しなければならない。第三十五条第三項又は第三十六条第四項において準用する第三十二条第三項の規定により組合員又は総代から總會の部会又は総代会の招集の請求があつた場合において、理事及び監事が總會の部会又は総代会を招集しないときも、同様とする。

5

都道府県知事は、第二十七条第七項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、理事がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第三十七条第四項の規定により組合員から総代の解任の請求があつた場合において、理事がこれを組合員の投票に付さないときも同様とする。

6

都道府県知事は、第二十七条第七項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、理事がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第三十七条第四項の規定により組合員から総代の解任の請求があつた場合において、理事がこれを組合員の投票に付さないときも同様とする。

7

都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、總會若しくはその部会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消を請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

(平五法八九・平二法二五・一部改正)

△旧法▽ 1項 耕八二・八四

政令

〔投票〕

第十一条

解任の投票における投票は、前条第二項の公告があつた日現在における組合員名簿(以下第七項において「組合員名簿」という。)に記載された組合員(以下本条第二項、第三項、第六項、第九項及び第十一項並びに第十四条第一項において「組合員」という。)が投票用紙に解任に対する同意又は不同意の旨を記載してするものとする。

2

前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が同項の投票をするものとする。

3

組合員(法人を除く。以下本項において同じ。)は、代理人をもつて第一項に規定する投票をすることができる。この場合において、代理人は、同時に十人以上の組合員を代理することができる。

4

第二項又は前項の場合において、法人の指定する者又は代理人は、それぞれ投票の

際その権限を証する書面を理事に提出しなければならない。

投票は、無記名により行うものとする。

投票は、一人一票に限る。

投票用紙は、理事が、投票日の当日、解任投票所において組合員に交付しなければならない。

組合員名簿に記載されていない者、組合員名簿に記載された者であつても組合員名簿に記載されることができない者及び投票の当日組合員でない者は、投票をすることができない。

理事は、投票をしようとする者が明らかに本人でないとき認められる場合においては、その投票を拒否することができる。

前二項の場合において、投票の拒否は、理事が立会人(理事が組合員のうちから本人の承諾を得て選任した者一人及び解任請求代表者が組合員のうちから本人の承諾を得て理事に届け出た者一人とする。以下本章において同じ。)の意見を聞いて定めなければならない。

理事は、立会人の立会の下に投票を点検し、同意又は不同意の別に有効投票数を計算しなければならない。

前項の場合においては、理事は、立会人の意見を聞いて投票の効力を決定するものとする。その決定に当つては、次項の規定に反しない限りにおいて、その投票をした組合員の意思が明らかであれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

一 所定の投票用紙を用いないもの

二 同意又は不同意の旨以外の事項を記載したものである。

三 同意又は不同意の旨の記載のないもの、同意又は不同意の旨を確認し難いもの

四 解任の投票の結果の公告

第十二条 解任の投票の結果が判明した場合においては、組合は、直ちにこれを公告しなければならない。

2 理事若しくは監事又は総代は、解任の投票において過半数の同意があつた場合においては、前項の公告があつた日にその地位を失う。

(解任投票録)

第十三条 理事は、解任投票録を作り、解任の投票に関する次第を記載し、立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 解任投票録は、組合において、その解任を請求された理事若しくは監事又は総代の任期間保存しなければならない。

(解任の投票又は解任の投票の結果の効力に関する異議の申出)

第十四条 組合員は、解任の投票又は解任の投票の結果の効力に関し異議がある場合においては、第十二条第一項の公告があつた日から二週間以内に、組合に対し、文書をもつて異議を申し出ることができる。

2 組合は、前項の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から二週間以内にこれを決定しなければならない。この場合において、決定は、文書をもつてし、理由を附けて申出人に交付するとともに、その要旨を公告しなければならない。

3 組合は、第一項の規定により解任の投票の効力に関する異議の申出があつた場合に

において、解任の投票に関する規定に違反することがあるときは、投票の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、その解任の投票の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

4 組合は、第一項の規定により解任の投票の結果の効力に関する異議の申出があつた場合においても、その解任の投票が前項の場合に該当するときは、その解任の投票の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

(昭三七政三九一・一部改正)

(都道府県知事の行う解任の投票)

第十六条 法第二百五条第六項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票(以下「都道府県知事の行う解任の投票」という。)は、同項に規定する組合員の申出があつた日から二週間以内に行われなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、解任投票所並びに投票の期日及び時間を定め、これらの事項を、その解任を請求された理事若しくは監事又は総代の氏名及びその請求の要旨とともに、投票の期日の少なくとも五日前に公告しなければならない。

3 第十一条から第十四条までの規定は、都道府県知事の行う解任の投票について準用する。この場合において、第十一条第一項中「前条第二項」とあるのは、「第十六条第二項」と、第十一条第四項、第十六条第一項中「理事」とあるのは、「都道府県知事が指名するその職員」と、第十二条第一項、第十三条第二項及び第十四条中「組合」と

あるのは「都道府県知事」と、第十四条第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第十六条第三項において準用する第十二条第一項」と読み替へるものとする。

(平六政三〇三・一部改正)

参照条文

△罰則▽本法一四四(三)

(区画整理会社に対する監督)

第二百五条の二 都道府県知事は、区画整理会社の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画若しくは換地計画に違反すると認められる場合その他監督上必要がある場合においては、その区画整理会社の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、区画整理会社の施行する土地区画整理事業の施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有するすべての者の十分の一以上の同意を得て、その区画整理会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画若しくは換地計画に違反する疑いがあることを理由として区画整理会社の事業又は会計の状況の検査を請求した場合においては、その区画整理会社の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行った場合において、区画整理会社の事業又は会計がこの法律若しくはこ

れに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画若しくは換地計画に違反していると認めるときは、区画整理会社に対し、その違反を是正するため必要な限度において、区画整理会社のした処分の取消し、変更若しくは停止、又は区画整理会社のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事は、区画整理会社が前項の規定による命令に従わない場合においては、その区画整理会社に対する土地区画整理事業の施行についての認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消した場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 区画整理会社は、前項の公告があるままでは、認可の取消しによる土地区画整理事業の廃止をもつて第三者に対抗することができない。

(平一七法三四・追加)

参照条文

△罰則▽本法一四五(四)

(是正の要求)

第二十六条 国土交通大臣は、都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構に対し、これらの者が施行者として行う処分又は工事があるときは、これに基づき国土交通大臣若しくは都道府県知事の処分を違反しているとして認められる場合においては、土地区画整理事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、

その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分の取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならぬ。

(平一法八七・平一法一六〇・平一五
法一〇〇・一部改正)

省令

(権限の委任)

第二十四条 法及び令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のもは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第七十五条、第二百三十三条及び第二百二十六条第一項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第五項の規定により指示すること。

二 法第三条の二の規定により土地区画整理事業を施行する必要があると認めるところ。

三 法第六条第二項の規定により住宅の需要の著しい地域に係る都市計画区域を指定すること。

四 法第六十六条第一項の規定により施行規程及び事業計画を定めること。

五 法第六十九条第一項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により施行規程及び事業計画を公衆の縦覧に

供し、同条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による意見書を受理し、同条第三項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により意見書の内容を審査し、必要な修正を加え、又は通知し、及び都道府県都市計画審議会の意見を聴き、同条第六項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により図書を送付し、並びに同条第七項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により公告すること。

六 法第七十一条の二第一項の規定による施行規程及び事業計画の認可をすること(独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業(以下「機構施行事業」という。)に係るものに限る。)

七 法第七十一条の三第四項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により施行規程及び事業計画を公衆の縦覧に供し、同条第六項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による意見書若しくは同条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)

八 法第三章第九節に規定する権限

九 法第一百九条第一項の規定により土地区画整理事業に要する費用の一部を負担させ、及び同条第二項の規定により意見を聞くこと。

十 法第一百九条の二第三項の規定により裁定し、当事者の意見を聴き、及び総務大臣と協議すること(機構施行事業に係るものに限る。)

十一 法第二百二十七条の二の規定による審査請求又は再審査請求に対して裁決をすること。

十二 令第三条の規定により公告すること(国土交通大臣が施行する土地区画整理事業及び機構施行事業に係るものに限る。)

十三 令第四十二条の二第一項の規定による指定をすること(機構施行事業に係るものに限る。)

十四 令第五章の二及び第六章に規定する権限

(平一二建令四一・追加、平一六国交令七
〇・平一七国交令一〇二・一部改正)

(不服申立て)

第二百二十七条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一 第十四条第一項若しくは第三項又は第三十九条第一項の規定による認可(事業基本方針の変更に係るものを除く。)

二 第二十条第三項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

三 第五十一条の二第一項又は第五十一条の十第一項の規定による認可

四 第五十一条の八第三項(第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

五 都道府県又は市町村が第五十二条第一項の規定によつてする事業計画の決定(事業計画の変更を含む。)

六 第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の規定による認可

七 第五十五条第四項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定による通知

八 国土交通大臣が第六十六条第一項の規定によつてする事業計画の決定(事業計画の変更を含む。)

九 第六十九条第三項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による通知

十 第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項の規定による認可

十一 第七十一条の三第八項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による通知

十二 第八十八条第四項(第九十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知

(昭三七法一六一・全改、昭四三法一〇一・昭五七法五二・平一法二五・平一法八七・平一法一六〇・平一七法三四・一部改正)

(不服申立て)

第百二十七条の二 前条に規定するものを除くほか、組合、区画整理会社、市町村、都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある者は、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公団がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公団を除く。）がした処分にあつては国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求につき都道府県知事がした裁判に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

（昭三七法一六一・追加、昭五七法五一・平一法七六・平一法八七・平一法一六〇・平一五法二〇〇・平一七法三四・一部改正）

第六章 雑則

（土地区画整理事業の重複施行の制限及び引継ぎ）

第百二十八条 現に施行されている土地区画整理事業の施行地区となつていて区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、土地区画整理事業を施行することができない。

2 現に施行されている土地区画整理事業の施行地区となつていて区域については、前項の同意を得て、新たに施行者となつ

た者がある場合においては、その土地区画整理事業は、新たに施行者となつた者に引き継がれるものとする。

3 個人施行者、組合又は区画整理会社は、第一項に規定する同意を与えようとする場合において、土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その土地区画整理事業の引継ぎについてその債権者の同意を得なければならない。

4 第二項の規定により個人施行者、組合又は区画整理会社が施行していた土地区画整理事業が引き継がれた場合においては、当該施行地区となつていて区域について新たに施行者となつた者に係る第九條第三項（第十條第三項において準用する場合を含む。）、第二十一條第三項若しくは第四項、第三十九條第四項、第五十一條の九第三項（第五十一條の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五條第九項（同條第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九條第七項（同條第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一條の三第十一項（同條第十五項において準用する場合を含む。）の公告（第二十一條第三項の公告にあつては、第十四條第一項の規定による認可に係るものに限る。）があつた日において、当該個人施行者又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業は廃止されるものとし、当該組合は解散するものとする。

5 第二項の規定により土地区画整理事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者

が土地区画整理事業の施行に関して有していた権利義務（その者がその施行する土地区画整理事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（昭三七法二六一・昭四三法一〇一・昭五七法五一・平一法二五・平二法八七・平一七法三四・一部改正）
△旧法▽ 耕三八、耕則二四

参照条文

*債権者の同意 本法一三三△罰則▽ 本法一四三（一）・一四四（四）

（処分、手続等の効力）

第百二十九条 土地区画整理事業を施行しようとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又は土地区画整理事業の施行に係る土地若しくはその土地に存する工作物その他の物件について権利を有する者の変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令、規程、規約、定款若しくは施行規程の規定により従前のこれらの者がした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

（昭三三法六三・一部改正）
△旧法▽ 耕四、耕五

参照条文

△参考▽ 本法八五⑤

（宅地の共有者等の取扱い）

第百三十条 宅地の共有者若しくは共同借地権者又は宅地の同一部分に二人以上の借地権者がある場合のこれらの借地権者は、第八條（第十條第三項において準用する場合を含む。）、第十八條（第三十九條第二項において準用する場合を含む。）、第二十五條第一項、第五十一條の六（第五十一條の十第二項、第八十八條第一項及び第九十七條第三項において準用する場合を含む。）、第五十八條第一項（第七十條第三項及び第七十一條の四第三項において準用する場合を含む。）、第六十三條第一項及び第二項（第七十條第三項及び第七十一條の四第三項において準用する場合を含む。）、第九十八條第四項並びに第百二十五條の二第二項の規定の適用については、併せて一の所有者又は借地権者とみなす。ただし、これらの者のみにより土地区画整理事業を施行しようとし、若しくは施行する場合又はこれらの者のみにより組合を設立しようとし、若しくはこれらの者のみが組合の組合員となつていては、この限りでない。

2 前項本文の規定により一の所有者又は借地権者とみなされる者は、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。

3 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて、施行者に対抗することができない。

4 第二項の代表者の解任は、施行者にその旨を通知するまでは、これをもって施行者に対抗することができない。

5 第二項の規定により代表者を選任しなければならぬ場合において、同項の規定による通知がないときは、施行者がこの法律又はこの法律に基づく命令、規程、規約、定款若しくは施行規程の規定により第一項本文に掲げる者に対してする行為は、これらの者のうちいずれか一人に対してすることをもつて足りる。

(昭五七法五二・昭六三法三・平一七法三四・一部改正)

△旧法▽ 1項 耕三四、特令一八二

2項 耕四七一 3項 耕四七二 4

項 耕四八 5項 耕四九

〔公有水面の取扱〕

第百三十一条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項に規定する免許を受けた者がある場合においては、この法律の規定の適用については、その免許に係る水面を宅地とみなし、その者を宅地の所有者とみなす。

(昭四八法八四・一部改正)

△旧法▽ 耕一三

△参考▽ 本法(二)②

〔債権者の同意の基準〕

第百三十二条 第十条第二項、第十三条第三項、第三十九条第三項、第四十五条第

四項、第五十条第五項、第五十一条の十三第三項、第五十一条の十三第三項又は第百二十八条第三項の規定による同意を求められた債権者は、正当な理由がある場合を除いては、その同意を拒むことができない。

(平五法三四・平一法八七・平一七法三四・一部改正)

〔書類の送付にかわる公告〕

第百三十三条 施行者は、土地区画整理事業の施行に関して書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容の公告をすることをもつて書類の送付にかえることができる。

2 第七十七条第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「前項後段の公告」とあるのは「前項の公告」と、「当該土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村長」とあるのは「当該土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村長及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所を管轄する市町村長」と読み替えるものとする。

3 第一項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類を送付をうけるべき者に到達したものとみなす。

(平一法八七・一部改正)
△旧法▽ 耕三五、耕則三、特則一七

〔政令〕

(建築物等の移転又は除却の通知等に代わるべき公告)

第七十二条 法第七十七条第五項(法第百三十三條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める定期刊行物は、公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙とする。

2 法第七十七条第五項の揭示は、同項後段の規定により市町村長が行う公告のあつた日から十日間しななければならない。

(平二政三五・一部改正)

〔書類の送付に代わる公告〕

第七十五条 法第百三十三條第三項において規定する公告のあつた日は、同条第二項において準用する法第七十七条第五項の規定により行う揭示の期間の満了日とする。

(平二政三五・一部改正)

〔意見書の提出の期間の計算等〕

第百三十四条 この法律の規定による意見書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは出された場合においては、送付に要した日数は、期間に算入しない。

2 この法律の規定による意見書は、その

提出期間が経過した後においても、容認すべき事由がある場合においては、受理することができる。

(平一四法二〇〇・一部改正)

〔他の工事の費用の負担〕

第百三十五条 土地区画整理事業の施行に因りその施行地区に隣接する鉄道若しくは軌道の踏切又は橋の新設若しくは変更の工事を施行する必要がある場合においては、その工事に要する費用は、その必要を生じた限度において、施行者が負担するものとする。

2 前項の工事の設計及び施行方法は、当該工事を施行する者と当該施行者との協議により定めなければならない。

〔参照条文〕

△参考▽ 費用の負担 本法二一八

〔土地区画整理事業と農地等の関係の調整〕

第百三十六條 都道府県知事は事業計画若しくは事業計画の変更について審査する場合又は事業計画を定め、若しくは変更しようとする場合において、地方公社(市のみが設立したものを除く。)は第七十一条の第二項の事業計画を定め、又は変更しようとする場合において、当該土地区画整理事業が、都市計画法第七條第一項の市街化区域と定められた区域外の農用地の廃止を伴うものであると

き、又は用排水施設その他農用地の保全若しくは利用上必要な公共の用に供する施設を廃止し、変更し、その他これらの施設の管理若しくはこれらの施設の新設若しくは改良に係る土地改良事業計画に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該事業計画又はその変更について、都道府県農業会議及び当該施設を管理する土地改良区の意見を聴かなければならない。ただし、政令で定める軽微なものについては、この限りでない。

(昭二九法一八五・昭三四法九〇・昭三九法九四・昭四三法二〇一・昭五七法五二・一部改正)

政令

(都道府県農業会議及び土地改良区の意見を聞かなくてよい事業計画の決定又は変更)

第七十六条 法第百三十六条ただし書に規定する政令で定める軽微な場合は、当該土地区画整理事業が用排水施設その他農地の保全又は利用上必要な公共の用に供する施設の本来の機能を阻害せず、又は増進することとなることが明らかな場合とする。

(昭三四政三四・全改)

省令

(地方住宅供給公社施行に関する認可申請書の添付書類)

第四十一条の二 法第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項に規定する認可を申請しようとする地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く)は、法第百三十六条の規定により都道府県農業会議及び土

地改良区の意見を聴いた場合においては、当該意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

(昭五七建令一五・追加)

参照条文 *都道府県農業会議農業委員会等に関する法律第三章

権限の委任

第三百三十六条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(平二法一六〇・追加)

政令

(権限の委任)

第七十六条の二 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(平二政三二二・追加)

省令

(権限の委任)

第二十四条 法及び令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のもは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第七十五条、第二百二十三条及び第二百二十六条第一項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第五項の規定により指示すること。
二 法第三条の二の規定により土地区画整

理事業を施行する必要があると認めること。
三 法第六条第二項の規定により住宅の需要の著しい地域に係る都市計画区域を指定すること。

四 法第六十六条第一項の規定により施行規程及び事業計画を定めること。
五 法第六十九条第一項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により施行規程及び事業計画を公衆の縦覧に供し、同条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による意見書を受理し、同条第三項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により意見書の内容を審査し、必要な修正を命じ、又は通知し、同条第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により公告し、及び図書を送付し、並びに同条第十四項の規定による認可をすること(機構施行事業に係るものに限る。)

六 法第七十一条の二第一項の規定による施行規程及び事業計画の認可をすること(独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業(以下「機構施行事業」という。)に係るものに限る。)

七 法第七十一条の三第四項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により施行規程及び事業計画を公衆の縦覧に供し、同条第六項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による意見書若しくは同条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)

八 法第九十一条の規定により報告を受理し、同条第八項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により意見書の内容を審査し、必要な修正を命じ、又は通知し、同条第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定により公告し、及び図書を送付し、並びに同条第十四項の規定による認可をすること(機構施行事業に係るものに限る。)

九 法第九十九条第一項の規定により土地区画整理事業に要する費用の一部を負担させ、及び同条第二項の規定により意見を聞くこと。
十 法第九十九条の二第三項の規定により裁定し、当事者の意見を聴き、及び総務大臣と協議すること(機構施行事業に係るものに限る。)

十一 法第二百二十七条の二の規定による審査請求又は再審査請求に対して裁決をすること。
十二 令第三条の規定により公告すること(国土交通大臣が施行する土地区画整理事業及び機構施行事業に係るものに限る。)

十三 令第四十二条の二第一項の規定による指定をすること(機構施行事業に係るものに限る。)
十四 令第五章の二及び第六章に規定する権限

(平一二建令四一・追加、平一六国交令七〇・平一七国交令二〇二・一部改正)

(大都市等の特例)

第百三十六条の三 この法律中

都道府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の第十九項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下本条中「中核市」という。)、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下本条中「特例市」という。))において、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市(以下本条中「指定都市等」という。)の長が行うものとする。

(昭三二法一四八・追加、昭三八法七五・平五法三四・平六法四九・平一一法八七・一部改正、平二法二六〇・旧百三十六條の二繰下)

政令

(大都市等の特例)

第七十七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)以下「指定都市」という。において、法第百三十六条の三の規定により、指定都市の市長が行う事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十四条の三十九に定めるところによる。

2 地方自治法第百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))において、法第百三十六条

の三の規定により、中核市の市長が行う事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の十八に定めるところによる。

3 地方自治法第百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この項において「特例市」という。))において、法第百三十六條の三の規定により、特例市の市長が行う事務については、地方自治法施行令第百七十四條の四十九の二十の二に定めるところによる。

(昭三二政二六五・追加、昭六二政二九五・平六政三九八・平九政三七・平一一政三五・平二七政三三・一部改正)

(事務の区分)

第百三十六条の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

- 一 都道府県が第七十一条の三第六項及び第七項(これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。))並びに第七十六条の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方公社を除く。))が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。
二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務
イ 第五十五条第十項(同条第十三項において準用する場合を含む。)、第六十九条第八項(同条第十項において準用する場合を含む。)、第七十一

条の三第十二項(同条第十五項において準用する場合を含む。))及び第七十七条第五項後段(第百三十三條第二項において準用する場合を含む。))に規定する事務(国土交通大臣、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方公社を除く。))が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。
ロ 第七十二条第六項に規定する事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方公社を除く。))が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

- 一 第四条第一項後段、第九条第四項(第十条第三項において準用する場合を含む。)、第十条第一項後段、第十一条第一項後段、第十三条第一項後段、第十四条第一項後段(同条第二項において準用する場合を含む。))及び第三項後段、第十九条第二項及び第三項(これらの規定を第三十九条第二項及び第五十一条の七第二項(第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二十条第一項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条第六項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二

十九条第一項、第三十九条第一項後段、第四十一条第三項(第七十八条第四項及び百十条第七項において準用する場合を含む。)、第四十五条第二項後段、第五十一条の二第二項後段(第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の八第一項(第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の九第四項(第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の十第一項後段、第五十一条の十三第一項後段、第七十二条第一項後段、第七十七条第七項後段、第八十六条第二項並びに第九十七条第一項後段に規定する事務

二 第五十五条第十項(同条第十三項において準用する場合を含む。)、及び第七十一条の三第二項(同条第十五項において準用する場合を含む。))に規定する事務(市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)

三 第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段(第百三十三條第二項において準用する場合を含む。))に規定する事務(個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)

(平二法八七・追加、平二法一六〇・旧第三六条の二繰下・一部改正、平一五法一〇〇・平一七法三四・一部改正)

政令

〔事務の区分〕

第七十八條 第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務（国土交通大臣、都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）は、地方自治法第二十九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二十九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第一条の二に規定する事務（個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）

二 第三条に規定する事務（法第二十条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）

三 第六条第三項及び第六十八条に規定する事務

（平一政三五・二・追加、平一二政三二・一、平一六政一六〇・平一七政三二・一、一部改

第七章 罰則

〔罰則〕

第三百三十七條 個人施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員、組合の役員、総代若しくは職員又は区画整理会社の役員若しくは職員（以下「個人施行者等」と総称する。）が、その職務に関して賄賂を受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し賄賂を受受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 個人施行者等がその職務に關し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（昭四三法一〇一・平一七法三四・一部改
正）
△旧法▽ 耕九ノ二・九ノ三

〔罰則〕

第三百三十八條 前条第一項から第三項までに掲げる者に対して賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（昭五〇法六七・昭六三法六三・平一七法三四・一部改正）

〔罰則〕

第三百三十八條の二 第一百七十七條の九第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（平一法二五・追加）

〔罰則〕

第三百三十八條の三 第一百七十七條の十六第二項の規定による檢定事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定檢定機關の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（平一法二五・追加）

〔罰則〕

第三百三十九條 第七十二條第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（昭六三法六三・一部改正）

〔罰則〕

第三百四十條 第七十六條第四項の規定によ

る命令に違反して土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（昭六三法六三・一部改正）

〔罰則〕

第三百四十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第三百三十九條又は前條に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

〔罰則〕

第三百四十二條 第八十一條第二項の規定に違反して同條第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又はき損した者は、二十万円以下の罰金に処する。

（昭六三法六三・一部改正）

〔罰則〕

第三百四十二條の二 次の各号の一に該當するときは、その違反行為をした指定檢定機關の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三百七十七條の十二の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿

を保存しなかつたとき。

二 第百十七条の十四第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第百十七条の十五第一項の規定による許可を受けないうで、検定事務の全部を廃止したとき。

(平一七法二五・追加)

〔罰則〕

第百四十三条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、個人施行者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条第二項、第十三条第三項又は第百二十八条第三項の規定に違反したとき。

二 第八十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第八十四条第三項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだとき。

四 第百二十四条第一項の規定による都道府県知事の検査を妨げたとき。

五 第百二十四条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

(昭六三法六三・平五法三四・平一四法一)

一・平一七法三四・一部改正

〔罰則〕

第百四十四条 次の各号に規定する場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 組合が土地区画整理事業以外の事業を営んだとき。

二 第二十八条第九項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

三 第二十八条第十項の規定に違反したとき。

四 第三十二条第一項(第三十六条第四項において準用する場合を含む。)又は第三項から第五項まで(第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第三十二条第九項の規定に違反して簿書を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十二条第十項の規定に違反して正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七 第三十九条第三項、第四十五条第四項、第五十条第五項又は第百二十八条第三項の規定に違反したとき。

八 第四十七条又は第四十九条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

九 第四十八条の規定に違反して組合の残余財産を処分したとき。

十 第八十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十一 第八十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第百二十五条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を妨げたとき。

十三 第百二十五条第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

十四 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は総会、総会の部会、若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠べいたとき。

十五 組合がこの法律の規定による公告をすべき場合において、公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

(昭六三法六三・平五法三四・平一七法二)

五・平一七法一六〇・平一四法一・平一

五法一〇〇・平一六法一五〇・平一七法三

四・一部改正

△旧法V 耕九一

〔罰則〕

第百四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした区画整理会社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十一条の十第三項、第五十一条の十三第三項又は第百二十八条第三項の規定に違反したとき。

二 第八十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第八十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだとき。

四 第百二十五条の二第一項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を妨げたとき。

五 第百二十五条の二第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

六 国土交通大臣又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠べいたとき。

七 区画整理会社がこの法律の規定による公告をすべき場合において、公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

(平一七法三四・追加)

〔罰則〕

第百四十六条 第三十二条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

(昭六三法六三・一部改正、平一四法二一)

・旧第百四十七条繰上・一部改正、平一七

法三四・旧第百四十五条繰下

〔罰則〕

第百四十七条 第二十三条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処す

る。

(昭六三法六三・一部改正、平一四法一一・旧第百四十八条繰上・一部改正、平一七法三四・旧第百四十六条繰下)

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和三〇年政令第四六号で昭和三〇年四月一日から施行)

(昭六二法八七・旧附則・一部改正)

2 国は、当分の間、機構等に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)附則第三項の規定によるもののほか、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業として行われる政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

(昭六三法二二・追加、平一二法七六・平一五法一〇〇・一部改正)

3 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

(昭六三法二二・追加)

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

(昭六三法二二・追加)

5 国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、第百十八条第三項の規定により国がその費用について負担する土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百十八条第三項の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

(昭六二法八七・追加、昭六三法三三・旧第二項繰下・一部改正)

6 国は、当分の間、第三条第四項の規定による施行者に対し、第百二十一条の規定により国がその費用について補助することができるとする土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百二十一条の規定(この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができるとする金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

(昭六二法八七・追加、昭六三法三三・旧第二項繰下・一部改正)

第三項繰下、平一七法三四・一部改正

7 国は、当分の間、第三条第四項の規定による施行者に対し、前項の規定による場合のほか、土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

(平一四法一・追加、平一七法三四・一部改正)

8 国は、当分の間、独立行政法人都市再生機構に対し、第二条の二の規定により施行する土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

(昭六二法八七・追加、昭六三法三三・旧第四項繰下、平一二法七六・一部改正、平一四法一・旧第七項繰下、平一五法一〇〇・一部改正)

9 国は、当分の間、地方公共団体に対し、土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、個人施行者(政令で定めるものに限る。)又は組合が施行する場合にあつては当該個人施行者又は組合に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、機構等が施行する場合にあつては当該機構等に対し当該地方公共団体が第百十九条の二第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

(昭六二法八七・追加、昭六三法三三・旧第五項繰下、平一二法七六・一部改正、平一四法一・旧第八項繰下・一部改正、平一五法一〇〇・一部改正)

10 国は、当分の間、地方公共団体に対し、施行区域内に居住する者が土地区画整理事業の施行により従前の住宅が除却されこれに代わるべき新たな住宅を必要とするものとなるものその他当該事業の施行により特に新たな住宅を必要とするものとなるものに賃貸するための住宅の建設の事業で、社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

(昭六二法八七・追加、昭六三法三三・旧第六項繰下、平一四法一・旧第九項繰下)

11 附則第五項から前項までの国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

(昭六二法八七・追加、昭六三法三三・旧第七項繰下・一部改正、平一四法一・旧第十項繰下・一部改正)

12 前項に定めるもののほか、附則第五項から第十項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他の償還に關し必要な事項は、政令で定める。

(昭六三法八七・追加、昭六三法三三・旧第八項繰下・一部改正、平一四法一・旧第十一項繰下・一部改正)

13 国は、附則第五項の規定により、都道府県又は市町村に対し貸付けを行つた場

合には、当該貸付けの対象である土地区画整理事業に係る第百八条第三項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14 国は、附則第六項の規定により、第三条第四項の規定による施行者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である土地区画整理事業について、第二十一条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

15 国は、附則第七項から第十項までの規定により、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

(昭六二法八七・追加、昭六三法二二・旧第十項繰下・一部改正、平一四法一・旧第十三項繰下、平一七法三四・一部改正)
(昭六二法八七・追加、昭六三法二二・旧第十項繰下・一部改正、平一四法一・旧第十三項繰下、平一七法三四・一部改正)
(昭六二法八七・追加、昭六三法二二・旧第十項繰下・一部改正、平一四法一・旧第十三項繰下、平一七法三四・一部改正)

16 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が、附則第五項から第十項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十一項及び第十二項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(昭六二法八七・追加、昭六三法二二・旧第十二項繰下・一部改正、平一一法七六・一部改正、平一四法一・旧第十五項繰下・一部改正、平一五法一〇〇・一部改正)
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一八法律五〇)抄
(罰則に関する経過措置)
第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四百五十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成一八年六月一日)抄
(法律第五〇号)

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
(施行の日)平成二〇年二月一日
(平三法七四・一部改正)
附則 (平成三年六月四日)抄
(法律第七四号)
附則 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

法(昭和五十年法律第六十七号)第五条第一項に規定する土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業を施行する市町村(指定都市を除く。)、地方住宅供給公社及び農住組合とする。
(昭六二政二九五・全改、昭六三政一三三・平二政三五・平一四政二七・一部改正)

附則 (法附則第二項の政令で定める道路等)
第三条の二 法附則第二項に規定する政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設は、次に掲げるもので都市計画において定められたものとする。
一 道路法による道路
二 河川法による河川(同法が準用される河川を含む。)
三 砂防法による砂防設備
四 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止施設
(昭六三政一三三・追加)
(法附則第二項の規定による貸付金の償還方法)
第三条の三 法附則第二項の規定による貸付金の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。
(昭六三政一三三・追加)

附則 (法附則第九項の政令で定める個人施行者)
第四条 法附則第九項に規定する政令で定める個人施行者は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置

第4編

都市再開発法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、市街地の計画的な再開発に必要事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 市街地再開発事業 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市計画法（昭和四十四年法律第百号）及びこの法律（第七章を除く。）で定めるところに従つて行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をい、第三章の規定により行われる第一種市街地再開発事業と第四章の規定により行われる第二種市街地再開発事業とに区分する。
- 二 施行者 市街地再開発事業を施行する者をいう。
- 三 施行地区 市街地再開発事業を施行する土地の区域をいう。
- 四 公共施設 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 五 宅地 公共施設の用に供されている国、地方公共団体その他政令で定める者の所有する土地以外の土地をいう。
- 六 施設建築物 市街地再開発事業によつて建築される建築物をいう。

- 七 施設建築敷地 市街地再開発事業によつて造成される建築敷地をいう。
- 八 施設建築物の一部 建築物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる施設建築物の部分（同条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む。）をいう。
- 九 施設建築物の一部等 施設建築物の一部及び当該施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分をいう。
- 十 建築施設の部分 施設建築物の一部及び当該施設建築物の存する施設建築敷地の共有持分をいう。
- 十一 借地権 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。
- 十二 借地 借地権の目的となつていない宅地をいう。
- 十三 借家権 建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。

○二部改正

第二条の二 (市街地再開発事業の施行)

第二条の二 次に掲げる区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又はこれらの宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地について第一種市街地再開発事業を施行することができる。

- 一 高度利用地区（都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区をいう。以下同じ。）の区域
- 二 都市再生特別地区（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区をいう。以下同じ。）の区域
- 三 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）以下「密集市街地整備法」という。）第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第一項の規定による沿道地区計画の区域（次に掲げる条件の全てに該当するものに限る。第三条において「特定地区計画等区域」という。）

- イ 地区整備計画（都市計画法第十二条の五第二項第一号の地区整備計画をいう。以下同じ。）、密集市街地整備法第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号の沿道地区整備計画（ロにおいて「地区整備計画等」という。）が定められている区域であること。
- ロ 地区整備計画等において都市計画法第八条第三項第二号に規定する高度利用地区について定めるべき事項（特定建築物地区整備計画において建築物

の特定地区防災施設に係る間口率（密集市街地整備法第三十二条第三項に規定する建築物の特定地区防災施設に係る間口率をいう。）の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められている場合並びに沿道地区整備計画において建築物の沿道整備道路に係る間口率（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第六項第二号に規定する建築物の沿道整備道路に係る間口率をいう。）の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められている場合にあつては、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度を除く。）が定められていること。

- ハ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、ロに規定する事項に関する制限が定められていること。
- ニ 市街地再開発組合は、第一種市街地再開発事業の施行区域内の土地について第一種市街地再開発事業を施行することができる。
- 三 次に掲げる要件のすべてに該当する株式会社は、市街地再開発事業の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行することができる。
 - 一 市街地再開発事業の施行を主たる目的とするものであること。
 - 二 公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないこと。
 - 三 施行地区となるべき区域内の宅地につ

いて所有権又は借地権を有する者が、総株主の議決権の過半数を保有していること。

四 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの方が有するその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上であること。この場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する宅地又は借地について前段に規定する者が共有持分を有しているときは、当該宅地又は借地の地積に当該者が有する所有権又は借地権の共有持分の割合を乗じて得た面積を、当該宅地又は借地について当該者が有する宅地又は借地の地積とみなす。

4 地方公共団体は、市街地再開発事業の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行することができる。

5 独立行政法人都市再生機構は、国土交通大臣が次に掲げる事業を施行する必要があると認めるときは、市街地再開発事業の施行区域内の土地について当該事業を施行することができる。

一 一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため当該地区の全部又は一部について行う市街地再開発事業

二 前号に規定するもののほか、国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設と併せてこれと関連する市街地の再開発を行うための市街地再開発事業

6 地方住宅供給公社は、国土交通大臣（市

のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）が地方住宅供給公社の行う住宅の建設と併せてこれと関連する市街地の再開発を行うための市街地再開発事業を施行する必要があると認めるときは、市街地再開発事業の施行区域内の土地について当該市街地再開発事業を施行することができる。

- （昭五〇法六六・追加、昭五五法六二・昭五
- 六法四八・平四法七六・平七法一三・平七法
- 一四・平八法四八・平九法五〇・平九法七
- 九・平〇法九二・平一一法七六・平一一法
- 八七・平一一法一六〇・平一二法七三・平一
- 四法一一・平一四法三〇・平一四法八五・平
- 一五法一〇〇・平一五法一〇一・平一六法一
- 〇二・平一七法七八・平一三法一〇五・一部
- 改正）

（都市再開発方針）

第二條の三 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市を含む都市計画区域内の市街地（都市計画法第七條第一項に規定する市街地をいう。以下同じ。）においては、都市計画に、次の各号に掲げる事項を明らかにした都市再開発の方針を定めるよう努めるものとする。

一 当該都市計画区域内にある計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針

二 前号の市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

2 前項の都市計画区域以外の都市計画区域内の市街化区域においては、都市計画に、当該市街化区域内にある計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を明らかにした都市再開発の方針を定めることができる。

3 国及び地方公共団体は、前二項の都市再開発の方針に従い、第一項第二号又は前項の地区の再開発を促進するため、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- （昭五五法六二・追加、平一〇法八〇・平一
- 二法七三・平一三法一〇五・一部改正）

第一章の二 第一種市街地再開発事業及び第二種市街地再開発事業に関する都市計画

第一種市街地再開発事業の施行区域）

第二條 都市計画法第十二條第二項の規定により第一種市街地再開発事業について都市計画に定めるべき施行区域は、第七條第一項の規定による市街地再開発促進区域内の土地の区域又は次に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

一 当該区域が高度利用地区、都市再生特別地区又は特定地区計画等区域内にあること。

二 当該区域内にある耐火建築物（建築基準法第二條第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）で次に掲げるものの以外のもので、建築面積の合計が、当

該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計のおおむね三分の一以下であること又は当該区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね三分の一以下であること。

イ 地階を除く階数が二以下であるもの
ロ 政令で定める耐用年限の三分の二を経過しているもの
ハ 災害その他の理由によりロに掲げるものと同程度の機能低下を生じているもの

ニ 建築面積が百五十平方メートル未満であるもの

ホ 容積率（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計を算定の基礎とする容積率。以下同じ。）が、当該区域に係る高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最高限度の三分の一未満であるもの

ヘ 都市計画法第四條第六項に規定する都市計画施設（以下「都市計画施設」という。）である公共施設の整備に伴い除却すべきもの

三 当該区域内に十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細分されていること等により、当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること。

四 当該区域内の土地の高度利用を図ることが、当該都市の機能の更新に貢献する

こと。

(昭五五法一〇九・昭五〇法六六・昭五五法六二・昭六三法四九・平七法一三・平八法四八・平九法五〇・平一四法一一・平一四法二二・平一四法八五・一部改正)

第三條の二 都市計画法第十二條第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならぬ。

- 一 前条各号に掲げる条件
- 二 次のいずれかに該当する土地の区域で、その面積が〇・五ヘクタール以上のものであること。

イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該区域内にある建築物が密集しているため、災害の発生のおそれ著しく、又は環境が不良であること。

(1) 当該区域内にある安全上又は防火上支障がある建築物で政令で定めるものの数の当該区域内にあるすべての建築物の数に対する割合が政令で定める割合以上であること。

(2) (1)に規定する政令で定める建築物の延べ面積の合計の当該区域内にあるすべての建築物の延べ面積の合計に対する割合が政令で定める割合以上であること。

ロ 当該区域内に駅前広場、大規模な火災等が発生した場合における公衆の避難の用に供する公園又は広場その他の重要な公共施設で政令で定めるものを早急に整備する必要がある、かつ、当

該公共施設の整備と併せて当該区域内の建築物及び建築敷地の整備を一体的に行うことが合理的であること。

(昭五〇法六六・追加、昭五五法六二・平九法五〇・一部改正)

(第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画に定める事項)

第四條 第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二條第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに建築物及び建築敷地の整備に関する計画を定めるものとする。

2 第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画は、次の各号に規定するところに従つて定めなければならない。

一 道路、公園、下水道その他の施設に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二 当該区域が、適正な配置及び規模の道路、公園その他の公共施設を備えた良好な都市環境のものとなるように定めること。

三 建築物の整備に関する計画は、市街地の空間の有効な利用、建築物相互間の開放性の確保及び建築物の利用者の利便を考慮して、建築物が都市計画上当該地区にふさわしい容積、建築面積、高さ、配列及び用途構成を備えた健全な高度利用形態となるように定めること。

四 建築敷地の整備に関する計画は、前号

の高度利用形態に適合した適正な街区が形成されるように定めること。

(昭五〇法六六・一部改正)

第五條 住宅不足の著しい地域における第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画においては、前条第二項の規定に抵触しない限り、当該市街地再開発事業が住宅不足の解消に寄与するよう、当該市街地再開発事業により確保されるべき住宅の戸数その他住宅建設の目標を定めることができる。

(昭五〇法六六・平二三法一〇五・一部改正)

第六條 市街地再開発事業の施行区域内においては、市街地再開発事業は、都市計画事業として施行する。

2 都市計画事業として施行する第一種市街地再開発事業については都市計画法第六十条から第七十四条までの規定を、第二種市街地再開発事業については同法第六十条から第六十四条までの規定を適用しない。

3 市街地再開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関しては、都市計画法第五十三条第三項中「第六十五条第一項に規定する告示」とあるのは「都市再開発法第六十条第二項各号に掲げる告示又は第一百八条の二第一項各号(同条第六項において準用する場合を含む。))に掲げる告示」と、「当該告示」とあるのは「当該公告」とする。

4 第二種市街地再開発事業についての都市

計画法第六十五条から第七十三条までの規定の適用に関し必要な技術的説替は、政令で定める。

(昭五〇法六六・一部改正)

第一章の三 市街地再開発促進区域

(昭五〇法六六・章追加)

(市街地再開発促進区域に関する都市計画)

第七條 次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域で、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者による市街地の計画的な再開発の実施を図ることが適切であると認められるものについては、都市計画に市街地再開発促進区域を定めることができる。

- 一 第三号各号に掲げる条件
- 二 当該土地の区域が第三條の二第二号イ又はロに該当しないこと。
- 2 市街地再開発促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の二第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに単位整備区を定めるものとする。
- 3 市街地再開発促進区域に関する都市計画は、次の各号に規定するところに従つて定めなければならない。

一 道路、公園、下水道その他の施設に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二 当該区域が、適正な配置及び規模の道路、公園その他の公共施設を備えた良好な都市環境のものとなるように定めるこ

と。
三 単位整備区は、その区域が市街地再開
発促進区域内における建築敷地の造成及
び公共施設の用に供する敷地の造成を一
体として行うべき土地の区域としてふさ
わしいものとなるように定めること。
(昭五〇法六六・全改)

第七條の二 市街地再開発促進区域内の宅地
(第一種市街地再開発事業等の施行)

第七條の二 市街地再開発促進区域内の宅地
について所有権又は借地権を有する者は、
当該区域内の宅地について、できる限り速
やかに、第一種市街地再開発事業を施行す
る等により、高度利用地区、都市再生特別
地区、地区計画、防災街区整備地区計画又
は沿道地区計画に関する都市計画及び当該
市街地再開発促進区域に関する都市計画の
目的を達成するよう努めなければならない。
い。

2 市町村は、市街地再開発促進区域に関す
る都市計画に係る都市計画法第二十条第一
項の告示の日から起算して五年以内に、当
該市街地再開発促進区域内の宅地について
同法第二十九条第一項の許可がされておら
ず、又は第七條の九第一項、第十一條第一
項若しくは第二項若しくは第五十條の第二
項の規定による認可に係る第一種市街地
再開発事業の施行地区若しくは第百二十九
條の三の規定による認定を受けた第百二十
九條の二第一項の再開発事業の同法第五項
第一号の再開発事業区域に含まれていない
単位整備区については、施行の障害となる
事由がない限り、第一種市街地再開発事業
を施行するものとする。
3 一の単位整備区の区域内の宅地について

所有権又は借地権を有する者が、国土交通
省令で定めるところにより、その区域内の
宅地について所有権又は借地権を有するす
べての者の三分の二以上の同意(同意した
者が所有するその区域内の宅地の地積と同
意した者のその区域内の借地の地積との合
計が、その区域内の宅地の総地積と借地の
総地積との合計の三分の二以上となる場合
に限る。)を得て、第一種市街地再開発事
業を施行すべきことを市町村に対して要請
したときは、当該市町村は、前項の期間内
であつても、当該単位整備区について第一
種市街地再開発事業を施行することができ
る。

4 前二項の場合において、都道府県は、当
該市町村と協議の上、前二項の規定による
第一種市街地再開発事業を施行することが
できる。当該第一種市街地再開発事業が独
立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給
公社の施行することができるものであると
きは、これらの者についても、同様とす
る。

5 第三項の場合において、所有権又は借地
権が数人の共有に属する宅地又は借地があ
るときは、当該宅地又は借地について所有
権を有する者又は借地権を有する者の数を
それぞれとみなし、同意した所有権を有
する者の共有持分の割合の合計又は同意し
た借地権を有する者の共有持分の割合の合
計をそれぞれ当該宅地又は借地について同
意した者の数とみなし、当該宅地又は借地
の地積に同意した所有権を有する者の共有
持分の割合の合計又は同意した借地権を有
する者の共有持分の割合の合計を乗じて得

た面積を当該宅地又は借地について同意し
た者が所有する宅地の地積又は同意した者
の借地の地積とみなす。
(昭五〇法六六・追加、昭五五法六二・昭五
六法四八・平七法二三・平八法四八・平九法
五〇・平一〇法八〇・平一一法七三・平一
法七六・平一二法六〇・平一二法七三・平
一四法一一・平一四法三三・平一四法八五・
平一五法二〇〇・平一五法二〇一・平一六法
一〇二・一部改正)

第七條の三 前条第三項の同意を得ようとする
(借地権の申告)

第七條の三 前条第三項の同意を得ようとする
者は、あらかじめ、当該単位整備区の区
域内の宅地について未登記の借地権を有す
る者は第三項の規定による申告を行うべき
旨の公告を、当該単位整備区の区域を管轄
する市町村長に申請しなければならない。
2 市町村長は、申請の申請があつたとき
は、国土交通省令で定めるところにより、
遅滞なく、当該申請に係る公告をしなければ
ならない。

3 前項の公告に係る単位整備区の区域内の
宅地について未登記の借地権を有する者
は、同項の公告があつた日から起算して三
十日以内に当該市町村長に対し、国土交通
省令で定めるところにより、その借地の所
有者(借地権を有する者から更に借地権の
設定を受けた場合にあつては、その設定者
及びその借地の所有者)と連署し、又は借
地権を証する書面を添えて、書面をもつて
その借地権の種類及び内容を申告しなけれ
ばならない。
4 未登記の借地権で前項の規定による申告
のないものは、同項の申告の期間を経過し

た後は、前条第三項の規定の適用について
は、存しないものとみなす。
(昭五〇法六六・追加、平一二法二六〇・一
部改正)

(建築の許可)

第七條の四 市街地再開発促進区域内におい
ては、建築基準法第五十九條第一項第一号
に該当する建築物(同項第二号又は第三号
に該当する建築物を除く。)の建築をしよ
うとする者は、国土交通省令で定めるとこ
ろにより、都道府県知事の許可を受けなけ
ればならない。ただし、非常災害のため必
要な応急措置として行う行為又はその他の
政令で定める軽易な行為については、この
限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があ
つた場合において、当該建築が第七條の六
第四項の規定により買収されない旨の通知
があつた土地におけるものであるときは、
その許可をしなければならない。

3 第一項の規定は、第一種市街地再開発事
業に関する都市計画に係る都市計画法第二
十条第一項(同法第二十一条第二項におい
て準用する場合を含む。)の規定による告
示又は第六十條第二項第一号の公告があつ
た後は、当該告示又は公告に係る土地の区
域内においては、適用しない。
(昭五〇法六六・追加、平一二法二六〇・一
部改正)

*平成三年法律一〇五号で平成二四年四月
一日から本条は次のように改まる。
(建築の許可)

第七條の四 市街地再開発促進区域内にお
いては、建築基準法第五十九條第一項第

一号に該当する建築物(同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。)の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条から第七条の六まで及び第百四十一条の第二号において「建築許可権者」という。)の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 建築許可権者は、前項の許可の申請があつた場合において、当該建築が第七条の六第四項の規定により買収しなければならない旨の通知があつた土地におけるものであるときは、その許可をしなければならぬ。

3 第一項の規定は、第一種市街地再開発事業に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示又は第六十条第二項第一号の公告があつた後は、当該告示又は公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

(違反行為に対する措置)
第七條の五 都道府県知事は、前条第一項の規定に違反した者があるときは、その者に対して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができない

ときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならぬ。

3 前項の規定により必要な措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(昭五〇法六六・追加、平五法八九・一部改正)

*平成三年法律一〇五号で平成二四年四月一日から本条は次のように改まる。

(違反行為に対する措置)

第七條の五 建築許可権者は、前条第一項の規定に違反した者があるときは、その者に対して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、建築許可権者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、建築許可権者又はその命じた者若しくはその委任した

者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 前項の規定により必要な措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の買取り)

第七條の六 都道府県又は市町村は、都道府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事(前項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者)は、市街地再開発促進区域内の土地の所有者から、第七条の四第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買収するべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買収するものとする。

4 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買収する旨又は買収しない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買収しない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事

に通知しなければならない。

(昭五〇法六六・追加、平二法一六〇・一部改正)

*平成三年法律一〇五号で平成二四年四月一日から本条は次のように改まる。

(土地の買取り)

第七條の六 都道府県又は市町村は、建築許可権者に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 建築許可権者は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 建築許可権者(前項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者)は、市街地再開発促進区域内の土地の所有者から、第七条の四第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買収するべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買収するものとする。

4 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買収する旨又は買収しない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買収しない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を建築許可権者に通知しなければならない。

(買い取つた土地の処分等)
第七條の七 前条第三項の規定により土地を

買い取つた者(以下この条において「都道府県知事等」という。)は、当該土地を第一種市街地再開発事業その他当該土地に係る都市計画に適合して事業を施行する者又は公共施設の管理者若しくは管理者となるべき者に賃貸し、又は譲渡することができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡するときは、同項の趣旨を達成するため必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該土地を賃借りし、又は譲り受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

3 都道府県知事等は、第一項の規定により土地を賃借りし、又は譲り受けた者が前項の条件に違反したときは、当該土地の賃貸又は譲渡に係る契約を解除することができる。

4 第一項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡する場合のほか、都道府県知事等は、前条第三項の規定により買い取つた土地を当該土地に係る都市計画に適合するように管理しなければならない。
(昭五〇法六六・追加)
*平成二三年法律一〇五号で平成二四年四月一日から本条のように改まる。

第七條の七 前条第三項の規定により土地を買い取つた者(以下この条において「土地買取者」という。)は、当該土地を第一種市街地再開発事業その他当該土地

に係る都市計画に適合して事業を施行する者又は公共施設の管理者若しくは管理者となるべき者に賃貸し、又は譲渡することができる。

2 土地買取者は、前項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡するときは、同項の趣旨を達成するため必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該土地を賃借りし、又は譲り受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

3 土地買取者は、第一項の規定により土地を賃借りし、又は譲り受けた者が前項の条件に違反したときは、当該土地の賃貸又は譲渡に係る契約を解除することができる。

4 第一項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡する場合のほか、土地買取者は、前条第三項の規定により買い取つた土地を当該土地に係る都市計画に適合するように管理しなければならない。
(開発行為の許可の基準の特例)

第七條の八 市街地再開発促進区域内における都市計画法第四第十二項に規定する開発行為(第七條の四第一項の許可に係る建築物の建築又は建築基準法第五十九條第一項第二号若しくは第三号に該当する建築物の建築に係るものを除く。)については、都市計画法第二十九條第一項第一号の規定は適用せず、同法第三十三條第一項中「基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)」とあるのは、「基準(第二十九條第一項第一号の政令で定める規模未滿の開発

行為にあつては第二号から第十四号までに規定する基準、第二十九條第一項第一号の政令で定める規模以上の開発行為にあつては第二号(貯水施設に係る部分を除く。))に規定する基準を除き、第四項及び第五項の条例が定められているときは当該条例で定める制限を含む。及び市街地再開発促進区域に関する都市計画」と読み替へて、同条の規定を適用する。
(昭五〇法六六・追加、昭五五法三四・昭五五法三五・平二法七三・平一六六一・一部改正)

第二章 施行者
第一節 個人施行者

(施行の認可)
第七條の九 第二條の二第一項の規定により第一種市街地再開発事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、その第一種市街地再開発事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可の申請は、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
3 都道府県知事は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。
4 第二條の二第一項に規定する者が第一種市街地再開発事業の施行区域内において施

行する第一種市街地再開発事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九條第四項の規定による認可とみなす。ただし、同法第七十九條、第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十九條第一項の規定の適用については、この限りでない。
(昭五〇法六六・追加、平二法八七・平一法一六〇・一部改正)

(規準又は規約)
第七條の十 前條第一項の規準又は規約には、次の各号(規準にあつては、第五号から第七号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第一種市街地再開発事業の名称
 - 二 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称
 - 三 第一種市街地再開発事業の範囲
 - 四 事務所所在地
 - 五 費用の分担に関する事項
 - 六 業務を代表して行う者を定めるときは、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 事業年度
 - 九 公告の方法
 - 十 その他国土交通省令で定める事項
(昭五〇法六六・追加、平二法一六〇・一部改正)
- 第七條の十一 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地

区及び工区)、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

2 第九十九条の十の規定により公共施設の管理者又は管理者となるべき者に当該公共施設の整備に関する工事の全部又は一部を行わせる場合には、事業計画において、当該管理者又は管理者となるべき者の行う工事の範囲を定めなければならない。

3 事業計画の設定について必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

(昭五〇法六六・追加、昭五五法六二・平一
一法一六〇・一部改正)

第七條の十二 第七條の九第一項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画につき、施行地区内にある公共施設の管理者、当該第一種市街地再開発事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得なければならない。

(昭五〇法六六・追加)

第七條の十三 第七條の九第一項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地又は建築物について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもつて認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

2 前項の場合において、宅地又は建築物について権利を有する者のうち、宅地について

て所有権又は借地権を有する者及び権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者以外の者について同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第七條の九第一項の規定による認可を申請することができる。

(昭五〇法六六・追加)

第七條の十四 都道府県知事は、第七條の九第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないとき、その認可をしななければならない。

- 一 申請手続が法令に違反していること。
- 二 基準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。
- 三 施行地区が、第一種市街地再開発事業の施行区域の内外にわたつており、又は第三條第二号から第四号までに掲げる条件に該当しないこと。
- 四 事業計画の内容が施行地区内の土地に係る都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。
- 五 当該第一種市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。

(昭五〇法六六・追加、平一法二五・一部改正)

第七條の十五 都道府県知事は、第七條の九第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、第一種市街地再開発事業の施行区域内において施行する第一種市街地再開発事業については国土交通大臣及び関係市町村長に、その他の第一種市街地再開発事業については関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

2 第二条の二第一項の規定による施行者(以下「個人施行者」という。)は、前項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

3 市町村長は、第百條又は第百二十四條の二第三項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(昭五〇法六六・追加、平一〇法八〇・平一
一法八七・平二法一六〇・一部改正)

第七條の十六 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第七條の九第三項の規定は個人施行者が事業計画を変更して新たに施行地区に編入

しようとする土地がある場合に、第七條の十二の規定は個人施行者が公共施設又は同條の政令で定める施設に関する事業計画の変更をしようとする場合に、第七條の九第二項及び前三條の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七條の九第三項及び第七條の十三第一項中「施行地区」となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七條の九第二項中「施行地区」となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、前條第二項中「施行者」として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替へるものとする。

3 個人施行者は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合において、第一種市街地再開発事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

(昭五〇法六六・追加、平一法八七・平一
一法一六〇・平二法一〇一・一部改正)

第七條の十七 個人施行者について相続、合併その他の一般承継があつた場合において、その一般承継人が施行者以外の者であるときは、その一般承継人は、施行者となる。

2 施行地区内の宅地について、個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を施行者以外の者(前項に規定する一般承

継人を除く。が承継したときは、その者は、施行者となる。

3 施行地区内の宅地について、個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合(当該借地権についての一般承継に伴う混同により消滅した場合を除く。)において、その借地権の設定者が施行者以外の者であるときは、その借地権の設定者は、施行者となる。

4 一人で行う第一種市街地再開発事業において、前三項の規定により施行者が数人となつたときは、その第一種市街地再開発事業は、第二条の二第一項の規定により数人共同して施行する第一種市街地再開発事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第七条の九第一項の規定を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 前項の規定による認可の申請は、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

6 数人共同して施行する第一種市街地再開発事業において、当該施行者について一般承継があり、又は施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継若しくは消滅があつたことにより施行者が一人となつたときは、その第一種市街地再開発事業は、第二条の二第一項の規定により一人で行う第一種市街地再開発事業となるものとする。この場合において、当該第一種市街地再開発事業について定められていた規約のうち、規程に記載すべき事項に相当する事項は、当該第一種市街地再開発事

業に係る規程としての効力を有するものとし、その他の事項はその効力を失うものとする。

7 個人施行者について一般承継があり、又は施行地区内の宅地について、個人施行者の有する所有権若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継若しくは消滅があつたことにより施行者に変動を生じたとき(第四項前段に規定する場合を除く。)は、施行者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して、新たに施行者となつた者の氏名又は名称及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名又は名称を都道府県知事に届け出なければならない。

8 都道府県知事は、第四項後段の規定により定められた規約について認可したときは新たに施行者となつた者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、前項の規定による届出を受理したときは新たに施行者となつた者及び施行者でなくなつた者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、遅滞なく、公告しなければならない。

9 個人施行者は、前項の公告があるまでは、施行者の変動、第四項後段の規定により定めた規約又は第六項後段の規定による規約の一部の失効をもつて第三者に対抗することができない。

(昭五〇法六六・追加、昭五五法六二・平一
一法八七・平一法二六〇・平一四法一一・
一部改正)
施行者の権利義務の移転
第七條の十八 個人施行者について一般承継

があつたときは、その施行者が第一種市街地再開発事業に關して有する権利義務(その施行者が当該第一種市街地再開発事業に關し、行政庁の認可、許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。)は、その一般承継人に移転する。

2 前項に規定する場合を除き、施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者があるときは、その施行者がその所有権又は借地権の全部又は一部について第一種市街地再開発事業に關して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

3 第一項に規定する場合を除き、施行地区内の宅地について、個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅したときは、その施行者がその借地権の全部又は一部について第一種市街地再開発事業に關して有する権利義務は、その消滅した借地権の設定者に移転する。

(昭五〇法六六・追加、昭五五法六二・一部改正)
第七條の十九 個人施行者は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることが出来る者のうちから、この法律及び規程又は規約で定める権限を行う審査委員三人以上を選任しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。
(昭五〇法六六・追加)

(第一種市街地再開発事業の終了)
第七條の二十 個人施行者は、第一種市街地再開発事業を終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第七條の九第二項並びに第七條の十五第一項(圖書の送付に係る部分を除く。)及び第二項の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七條の九第二項中「施行地区」となるべき区域」とあるのは「施行地区」と、第七條の十五第二項中「施行者」として、又は規程若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「第一種市街地再開発事業の終了をもつて」と読み替へるものとする。
(昭五〇法六六・追加、平一法八七・平一
一法一六〇・一部改正)

第一節の二 市街地再開発組合

(昭五〇法六六・改称)
第一款 通則

(法人格)
第八條 市街地再開発組合(以下「組合」という。)は、法人とする。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八條の規定は、組合について準用する。
(平一八法五〇・一部改正)

(定款)
第九條 組合は、定款をもつて次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
一 組合の名称
二 施行地区(施行地区を工区に分けると

きは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称

- 三 第一種市街地再開発事業の範囲
- 四 事務所所在地
- 五 参加組合員に関する事項
- 六 費用の分担に関する事項
- 七 役員の数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項
- 八 総会に関する事項
- 九 総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 公告の方法
- 十二 その他国土交通省令で定める事項

(昭五〇法六六・平二法一六〇・一部改

正)

(名称の使用制限)

- 第十條 組合は、その名称中に市街地再開発組合という文字を用いなければならない。
- 2 組合でない者は、その名称中に市街地再開発組合という文字を用いてはならない。

第一款 設立

(認可)

- 第十一條 第一種市街地再開発事業の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができる。

- 2 前項に規定する者は、事業計画の決定に先立つて組合を設立する必要がある場合において、同項の規定にかかわらず、五人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、国土交通省令で定めるところにより、

都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができる。

- 3 前項の規定により設立された組合は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて事業計画を定めるものとする。
- 4 第七条の九第二項の規定は前三項の規定による認可に、同条第三項の規定は第一項又は第二項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」となるべき区域(第十一条第三項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)」と読み替へるものとする。
- 5 組合が施行する第一種市街地再開発事業については、第一項又は第三項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。第七条の九第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(昭四九法七・昭五〇法六六・平一法二

五・平二法八七・平一法一六〇・平一五

法一〇一・一部改正)

(事業計画及び事業基本方針)

- 第十二條 前条第十一項及び第七条の十二の規定は、前条第一項又は第三項の事業計画について準用する。

(昭五〇法六六・平一法二

五・平二法八七・平一法一六〇・平一五

法一〇一・一部改正)

(事業計画及び事業基本方針)

- 2 前条第二項の事業基本方針においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)及び市街地再開発事業の施行の方針を定めなければならない。
- 3 前条第三項の事業計画は、同条第二項の事業基本方針に即したものでなければなら

ない。

(昭五〇法六六・全改、平二法二五・平一

法一六〇・平一七法三四・一部改正)

(参加組合員としての参加の機会(付与)

- 第十三條 第五条の規定により住宅建設の目標が定められた第一種市街地再開発事業に關し第十一条第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域において住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第二条第二項に規定する公営住宅等を建設することが適当と認められる者に対して、これらの者が参加組合員として参加する機会を与えなければならない。

(昭五〇法六六・平二法三五・平一八法六

一・一部改正)

(宅地の所有者及び借地権者の同意)

- 第十四條 第十一条第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

(昭五〇法六六・平一法二

五・平二法八七・平一法一六〇・平一五

法一〇一・一部改正)

(借地権の申告)

- 2 第七条の二第五項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。

第十五條 前条第一項に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

- 2 第七条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前条第三項」とあるのは、「第十四條」と読み替へるものとする。

(昭五〇法六六・平一五法一〇一・一部改

正)

(事業計画の案の作成及び組合員への周知等)

- 第十五條の二 第十一条第二項の規定により設立された組合は、同条第三項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、事業計画の案を作成し、国土交通省令で定めるところにより、説明会の開催その他組合員に当該事業計画の案を周知させるため必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の組合員は、同項の事業計画の案について意見がある場合においては、国土交通省令で定めるところにより、組合に意見書を提出することができる。ただし、事業基本方針において定められた事項については、この限りでない。
- 3 組合は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その意見書に係る意見を勘案し、必要があると認めるときは事業計画の案に修正を加えなければならない。
- 4 組合が成立した後、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、前三項に規定する組合の事務は、第十一条第二項の規定による認可を受けた者が行うものとする。

る。

(平一七法三四・追加)

(事業計画の縦覧及び意見書の処理)

第十六条 都道府県知事は、第十一条第一項又は第三項の規定による認可の申請があつたときは、施行地区となるべき区域(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号の一に該当する事実があり、認可すべきでないときは、この限りでない。

2 当該第一種市街地再開発事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであるとき、その意見書に必要の修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないとき、その旨を意見書に提出した者に通知しなければならぬ。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)中処分についての異議申

立ての審理に関する規定を準用する。

5 第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定による事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。

(昭五〇法六六・平一法二五・平一五法一
〇一・一部改正)

(認可の基準)

第十七条 都道府県知事は、第十一条第一項から第三項までの規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反していること。
 - 二 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事の命令を含む。)に違反していること。
 - 三 事業計画又は事業基本方針の内容が当該第一種市街地再開発事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。
 - 四 当該第一種市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。
- (昭五〇法六六・平一法二五・一部改正)
- (昭五〇法六六・平一法二五・一部改正)
- (組合の成立)
- 第十八条 組合は、第十一条第一項又は第二項の規定による認可により成立する。
- (平一法二五・一部改正)

(認可の公告等)

第十九条 都道府県知事は、第十一条第一項又は第三項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

2 都道府県知事は、第十一条第二項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行地区を表示する図書を送付しなければならない。

- 3 組合は、第十一条第一項の認可に係る第一項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは事業計画をもつて、組合員その他の第三者に対抗することができない。
- 4 市町村長は、第四十五条第六項又は第百条の公告の日(第二項の図書にあつては、当該図書に係る市街地再開発事業についての第一項の図書の公衆の縦覧を開始する日)まで、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(昭五〇法六六・平一法二五・平一法八
七・平一法一六〇・平一七法三四・一部改正)

第三款 管理

(組合員)

第二十条 組合が施行する第一種市街地再開発事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。

2 宅地又は借地権が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。

(昭五〇法六六・一部改正)

(参加組合員)

第二十一条 前条に規定する者のほか、住生活基本法第二条第二項に規定する公営住宅等を建設する者、不動産賃貸業者、商店街振興組合その他政令で定める者であつて、組合が施行する第一種市街地再開発事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

(昭五〇法六六・平一八法六一・一部改正)

(組合員の権利義務の移転)

第二十二条 施行地区内の宅地について組合員の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者があるときは、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

2 施行地区内の宅地について、組合員の有する借地権の全部又は一部が消滅したときは、その組合員がその借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その消滅した借地権の設定者に移転す

る。

(役員)

第二十三条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

(役員)の資格、選挙及び選任

第二十四条 理事及び監事は、組合員(法人にあつては、その役員)のうちから総会で選挙する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者の中から総会で選任することができる。

2 前項本文の規定により選挙された理事若しくは監事が組合員でなくなつたとき、又はその理事若しくは監事が組合員である法人の役員である場合において、その法人が組合員でなくなつたとき、若しくはその理事若しくは監事がその法人の役員でなくなつたときは、その理事又は監事は、その地位を失う。

(役員)の任期

第二十五条 理事及び監事の任期は、五年以内とし、補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行なう。

(役員)の解任請求

第二十六条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事の解任の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、組合は、ただちに、その請求の要旨を公表

し、これを組合員の投票に付さなければならない。

3 理事又は監事は、前項の規定による投票において過半数の同意があつたときは、その地位を失う。

4 前三項に定めるもののほか、理事及び監事の解任の請求及び第二項の規定による投票に必要事項は、政令で定める。

(役員)の職務

第二十七条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合の業務は、理事の過半数で決する。

4 監事の職務は、次のとおりとする。

一 組合の財産の状況を監査すること。

二 理事長及び理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告すること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

5 組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

この場合においては、監事が組合を代表する。

6 理事長は、事業年度ごとに事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の

意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

7 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

8 理事長は、毎事業年度、通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録を当該承認を得た日から二週間以内に、都道府県知事に提出しなければならない。

9 理事長は、組合員から総組合員の十分の一以上の同意を得て会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写の請求があつたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

10 監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。

(平一六法一五〇・平一七法三四・平一八法五〇・二部改正)

(理事長の代表権の制限)

第二十七条の二 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(平一八法五〇・追加)

(理事長の代理行為の委任)

第二十七条の三 理事長は、定款又は総会の議決によつて禁止されていないときに限

り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(平一八法五〇・追加)

(理事長の氏名等の届出及び公告)

第二十八条 組合は、理事長の氏名及び住所を、施行地区を管轄する市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住所を公告しなければならない。

3 組合は、前項の公告があるまでは、理事長の代表権をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

(平一八法八七・二部改正)

(総会の組織)

第二十九条 組合の総会は、総組合員で組織する。

(総会の決議事項)

第三十条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画の決定

三 事業計画又は事業基本方針の変更

四 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

五 経費の収支予算

六 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

七 賦課金の額及び賦課徴収の方法

八 権利変換計画

九 事業代行開始の申請

十 第三百三十三条第一項の管理規約

十一 組合の解散

十二 その他定款で定める事項

(平二法五・二部改正)

(総会の招集)

第三十一条 理事長は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも、臨時総会を招集することができる。

3 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から起算して二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 前項の規定による請求があつた場合において、理事長が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

5 第十一条第一項又は第二項の規定による認可を受けた者は、その認可の公告があつた日から起算して三十日以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなければならない。

6 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、二日前までにこれらの事項を組合員に通知して、総会を招集することができる。

7 理事長は、少なくとも通常総会の会議を開く日の五日前からその会議を開く日まで、当該通常総会の承認を求めようとする事業報告書、収支決算書及び財産目録を

主たる事務所に備えておかなければならない。

8 理事長は、組合員から前項の書類の閲覧又は謄写の請求があつたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(平二法五・平一七法三四・一部改正)

(総会の議事等)

第三十二条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができる。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。

4 総会においては、前条第六項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についての議決することができる。

(特別の議決)

第三十三条 第三十条第一号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事項は、総組合員の三分の二以上で出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地について所有権を有する出席者の議決権及び施行地区内の宅地について借地権を有する出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。第十四条第一項後段の規定は、この場合について準用する。

(平二法二五・平一五法一〇一・平一七法三四・一部改正)

(総会の部会)

第三十四条 組合は、施行地区が工区に分かれているときは、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を設け、工区内の宅地及び建築物に関し、第三十条第八号及び第十号に掲げる事項についての総会の権限をその部会に行なわせることができる。

2 総会の部会は、その部会の設けられる工区に関係のある組合員で組織する。

3 第三十一条第二項から第四項まで及び第六項並びに前二条の規定は、総会の部会について準用する。

(平二法二五・一部改正)

(総代会)

第三十五条 組合員の数が五十人をこえる組合は、総会に代わつてその権限を行なわせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人をこえる組合にあつては、二十人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総会に代わつて行なう権限は、次の各号に掲げる事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一 理事及び監事を選挙又は選任
二 第三十三条の規定に従つて議決しなければならない事項

4 第三十一条第一項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条(第三項ただし書を除く)の規定は、総代会について準用する。

5 総代会が設けられた組合においては、理

事長は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、通常総会を招集することを要しない。

(総代)

第三十六条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員(法人にあつては、その役員)のうちから選挙する。

2 総代の任期は、五年をこえない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第二十四条第二項及び第二十六条の規定は、総代について準用する。

(議決権及び選挙権)

第三十七条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地について所有権と借地権とともに有する組合員は、第三十三条の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めた場合におけるその選挙に係る選挙権についても、同様とする。

3 組合と特定の組合員との関係について議決を有する場合には、その組合員は、議決権を有しない。

4 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。

5 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第三十二条第一項(第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。)及び第三十三条(第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

6 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができる。
7 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。
(平一八法五〇・一部改正)

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

第三十八條 組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第七条の九第三項、第十四条及び第十五条の規定は組合が事業計画又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は組合が公共施設又は同条の政令で定める施設に関係のある事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の十六第三項の規定は組合が施行地区の縮小又は費用の分担に關し定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合に、第十五条の二の規定は組合が事業基本方針の変更の認可を受けて事業計画を定めようとする場合に、第十六条の規定は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合に、第七条の九第二

項、第十七条及び第十九条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第三項中「施行地区となるべき区域」とあり、第十六条第一項中「施行地区となるべき区域(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七条の九第二項中「施行地区」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第十九条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業計画」と、同条第二項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業基本方針」と、同条第三項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合の成立又は定款若しくは事業基本方針」とあるのは「定款又は事業基本方針の変更」と、「あるまでは事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第三十八条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替へるものとする。

(昭五〇法六六・昭五五法六二・平一法二五・平二法六七・平一法一六〇・平一七法三四・一部改正)

第三十九條 組合は、その事業に要する経費(経費の賦課徴収)に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

2 賦課金の額は、組合員が施行地区内に有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない。
3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。
4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠つたときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。

(参加組合員の負担金及び分担金)

第四十條 参加組合員は、政令で定めるところにより、権利変換計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等の価額に相当する額の負担金及び組合の事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。
2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。

(賦課金等の滞納処分)

第四十一條 組合は、組合員が賦課金、負担金、分担金又は過怠金を滞納したときは、督促状を發して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。
2 市町村長は、前項の規定による申請があつたときは、組合のために、地方税の滞納処分の例により滞納処分をするものとする。この場合においては、組合は、市町村長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に納付しなければならない。

3 市町村長が第一項の規定による申請を受けた日から起算して、三十日以内に滞納処

分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、組合の理事長は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。
4 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(賦課金等の時効)

第四十二條 賦課金、負担金、分担金及び過怠金を徴収する権利は、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。
2 前条第一項の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。
(平一八法五〇・一部改正)

(審査委員)

第四十三條 組合に、この法律及び定款で定める権限を行なわせるため、審査委員三人以上を置く。
2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。
3 前二項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(権利変換期日以後における組合員の特別)

第四十四條 権利変換期日以後においては、組合又は参加組合員が取得するものを除き、施設建築敷地の各共有持分及び第八十八条第一項の規定による地上権の各共有持分は、それぞれ一個の宅地又は地上権と、その各共有持分の割合は、それぞれ宅地の

地積又は地上権の目的となつてゐる宅地の地積と、その各共有持分の割合の合計は、それぞれ施行地区内の宅地の総地積又は地上権の目的となつてゐる宅地の総地積とみなし、組合又は参加組合員が取得したそれらの共有持分は、存しないものとみなして、組合員に関する規定を適用する。

第四款 解散

(解散)

第四十五条 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。

- 一 設立についての認可の取消し
- 二 総会の議決
- 三 事業の完成

2 前項第二号の議決は、権利変換期日前に限り行うことができるものとする。

3 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 第七条の九第二項の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第三項中「施行地区」とするべき区域」とあるのは、「施行地区」と読み替へるものとする。

6 都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第四項の規定による認可しなかつたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

7 組合は、前項の公告があるまでは、解散

をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

(平一八法五〇・平一八法七・平一一法一六〇・平一五法一〇一・一部改正)

(清算中の組合の能力)

第四十五条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(平一八法五〇・追加)

(清算人)

第四十六条 組合が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会で他の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第四十六条の二 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(平一八法五〇・追加)

(清算人の解任)

第四十六条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(平一八法五〇・追加)

(清算人の職務及び権限)

第四十六条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行う

ために必要な一切の行為をすることができ

(平一八法五〇・追加)

(清算事務)

第四十七条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について総会の承認を求めなければならない。

(債権の申出の催告等)

第四十七条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間

は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加)

(期間経過後の債権の申出)

第四十七条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

(残余財産の処分制限)

第四十八条 清算人は、組合の債務を弁済し

た後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(裁判所による監督)

第四十八条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

(平一八法五〇・追加)

(決算報告)

第四十九条 清算人は、清算事務が終わつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

(平一八法五〇・一部改正)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第四十九条の二 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、組合の主たる事務所のある地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(平一八法五〇・追加)

(不服申立ての制限)

第四十九条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(平一八法五〇・追加)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十九条の四 裁判所は、第四十六条の二の規定により清算人を選任した場合には、

組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

(即時抗告)

第四十九条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

*平成二三年法律五三号で平成二五年五月二

四日を超えない範囲内において政令で定める日から本条は削られる。

(平一八法五〇・追加)

(検査役の選任)

第五十条 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十九条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

*平成二三年法律五三号で平成二五年五月二四日を超えない範囲内において政令で定める日から—の部分「前二条」に改まり、—の部分「前条」に改まる。

(平一八法五〇・全改)

第一節の三 再開発会社

(平一四法一・追加)

(施行の認可)

第五十条の二 第二条の二第三項の規定により市街地再開発事業を施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の

認可を受けなければならない。

2 第七条の九第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可について準用する。

3 第二条の二第三項の規定による施行する(以下「再開発会社」という。)が施行する市街地再開発事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五

九条第四項の規定による認可とみなす。第七条の九第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(平一四法一・追加)

(規準)

第五十条の三 前条第一項の規準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 市街地再開発事業の種類及び名称

二 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称

三 市街地再開発事業の範囲

四 事務所の所在地

五 特定事業参加者(第五十条の十第一項の負担金を納付し、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い施設建築物の一部等又は建築施設の部分を取得する者)をいう。以下この節において同じ。)に関する事項

六 費用の分担に関する事項

七 事業年度

八 公告の方法

九 その他国土交通省令で定める事項

2 再開発会社は、規準において前項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、原則として、特定事業参加者を公募しなければならない。ただし、施

行地区となるべき区域内に宅地、借地権若しくは権原に基づき存する建築物を有する者又は当該区域内の建築物について借家権を有する者が、再開発会社が取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分とその居住又は業務の用に供するため特に取得する必要がある場合において、これらの者を特定事業参加者として同号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、この限りでない。

3 再開発会社は、規準において第一項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額を負担するのに必要な資力及び信用を有し、かつ、取得後の施設建築物の一部等又は建築施設部分を当該市街地再開発事業の目的に適合して利用すると認められる者を特定事業参加者としなければならない。

(平一四法一・追加)

第五十条の四 第五十条の二第一項の規定による認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

2 第七条の二第五項の規定は、前項の規定

により同意を得る場合について準用する。

(平一四法一・追加、平一五法一〇一・一部改正)

(借地権の申告)

第五十条の五 前条第一項に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 第七条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前条第三項」とあるのは、「第五十条の四」と読み替えるものとする。

(平一四法一・追加、平一五法一〇一・一部改正)

(事業計画等)

第五十条の六 第七条の十一及び第七条の十二の規定は事業計画について、第十六条の規定は規準及び事業計画について準用する。この場合において、第七条の十二中「第七条の九第一項」とあるのは、「第五十条の二第一項」と、同条及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは、「市街地再開発事業」と、同条第二項及び第五項中「第十一条第一項又は第三項」とあるのは、「第五十条の二第一項」と、同条第一項ただし書中「次条各号の一」とあるのは、「第五十条の七各号のいずれか」と、同条第二項中「参加組合員」とあるのは、「第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者」と読み替えるものとする。

(平一四法一・追加、平一五法一〇一・一部改正)

(認可の基準)

第五十条の七 都道府県知事は、第五十条の

二 第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしななければならない。

一 申請者が第二条の二第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社でないこと。

二 申請手続が法令に違反していること。

三 規準又は事業計画の決定手続又は内容が法令(前条において準用する第十六条第三項に規定する都道府県知事の命令を含む。)に違反していること。

四 事業計画の内容が当該市街地再開発事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。

五 当該市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。

(平一四法一・追加、平一七法八七・一部改正)

(認可の公告等)

第五十条の八 都道府県知事は、第五十条の

二 第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、再開発会社の名称、市街地再開発事業の種類及び名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を交付しなければならない。

2 再開発会社は、前項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

3 市町村長は、第百条又は第百二十五条の二第五項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(平一四法一・追加)

第五十条の九 再開発会社は、規準又は事業

計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第七条の九第三項及び第五十条の五の規定は再開発会社が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は再開発会社が公共施設又は同条の政令で定める施設に関係のある事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の十六第三項の規定は再開発会社又は事業計画を変更しようとする場合に、第十六条の規定は規準又は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合に、第七

条の九第二項、第五十条の四及び前二条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第三項及び第五十条の四第一項中「施行地区となるべき区域」とあり、並びに第十六条第一項中「施行地区となるべき区域(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地

区)とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七条の十二、第七条の十六第三項及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、同条第一項ただし書中「次条各号の一」とあるのは「第五十条の九第二項において準用する第五十条の七各号のいずれか」と、同条第二項中「参加組合員」とあるのは「第五十条の三

第一項第五号の特定事業参加者」と、第七条の九第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第五十条の四第一項中「者及び」とあるのは「者並びに」と、第五十条の七第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと」。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とする

「認可に係る規準又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画」とあるのは「規準又は事業計画の変更」と読み替えるものとする。

(平一四法一・追加、平一五法一〇一・一部改正)

(特定事業参加者の負担金等)

第五十条の十 再開発会社が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金

を再開発会社に納付しなければならない。

2 特定事業参加者は、前項の負担金の納付について、相殺をもつて再開発会社に対抗することができない。

3 再開発会社は、特定事業参加者が負担金の納付を怠つたときは、規準で定めるところにより、特定事業参加者に対して過怠金を課することができる。

(平一四法一・追加)

(負担金等の滞納処分)

第五十条の十一 再開発会社は、特定事業参加者が負担金又は過怠金を滞納したときは、督促状を發して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。

2 第四十一条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による徴収を申請した場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合」とあるのは「再開発会社」と、同条第三項中「組合の理事長」とあるのは「再開発会社の代表者」と読み替えるものとする。

3 第四十二条の規定は、再開発会社の負担金及び過怠金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第五十条の十一第一項」と読み替えるものとする。

(平一四法一・追加)

(再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受)

第五十条の十二 再開発会社の合併若しくは分割又は再開発会社が施行する市街地再開発事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受

は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第七条の九第二項及び第三項、第五十条の七並びに第五十条の八の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第二項及び第三項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区」と、第五十条の七中「次の各号のいずれにも該当しない」とあるのは「次の各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれにも該当せず、規準及び事業計画の変更を伴わない」と、同条第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区」となるべき区域」とあるのは、「施行地区」とする」と読み替えるものとする。

(平一四法一・追加)

(承継)

第五十条の十三 再開発会社の合併若しくは分割（当該市街地再開発事業の全部を承継させるものに限る。）又は再開発会社の施行する市街地再開発事業の全部の譲渡があつたときは、合併後存続する会社、合併により設立された会社若しくは分割により市街地再開発事業を承継した会社又は市街地再開発事業の全部を譲り受けた者は、市街地再開発事業の施行者の地位及び従前の再開発会社が市街地再開発事業に関して有する権利義務（従前の再開発会社が当該市街地再開発事業に関し、行政庁の認可、許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を、承継する。

(平一四法一・追加、平一七法三四・一部)

(改正)

(審査委員)

第五十条の十四 再開発会社は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる者のうちから、この法律及び規準で定める権限を行う審査委員三人以上を選任しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(平一四法一・追加)

(市街地再開発事業の終了)

第五十条の十五 再開発会社は、市街地再開発事業を終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第七条の九第二項並びに第五十条の八第一項（図書の送付に係る部分を除く。）及び第二項の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第二項中「施行地区」となるべき区域」とあるのは「施行地区」と、第五十条の八第二項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて」とあるのは「市街地再開発事業の終了をもつて」と読み替えるものとする。

(平一四法一・追加)

第二節 地方公共団体

(施行規程及び事業計画の決定等)

第五十一条 地方公共団体（第二条の二第四項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下この節、第六十条第二

項第四号、第六十九条第一項（第一百八条の二十九において準用する場合を含む。）、第六十六条第三項及び第四項（これらの規定を第六十八条の二十四第二項において準用する場合を含む。）並びに第四章において同じ。）は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画において定めた設計の概要については、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 地方公共団体が施行する市街地再開発事業について事業計画が定められたときは、前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第一項又は第二項の規定による認可とみなす。第七条の九第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(昭四九法七一・昭五〇法六六・平一一法七六・平一法八七・平一法一六〇・平一四六・平一五五法一〇一・一部改正)

(施行規程)

第五十二条 施行規程は、当該地方公共団体の条例で定める。

2 施行規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 市街地再開発事業の種類及び名称
- 二 施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称
- 三 市街地再開発事業の範囲
- 四 事務所の所在地
- 五 特定事業参加者（第五十六条の二第一

項の負担金を納付し、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い施設建築物の一部等又は建築施設の部分を取得する者という。以下この節において同じ。）に關する事項

六 費用の分担に關する事項

七 市街地再開発事業の施行により施行者が取得する施設建築物若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等若しくは建築施設の部分の管理処分の方法に關する事項

八 市街地再開発審査会及びその委員に關する事項（委員の報酬及び費用弁償に關する事項を除く。）

九 その他国土交通省令で定める事項

3 第五十条の三第二項及び第三項の規定は、施行規程において前項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとする場合について準用する。

(昭五〇法六六・平一一法八〇・平一一法一六〇・平一四法二・一部改正)

(事業計画)

第五十三条 地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 第十六条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、「参加組合員」とあるのは「第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同項及び同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「地方公共団体」と、同項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え

と、同条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「地方公共団体」と、「加え、その旨を都道府県知事に申告し」とあるのは「加え」と読み替えるものとする。

3 第五十一条第一項の規定による認可を申請する場合には、施行地区(施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区)及び設計の概要を表示する図書を提出しなければならない。

4 第七条の十一及び第七条の十二の規定は、事業計画について準用する。この場合において、同条中「第七条の九第一項の規定による認可を申請しようとする者は」とあるのは「地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは」と、「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、「の同意を得」とあるのは「と協議し」と読み替えるものとする。

(昭五〇法六六・平一〇法八〇・平一一法二五・平一四法一一・平一五法一〇一・一部改正)

第五十四条 地方公共団体は、事業計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、市街地再開発事業の種類及び名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区)その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の公告があるまでは、事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

(昭五〇法六六・平一一法一六〇・一部改正)

(正) (施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付及び縦覧) 第五十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五十一条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通大臣にあっては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあっては国土交通大臣及び関係市町村長に第五十三条第三項の図書の写しを送付しなければならない。

2 市町村長は、前条第一項の公告の日から第一百条の公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

(事業計画の変更) 第五十六条 第五十一条後段及び前三条の規定は、事業計画の変更(第五十三条第一項から第三項までの規定に係る場合は、政令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合において、第五十三条第四項後段中「定め」とあるのは、「変更し」と読み替えるものとする。

(特定事業参加者の負担金) 第五十六条の二 地方公共団体が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利交換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を地方公共団体に納付しなければならない。

2 特定事業参加者は、前項の負担金の納付について、相殺をもつて地方公共団体に對抗することができない。

(平一〇法八〇・追加) (負担金の滞納処分) 第五十六条の三 地方公共団体は、特定事業参加者が前条第一項の負担金を滞納したときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができ、

2 前項の督促をするときは、政令で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴取することができる。

3 第一項の督促を受けた特定事業参加者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体は、国税滞納処分の例により、同項の負担金及び前項の延滞金を徴取することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

5 第四十二条の規定は、地方公共団体が第一項の負担金及び第二項の延滞金を徴取する権利について準用する。この場合において、「同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第五十六条の三第一項」と読み替えるものとする。

(平一〇法八〇・追加) (市街地再開発審査会) 第五十七条 地方公共団体が施行する市街地再開発事業ごとに、この法律及び施行規程で定める権限を行なわせるため、その地方公共団体に、市街地再開発審査会を置く。

2 施行地区を工区に分けたときは、市街地再開発審査会は、工区ごとに置くことができる。

3 市街地再開発審査会は、五人から二十人までの範囲内において、施行規程で定める数の委員をもつて組織する。

4 市街地再開発審査会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、地方公共団体の長が任命する。
一 土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者
二 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者
三 前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、三人以上でなければならない。

第三節 独立行政法人都市再生機構等

(昭四九法六九・昭五五法六一・昭五六法四八・平一一法七六・平一五法一〇〇・改称) 第五十八条 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社(第二条の二第五項又は第六項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下「機構等」と総称する。)は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。施行規程又は事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

同様に、市街地再開発審査会を置く。

2 機構等が施行する市街地再開発事業については、前項前段の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。第七條の九第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第五十條の二第二項及び第三項並びに第五十二條第二項の規定は施行規程について、第七條の十一及び第七條の十二の規定は事業計画について、第十六條(第一項ただし書を除く。)及び第十九條(第二項を除く。)の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第七條の十二及び第十六條第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、第七條の十二中「の同意を得」とあるのは「と協議し」と、第十六條第一項から第三項まで及び第五項並びに第十九條第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)」と、第十六條第二項中「参加組合員」とあるのは「第五十八條第三項において準用する第五十二條第二項第五号の特定事業参加者」と、同條第五項中「第十一條第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「機構等」と、第十九條第一項中「組合の名称」とあるのは、「市街地再開発事業の種類及び名称」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、国土交通大臣)」と、同條第三項中「組合」とあるのは「機構等」と、第十一條第一項とあるのは「第五十八條第三項において

て準用する第十九條第一項」と、「組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同條第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは、「施行規程又は」と、「組合員その他の第三者」とあるのは「第三者」と、第五十條の三第二項中「前項第五号」とあり、及び同條第三項中「第一項第五号」とあるのは「第五十八條第三項において準用する第五十二條第二項第五号」と、第五十二條第二項第五号中「第十六條の二第二項」とあるのは「第五十八條の二第二項」と読み替えるものとする。

4 第七條の十二、第十六條(第一項ただし書を除く。)並びに第十九條第一項及び第四項の規定は、施行規程又は事業計画の変更(第七條の十二の規定に係る場合を除き、政令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 機構等は、前項において準用する第十九條第一項の公告があるまでは、施行規程又は事業計画の変更をもつて第三者に対抗することができない。

(昭四九法六九・昭四九法七一・昭五〇法六・昭五五法六二・昭五六法四八・平一〇法八〇・平一一法二五・平一一法七六・平一一法八七・平一一法六〇・平一四法一一・平一五法一〇〇・平一五法一〇一・平一六法一〇二・一部改正)

(特定事業参加者の負担金等)
第五十八條の二 機構等が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令

で定めるところにより、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を機構等に納付しなければならない。

2 第五十六條の二第二項及び第五十六條の三の規定は、前項の規定により特定事業参加者が負担金を機構等に納付する場合について準用する。この場合において、同條第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十八條の二第二項」と、同條第二項中「前項」とあり、同條第三項中「第一項」とあるのは「第五十八條の二第二項において準用する第五十六條の三第二項」と、同項中「前項」とあるのは「第五十八條の二第二項」と、同條第五項中「第一項」とあるのは「第五十八條の二第二項において準用する第五十六條の三第二項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、「第二項」と、「第五十六條の三第二項」とあるのは「第五十二條第二項」と、「同条第二項」とあるのは「第四十二條第二項」と、「第五十六條の三第二項」とあるのは「第五十八條の二第二項において準用する第五十六條の三第二項」と読み替えるものとする。

(平一〇法八〇・追加 平一五法一〇〇・一部改正)

2 (市街地再開発審査会)
第五十九條 機構等が施行する市街地再開発事業(ここに、この法律及び施行規程で定める権限を行わたるため、機構等に市街地再開発審査会を置く。

2 第五十七條第二項から第五項までの規定は、前項の規定により置かれる市街地再開発審査会について準用する。この場合において、同條第四項中「地方公共団体の長」とあるのは、独立行政法人都市再生機構に置かれるものについては「独立行政法人都市再生機構理事長」と、地方住宅供給公社に置かれるものについては「地方住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。

3 第一項の市街地再開発審査会の委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(昭四九法六九・昭五五法六二・昭五六法四八・平一一法七六・平一五法一〇〇・平一六法一〇二・一部改正)

第三章 第一種市街地再開発事業
第一節 測量、調査等
第六十條 測量及び調査のための土地の立入り等(測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは再開発会社とならうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けた場合に限る。

*平成三年法律一〇五号で平成二四年四月一日から―の下に「市の区域内にあつて

は、当該市の長。第六十二條第一項及び第百四十二條第一号において「立入許可権者」という。」が加わる。

2 前項の規定は、次に掲げる公告があつた日後、施行者が第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する建築物その他の工作物に立ち入つて測量又は調査を行う必要がある場合について準用する。

一 個人施行者が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、その施行についての認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告

二 組合が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、第十九條第一項の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告

三 再開発公社が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、その施行についての認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告

四 地方公共団体が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、事業計画の決定の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の公告

五 機構等が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告

3 前二項の規定により他人の占有する土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地又は工作物の占有者に通知しなければならぬ。

4 第一項の規定により建築物が存し、若しくはかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするとき、又は第二項の規定により他人の占有する工作物に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地又は工作物の占有者に告げなければならぬ。

5 日出前及び日没後においては、土地又は工作物の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地又は工作物に立ち入つてはならない。

6 土地又は工作物の占有者は、正当な理由がない限り、第一項又は第二項の規定により立入りを拒み、又は妨げてはならない。
(昭五〇法六六・昭五五法六二・平一法二五・平一四法二一・平一五法一〇〇・一部改正)

第六十一條 前條第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行なおうとする場合においては、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘

等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べべる機会を与えなければならぬ。

*平成三年法律一〇五号で平成二四年四月一日から本項は次のように改まる。

前條第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行なおうとする場合においては、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内において施行者(第二條の二第四項の規定により第一種市街地再開発事業を施行する地方公共団体を除く。以下この項において同じ。)とならうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは施行者が試掘等を行おうとし、又は第二條の二第四項の規定により第一種市街地再開発事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項、次條第二項及

び第百四十二條第三号において「試掘等許可権者」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、試掘等許可権者が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べべる機会を与えなければならぬ。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならぬ。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいらないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者とならうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならぬ。
(証明書等の携帯)
第六十二條 第六十條第一項又は第二項の規

定により他人の占有する土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書（個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、その身分を示す証明書及び都道府県知事の許可証）を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（昭五〇法六六・平一四法一一一部改正）
*平成二三年法律一〇五号で平成二四年四月一日から本条は次のように改まる。

（証明書等の携帯）

第六十二条 第六十条第一項又は第二項の規定により他人の占有する土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書（個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、その身分を示す証明書及び立入許可権者の許可証）を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は試掘等許可権者の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第六十三条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第六十条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（測量のための標識の設置）

第六十四条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行うため必要があるときは、国土交通省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（昭五〇法六六・平一一法一六〇一部改正）

（関係簿書の閲覧等）

第六十五条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため必要があるときは、施行地区となるべき区域若しくは施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。

（昭五〇法六六・平一六法一一四一部改正）

（建築行為等の制限）

第六十六条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、第一種市街地再開発事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付けることができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反

し、又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、第一種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確認することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

6 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第六十条第二項各号に掲げる公告があつ

た後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置（以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。）がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行なわれる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。

8 前項の承認の申請があつたときは、都道府県知事は、あらかじめ、施行者の意見をきいて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。

9 第一項の許可があつたときは、当該許可に係る土地の形質の変更等について第七項の承認があつたものとみなす。
(昭五〇法六六・平五法八九・一部改正)

*平成三年法律一〇五号で平成二四年四月一日から本条は次のように改まる。
(建築物為等の制限)

第六十六条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組

合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第二条の第二第四項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第九十八条及び第四百四十一条の第二号において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事等は、第一項の許可をする場合において、第一種市街地再開発事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付けることができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事等は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、第一種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は

移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

6 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置（以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。）がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事等の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。

8 前項の承認の申請があつたときは、都

道府県知事等は、あらかじめ、施行者の意見を聴いて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。

9 第一項の許可があつたときは、当該許可に係る土地の形質の変更等について第七項の承認があつたものとみなす。

(第一種市街地再開発事業の施行についての周知措置)

第六十七条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつたときは、施行者は、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係権利者に当該第一種市街地再開発事業の概要を周知させるため必要な措置を講ずることにより、第一種市街地再開発事業の施行についてその協力が得られるように努めなければならない。
(昭五〇法六六・平一一法一六〇・一部改正)

(土地調査及び物件調査)

第六十八条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後、施行者は、土地調査及び物件調査を作成しなければならない。

2 土地収用法第三十六条第二項から第六項まで及び第三十七条から第三十八条までの規定は、前項の土地調査及び物件調査について準用する。この場合において、同法第三十七条第一項及び第二項並びに第三十七条の二中「第三十六条第一項」とあるのは「都市再開発法第六十八条第一項」と、同法第三十七条第一項及び第二項中「収用法第三十七条第一項とする土地」とあるのは「施行地区内の各個の土地」と、同法第

三十七条の二中「第三十五条第一項」とあるのは「同法第六十条第一項又は第二項」と、「同項の」とあるのは「これらの」と読み替えるものとする。

3 土地調査又は物件調書の記載について関係権利者のすべてに異議がないときは、前項において準用する土地収用法第三十六条の規定による立会いは、省略することができる。

(平一五法一〇一・一部改正)

第六十九條 地方公共団体又は機構等は、施行地区内の土地に存する建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他第一種市街地再開発事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な施行地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができ

る。
2 前項の規定による使用に関しては、土地収用法の規定を適用する。

(昭五〇法六六・昭五五法六二・平一五法一〇〇・一部改正)

第二節 権利変換手続

第一款 手続の開始

第七十條 権利変換手続開始の登記
施行者は、第六十条第二項各号に掲げる公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、施行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権について、権利変換手続開始の登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する者又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するには、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。
3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。
4 第二項の承認を得ないでした処分は、施行者に対抗することができない。
5 権利変換期日前において第四十五条第六項、第二百二十四条の二第三項又は第二百二十五条の二第五項の公告があつたときは、施行者（組合にあつては、その清算人）は、遅滞なく、登記所に、権利変換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。
(平一法一六〇・平一四法八五・一部改正)

(権利変換を希望しない旨の申出等)
第七十一條 個人施行者若しくは再開発会社の施行の認可の公告、第十九条第一項の公告又は事業計画の決定若しくは認可の公告があつたときは、施行地区内の宅地の所有者、その宅地について借地権を有する者又は施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、第八十七条又は第八十八条第一項及び第二項の規定による権利の変換を希望せず、自己の有する宅地、借地権若しくは建築物に代えて金銭の給付を希望し、又は自己の有する建築物を他に移転すべき旨を申し出るこ

とができる。
2 前項の宅地、借地権若しくは建築物につ

いて仮登記上の権利、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め、登記若しくは処分の制限の登記があるとき、又は同項の未登記の借地権の存否若しくは帰属について争いがあるときは、それらの権利者又は争いの相手方の同意を得なければ、同項の規定による金銭の給付の希望を申し出ることができない。
3 施行地区内の建築物について借家権を有する者（その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、第一項の期間内に施行者に対し、第八十八条第五項の規定による借家権の取得を希望しない旨を申し出ることができ

る。
4 施行者が第十一条第一項の規定により設立された組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項又は前項の規定による申出は、第十一条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。
5 第一項の期間経過後六月以内に第八十三条の規定による権利変換計画の縦覧の開始（個人施行者が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、次条第一項後段の規定による権利変換計画の認可。以下この項において同じ。）がされないときは、当該六月の期間経過後三十日以内に、第一項若しくは第三項の規定による申出を撤回し、又は新たに第一項若しくは第三項の規定による申出をすることができ

6 事業計画を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入した場合においては、前項前段中「第一項の期間経過後六月以内に第八十三条の規定による権利変換計画の縦覧の開始（個人施行者が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、次条第一項後段の規定による権利変換計画の認可。以下この項において同じ。）がされないときは、当該六月の期間経過後」とあるのは、「新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の公告又はその変更の認可の公告があつたときは、その公告があつた日から起算して」とする。
7 第一項、第三項又は前二項の申出又は申出の撤回は、国土交通省令で定めるところにより、書面で行なければならない。

(昭五〇法六六・平一法二五・平一法一六〇・平一四法一〇一・平一五法一〇一・一部改正)

第二款 権利変換計画

(権利変換計画の決定及び認可)
七十二條 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県（第二條の二第四項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。）又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣（個人施行者、組合、再開発会社、市町村（同項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第百九条を除き、以下同じ。）又は市のみが設立した地方住宅

供給公社(第二条の二第六項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。)にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第七条の十三の規定は、個人施行者が権利変換計画について認可を申請しようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」と読み替えるものとする。

3 第五十条の四の規定は、再開発会社が権利変換計画について認可を申請しようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」と読み替えるものとする。

4 第一項後段及び前二項の規定は、権利変換計画を変更する場合(政令で定める軽微な変更をする場合を除く。)に準用する。

5 施行地区が工区に分かれているときは、権利変換計画は、工区ごとに定めることができる。この場合において、権利変換に関する規定中「施行地区」とあるのは、「工区」とする。

(昭五〇法六六・昭五五法六二・平一一法七六・平一一法一六〇・平一四法一一・平一五法一〇〇・平一五法一〇一・平一六法一〇二(一部改正))

(権利変換計画の内容)

第七十三条 権利変換計画においては、国土交通省令定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 配置設計
二 施行地区内に宅地、借地権又は権原に

基づき建築物を有する者で、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等を与えらるることとなるものの氏名又は名称及び住所

三 前号に掲げる者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びその価額
四 第二号に掲げる者に前号に掲げる宅地、借地権又は建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の明細及びその価額の概算額
五 第三号に掲げる宅地、借地権又は建築物について先取特権、質権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め(登記又は処分制限の登記(以下「担保権等の登記」と総称する。))に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利

六 前号に掲げる者が施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に関する権利の上に有することとなる権利
七 施行地区内の建築物について借家権を有する者(その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)で、当該権利に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えらるることとなるものの氏名又は名称及び住所

- 八 前号に掲げる者に借家権が与えられることとなる施設建築物の一部
九 施設建築敷地の地代の概算額及び地代

以外の借地条件の概要

十 施行者が施設建築物の一部を賃貸しする場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要

十一 第七十九条第三項の規定が適用されることとなる者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びその価額
十二 施行地区内の宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる宅地若しくは建築物又は権利並びにその価額

十三 組合の参加組合員に与えられることとなる施設建築物の一部等の明細並びにその参加組合員の氏名又は名称及び住所
十四 第五十条の三第一項第五号又は第五十二条第二項第五号(第五十八条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特定事業参加者(以下単に「特定事業参加者」という。)に与えられることとなる施設建築物の一部等の明細並びにその特定事業参加者の氏名又は名称及び住所

- 十五 第四号及び前二号に掲げるもののほか、施設建築敷地又はその共有持分及び施設建築物の一部等の明細、その帰属並びにその管理処分の方法
十六 新たな公共施設の用に供する土地の

帰属に関する事項

十七 権利変換期日、土地明渡しの日定期及び工事完了の予定時期
十八 その他国土交通省令で定める事項

2 宅地又は借地権を有する者が当該宅地上に建築物を有する場合において、当該宅地、借地権又は建築物について担保権等の登記に係る権利があるときは、これら宅地、借地権又は建築物は、それぞれ別個の権利者に属するものとみなして権利変換計画を定めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 担保権等の登記に係る権利の消滅について関係権利者のすべての同意があつたとき。
二 宅地と建築物又は借地権と建築物とが同一の担保権等の登記に係る権利の目的となつており、かつ、それらのすべての権利の順位が、宅地と建築物又は借地権と建築物とにおいてそれぞれ同一であるとき。
3 借地権の設定に係る仮登記上の権利があるときは、仮登記権利者が当該借地権を有する場合は、借地権の所有者が当該借地権を別個の権利者として有するものとみなして、権利変換計画を定めなければならない。
4 宅地又は建築物に関する権利に関して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人に属するものとして権利変換計画を定めなければならない。ただし、借地権以外

の宅地を使用し、又は収益する権利の存否が確定しない場合にあつては、その宅地の所有者に対しては、当該権利が存しないものとして、その者に与える施設建築物の一部等を定めなければならない。

(平一〇法八〇・平一法一六〇・平一四法一一・平一五法一〇一・一部改正)

第七十四條 権利変換計画は、災害を防止し、衛生を向上し、その他居住条件を改善するとともに、施設建築物及び施設建築物の合理的利用を図るよう定めなければならない。

2 権利変換計画は、関係権利者間の利害の衡平に十分の考慮を払つて定めなければならない。

第七十五條 権利変換計画は、一個の施設建築物の敷地は一筆の土地となるものとして定めなければならない。

2 権利変換計画は、施設建築物敷地には施設建築物の所有を目的とする地上権が設定されるものとして定めなければならない。

3 第七十三條第一項第二号に掲げる者が取得することとなる施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分及び当該施設建築物の共用部分の共有持分の割合は、政令で定めるところにより、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置及び床面積を勘案して定めなければならない。

第七十六條 権利変換計画においては、施行地区内に宅地を有する者に対しては、施設建築物敷地の所有権が与えられるよう定めなければならない。

2 二以上の施設建築物敷地がある場合において、各宅地の所有者に与えられる施設建築物敷地は、当該第一種市街地再開発事業のうち建築敷地及び公共施設の整備に関する事業を土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業として施行したならば、当該宅地につき換地と定められるべき土地の属すべき施設建築物敷地とする。

3 一の施設建築物敷地について二人以上の宅地の所有者が所有権を与えられるときは、当該施設建築物敷地は、各宅地の価額に應ずる割合によりこれらの者の共有に属するものとする。

4 第七十一條第一項の申出をした宅地の所有者の有する宅地については、施行者をその宅地の所有者とみなして前三項の規定を適用する。

(昭五〇法六六・一部改正)

第七十七條 権利変換計画においては、第七十一條第一項の申出をした者を除き、施行地区内に借地権を有する者及び施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者に対しては、施設建築物の一部等が与えられるよう定めなければならない。

2 前項前段に規定する者に対して与えられる施設建築物の一部等は、それらの者が権利を有する施行地区内の土地又は建築物の位置、地積又は床面積、環境及び利用状況とそれらの者に与えられる施設建築物の一

部の位置、床面積及び環境とを総合的に勘案して、それらの者の相互間に不均衡が生じないように、かつ、その価額と従前の価額との間に著しい差額が生じないように定めなければならない。この場合において、二以上の施設建築物敷地があるときは、その施設建築物の一部は、特別の事情がない限り、それらの者の権利に係る土地の所有者に前条第一項及び第二項の規定により与えられること定められる施設建築物敷地に建築される施設建築物の一部としなければならない。

3 宅地の所有者である者に対しては、その者に与えられる施設建築物敷地に第八十八條第一項の規定により地上権が設定されることによる損失の補償として施設建築物の一部等が与えられるよう定めなければならない。

4 権利変換計画においては、第一項又は前項の規定により与えられるように定められる施設建築物の一部等以外の部分は、施行者に帰属するよう定めなければならない。

5 権利変換計画においては、第七十一條第三項の申出をした者を除き、施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者から当該建築物について借家権の設定を受けている者(その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)に対しては、第一項の規定により当該建築物の所有者に与えられることとなる施設建築物の一部について、借家権が与えられるよう定めなければならない。ただし、当該建築物の所有者が第七十一條第一

項の申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰属することとなる施設建築物の一部について、借家権が与えられるよう定めなければならない。

(平一〇法八〇・一部改正)

第七十八條 施行地区内の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の土地に権原に基づき所有される建築物については、担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる宅地、借地権又は建築物に対応して与えられるものとして定められる施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に関する権利の上に存するものとして定めなければならない。

2 前項の場合において、関係権利者間の利害の衡平を図るため必要があるときは、施行者は、当該存するものとして定められる権利につき、これらの者の意見をきいて、必要を定めることができ。

(床面積が過小となる施設建築物の一部の処理)

第七十九條 権利変換計画を第七十四條第一項の基準に適合させるため特別な必要があるときは、第七十七條第二項又は第三項の規定によれば床面積が過小となる施設建築

物の一部の床面積を増して適正なものとすることができる。この場合においては、必要な限度において、これらの規定によれば床面積が大于余裕がある施設建築物の一部の床面積を減することができる。

2 前項の過小な床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経て定める。この場合において、市街地再開発審査会の議決は、第五十七条第四項第一号（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる委員の過半数を含む委員の過半数の賛成によつて決する。

3 権利変換計画においては、前項の規定により定められた床面積の基準に照らし、床面積が著しく小である施設建築物の一部又はその施設建築物の一部についての借家権が与えられることとなる者に対しては、前二条の規定にかかわらず、施設建築物の一部等又は借家権が与えられないように定めることができる。

(宅地等の価額の算定基準)

第八十条 第七十三条第一項第三号、第十一号又は第十二号の価額は、第七十一条第一項又は第五項（同条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とする。

2 第七十六条第三項の割合の基準となる宅地の価額は、当該宅地に関する所有権以外

の権利が存しないものとして、前項の規定を適用して算定した相当の価額とする。

(施設建築敷地の価額等の概算額の算定基準)

第八十一条 権利変換計画においては、第七十三条第一項第四号、第九号又は第十号の概算額は、政令で定めるところにより、第一種市街地再開発事業に要する費用及び前条第一項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

(昭五〇法六六・一部改正)

(公共施設の用に供する土地の帰属に関する定め)

第八十二条 権利変換計画においては、第一種市街地再開発事業により従前の公共施設に代えて設置される新たな公共施設の用に供する土地は、従前の公共施設の用に供される土地の所有者が国であるときは国に、地方公共団体であるときは当該地方公共団体に帰属し、その他の新たな公共施設の用に供する土地は、当該新たな公共施設を管理すべき者（その者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するように定めなければならない。

(昭五〇法六六・平一一法八七・一部改正)

(権利変換計画の縦覧等)

第八十三条 個人施行者以外の施行者は、権利変換計画を定めようとするときは、権利変換計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告するとともに、施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者にこれらの事項を通知しなければならない。

2 施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者は、縦覧期間内に、権利変換計画について施行者に意見書を提出することができる。

3 施行者は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは権利変換計画に必要な修正を加え、その意見書に係る意見を採用すべきでないときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 施行者が権利変換計画に必要な修正を加えたときは、その修正に係る部分についてさらに第一項からこの項までに規定する手続を行なうべきものとする。ただし、その修正が政令で定める軽微なものであるときは、その修正部分に係る者にその内容を通知することを要しない。

5 第一項から前項までの規定は、権利変換計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。

(昭五〇法六六・平一〇法八〇・平一五法一〇一・一部改正)

(審査委員及び市街地再開発審査会の関与)

第八十四条 施行者は、権利変換計画を定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経なければならない。この場合においては、第七十九条第二項後段の規定を準用する。

2 前項の規定は、前条第二項の意見書の提出があつた場合において、その採否を決定するときに準用する。

(価額についての裁決申請等)

第八十五条 第七十三条第一項第三号、第十一号又は第十二号の価額について第八十三条第三項の規定により同条第二項の意見書を採用しない旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して三十日以内に、取用委員会にその価額の裁決を申請することができる。

2 前項の規定による裁決の申請は、事業の進行を停止しない。

3 土地取用法第九十四条第三項から第八項まで、第百三十三条及び第百三十四条の規定は、第一項の規定による取用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについて準用する。この場合において必要な技術的読替等は、政令で定める。

4 第一項の規定による取用委員会の裁決及び前項の規定による訴えに対する裁判は、権利変換計画において与えられることと定められた施設建築敷地の共有持分又は施設建築物の一部等には影響を及ぼさないものとする。

第三款 権利の変換

(権利変換の処分)

第八十六条 施行者は、権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について第七十二条第四項の政令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。

2 権利変換に関する処分は、前項の通知をすることによつて行なう。

3 権利変換に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(昭五〇法六六・平五法八九・平一一法一六〇・平一四法一一・一部改正)

(権利変換期日等の通知)

第八十六条の二 施行者は、権利変換計画若しくはその変更(権利変換期日に係るものに限る。以下この条において同じ。)の認可を受けたとき、又は第七十二条第四項の政令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する登記所に、権利変換期日その他国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

(平一四法八五・追加)

(権利変換期日における権利の変換)

第八十七条 施行地区内の土地は、権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、新たに所有者となるべき者に帰属する。この場合において、従前の土地を目的とする所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅す

る。

2 権利変換期日において、施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者の当該建築物は、施行者に帰属し、当該建築物を目的とする所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。ただし、第六十六条第七項の承認を受けないで新築された建築物及び他に移転すべき旨の第七十一条第一項の申出があつた建築物については、この限りでない。

(平五法八九・一部改正)

第八十八条 施設建築物の敷地となるべき土地には、権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、施設建築物の所有を目的とする地上権が設定されたものとみなす。ただし、権利変換期日以後第百条の公告の日までの間は、権利変換計画の定めるところに従い、施行者がその地代の概算額を支払うものとする。

2 施設建築物の一部は、権利変換計画において、これとあわせて与えられることと定められていた地上権の共有持分を有する者が取得する。

3 第七十三条第四項の規定により借地権が存するものとして権利変換計画が定められたときは、当該借地権を有するものとされた者が取得し、その者が当該借地権の設定の取得の際、その者が当該借地権の設定者とされた者に対し、当該借地権の存しないことの確定を停止条件として移転したものとみなす。

4 建物の区分所有等に関する法律第一条に規定する建物の部分若しくは附属の建物で権利変換計画において施設建築物の共用部

分と定められたものがあるとき、権利変換計画において定められた施設建築物の共用部分の共有持分が同法第十一条第一項若しくは第十四条第一項から第三項までの規定に適合しないとき、又は権利変換計画において定められた施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分の割合が同法第二十二條第二項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないときは、権利変換計画その定めをした部分は、それぞれ同法第四条第二項、第十一条第二項若しくは第十四条第四項又は第二十二條第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による規約とみなす。

5 施行地区内の建築物について借家権を有していた者(その者がさらに借家権を設定していたときは、その借家権の設定を受けた者)は、権利変換計画の定めるところに従い、施設建築物の一部について借家権を取得する。

6 第一項の規定による地上権の設定については、地方自治法第二百三十八條の四第一項及び国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八條第一項の規定は、適用しない。

(昭五八法五一・平一一法八七・一部改正)

(担保権等の移行)

第八十九条 施行地区内の宅地、借地権又は建築物について存する担保権等の登記に係る権利は、権利変換期日以後は、権利変換計画の定めるところに従い、施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に関する権利の上に存するものとす

る。

(権利変換の登記)

第九十条 施行者は、権利変換期日後遅滞なく、施行地区内の土地につき、従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十号に規定する表題登記をいう。)並びに権利変換後の土地に関する権利について必要な登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

2 施行者は、権利変換期日後遅滞なく、第八十七条第二項の規定により施行者に帰属した建築物については所有権の移転の登記及び所有権以外の権利の登記の抹消を、施行地区内のその他の建築物については権利変換手続開始の登記の抹消を申請し、又は嘱託しなければならない。

3 権利変換期日以後においては、施行地区内の土地及び第八十七条第二項の規定により施行者に帰属した建築物に関しては、前二項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(平一六法二四・一部改正)

(補償金等)

第九十一条 施行者は、施行地区内の宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに対し、その補償として、権利変換期日までに、第八十条第一項の規定により算定した相当の価額に同項に規定する

三十日の期間を経過した日から権利変換計画の認可の公告の日までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額に、当該権利変換計画の認可の公告の日から補償金を支払う日までの期間につき年六パーセントの割合により算定した利息相当額を付してこれを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。

2 取用委員会は、前項の規定による補償を受けるべき者に対し第八十五条第一項の規定による裁決をする場合において、その裁決で定められた価額が前項に規定する相当の価額として施行者が支払つた額を超えるときは、次に掲げる額の合計額を支払うべき旨の裁決をあわせてしなければならない。

一 その差額につき第八十条第一項に規定する三十日を経過した日から権利変換計画の認可の公告の日までの前項に規定する物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額及び権利変換計画の認可の公告の日から権利変換期日までの間の同項に規定する利息相当額

二 前号の額につき権利変換期日後その支払いを完了する日までの日数に応じ年十
四・五パーセントの割合による過怠金
3 土地取用法第九十四条第十項から第十二項までの規定は、前項の裁決に関し、第八十五条第三項の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。
(昭五五法一三・平一法一五・一部改正)

第九十二条 施行者は、次の各号の一に該当

する場合においては、前条に規定する補償金(利息相当額を含む。)及び過怠金(以下「補償金等」という。)の支払に代えてこれを供託することができる。

一 補償金等を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金等を受領することができないとき。

二 施行者が過失がなくて補償金等を受けべき者を確知することができないとき。

三 施行者が取用委員会の裁決した補償金の額に対して不服があるとき。

四 施行者が差押え又は仮差押えにより補償金等の払渡しを禁じられたとき。

2 前項第三号の場合において、補償金等を受けるべき者の請求があるときは、施行者は、自己の見積り金額を払い渡し、裁決による補償金等の額との差額を供託しなければならない。

3 施行者は、第七十三条第四項の場合においては、権利変換計画において存するものとされた権利に係る補償金等(併存し得ない二以上の権利が存するものとされた場合においては、それらの権利に対する補償金等のうち最高額のもの)の支払に代えてこれを供託しなければならない。

4 施行者は、先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的物について補償金等を支払うときは、これらの権利者のすべてから供託しなくてもよい旨の申出があつたときを除き、その補償金等を供託しなければならない。

5 前四項の規定による供託は、施行地区内

の土地の所在地の供託所にしなければならない。

6 施行者は、第一項から第四項までの規定による供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金等を取付すべき者(その供託が第三項の規定によるものであるときは、争いの当事者)に通知しなければならない。
(昭五〇法六六・二部改正)

(昭五〇法六六・二部改正)

第九十三条 前条第四項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金等に対してその権利を行うことができる。
(昭五〇法六六・全改)

第九十四条 差押えに係る権利については、第九十一条第一項の規定にかかわらず、施行者は、権利変換期日までに、同項の規定により支払うべき金額を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。ただし、強制執行若しくは担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。以下単に「競売」という。)による代金の納付又は滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

2 前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に関しては、強制執行若しくは競売による代金又は滞納処分による売却代金とみなし、その払渡しを受けた時が強制競売又は競売に係る配当要求の終期の到来前であるときは、その時に配当要求の終期が到来したものとみなす。

3 強制競売若しくは競売に係る売却許可決定後代金の納付前又は滞納処分による売却決定後売却代金の支払前に第一項本文の規定による払渡しがあつたときは、売却許可決定又は売却決定は、その効力を失う。

4 差押えに係る権利について第九十一条第二項の裁決があつたときは、施行者は、その補償金等を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。

5 施行者は、前項の場合において、取用委員会の裁決した補償金等の額に対して不服があるときは、同項の規定による払渡しをする際、自己の見積り金額を同項に規定する配当手続を実施すべき機関に通知しなければならない。

6 第一項及び前二項の規定は、仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の払渡しに準用する。

7 施行者に補償金等の支払を命ずる判決が確定したときは、その補償金等の支払に関しては、第一項の規定による補償金等の例による。この場合において、施行者が補償金等を配当手続を実施すべき機関に払い渡したときは、補償金等の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとみなす。

8 第一項、第四項又は前二項の規定による補償金等の裁判所への払渡し及びその払渡しがあつた場合における強制執行、仮差押えの執行又は競売に関しては、最高裁判所規則で民事執行法(昭和五十四年法律第四号)又は民事保全法(平成元年法律第九十一号)の特例その他必要な事項を、その補償金等の裁判所以外の配当手続を実施すべ

き機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に関しては、政令で国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)の特例その他必要な事項を定めることができる。

第四款 土地の明渡し

(昭五四法五・平元法九一・二部改正)

第九十五条 権利変換期日において、第八十七条の規定により失つた権利に基づき施行地区内の土地又は建築物を占有していた者及びその承継人は、次条第一項の規定により施行者が通知した明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができ。ただし、第六十六条の規定の適用を妨げない。

(土地の明渡し)

第九十六条 施行者は、権利変換期日後第一種市街地再開発事業に係る工事のため必要があるときは、施行地区内の土地又は当該土地にある物件を占有している者に対し、期限を定めて、土地の明渡しを求めることができる。

2 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日でなければならない。

3 第一項の規定による明渡しの請求があつた土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡しの期限までに、施行者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。ただし、第九十一条第一項又は次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでない。

4 前条の規定により建築物を占有する者が

施行者に当該建築物を引き渡す場合において、当該建築物に、第六十六条第七項の承認を受けずに改築、増築若しくは大修繕が行われ、又は物件が付加増置された部分があるときは、第八十七条第二項の規定により当該建築物の所有権を失つた者は、当該部分又は物件を除却して、これを取得することができる。

5 第一項に規定する処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(昭五〇法六・平五法八九・一部改正)

(土地の明渡しに伴う損失補償)

第九十七条 施行者は、前条の規定による土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転により同条第一項の土地の占有者及び物件に関し権利を有する者が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償額については、施行者と前条第一項の土地の占有者又は物件に関し権利を有する者とが協議しなければならない。

3 施行者は、前条第二項の明渡しの期限までに第一項の規定による補償額を支払わなければならない。この場合において、その期限までに前項の協議が成立していないときは、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経て定められた額を支払わなければならないものとし、その議決については、第七十九条第二項後段の規定を準用する。

4 第二項の規定による協議が成立しないときは、施行者又は損失を受けた者は、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による補償額の裁決を申請することができる。

第八十五条第二項及び第三項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条並びに第九十三条の規定は、第二項の規定による損失の補償について準用する。

(平一五法一〇一・一部改正)

(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代執行及び代執行)

第九十八条 第九十六条第三項の場合において次の各号の一に該当するときは、市町村長は、施行者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わつて、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。一 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責めに帰することができない理由によりその義務を履行することができないとき。

二 施行者が過失がなく土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確認することができないとき。

第九十九条 市町村長は、前条第一項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第九十六条第三項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。

(費用の徴収)

第九十九条 市町村長は、前条第一項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第九十六条第三項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。

2 前条第三項及び第四項の規定は、市町村長が前項の規定によつて費用を徴収する場合に準用する。

3 市町村長は、第一項に規定する費用を前項において準用する前条第三項の規定によつて徴収することができる。ただし、第一項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通

3 前項の場合において、都道府県知事は、義務者及び施行者にあらかじめ通知したうえで、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が施行者から受けるべき前条第一項の補償金を義務者に代わつて受けることができる。

(平一五法一〇一・一部改正)

第九十九条 市町村長は、前条第一項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第九十六条第三項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。

2 前条第三項及び第四項の規定は、市町村長が前項の規定によつて費用を徴収する場合に準用する。

3 市町村長は、第一項に規定する費用を前項において準用する前条第三項の規定によつて徴収することができる。ただし、第一項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通

第九十九条 市町村長は、前条第一項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第九十六条第三項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。

4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならぬ。

5 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第三項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分等の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第四款の二 施設建築物の建築等の特例

(昭五五法六二・追加)

(施行者以外の者による施設建築物の建築)
第九十九条の二 施行者は、施設建築物(権利変換計画において第七十三条第一項第二号に掲げる者(施行者を除く。))がその全部を取得するように定められたものを除く。(の)建築を他の者に行わせることができる。

2 前項の規定により施設建築物の建築を施行者以外の方に行わせるときは、権利変換計画においてその旨及び施行者が取得する施設建築物の全部又は一部のうちその建築を行う者(以下「特定建築者」という。)に取得させるものを定めなければならない。

3 第一項の規定により施行者以外の者が建築を行う施設建築物(以下「特定施設建築

物」という。)の全部又は一部は、権利変換計画において定めるところにより第八十八条第二項(第百十一条において読み替えて適用する場合を含む。)及び第百十条第二項の規定にかかわらず、特定建築者が取得する。

(昭五五法六二・追加、平一法二五・一部改正)

(特定建築者の公募)

第九十九条の三 施行者は、国、地方公共団体、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、特定建築者を公募しなければならない。

2 施行者は、特定建築者を公募したときは、次の各号に掲げる条件を備えた者で、その者が次条の規定により提出した特定施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画(以下「建築計画」という。)及び管理処分に関する計画が事業計画及び権利変換計画に適合し、かつ、当該第一種市街地再開発事業の目的を達成する上で最も適切な計画であるものを特定建築者としなければならない。

1 特定施設建築物を建築するのに必要な資力及び信用を有する者であること。
2 第九十九条の六第二項の規定による譲渡の対価の支払能力がある者であること。
3 施行者(都道府県及び市町村を除く。)は、前項の規定により特定建築者を決定するときは、あらかじめ、機構等(市のみが発立した地方住宅供給公社を除く。)にあ

つては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の承認を受けなければならない。

(昭五五法六二・追加、昭五五法四八・平一法二五・平二法七六・平一法一六〇・平一四法一一・平一五法一〇〇・平二三法一〇五・一部改正)

(建築計画等の提出)

第九十九条の四 特定建築者となろうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、施行者に建築計画及び当該特定施設建築物の管理処分に関する計画を提出しなければならない。

(昭五五法六二・追加、平一法一六〇・一部改正)

(特定施設建築物の建築等)

第九十九条の五 施行者は、特定施設建築物の敷地の整備を完了したときは、速やかに、その旨を特定建築者に通知しなければならない。

2 特定建築者は、前項の通知を受けたときは、建築計画に従つて特定施設建築物を建築しなければならない。

3 前項の場合においては、特定建築者は、当該特定施設建築物の敷地を使用することができる。

(昭五五法六二・追加)

(特定施設建築物の敷地等の譲渡)

第九十九条の六 特定建築者は、特定施設建築物の建築工事を完了したときは、速やかに、その旨を施行者に届け出なければならない。

2 施行者は、前項の届出があつた場合にお

いて、特定建築者が建築計画に従い特定施設建築物の建築を完了したと認めるときは、速やかに、第九十九条の第三項の規定により当該特定建築者が取得することとなる特定施設建築物の全部又は一部の所有を目的とする地上権又はその共有持分を譲渡しなければならない。

(建築計画の変更)

第九十九条の七 特定建築者は、建築計画に従い当該特定施設建築物を建築することができないやむを得ない事情があるときは、事業計画及び権利変換計画に適合する範囲内において、施行者の承認を受けて、建築計画を変更することができる。

(昭五五法六二・追加、平一法二五・一部改正)

(改正)

(特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置)
第九十九条の八 施行者は、特定建築者が建築計画に従つて特定施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。

2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。

3 前項の規定により明渡ししの請求があつた特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者は、明渡しの期限までに、施行者に当該敷地を

引き渡し、又は物件を移転しなければならぬ。

4 施行者は、第一項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、新たに特定建築物を決定するときは、自ら当該特定施設建築物の建築を行わなければならない。

5 第九十九条の三第三項の規定は第一項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第九十八条第一項及び第二項並びに第九十九条(第二項を除く。)の規定は第三項の場合について準用する。

*平成三年法律一〇五号で平成二四年四月一日から本項は次のように改まる。

5 第九十九条の三第三項の規定は第一項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第九十八条第一項及び第二項並びに第九十九条(第二項を除く。)の規定は第三項の場合について準用する。この場合において、第九十八条第二項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(昭五五法六二・追加)

(報告、勧告等)

第九十九条の九 施行者は、特定建築物に対し、特定施設建築物の建築に関し、その適切な遂行を確保するため必要限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその特定施設建築物の建築の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができぬ。

(昭五五法六二・追加)

第九十九条の十 施行者は、政令で定める公共施設の管理者等による工事)

共施設の整備に関する工事について特殊の技術を要する等特別の事情がある場合においては、当該工事の全部又は一部を当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者に行わせることができる。

(昭五五法六二・追加)

第五款 工事完了等に伴う措置

(建築工事の完了の公告等)

第百条 施行者は、施設建築物の建築工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第八十八条第二項又は第五項の規定により施設建築物に関し権利を取得する者に通知しなければならない。

(昭五五法六二・一部改正)

(施設建築物に関する登記)

第百一条 施行者は、施設建築物の建築工事が完了したときは、遅滞なく、施設建築物及び施設建築物に関する権利について必要な登記を申請し、又は囑託しなければならない。

2 施設建築物に関する権利に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(借家条件の協議及び裁定)

第百二条 権利変換計画において施設建築物の一部等が与えられるように定められた者と当該施設建築物の一部について第七十七条第五項本文の規定により借家権が与えられるように定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。

2 第百条の公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経て、次の各号に掲げる事項について裁定することができる。この場合においては、第七十九条第二項後段の規定を準用する。

一 賃借りの目的
二 家賃の額、支払期日及び支払方法
三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額

3 施行者は、前項の規定による裁定をするときは、賃借りの目的については賃借部分の構造及び賃借人の職業を、家賃の額については賃貸人の受けるべき適正な利潤を、その他の事項についてはその地方における一般の慣行を考慮して定めなければならない。

4 第二項の規定による裁定があつたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

5 第二項の裁定に関し必要な手続に関する事項は、国土交通省令で定める。

6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。

7 前項の訴えにおける、当事者の他の一方を被告としなければならない。

(昭五〇法六六・平二一法一六〇・平一六法八四・一部改正)

(施設建築物の第一等の価額等の確定)

第百三条 施行者は、第一種市街地再開発事業の工事が完了したときは、すみやかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確

定した額及び第八十条第一項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として、施設建築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等を取付した者又は施行者の所有する施設建築物の一部について第七十七条第五項ただし書の規定により借家権が与えられるように定められ、第八十八条第五項の規定により借家権を取得した者(こと)に、施設建築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等の価額、施設建築敷地の地代の額又は施行者が賃貸しする施設建築物の一部の家賃の額を確定し、これらに者にその確定した額を通知しなければならない。

2 前項の規定により確定した地代の額は、当事者間に別段の合意がない限り、施設建築敷地について当事者の合意により定められた地代の額とみなす。ただし、その額に不服がある者は、前項の通知を受けた日から六十日以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。

3 前項ただし書の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。

(昭五〇法六六・平一六法八四・一部改正)

(清算)

第百四条 前条第一項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額とこれを与えられた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、そ

の差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならぬ。同項の規定により確定した施設建築物の地代の額と第八十八条第一項ただし書の規定により支払つた地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。

2 第九十九条の二第三項の規定により特定建築物が特定施設建築物の一部を取得する場合においては、施行者は、特定建築物が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額を政令で定めるところにより確定し、当該費用の額と第九十九条の六第二項の規定による譲渡の対価の額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならぬ。

(平二法二五・一部改正)

第五十五条 (清算金の供託及び物上代位)

前条第一項に規定する宅地、借地権又は建築物が先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的となつていたときは、これらの権利者のすべてから供託しなくてもよい旨の申出があつたときを除き、施行者は、同項の規定により交付すべき清算金の交付に代えてこれを供託しなければならぬ。第九十二条第五項及び第六項の規定は、この場合について準用する。

2 前項の先取特権、質権又は抵当権を有していた者は、同項の規定により供託された清算金に対してその権利を行うことができる。

(昭五〇法六六・全改、平一一法二五・一部)

(改正)

第六十六条 (清算金の徴収)

第四百四条第一項の規定により徴収すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を付して分割して徴収することができる。

2 個人施行者以外の施行者は、第四百四条第一項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。

3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規程で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

4 第二項の督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体又は機構等は、国税滞納処分の例により、同項の清算金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 延滞金は、清算金に先だつものとする。
6 第四十一条の規定は、組合の徴収に係る第二項の清算金及び第三項の延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。

7 第五十条の十一第一項及び第二項の規定

は、再開発会社の徴収に係る第二項の清算金及び第三項の延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。

8 第四十二条の規定は、施行者が第二項の清算金及び第三項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第六十六条第二項」と読み替へるものとする。

(昭五五法一三・昭五〇法六六・昭五五法六

二・平二法二五・平一四法二一・平一五法

一〇〇・一部改正)

(先取特権)

第七十条 第四百四条第一項の清算金を徴収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる施設建築物の一部の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第一百一条第一項の規定による登記の際に清算金の予算額を登記することによつてその効力を保存する。ただし、清算金の額がその予算額を超過するときは、その超過額については存在しない。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八条第一項前段の規定に従つてした登記とみなす。

(平一一法二五・平一六法一四七・一部改

正)

(施行者が取得した施設建築物の一部等の管理処分)

第八十条 第一種市街地再開発事業により施

行者が取得した施設建築物の一部等は、次に掲げる場合を除き、公衆により賃貸し、又は譲渡しなければならない。この場合において、施行者は、賃貸又は譲渡後の施設建築物の一部等が当該第一種市街地再開発事業の目的に適合して利用されるよう十分に配慮しなければならない。

一 巡査派出所、電気事業者の電気工作物その他公益上欠くことができない施設の用に供するため必要があるとき。

二 施行地区内に宅地、借地権若しくは権原に基づき存する建築物を有する者又は施行地区内の建築物について借家権を有する者の居住又は業務の用に供するため特に必要があるとき。

三 再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該再開発会社の株主又は社員の居住又は業務の用に供するため特に必要があるとき。

四 施行地区が第二条の三第一項第二号又は第二項の地区内にある場合において、当該地区内に宅地、借地権若しくは権原に基づき存する建築物を有する者又は当該地区内の建築物について借家権を有する者であつて、当該地区内における他の市街地再開発事業又は土地区画整理法による土地区画整理事業、密集市街地整備法による防災街区整備事業若しくは都市計画事業の施行に伴い当該宅地、借地権、建築物又は借家権を失ひ、かつ、当該権利に対応する権利を与えられないものの居住又は業務の用に供するため特に必要があるとき。

五 その他国土交通省令で定める場合

2 施行者が地方公共団体であるときは、施行者が第一種市街地再開発事業により取得した施設建築物敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等の管理処分については、当該地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は、適用しない。

(昭五〇法六六・昭五五法六二・平一五法一〇一一部改正)

(第一種市街地再開発事業の施行により設置された公共施設の管理)

第九十九条 第一種市街地再開発事業の施行により設置された公共施設は、当該公共施設の整備に関する工事が完了したときは、その存する市町村の管理に属する。ただし、法律又は規準、規約、定款若しくは施行規程に管理すべき者の定めがあるときは、これらの者の管理に属するものとする。

(昭四九法七一・昭五〇法六六・一部改正)

第五款の二 施設建築物敷地内

の道路に関する

特例

(平元法五六・追加)

第九十九条の二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内における第一種市街地再開発事業その他政令で定める第一種市街地再開発事業については、事業計画において、施設建築物敷地の土

の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めることができる。

2 前項の規定により事業計画において施設建築物敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めた場合においては、権利変換計画は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、一個の施設建築物の敷地のうちその上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存することとなる部分(以下この項において「一個の施設建築物の敷地の道路部分」という。)については、それ以外の部分と別の筆の土地となるものとして定めなければならない。この場合において、当該一個の施設建築物の敷地の道路部分は、特別の事情がない限り、一筆の土地となるものとして定めなければならない。

3 前項前段に規定する場合においては、権利変換計画は、施設建築物敷地のうちその上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存することとなる部分(以下「施設建築物敷地の道路部分」という。)には、第七十五条第二項に定めるもののほか、当該道路の所有を目的とする民法第二百六十九条の二第一項の地上権が設定されるものとして定めなければならない。

4 第二項前段に規定する場合においては、第八十二条の規定にかかわらず、権利変換計画において、第一種市街地再開発事業により従前の道路に代えて設置される新たな道路に係る前項に規定する地上権は、従前の道路の用に供される土地の所有者が国であるときは国に、地方公共団体であるときは

は当該地方公共団体に帰属し、その他の新たな道路に係る同項に規定する地上権は、当該道路を管理すべき者(その者が第一号法定受託事務として当該道路を管理する地方公共団体であるときは、国)に帰属するように定めなければならない。

5 第二項前段に規定する場合においては、権利変換計画において、従前より存する道路に係る第三項に規定する地上権は、当該道路の管理者(その者が第一号法定受託事務として当該道路を管理する地方公共団体であるときは、国)に帰属するように定めなければならない。

6 第二項前段に規定する場合においては、権利変換計画において、第七十三条第一項各号に掲げる事項のほか、国土交通省令で定めるところにより、第三項に規定する地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件(民法第二百六十九条の二第一項後段の制限を加える場合にあつては、その制限を含む。)の概要を定めなければならない。

7 第二項から前項までの規定により権利変換計画を定めた場合においては、施設建築物敷地の道路部分には、第八十八条第一項に定めるもののほか、権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、民法第二百六十九条の二の規定により道路の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。

8 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

三・平二法八七・平二法六〇・平一四八五・平六法四七一部改正

第六款 権利変換手続の特則

第一百条 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につき、施行地区内の土地又は物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たときは、第七十三条第二項から第四項まで、第七十五条から第七十八条まで、第八十条、第八十一条、前条第二項後段及び第八十八条の三十二第一項の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第八十三条、第九十二条、第九十三条及び第九十四条の規定は、適用しない。

2 前項の規定により権利変換計画を定めた場合においては、第八十七条から第八十九条までの規定にかかわらず、権利変換計画の定めるところにより、権利変換期日において土地及び土地に存する物件に関する権利の得喪及び変更を生じ、当該第一種市街地再開発事業により建築される施設建築物に関する権利は、権利変換計画の定めるところにより、これを取得すべき者が取得する。

3 前項の規定による借地権の設定については、地方自治法第二百三十八条の四第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定は、適用しない。

4 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第九十条第一項、第七十三条第一項第十三号及び第十四号	第四十四条	第八十八条第一項の規定による地上権	施設建築物の一部等	施設建築物の一部等	施設建築物に關する権利
第四十四条	地上権の目的	借地権	借地権の目的	借地権の目的	借地権の目的
第五十条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五十条の第一項、第五十二条第二項第五号、第五十六条の二第一項、第五十八条の二第一項	施設建築物の一部等	施設建築物若しくは施設建築物に關する権利	施設建築物若しくは施設建築物に關する権利	施設建築物若しくは施設建築物に關する権利	施設建築物若しくは施設建築物に關する権利
第七十三条第一項第二号、第四号及び第六号	施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等	施設建築敷地又は施設建築物に關する権利	施設建築敷地又は施設建築物に關する権利	施設建築敷地又は施設建築物に關する権利	施設建築敷地又は施設建築物に關する権利
第七十三条第一項第十二号	施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等	施設建築敷地若しくは施設建築物に關する権利	施設建築敷地若しくは施設建築物に關する権利	施設建築敷地若しくは施設建築物に關する権利	施設建築敷地若しくは施設建築物に關する権利
第七十三条第一項第十五号	施設建築敷地又はその共有持分及び施設建築物の一部等	施設建築敷地又は施設建築物に關する権利	施設建築敷地又は施設建築物に關する権利	施設建築敷地又は施設建築物に關する権利	施設建築敷地又は施設建築物に關する権利
第七十三条第一項第十八号	その他	前各号に掲げるもののほか、権利交換の内容その他	前各号に掲げるもののほか、権利交換の内容その他	前各号に掲げるもののほか、権利交換の内容その他	前各号に掲げるもののほか、権利交換の内容その他
第九十条第一項	従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）	従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）又は権利交換手続開始の登記の抹消	従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）又は権利交換手続開始の登記の抹消	従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）又は権利交換手続開始の登記の抹消	従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）又は権利交換手続開始の登記の抹消

第九十条第二項及び第三項、第九十六条第四項	第九十条第二項	第八十七条第二項	第九十条第二項	第八十七条第二項	第九十条第二項
第九十五条	第八十七条	及び所有権以外の権利の登記の抹消	第九十五条	第八十七条	並びに権利交換に伴い消滅した権利の登記及び権利交換手続開始の登記の抹消
第九十九条の六第二項	地上権又はその共有持分	地上権又はその共有持分	第九十九条の六第二項	地上権又はその共有持分	施設建築敷地に關する権利
第一百条	第八十八条第二項又は第五項	第八十八条第二項又は第五項	第一百条	第八十八条第二項又は第五項	施設建築敷地又は施設建築物に關する権利
第一百八条第二項	施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等	施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等	第一百八条第二項	施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等	施設建築敷地又は施設建築物に關する権利

（昭五〇法六六・昭六三法四九・平元法五
六・平一〇法八〇・平一一法二五・平一四法
一一・平一五法一〇一・平一六法一二四・一
部改正）

第百十一条 施行者は、第七十五条第二項の規定により権利交換計画を定めることが適当でないとして認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権（第九十九条の二第三項に規定する地上権を除く。）を設定されないものとして権利交換計画を定めることができ、この場合においては、第七十六条、第七十七条第二項後段及び第三項並びに第八十八条第一項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第四十条第一項、第七十三条第一項第十三号、第十四号及び第四項ただし書、第七十七条の見出し、同条第一項、第二項前段及び第四項、第	施設建築物の一部等	建築施設の部分
---	-----------	---------

（事業代行者）

第百十四條 事業代行者は、都道府県知事とする。ただし、都道府県知事は、個人施行者、組合又は再開発会社の施行地区を管轄する市町村長と協議して、当該市町村長を事業代行者と定めることができる。

（昭五〇法六六・平一四法二一・一部改正）

（事業代行開始の効果）

第百十五條 事業代行開始の公告があつたときは、個人施行者の事業にあつては業務の執行並びに当該業務に係る財産の管理及び処分をする権限は、組合又は再開発会社の事業にあつては組合又は再開発会社の代表、業務の執行並びに財産の管理及び処分をする権限は、事業代行終了の公告があるまでの間、事業代行者に専属する。

（昭五〇法六六・平一四法二一・一部改正）

（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の特例）

第百十六條 事業代行者である都道府県知事又は市町村長が統轄する地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、事業代行開始の公告の日後における組合の債務について保証契約をすることができる。

（事業代行終了の公告等）

第百十七條 事業代行者は、個人施行者、組合又は再開発会社の事業の継続が困難となるおそれなくなつたとき、又は第百一条第一項の規定による登記が完了したときは、都道府県知事にあつては事業代行終了の旨を公告し、市町村長にあつてはその旨を都道府県知事に通知しなければならない

い。

2 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、事業代行終了の旨を公告しなければならない。

3 個人施行者、組合又は再開発会社は、事業代行終了の公告後遅滞なく、その財産の処分及び債務の弁済に関する計画を作成して事業代行者であつた者の承認を求めなければならぬ。

（昭五〇法六六・平一四法二一・一部改正）

（先取特権）

第百十八條 事業代行者である都道府県知事又は市町村長が統轄する地方公共団体は、組合の債務について保証契約をした場合において、その保証に係る債務を弁済したときは、その求償権に関し、組合の取得すべき施設建築物の一部の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第百一条第一項の規定による登記の際に求償債権の額を登記することによつてその効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八條第一項前段の規定に従つてした登記とみなす。

（平一六法・四七・一部改正）

第四章 第二種市街地再開発事業

（昭五〇法六六・追加）

第一節 管理処分手続

（昭五〇法六六・追加）

第一款 管理処分計画

（昭五〇法六六・追加）

（譲受け希望の申出及び賃借り希望の申出）

第百十八條の二 次に掲げる公告があつたときは、施行地区内の宅地の所有者、その宅地について借地権を有する者又は施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、その者が施行者から払渡しを受けることとなる当該宅地、借地権又は建築物の対償に代えて、建築施設の部分の譲受けを希望する旨の申出（以下「譲受け希望の申出」という。）をすることができる。

一 再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業にあつては、規準及び事業計画の認可の公告
二 地方公共団体が施行する第二種市街地再開発事業にあつては、事業計画の決定の公告
三 機構等が施行する第二種市街地再開発事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告

2 前項の宅地若しくは建築物の所有権又は同項の借地権で既登記のもの存否又は帰属について争いがある場合においては、争いの当事者のうち当該権利の登記名義人又は当該権利に関する仮登記若しくは処分の制限の登記を有する者に限り、同項の譲受け希望の申出をすることができる。

3 第一項の借地権で未登記のもの存否又は帰属について争いがある場合においては、争いの当事者は、同項の譲受け希望の申出をすることができる。

4 前二項の規定により、争いの当事者の一方が譲受け希望の申出をしたときは、争いの他方の当事者は、譲受け希望の申出をし

たものとみなす。

5 第一項の建築物について借家権を有する者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、同項の期間内に、施行者に対し、施設建築物の一部の賃借りを希望する旨の申出（以下「賃借り希望の申出」という。）をすることができる。

6 前五項の規定は、事業計画を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入した場合について準用する。この場合において、第一項中「施行地区」とあるのは「施行地区に編入された土地の区域」と、同項第一号中「規準及び事業計画の認可の公告」とあるのは「新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告」と、同項第二号中「事業計画の決定の公告」とあるのは「新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告」と、同項第三号中「施行規程及び事業計画の認可の公告」とあるのは「新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告」と読み替へるものとす。

7 施行者は、譲受け希望の申出をした者の建築物について借家権を有する者から賃借り希望の申出があつたときは、遅滞なく、その旨を譲受け希望の申出をした者に通知しなければならない。

8 譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出は、国土交通省令で定めるところにより、書面で行なければならない。

（昭五〇法六六・追加、昭五五法六二・平一
一法一六〇・平一四法二一・平一五法一〇
〇・一部改正）

(譲受け希望の申出に係る宅地等の処分制限)

第百十八条の三 譲受け希望の申出をした者(前条第四項の規定により譲受け希望の申出をしたものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の処分をするに

2 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他の正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

3 前二項の規定は、土地収用法第四十五条の二に規定する裁決手続開始の登記があつた後における当該登記に係る宅地については、適用しない。

(昭五〇法六六・追加)
(譲受け希望の申出と補償金の支払請求との調整)

第百十八条の四 土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求に係る宅地又は借地権については、譲受け希望の申出をすることができない。

2 譲受け希望の申出に係る宅地又は借地権については、土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求をすることができない。

(昭五〇法六六・追加)
(譲受け希望の申出等の撤回)

第百十八条の五 譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者は、第百十八条の二第一項の期間(事業計画を変更して新たに編入した施行地区に係る譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者)にあつては、同条第六項において準

用する同条第一項の期間)が経過した後に、その譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出を撤回することができる。

2 施行者は、事業の遂行に重大な支障がない限り、前項の同意をしなければならぬ。

3 第百十八条の二第八項の規定は、譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回について準用する。

4 第百十八条の二第二項又は第三項の規定により譲受け希望の申出がされた場合における譲受け希望の申出の撤回は、争いの当事者が共同してしなければならない。

(昭五〇法六六・追加)
(管理処分計画の決定及び認可)

第百十八条の六 施行者は、第百十八条の二の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに管理処分計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、再開発公社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 再開発公社は、前項後段の認可を受けようとするときは、管理処分計画について、施行地区内の宅地について所有権を有する者のうち譲受け希望の申出をしたすべての者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者のうち譲受け希望の申出をしたすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意

を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意した者の施行地区内の借地の地積との合計が、譲受け希望の申出をした者が有する施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

3 第七条の二第五項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。この場合において、同条第五項中「所有権を有する者」とあるのは「譲受け希望の申出をした所有権を有する者」と、「借地権を有する者」とあるのは「譲受け希望の申出をした借地権を有する者」と読み替えるものとする。

4 第一項後段及び前二項の規定は、管理処分計画を変更する場合(政令で定める軽微な変更をする場合を除く。)について準用する。

5 施行地区が工区に分かれているときは、管理処分計画は、工区ごとに定めることができる。

(昭五〇法六六・追加、昭五五法六二・平一
一法一六〇・平一四法一一・平一五法一〇
〇・平一五法一〇一・一部改正)

(管理処分計画の内容)
第百十八条の七 管理処分計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 配置設計
- 二 譲受け希望の申出をした者で建築施設の部分を譲り受けることができるもの氏名又は名称及び住所

三 前号に掲げる者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びその見積額並びにその者がその対償に代えて譲り受けることとなる建築施設の部分の明細及びその価額の概算額

四 賃借り希望の申出をした者で施設建築物の一部を賃借りすることができるもの氏名又は名称及び住所

五 前号に掲げる者が賃借りすることとなる施設建築物の一部

六 施行者が施設建築物の一部を賃貸しする場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要

七 特定事業参加者が譲り受けることとなる建築施設の部分の明細並びにその特定事業参加者の氏名又は名称及び住所

八 第三号及び前号の建築施設の部分以外の建築施設の部分の明細及びその管理処分の方法

九 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

十 第三号の見積額並びに同号及び第六号の概算額の算定の基準日並びに工事完了の予定時期

十一 その他国土交通省令で定める事項

2 前項第三号の見積額は、同項第十号の基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

3 第一項第十号の基準日は、第百十八条の二第一項各号に掲げる公告(事業計画を変更して新たに編入した施行地区について、同条第六項において準用する同条第一

項各号に掲げる(公告)の日(都市計画法第七十一条第一項に規定する理由があるときは、同項の規定により事業の認定の告示があつたものとみなされる日)とする。

(昭五〇法六六・追加、平一〇法八〇・平一
一法一六〇・一部改正)

第百十八条の八 管理処分計画においては、譲受け希望の申出をした者及び特定事業参加者に対しては建築施設の部分を譲り渡すように定め、賃借り希望の申出をした者のうち、譲受け希望の申出をした者の所有する建築物について借家権を有する者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)に対してはその所有者が譲り受けることとなる施設建築物の一部を、その他の者に対しては施行者に帰属することとなる施設建築物の一部を賃借りすることができるように定めなければならない。

(昭五〇法六六・追加、平一〇法八〇・一部改正)

第百十八条の九 管理処分計画においては、第百十八条の七第一項第三号又は第六号の概算額は、政令で定めるところにより、第二種市街地再開発事業に要する費用及び同項第十号の基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

(昭五〇法六六・追加、平一〇法八〇・一部改正)

第百十八条の十 第七十三条第二項から第四項まで、第七十四條、第七十五條第一項及び第三項、第七十七條第二項前段、第七十九條、第八十二條から第八十四條まで並びに第八十六條第一項の規定は、管理処分計画について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十三條第二項	第七十五條第三項	第七十七條第二項前段	第七十九條前段、第七十九條第三項
権利がある	第七十三條第一項第二号	前項前段に規定する者	第七十七條第一項前段に規定する者
権利(第百十條の三第一項の承認を受けないで設定された質権又は抵当権を除く)がある	第七十八條の七第一項第二号	譲受け希望の申出をした者	譲受け希望の申出をした者
第八十六條第一項の規定は、管理処分計画について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。	第七十五條第三項	第七十七條第二項前段に規定する者	第七十九條前段、第七十九條第三項
第八十六條第一項の規定は、管理処分計画について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。	第七十五條第三項	第七十七條第二項前段に規定する者	第七十九條前段、第七十九條第三項

(権利変換計画に関する規定の準用)

第百十八条の十一 管理処分計画において建築施設の部分を譲り受けることとなる者として定められた者(特定事業参加者を除く。以下「譲受け予定者」という。)に対しては、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は取用により、施行者に取得され、又は消滅するときは、その取得又は消滅につき施行者が払い渡すべき対償に代えて、この法律で定めるところにより当該建築施設の部分が給付されるものとする。

第七十七條第二項前段	第七十九條第一項	第七十九條第三項	第八十六條第一項
従前の価額	第二項又は第三項	第二項又は第三項	第七十二條第四項
従前の宅地、借地権又は建築物の見積額	第二項前段	第二項前段	第六十四條
従前の宅地、借地権又は建築物の見積額	第二項前段	第二項前段	第六十四條

第百十八条の十二 譲受け予定者の有する宅地、借地権又は建築物について仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定められた登記又は処分の制限の登記を有する者がある場合において、当該宅地又は借地権に係るものにあつては土地取用法第四十八條第一項の権利取得裁決において定められた権利取得の時期までに、当該建築物に係るものにあつては同法第四十九條第一項の明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、これらの登記に係る権利の消滅につき、これらの者のすべての同意が得られないときは、その時において、当該譲受け予定者は、その譲受け希望の申出を撤回したものとみなす。

(仮登記等に係る権利の消滅について同意が得られない場合における譲受け希望の申出の撤回)

第百十八条の十三 譲受け希望の申出をした者が第百十八条の三第一項の承認を受けないで施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物を処分したことにより、二以上の者に建築施設の部分を譲り渡す必要が

生じたときは、当該二以上の者に対しては、これらの処分がなかつたとすれば当該譲受け希望の申出をした者に譲り渡すべき建築施設の部分について、それぞれ対償の額に應ずる共有持分が給付されるものとする。

土地取用法第百条の規定は、前三項に規定する対償に関しては、適用しない。

第一項の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき施行者に取得されたときは、これらの宅地、借地権又は建築物の上の先取特権、質権及び抵当権は、消滅する。

(昭五〇法六六・追加、平一〇法八〇・一部改正)

第百十八条の十四 譲受け希望の申出をした者が第百十八条の三第一項の承認を受けないで施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物を処分したことにより、二以上の者に建築施設の部分を譲り渡す必要が

生じたときは、当該二以上の者に対しては、これらの処分がなかつたとすれば当該譲受け希望の申出をした者に譲り渡すべき建築施設の部分について、それぞれ対償の額に應ずる共有持分が給付されるものとする。

土地取用法第百条の規定は、前三項に規定する対償に関しては、適用しない。

第一項の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき施行者に取得されたときは、これらの宅地、借地権又は建築物の上の先取特権、質権及び抵当権は、消滅する。

(昭五〇法六六・追加、平一〇法八〇・一部改正)

第百十八条の十五 譲受け希望の申出をした者が第百十八条の三第一項の承認を受けないで施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物を処分したことにより、二以上の者に建築施設の部分を譲り渡す必要が

が譲受け希望の申出をした場合における前項の規定の適用については、これらの者の同意があつたものとみなす。

3 第一項の場合における土地収用法第九十五条第一項、第二項及び第四項、第九十六条第一項、第九十七条、第一百条、第一百一条第一項及び第三項、第一百一条の二、第一百二条並びに第二百二条の二第二項の規定の適用については、同法第九十五条第一項、第一百条第一項並びに第一百一条第一項及び第三項中「定められた権利取得の時期」とあり、同法第九十五条第二項及び第四項、第九十六条第一項並びに第九十七条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「権利取得の時期」として定められた日から起算して一週間を経過する日」と、同法第九十六条第一項、第九十七条第二項及び第二百二条の二第二項中「明渡しの日」とあり、同法第九十七條第一項、第九十八条第二項、第九十九条第一項、第一百条第一項、第一百一条第一項、第一百二条の二第一項及び第三項、第一百三項及び第二百二条中「定められた明渡しの日」とあるのは「明渡しの日」として定められた日から起算して一週間を経過する日」とする。

(昭五〇法六六・追加)

(物上代位)

第百十八条の十三 第百十八条の十一第一項の宅地、借地権又は建築物が先取特権、質権又は抵当権の目的であるときは、その先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利(以下「譲受け権」という。)及び

第百十八条の十五第二項又は第百十八条の十九第一項の規定により供託された修正対償額等に対して、その権利を行うことができる。

2 第百十八条の十一第二項の規定により一の建築施設の部分が二以上の宅地、借地権又は建築物の対償に代えて給付されることとなるときは、各宅地、借地権又は建築物の上に先取特権、質権又は抵当権を有する者が前項の規定に基づき優先弁済を受けることができる範囲は、同条第二項の共有持分に応じて配分した額を限度とする。

3 譲受け希望の申出をした者が第百十八条の三第一項の承認を受けないで施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の上に質権又は抵当権を設定したときは、当該質権又は優先弁済を受けることができる範囲は、当該質権又は抵当権の目的である宅地、借地権又は建築物に係る額を限度とする。

(昭五〇法六六・追加、平一法二五・一部)

(改正)

第百十八条の十四 譲受け希望の申出をした

者の宅地、借地権又は建築物は、管理処分計画の認可の公告(事業計画を変更して新たに編入した施行地区に係る譲受け希望の申出をした者の宅地、借地権又は建築物にあつては、当該事業計画の変更に伴う管理処分計画又はその変更の認可の公告)の日前において、契約に基づき、又は収用により、施行者が取得し、又は消滅させることはできない。

(昭五〇法六六・追加)
(譲受け希望の申出の撤回に伴う対償の支払等)

第百十八条の十五 譲受け予定者が第百十八条の五第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回した場合において、その者の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅しているときは、施行者は、その宅地、借地権又は建築物の対償に当該取得又は消滅の時から当該譲受け希望の申出を撤回した日までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額に、当該譲受け希望の申出を撤回した日から当該対償に修正率を乗じて得た額を支払う時までの期間につき年六パーセントの割合により算出した利息に相当する金額を付けてこれを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。

2 前項に規定する場合において、同項の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅する時に先取特権、質権又は抵当権の目的となつていたときは、施行者は、同項の規定により支払うべき対償に修正率を乗じて得た額及び利息に相当する金額(以下「修正対償額等」という。)の支払に代えてこれを供託しなければならない。前項に規定する場合において、第百十八条の十において準用する第七十三条第四項の規定により管理処分計画において存するものとされた権利に係る修正対償額等(併存し得ない二以上の権利が存するものとされた場合

においては、それらの権利に対する修正対償額等のうち最高額のもの)についても、同様とする。

3 第九十二条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による供託について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項の」とあるのは、「第百十八条の十五第二項後段の」と読み替へるものとする。

(昭五〇法六六・追加、平一法二五・一部)

(改正)

第百十八条の十六 譲受け権の譲渡又は譲受け権を目的とする質権の設定は、民法第四百六十七条の規定に従い、国土交通省令で定めるところにより、施行者に通知しなければ、施行者その他の第三者に対抗することができない。

(昭五〇法六六・追加、平一法二六〇・一部)

(改正)

第三款 権利関係の確定等

(昭五〇法六六・追加)

第百十八条の十七 施行者は、施設建築物の建築工事を完了したときは、速やかに、その旨を公告するとともに、譲受け予定者及び管理処分計画において施設建築物の一部を賃借することができる者として定められた者(以下「賃借り予定者」という。)並びに特定事業参加者に通知しなければならない。

(昭五〇法六六・追加、平一法八〇・一部)

(改正)

第百十八条の十八 前条の公告の日の翌日に

(建築施設の部分等の取得)
第百十八条の十八 前条の公告の日の翌日に

四第一項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築物の部分」と、同条第二項中「第一項」とあるのは「第一百八条の二十一第一項」と読み替えるものとする。

(昭五〇法六六・追加、平一一法二五・一部改正)

（建築物の部分の管理処分）

第百十八条の二十四の二 第百八条第一項の規定は、第二種市街地再開発事業により譲受け予定者及び特定事業参加者が取得した建築物の部分並びに賃借り予定者が取得した借家権に係る建築物の部分以外の建築物の部分について準用する。

2 施行者が地方公共団体であるときは、施行者が第二種市街地再開発事業により取得した建築物の部分の管理処分については、当該地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は、適用しない。

(昭五〇法六六・追加、平元法五六・旧第百十八条の二十五繰上、平一〇法八〇・一部改正)

第三款の二 施設建築敷地内の道路に関する特例

第百十八条の二十五 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める第二種市街地再開発事業

業については、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めることができる。

2 第百九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めた場合の管理処分計画について準用する。この場合において、同条第二項中「第七十五条第一項」とあるのは「第百十八条の十において準用する第七十五条第一項」と、同条第三項中「第七十五条第二項に定めるもののほか、当該道路」とあるのは「当該道路」と、同条第四項中「第八十二条」とあるのは「第百十八条の十において準用する第八十二条」と、同条第六項中「第七十三条第一項各号」とあるのは「第百十八条の七第一項各号」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第百九条の二第二項から第六項までの規定により管理処分計画を定めた場合においては、施設建築敷地の道路部分には、第百十八条の二十第二項の規定にかかわらず、当該施設建築敷地の施設建築物に係る第百十八条の十七の公告の日（その公告の日前に当該施設建築敷地の道路に係る第百十八条の二十第一項の公告がなされた場合にあつては、当該公告の日）の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、民法第二百六十九条の規定により道路の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。

4 第八十八条第六項の規定は、前項の規定

による地上権の設定について準用する。

(平元法五六・追加、平二法六一・平七法一三・平一四法八五・平一六法一四七・一部改正)

第四款 管理処分手続の特例

(昭六三法四九・追加)

第百十八条の二十五の二 施行者は、施設建築物の建築並びに施設建築敷地及び施設建築物に関する権利の取得につき、譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者（第百十八条の十八又は次項の規定により建築物の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。）並びに特定事業参加者のすべての同意を得たときは、第百十八条の八、第百十八条の十において準用する第七十五条第一項及び第三項並びに第七十七条

第二項前段、前条第二項において準用する第百九条の二第二項後段並びに第百十八条の三十二第三項において準用する同条第一項の規定によらないで、管理処分計画を定めることができる。この場合においては、第百十八条の二十二の規定は適用しない。

2 前項の規定により管理処分計画を定めた場合においては、第百十八条の十八の規定にかかわらず、当該第二種市街地再開発事業に係る施設建築敷地又は施設建築物に関する権利は、第百十八条の十七の公告の日（翌日において、管理処分計画の定めるところにより、これを所得すべき者が取得する。）

3 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

<p>第五十条の三第一項 第五号、第二項及び第三項、第五十条の十第一項、第五十二条第二項第五号、第五十六条の二第一項、第五十八条の二第一項</p>	<p>施設建設の部分</p>	<p>施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利</p>
<p>第百十八条の七第一項第二号、第三号、第七号及び第八号、第百十八条の九の見出し、第百十八条の十一の見出し、同条第一項及び第二項、</p>	<p>建築物の部分</p>	<p>施設建築敷地又は施設建築物に関する権利</p>

第百十八条の十三第一項及び第二項、第百十八条の二十一の見出し、同条第二十三項、第百十八条の二十四、第百十八条の二十四の二(見出しを含む)。		
第百十八条の第七十一項第十一号	その他	前各号に掲げるもののほか、管理処分の内容その他
第百十八条の二十一第二項	第百十八条の十八	第百十八条の二十五の第二項
第百十八条の二十三第一項	建築施設の部分を	施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を
第百十八条の二十三第一項	建築施設の部分の価額(施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利の価額(
第百十八条の二十三第一項	建築施設の部分の価額)	施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額)
第百十八条の二十八第二項	施設建築敷地又はその共有持分	施設建築敷地に関する権利

(昭六三法四九・追加、平元法五六・平一〇法八〇・平一一法二五・平一一法一六〇・平一四法二一・一部改正)

第二節 雑則

(昭五〇法六六・追加)

第百十八条の二十六 (建築物の収用の請求)

業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地

又は権利が収用されるときは、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物を所有する者は、その建築物の収用を請求することができる。

2 第百十八条の第二十一項の規定により建築物の所有者が譲受け希望の申出をしたときは、土地収用法第四十七条の四第二項において準用する同法第四十二条第二項の公告の日から起算して二週間を経過する日以後

に第百十八条の五第一項の規定により当該譲受け希望の申出が撤回され、又は第百十八条の十二若しくは第百十八条の十九第一項の規定により当該譲受け希望の申出が撤回されたものとみなされた場合であつても、当該建築物については、収用の請求をしたものとみなす。この場合においては、施行者は、同法第四十七条の三第一項の明渡裁決の申立てをする際に、当該譲受け希望の申出があつたことを証する書面を収用委員会に提出しなければならない。

3 土地収用法第八十七条の規定は第一項の規定による収用の請求について、同法第一条第三項の規定は第一項の規定による収用の請求及び第二項の規定によりみなされる収用の請求について準用する。

(昭五〇法六六・追加)

(物件の移転命令)

第百十八条の二十七 第二種市街地再開発事業の施行者は、当該第二種市街地再開発事業の施行のため必要があるときは、施行地区内の土地にある物件の所有者で当該物件のある土地に関し施行者に対抗することができると認められる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。

2 第九十八条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「第九十六条第三項の場合」とあるのは、「第百十八条の二十七第一項の規定に

より物件の移転又は引渡しが命ぜられた場合」と読み替えるものとする。

(昭五〇法六六・追加)

(施行者以外の者による施設建築物の建築)

第百十八条の二十八 施行者は、施設建築物(管理処分計画においてその全部を譲受け予定者又は特定事業参加者が譲り受けるように定められたものを除く)の建築を他の者に行わせることができる。

2 第九十九条の第二項及び第三項、第九十九条の三から第九十九条の九まで並びに第百四条第二項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第九十九条の第二項及び第三項、第九十九条の第三項並びに第九十九条の七中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第九十九条の六第二項中「第九十九条の第三項」とあるのは「第百十八条の二十八第二項において準用する第九十九条の第三項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第百四条第二項中「第九十九条の第三項」とあるのは「第百十八条の二十八第二項において準用する第九十九条の第三項」と、「第九十九条の六第二項」とあるのは「第百十八条の二十八第二項において準用する第九十九条の六第二項」と読み替えるものとする。

(昭五五法六二・追加、平一〇法八〇・平一一法二五・一部改正)

第百十八条の二十九 第六十四条、第六十五

(測量のための標識の設置等)

条、第六十九条及び第九十九条の十の規定は、第二種市街地再開発事業について準用する。

(昭五〇法六六・追加、昭五五法六二・旧第百八条の二十八繰下・一部改正)

再開発会社の事業の代行

市街地再開発事業について、再開発会社の事業の現況その他の事情により再開発会社の事業の継続が困難となるおそれがある場合において、第二百二十四条第三項又は第二百五十二条の規定による監督処分によつては再開発会社の事業の遂行の確保を図ることができないと認めるときは、事業代りの開始を決定することができる。

2 第百十三条から第百十五条まで及び第百十七条の規定は、再開発会社の事業について事業代りの開始を決定した場合に準用する。この場合において、第百十三条中「前条」とあるのは「第百十八条の三十第一項」と、「個人施行者の氏名若しくは名称又は組合若しくは再開発会社」とあるのは「再開発会社」と、同条、第百十四条並びに第百十七条第一項及び第三項中「個人施行者、組合又は再開発会社」とあるのは「再開発会社」と、第百十五条中「個人施行者の事業にあつては業務の執行並びに当該業務に係る財産の管理及び処分をする権限は、組合又は再開発会社」にあるのは「再開発会社又は再開発会社」とあるのは「再開発会社」と、第百十七条第一項中「第百一条第一項」とあるのは「第百十八条の二十第一項」と読み替へるものとする。

(平一四法一・追加、平一五法一〇〇・一)

部改正

第四章の二 土地区画整理事業と

の一体的施行に関する特別

(平一法三五・追加)

(土地区画整理事業との一体的施行に関する特別)

第百十八条の三十一 土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地(同法第八十七条第一項又は第二項に規定する換地計画に基づき換地となるべき土地に指定されたものに限る。以下この章において「特定仮換地」という。)を含む土地の区域においては、当該特定仮換地に対応する従前の宅地に関する権利を施行地区又は施行地区となるべき区域内の土地に関する権利とみなし、これを施行地区又は施行地区となるべき区域内の当該特定仮換地に係る土地に関する権利に代えて、市街地再開発事業を施行するものとする。

2 前項の場合において、特定仮換地に対応する従前の宅地に関する権利の価額若しくはその概算額又は見積額を定めるときは、当該権利が当該特定仮換地に存するものとみなすものとする。

3 前二項の場合におけるこの法律の適用についての必要な技術的読替へは、政令で定める。

(平一法二五・追加、平一四法一一・旧第百十八条の三十繰下)

第百十八条の三十二 前条の規定により第一種市街地再開発事業が施行される場合においては、権利変換計画において、一個の施

設建築物に係る特定仮換地以外の施設建築敷地及び施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地に関する所有権及び地上権の共有持分の割合が、当該宅地ごとにそれぞれ等しくなるよう定めなければならない。この場合においては、第七十五条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の場合における第九十条第一項の規定の適用については、同項中「従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登記」とあるのは、「特定仮換地以外の土地については従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十号に規定する表題登記をいう。)(又は権利変換手続開始の登記の抹消、特定仮換地に対応する従前の宅地については権利変換手続開始の登記の抹消)とする。

3 第一項の規定は、第二種市街地再開発事業の管理処分計画について準用する。この場合においては、同項中「所有権及び地上権」とあるのは「所有権」と、「第七十五条第一項」とあるのは「第百十八条の十において準用する第七十五条第一項」と読み替へるものとする。

(平一法二五・追加、平一四法一一・旧第百十八条の三十一繰下、平一六法二四・一部改正)

第五章 費用の負担等

第百十九条 市街地再開発事業に要する費用は、施行者の負担とする。ただし、第九十九条の二第一項又は第百十八条の二十八第

一項の規定により施行者以外の者が施設建築物の建築を行う場合の建築に要する費用は当該施行者以外の者の、第九十九条の十(第百十八条の二十九において準用する場合を含む。)の規定により公共施設の管理者又は管理者となるべき者に公共施設の工事を行わせる場合に要する費用は当該管理者又は管理者となるべき者の負担とする。

(昭五五法六二・平一五法一〇一・一部改正)

地方公共団体の分担金

第百二十条 機構等は、機構等が施行する市街地再開発事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受けられる費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、機構等と地方公共団体とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。この場合において、国土交通大臣は、当事者の意見をきくとともに、総務大臣と協議しなければならない。

(昭五五法六二・平一五法一〇一・一部改正)

公共施設管理者の負担金

第百二十一条 施行者は、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担

することを求めることができる。

2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、個人施行者、組合又は再開発公社が施行する市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならない。

(昭五〇法六六・平一四法一一一部改正)
(費用の補助)

第百二十二条 地方公共団体は、施行者(政令で定める施行者を除く。)に対して、市街地再開発事業に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が、前項の規定により補助金を交付し、又はみずから市街地再開発事業を施行する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(昭五〇法六六・平一四法一一一部改正)

(資金の融通等)

第百二十三条 国及び地方公共団体は、施行者に対し、市街地再開発事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

第六章 監督等

(報告、勧告等)

第百二十四条 国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は個人施行者、組合、再開発公社又は市町村に対し、市町村長は個人施行者、組合又は再開発公社に対し、それぞれその施行する市街地再

開発事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第二条の二第五項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第百二十六条第一項及び第三項において同じ。)に対し、市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

3 都道府県知事は、個人施行者、組合又は再開発公社に対し、市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

(昭五〇法六六・平一四法一一一部改正)

(個人施行者に対する監督)

第百二十四条之二 都道府県知事は、個人施行者の施行する第一種市街地再開発事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反するときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規

定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対する第一種市街地再開発事業の施行についての認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

4 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによる第一種市街地再開発事業の廃止をもつて第三者に対抗することができない。

(昭五〇法六六・追加 平五法八九一部改正)

(正)

(組合に対する監督)

第百二十五条 都道府県知事は、組合の施行する第一種市街地再開発事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときし、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政

庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、第三十一条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第三十四条第三項又は第三十五条第四項において準用する第三十一条第三項の規定により組合員又は総代から総会の部会又は総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会の部会又は総代会を招集しないときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第二十六条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第三十六条第三項において準用する第二十六条第一項の規定により組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員

の投票に付きなるときも、同様とする。

7 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会、総会の部会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消を請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

(昭五〇法六六・平五法八九・平一一法二五・一部改正)

（再開発会社に対する監督）

第百二十五条の二 都道府県知事は、再開発会社の施行する市街地再開発事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画、権利変換計画若しくは管理処分計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その再開発会社の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有するすべての者の十分の一以上の同意を得て、その再開発会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画、権利変換計画若しくは管理処分計画に違反する疑いがあることを理由として再開発会社の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その再開発

会社の事業又は会計の状況を検査しなければならない。この場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する宅地又は借地があるときは、当該宅地又は借地について所有権を有する者又は借地権を有する者の数をそれぞれ一とみなし、同意した所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計をそれぞれ当該宅地又は借地について同意した者の数とみなす。

3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行った場合において、再開発会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画、権利変換計画若しくは管理処分計画に違反していること認めるときは、再開発会社に対し、その違反を是正するため必要限度において、再開発会社のした処分の取消し、変更若しくは停止又は再開発会社のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事は、再開発会社が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前又は管理処分計画の認可の公告の日前に限り、その再開発会社に対する市街地再開発事業の施行についての認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 再開発会社は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによる市街地再開発事業の廃止をもつて第三者に対抗することができない。

(平一四法二一・追加 平一五法二〇・一部改正)

（是正の要求）

第百二十六条 国土交通大臣は都道府県又は独立行政法人都市再生機構に対し、都道府県知事は市町村に対し、これらの者が施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく国土交通大臣若しくは都道府県知事の処分と違反していると認めるときは、市街地再開発事業の適正な施行を確保するため必要限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 国土交通大臣は、市町村に対し、その施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく都道府県知事の処分と違反していると認められる場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、市街地再開発事業の適正な施行を確保するため必要限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構は、前二項の規定による要求を受けたときは、当該処分の取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。

(平一二法八七・平一一法一六〇・平一五法一〇〇・一部改正)

第百二十七条 次に掲げる処分については、

行政不服審査法による不服申立てをするこ

とができない。

一 第十一条第一項若しくは第三項又は第三十八條第一項の規定による認可（事業基本方針の変更に係るものを除く。）

二 第六條第三項（第三十八條第二項、第五十條の六、第五十條の九第二項、第五十三條第二項（第五十六條において準用する場合を含む。）並びに第五十八條第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知

三 第五十條の二第一項又は第五十條の九第一項の規定による認可

四 第五十一條第一項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定による認可

五 第五十八條第一項の規定による認可

六 第八十三條第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知

七 第七十八條の十において準用する第八十三條第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知

(昭五〇法六六・平一一法二五・平一四法一一・一部改正)

（一部改正）

第百二十八条 前条に規定するものを除くほか、組合、再開発会社、市町村、都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たたる行為（以下この条において「処分」という。）に不服のある者は、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方

住宅供給公社を除く。がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、権利変換に関する処分についての審査請求においては、権利変換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額についての不服をその理由とすることができない。

2 前項の審査請求について都道府県知事がした裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。
(昭五五法六・平一法一六〇・平一四法一一・平一五法一〇〇・一部改正)

（技術的援助の請求）

第二百二十九条 個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者は、組合又は再開発会社を設立しようとする者は都道府県知事及び市町村長に対し、個人施行者、組合又は再開発会社は市町村長に対し、市街地再開発事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ市街地再開発事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。
(昭五〇法六六・平一四法一一・一部改正)

第七章 再開発事業の計画の認定

(平一〇法八〇・追加)

（再開発事業の計画の認定）

第二百二十九条の二 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業であつて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するもの（市街地再開発事業を除く。以下この章において「再開発事業」という。）を実施しようとする者は、

国土交通省令で定めるところにより、再開発事業に関する計画（以下この章において「再開発事業計画」という。）を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 前項の認定（以下この章において「再開発事業計画の認定」という。）を申請しようとする者は、あらかじめ、再開発事業計画に関係がある公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該再開発事業計画の実施により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 再開発事業計画の認定を申請しようとする者は、その者以外に再開発事業を実施しようとする土地の区域内の宅地又は建築物について権利を有する者があつたときは、当該再開発事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもつて再開発事業計画の認定を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

4 前項の場合において、宅地又は建築物について権利を有する者のうち、宅地について所有権又は借地権を有する者及び権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者以外の者を確知することができないときは、確知することができない理由を記載した書面を添えて、再開発事業計画の認定を申請することができる。

5 再開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 再開発事業を実施する土地の区域（以下この章において「再開発事業区域」と

いう。）

- 二 再開発事業区域内にある建築物の建築面積、延べ面積、構造方法、主たる用途、建築時期及び敷地面積
- 三 建築する建築物の建築面積、階数、延べ面積、構造方法、建築設備、用途及び敷地面積
- 四 整備する公共施設の種類、配置及び規模

五 再開発事業の実施期間

六 再開発事業の資金計画

七 その他国土交通省令で定める事項
(平一〇法八〇・追加、平一法一六〇・一部改正)

（再開発事業計画の認定基準）

第二百二十九条の三 都道府県知事は、再開発事業計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る再開発事業計画が次に掲げる条件に該当すると認めるときは、再開発事業計画の認定をすることができる。

- 一 再開発事業区域が第二条の三第一項第二号又は第二項の地区内にあり、次に掲げる条件に該当すること。
- イ 当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該再開発事業区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計のおおむね二分の一以下であること
- ロ 又は当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該再開発事業区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね二分の一以下であること。
- (1) 政令で定める耐用年限の三分の二

を經過しているもの
(2) 災害その他の理由により(1)に掲げるものと同程度の機能低下を生じているもの

(3) 容積率が、当該再開発事業区域に係る都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の容積率（当該再開発事業区域の全部又は一部について定められた同号に規定する用途地域に関する都市計画以外の都市計画において建築物の容積率の最高限度が定められている場合にあつては、当該最高限度の割合。次号ハにおいて「基準割合」という。）の三分の一未満であるもの

(4) 都市計画施設である公共施設の整備に伴い除却すべきもの

ロ 当該再開発事業区域内に十分な公共施設がないこと、当該再開発事業区域内の土地の利用が細分されていること等により、当該再開発事業区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること。

二 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する計画が、第二条の三第一項第二号又は第二項の地区の整備又は開発の計画の概要に即したものであり、かつ、次に掲げる条件に該当すること。

イ 建築する建築物の地階を除く階数が三以上の耐火建築物であること。

ロ 建築する建築物の建築面積が、国土交通省令で定める規模以上であるこ

第百二十九条の四 都道府県知事は、再開発

と。

ハ 建築する建築物の容積率の基準割合に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。

二 建築する建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が、建築基準法第五十三条の規定により建ぺい率の限度が定められている場合にあつては当該限度から国土交通省令で定める数値を減じた数値以下、同条の規定により建ぺい率の限度が定められていない場合にあつては国土交通省令で定める数値以下であること。

ホ 道路、公園その他の公共施設が、当該再開発事業区域の良好な都市環境を形成するよう必要な位置に適切な規模で配置されていること。

三 再開発事業計画の内容が再開発事業区域について定められた都市計画に適合していること。

四 再開発事業計画の内容が当該都市の機能の更新に貢献するものであること。

五 再開発事業の実施期間が当該再開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

六 再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

（平一〇法八〇・追加、平一一法一六〇・平一四法二・平一四法八五・二部改正）

第百二十九条の五 再開発事業計画の認定

事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

（平一〇法八〇・追加）

（再開発事業計画の変更）

第百二十九条の五 再開発事業計画の認定を受けた者（以下この章において「認定事業者」という。）は、当該再開発事業計画の認定を受けた再開発事業計画（以下この章において「認定再開発事業計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

（平一〇法八〇・追加、平一一法一六〇・一部改正）

（報告の徴収）

第百二十九条の六 都道府県知事は、認定事業者に対し、認定再開発事業計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条及び第百二十九条の八において同じ。）に係る再開発事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（平一〇法八〇・追加）

第百二十九条の七 認定事業者の一般承継人

（地位の承継）

第百二十九条の七 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定再開発事業計画に係る再開発事業区域内の土地の所有権その他の当該認定再開発事業計画に係る再開発事業の実施に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認定事業者が有していた再開発事業計画の認定に基

づく地位を承継することができる。

（平一〇法八〇・追加）

（改善命令）

第百二十九条の八 都道府県知事は、認定事業者が認定再開発事業計画に従つて再開発事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定め、その改善に必要な措置を命ずることができる。

（平一〇法八〇・追加）

（再開発事業計画の取消し）

第百二十九条の九 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分違反したときは、再開発事業計画の認定を取り消すことができる。

2 第百二十九条の四の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

（平一〇法八〇・追加）

第八章 雑則

（処分、手続等の効力）

第百三十条 市街地再開発事業の施行に係る土地又はその土地に存する工作物その他の物件について権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく命令、規程、規約、定款若しくは施行規程の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

（昭五〇法六六・二部改正）

（土地の分割及び合併）

第百三十一条 施行者は、第一種市街地再開発事業の施行のために必要があるときは、所有者に代わつて土地の分割又は合併の手続をすることができる。

2 施行者は、一筆の土地が施行地区の内外又は二以上の工区にわたる場合において、権利変換手続開始の登記を申請し、又は囑託をするときは、あらかじめ、その土地の分割の手続をしなければならない。

（昭五〇法六六・二部改正）

（不動産登記法の特例）

第百三十二条 施行地区内の土地及びその土地に存する建物の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

（平二六法二四・一部改正）

（建物の区分所有等に関する法律の特例）

第百三十三条 施行者は、政令で定めるところにより、施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者（都道府県及び市町村を除く。）は、政令で定めるところにより、その管理規約について、機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の管理規約は、建物の区分所有等に関する法律第三十条第一項の規約とみなす。

(昭五〇法六六・昭五六法四八・昭五八法五

一・平二法八七・平一法一六〇・平一四
法一一・平一五法一〇〇・平三法一〇五・
一部改正)

第三百三十四條 施行者は、国土交通省令で定

めるところにより、市街地再開発事業に關する簿書をその事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧又は謄写の請求があつたときは、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
(平二法一六〇・平一七法三四・一部改正)

正)

(書類の送付に代わる公告)

第三百三十五條 施行者は、市街地再開発事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(意見書等の提出の期間の計算等)

第三百三十六條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により一定期間内に差し出すべき意見書その他の文書が郵便又は民間事業者による信書の送達に關する法律(平成

十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で差し出されたときは、送付に要した日数は、期間に算入しない。

2 前項の文書は、その提出期間が経過した後においても、容認すべき理由があるときは、受理することができる。
(平四法二〇〇・一部改正)

(権限の委任)

第三百三十六條の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(平二法一六〇・追加)

(大都市等の特例)

第三百三十七條 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされる事務(都道府県が施行する市街地再開発事業及び第七条の九又は第十一条に係る事務を除く。)で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。))及び同法第二百五十二条の二十六の三第三項の特例市(以下この条において「特例市」という。))において、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市(以下この条において「指定都市等」という。))の長が行うも

のとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中、都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。
(昭五〇法六六・平六法四九・平一一法八七・一部改正)

(七・一部改正)

(固定資産税の軽減等)

第三百三十八條 高度利用地区内において当該高度利用地区に關する都市計画に適合して建築された耐火建築物で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定の適用があるものとする。

2 国及び地方公共団体は、第二百二十三條に規定する場合のほか、高度利用地区内において土地の合理的かつ健全な高度利用を実現する者に対し、建築物の建築に必要な技術上の助言又は資産のあつせんその他の援助に努めるものとする。
(昭四五法一〇九・平一四法二二・一部改正)

(政令への委任)

第三百三十九條 この法律に特に定めるものは、政令で定める。
(経過措置)

第三百三十九條の二 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措

置を含む。)を定めることができる。
(昭六三法四九・追加、平二法一六〇・一部改正)

(事務の区分)

第三百三十九條の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうちに掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 都道府県が第六十一条第一項、第六十六条第一項から第八項まで、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第九十八条第二項(第九十九条の八第五項(第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。))及び第九十八條の二十七第二項において準用する場合を含む。及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)

二 市町村が第五十五条第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)、第五十八条第三項及び第四項において準用する第九十六条第一項(ただし書を除く。))及び第九十九条第四項、第六十一条第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を第九十九条の八第五項(第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、第九十九条第二項において準用す

命令に違反したとき。

三 第二百二十五条の第二項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。

(平一四法一・追加、平一五法一〇〇・一部改正)

第百四十四条の三 第二百二十九条の六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(平一〇法八・追加、平一四法一・旧第百四十四条の二繰下)

第百四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の義務又は財産に関して第百四十一条の二から第百四十二条の二まで又は第百四十三条の二から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(昭五〇法六六・昭五五法六二・昭六三法四九・平一〇法八〇・平一四法八五・一部改正)

第百四十五条の二 個人施行者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした個人施行者(法人である個人施行者を除く)又は法人である個人施行者の役員若しくは清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 第七十七条の十六第三項の規定に違反したとき。
二 第百三十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第百三十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだとき。

四 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

(昭五〇法六六・追加、昭五五法六二・平七法一三・平一四法二・平一七法三四・一部改正)

第百四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 組合が第一種市街地再開発事業以外の事業を営んだとき。

二 第二十七条第九項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

三 第二十七条第十項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき。

四 第三十一条第一項(第三十五条第四項において準用する場合を含む)又は第三項若しくは第四項(第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して総会、総会の部会又は総代会を招集しなかつたとき。

五 第三十一条第七項の規定に違反して書類を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一条第八項の規定に違反して正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七 第三十八条第二項において準用する第

七条の十六第三項又は第四十五条第三項の規定に違反したとき。

八 第四十七条又は第四十九条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

九 第四十八条の規定に違反して組合の残余財産を処分したとき。

十 第百三十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十一 第百三十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 都道府県知事若しくは市町村長又は総会、総会の部会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

十三 組合がこの法律の規定による公告をすべき場合において、公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

(昭五〇法六六・昭五五法六二・平七法一三・平一法二五・平一四法二一・平一六法一五〇・平一七法三四・平一八法五〇・一部改正)

第百四十七条 第三十一条第五項の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかつた者は、二十万円以下の過料に処する。

(平一四法二一・全改)

第百四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした再開発会社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十条の九第二項において準用する第七條の十六第三項の規定に違反したとき。

二 第百三十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第百三十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだとき。

四 市町村長に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

五 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

(平一四法二一・全改、平一七法三四・一部改正)

第百四十九条 第十条第二項の規定に違反してその名称中に市街地再開発組合という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(平一四法二一・追加)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。

(施行の日)昭和四十四年六月一日

第二条 (公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律等の廃止)

第三条 次の各号に掲げる法律は、廃止する。

一 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律第九号)

二 防災建築街区造成法(昭和三十六年法

律第百十号)

（市街地改造事業等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際、現に市街地改造事業に関する都市計画において施行区域として定められている土地の区域について施行される市街地改造事業については、旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際、現に存する防災建築街区造成組合、現に施行されている旧防災建築街区造成法第五十四条に規定する防災建築街区造成事業及び現に同法第五十六条の規定による補助金の交付の決定があつた防災建築物に関しては、同法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（国の無利子貸付け等）

第五条 国は、当分の間、第二百二十二条第一項に規定する施行者に対し、市街地再開発事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に對し、市街地再開発事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、第二百二十二条第一項に規定する施行者が施行する場合にあつては当該施行者に対し当該地方公共団体が同項の規定により補助する費用に充てる資金の一部を、当該地

方公共団体が自ら施行する場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、機構等が施行する場合にあつては当該機構等に對し当該地方公共団体が第二百二十条第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構に対し、市街地再開発事業の施行区域内に居住する者で第七十九条第三項の規定により権利変換計画において施設建築物の一部等又は借家権が与えられないように定められたものその他当該事業の施行により特に新たな住宅を必要とするものとなるものに賃貸するための住宅の建設の事業で、社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、第一項から第三項までの規定による、第二百二十二条第一項に規定する施行者、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとすし、当該補助については、当該貸付金の償

還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 第二百二十二条第一項に規定する施行者、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が、第一項から第三項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（昭六二法八七・全改、平二法七六・平一四法一平一五法一〇〇一部改正）

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三年六月二四日）抄（法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成三年八月三〇日）抄（法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）

の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第一百

二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百四十一条（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第一百四十二条（公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定に限る。）、第一百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法百条の改正規定に限る。）、第一百三十三条、第一百四十一条、第一百四十七條（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七條の改正規定に限る。）、第一百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三條、第二百七十七條、第二百九十一條、第二百九十三條から第二百九十五條まで及び第二百九十八條の改正規定に限る。）、

る。)、第五百五十三條、第五百五十五條(都市再生特別措置法第四十六條、第四十六條の二及び第五十一條第一項の改正規定に限る。)、第五百五十六條(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定に限る。)、第五百五十九條、第六百六十條(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第二項及び第三項の改正規定、同條第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。))並びに同條第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第六百六十二條(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五條の改正規定(同條第七項中「ときは」を「場合において、次條第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次條第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。))並びに同法第三十二條、第三十九條及び第五十四條の改正規定に限る。)、第六百六十三條、第六百六十六條、第六百六十七條、第六百七十一條(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五條の五第二項第五号の改正規定に限る。)、第六百七十五條及び第六百八十六條(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七條第二項第三号の改正規定に限る。))の規定並びに附則第三十三條、第五十條、第七十二條第四項、第七十三條、第八十七條(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百八十七條

の二及び附則第十一條の改正規定に限る。)、第九十一條(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三條、第三十四條の三第二項第五号及び第六十四條の改正規定に限る。)、第九十二條(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十五條の改正規定を除く。)、第九十三條、第九十五條、第九十一條、第九十三條、第九十五條及び第九十八條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日